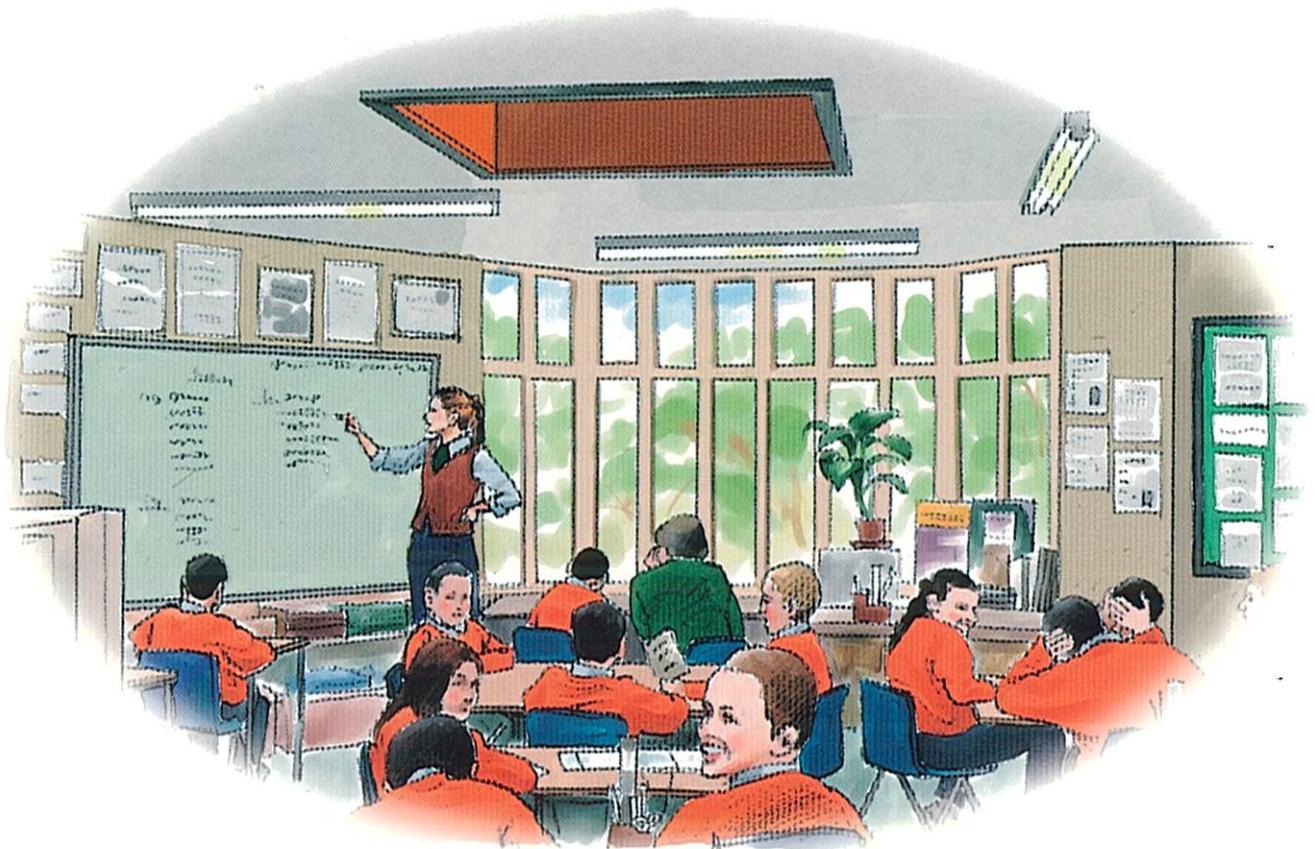


英国の教育



財団法人 自治体国際化協会

はじめに

当協会では各海外事務所を通じ、海外の地方自治制度や各部門の地方行政制度及び政策について調査研究を行い、その成果を日本の地方公共団体に紹介している。

英国においては、かねてから700万人の成人に読み、書き、計算の基礎学力が不足し、生活に支障をきたしていると指摘されており、教育のあり方が国政上の大きな政策課題として浮上していたが、1997年の総選挙において、ブレア率いる労働党が、21世紀における国際競争に耐えうる国民の育成を最大の政策目標として掲げ、「政策の最重要課題は、一にも、二にも、三にも教育」と有権者に訴えて、18年ぶりに政権に返り咲くことに成功し、現在まで総力を挙げて教育改革に取り組んでいる。

英国の教育現場では、学校に主体性を与えることを目的として、公立学校に保護者、地方教育当局、教員及び地域の代表などで組織された学校理事会が設置され、その監督の下に校長に大きな権限が与えられて学校運営が行われている。

一方、それまで地方にまかされていた教育内容については、1988年の教育改革法でナショナル・カリキュラムがはじめて制度化され、義務教育段階の11年間を4段階のキーステージに分けて、履修すべき科目及びその履修内容が定められ、第1から第3キーステージの終了時に児童生徒の学習到達度を測定するナショナル・カリキュラム・テストが実施されるなど児童生徒の学力の向上に向けて、精力的な努力が注がれている。

わが国においても、ゆとり教育のあり方、大学教育のあり方などが国民の間で議論され、英国と同様に教育改革の必要性が認識されている。このような意味で、わが国の教育改革に資するため、同様の努力が続けられている英国の教育の実情について紹介する意義は大きいものがある。

本書は、もともと文部科学省から在英国日本大使館に派遣されていた榎本剛一等書記官が、英国の教育関係者の協力を得て実地調査を重ね、精力的に文献資料を渉猟されて、執務参考資料として取りまとめられたものであるが、今日の英国の教育の実情について詳細な事実とデータが網羅され、教育改革の動きについても詳しく触れられている。これを公刊することは我が国の地方行政や教育の関係者にとって極めて有益であるので、同氏にお願いしたところ、当協会から出版させていただくことに、快く御同意をいただいた。改めて同氏に心から感謝を申し上げたい。

2002年7月

財団法人 自治体国際化協会
理事長 二橋 正弘

【目次】

I. 英国の教育改革の概要.....	2
1 教育改革を進める背景.....	2
2 教育改革の主要事項	3
3 教育改革行程表.....	4
4 教育改革の動向.....	6
(1) 「学校：成功の達成」	6
(2) 「14-19歳：機会拡大、水準向上」	8
5 サッチャー政権からの教育改革の進展.....	10
6 教育改革に関する各党の基本的な考え方	11
II. 学校制度と教育行財政の概要.....	14
1 学校制度と統計.....	14
(1) 学校制度.....	14
(2) 学校統計.....	15
2 教育行政	16
(1) 法制度	16
(2) 教育技能省・OfSTED.....	17
(3) 地方教育当局.....	18
(4) その他の政府機関.....	18
(5) イングランド以外における教育行政.....	19
3 教育財政	20
(1) 英国全体の公財政に占める教育予算	20
(2) イングランドの教育・訓練予算	21
(3) イングランドの地方教育当局予算	23
(4) 英国全体の科学技術関連予算.....	24
(5) 予算に関する俯瞰.....	25
III. 初等中等教育の制度の概要.....	26
1 学校の種類.....	26
(1) 公立学校.....	26
(2) 就学前教育.....	28
(3) 初等教育.....	29
(4) 中等教育.....	29
(5) 義務教育後の教育とシックス・フォーム.....	32
(6) 特別学校.....	35
(7) 児童生徒受入施設	36
(8) 私立学校.....	36
2 学校理事会.....	39
(1) 理事会の構成員の内訳	39
(2) 理事会の権能.....	40
(3) 理事会の構成員の任命等.....	41
3 入学受入	42
4 カリキュラム	46
(1) ナショナル・カリキュラム	46
(2) キーステージと履修教科.....	46
(3) 履修内容.....	47

(4) 授業時間.....	49
5 学習到達度の評価.....	51
(1) 小学校入学時評価.....	51
(2) キーステージと到達レベルの考え方.....	51
(3) 評価のあり方.....	52
(4) 外部試験.....	54
(5) ナショナル・カリキュラム・テスト.....	54
(6) GCSE.....	59
(7) Aレベル・ASレベル.....	61
(8) 職業関連資格.....	63
(9) 全国資格の枠組み.....	64
(10) パフォーマンス・テーブル.....	65
6 学力の国際比較.....	67
(1) TIMSS-R.....	67
(2) PISA.....	69
7 OfSTEDの監査とフレッシュ・スタート.....	69
(1) 学校監査の概要.....	70
(2) 特別措置とフレッシュ・スタート.....	70
(3) その他の活動.....	72
8 学級規模.....	74
9 情報化の推進.....	77
(1) 概括.....	77
(2) 政府の取り組み.....	77
10 学校参加の促進.....	80
(1) 概括.....	80
(2) 特別な教育的ニーズ.....	80
(3) 無断欠席・停学・退学処分.....	82
(4) 民族的マイノリティー.....	85
(5) いじめ.....	86
11 学校施設.....	87
(1) 施設整備.....	87
(2) 学校施設基準.....	87
(3) PFI.....	87
(4) 学校の安全管理.....	90
12 教員.....	91
(1) 教員資格.....	91
(2) 教員養成機関.....	91
(3) 募集・採用.....	93
(4) 初任者研修.....	94
(5) スーパー教員.....	94
(6) 給与.....	96
IV. 高等教育の制度の概要.....	100
1 高等教育機関の種類.....	100
(1) 古い大学.....	102
(2) 新しい大学.....	102
(3) 高等教育カレッジ.....	103
(4) オープン・ユニバーシティ.....	103
(5) バッキンガム大学.....	104
(6) 国外の教育制度に基づく教育機関.....	104
(7) eUniversities.....	105

2	大学の組織形態.....	106
	(1) 古い大学.....	106
	(2) 新しい大学.....	106
	(3) 学長等.....	106
3	学位・学問分野.....	107
	(1) 学位・資格制度.....	107
	(2) 学部・学科の設置.....	108
4	進学動向.....	109
5	入学者選抜.....	112
	(1) 出願から決定までの過程.....	112
	(2) 入学者決定基準.....	113
	(3) 入学者決定の過程（オックスフォード及びケンブリッジ大学の場合）.....	114
	(4) 入学者決定の過程（その他の高等教育機関の場合）.....	115
	(5) 早期入学.....	115
	(6) ギャップ・イヤー.....	115
6	高等教育財政の傾向.....	116
7	HEFCEの資金交付.....	119
	(1) 教育的経費.....	119
	(2) 研究的経費.....	123
	(3) 特別経費等.....	127
	(4) HEFCEによる交付状況.....	127
	(5) 今後の展開.....	128
	(6) TTA.....	129
8	リサーチ・カウンシルによる交付.....	129
9	産学連携.....	130
	(1) 政府の主な取り組み.....	131
	(2) 産学連携の状況.....	132
10	授業料と学生ローン.....	141
	(1) 概括.....	141
	(2) 授業料（フルタイムの学生）.....	141
	(3) ローンの借り入れ（フルタイムの学生）.....	142
	(4) 手続き.....	144
	(5) ローンの返還方法の設定.....	145
	(6) パートタイム学生の場合.....	145
	(7) 就学奨励.....	146
	(8) 大学院の授業料.....	146
	(9) 教員養成課程の授業料の特例.....	147
	(10) スコットランドの授業料の扱い.....	148
	(11) 学生ローンの証券化.....	149
11	留学生の受入.....	150
	(1) 留学生数.....	150
	(2) 留学生の授業料.....	151
	(3) 留学生の専攻分野.....	153
	(4) 奨学金の有無.....	155
	(5) 留学生の受入の拡大政策.....	155
12	学生の卒業後の状況.....	156
	(1) 卒業後の就職状況.....	156
	(2) 卒業生の意識等の調査.....	157
13	教員.....	158
	(1) アカデミック・スタッフ数.....	158
	(2) 人材育成.....	158

(3) 給与.....	159
(4) 他の勤務条件.....	161
1 4 高等教育機関の評価手法.....	162
(1) RAEによる研究評価.....	162
(2) QAAによる教育評価.....	172
(3) HEFCEによる大学評価.....	174
(4) マスコミによる高等教育ランキング.....	175
V. 略語一覧.....	178
VI. 参考文献.....	180

序文

英国の教育改革に対する日本の関心は、初等中等教育、高等教育のいずれの分野においても極めて高く、多くの研究者、行政官によって様々なテーマに関する調査研究が行われています。しかしながら英国の教育制度全体の枠組みを整理しようとする取組みは少ないようであるため、1999年4月から2002年4月までの筆者の在連合王国日本国大使館での経験を踏まえて本資料を作成することとしました。「I」で現在の教育改革の概要を述べ、引き続いて「II」で教育制度の各論を理解する上で必要な学校制度及び教育行財政の仕組みを総論的に説明します。その後、教育の制度及び関連する統計を、初等中等教育及び高等教育に分けて説明します（「III」及び「IV」）。これにより現在の英国の教育事情を包括的に理解することができると思います。

本資料の作成に当たっては文部科学省発行の資料や日本の研究者の論文も参考にしていますが、中心は日本からの出張者の取材への同行及び筆者による単独での取材に基づくものであり、さらに英国政府の資料、書籍、新聞及び雑誌により事実関係や統計を補強しています。本文及び脚注はすべて筆者の私見によるものであり日本政府の公式見解という性格は一切持っていません。掲載している表及びグラフの多くは出典資料を基に独自に分析・整理したものであり、この作成責任もすべて筆者にあります。作成に当たっての基本的スタンスは、英国の教育に関する政策や現状の是非を問うことよりも、制度や現状についてできるだけ客観的な情報を提供することにあります。

英国の教育事情は刻々と変化しており、とりわけ統計については筆者が日本に帰国してから更新に努めましたが、いずれにしてもここに整理した情報は永続的なものではなく、現時点での状況をまとめたものに過ぎないことに留意する必要があります。書き残している個所や書き足りない個所も少なくなく、今後とも機会をとらえて修正・加筆したいと考えており、事実誤認の指摘を含めて御意見等があれば、enomoto@zc5.so-net.ne.jpまで御連絡いただくとありがたいと思います。

自治体国際化協会のロンドン事務所の皆様、とりわけ高島前所長及び安藤所長にはJETプログラムを通じて大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。また、本資料はもともと在連合王国大使館での勤務の一環として作成したものであり、取材や資料集めにご理解をいただいた大使館の方々にもお礼申し上げます。

なお、英国はイングランド、ウェールズ、北アイルランド及びスコットランドの四地域からなりますが、前三地域はほぼ同様の教育制度を有しているのに対し、スコットランドは、やや異なっていることに留意する必要があります。本資料は、特に断りのない限り、イングランドについて説明しています。

榎 本 剛

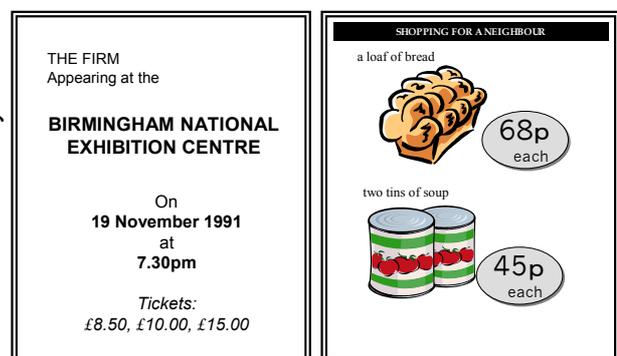
1. 英国の教育改革の概要

1 教育改革を進める背景

1997年の総選挙において労働党は「政策の最重要課題は、教育、教育、教育」と訴えて政権を獲得し、5年が経過した現在も教育改革を重要視している¹。

この背景に、英国が経済的な国際競争に勝ち残るには能力の高い人材の育成が不可欠であるとする一方で、国内の教育事情を見ると、都市部を中心に教育水準の低い学校が多く、また、700万人の大人が読み書き計算に支障をきたしていることへの危機感がある。

例を挙げると「英国の大人の5人に1人が、電話帳から配管工の電話番号を見つけない」「16人に1人が、ポスター（左）を見ても、コンサート会場がどこなのか言うことが出来ない」「4人に1人の大人が、買い物をする時に（右）、2ポンド払うとおつりがいくらになるのか計算できない」というデータが政府から公表されている。



DfEE, “Improving Literacy and Numeracy: a Fresh Start”

そこで、教育改革を通じて、21世紀の「知識経済」(knowledge economy)における国際競争に耐え得る国民を育成することが政府の課題となっている。

ブランケット教育雇用大臣（当時）は、2000年の年頭のスピーチにおいて、教育を最重要課題とする理由として、

- ・ 国家の経済発展には、各人が高い技術力を持つことが不可欠（経済的理由）、
 - ・ 失業、貧困、犯罪等の社会不安を取り除き、健全な社会を構築することは教育を通じて可能になる（社会的理由、上記経済的理由とともに、国家に着目したメリット）、
 - ・ 人々は、教育を通じて様々な選択と機会を得ることが可能になり、教育は、人々を様々な制約から解放するものである（個人に着目したメリット）、
- の3つを挙げている。

¹ ただし、2001年後半からは、医療改革、公共交通の整備、安全保障問題が優先され、ブレア政権全体としての政策における教育の比重が下がってきているように思われる。

2 教育改革の主要事項

(1) 改革の背景と目標

① 背景

- 国際的な競争環境の激化：人材養成の必要。
- 児童生徒の学力低下：児童生徒の学力水準の低下に対する危惧。

② 目標

- 国民の教育水準の向上：21世紀の「知識経済」における国際競争に耐え得る国民の育成。

(2) 改革の内容

① 初等中等教育

- 教育水準の向上：全国学習目標の設定、全国テストの実施、学校別成績一覧の公表。
- 3-4歳児の就園率の引き上げ
- 30人学級の実現：小学校1-2学年における学級規模の上限を30人とする。
- 学習内容の見直し：ナショナル・カリキュラムの改訂、シックス・フォームにおける履修科目の多様化。
- 中等学校の多様化：スペシャリスト・スクールの増加、民間資金の積極的導入。
- 職業教育の充実：職業教育の充実、職業関連資格のGCSE、Aレベルへの一本化。
- 不登校・校内暴力へのきめ細かい対応
- 情報化の推進：全国学習情報ネットワーク(National Grid for Learning)の推進。ハードやコンテンツ整備、教員研修を経て、新しい教育方法の開発。
- OfSTEDによる学校監査の強化：模範的学校や失敗校の公表、閉校措置も。
- 教員の確保及び資質の向上：教員養成の充実、業績給導入。

② 高等教育

- 高等教育の拡大：2010年までに高等教育進学率を50%に引き上げ。様々な背景を持つ者の高等教育進学を奨励。
- 教育・研究水準の向上：大学の研究評価を補助金配分に反映。また、教育評価も導入。
- 留学生受入の拡大：英国大学への留学生をさらに5万人増加。電子大学(eUniversities)構想の実施。

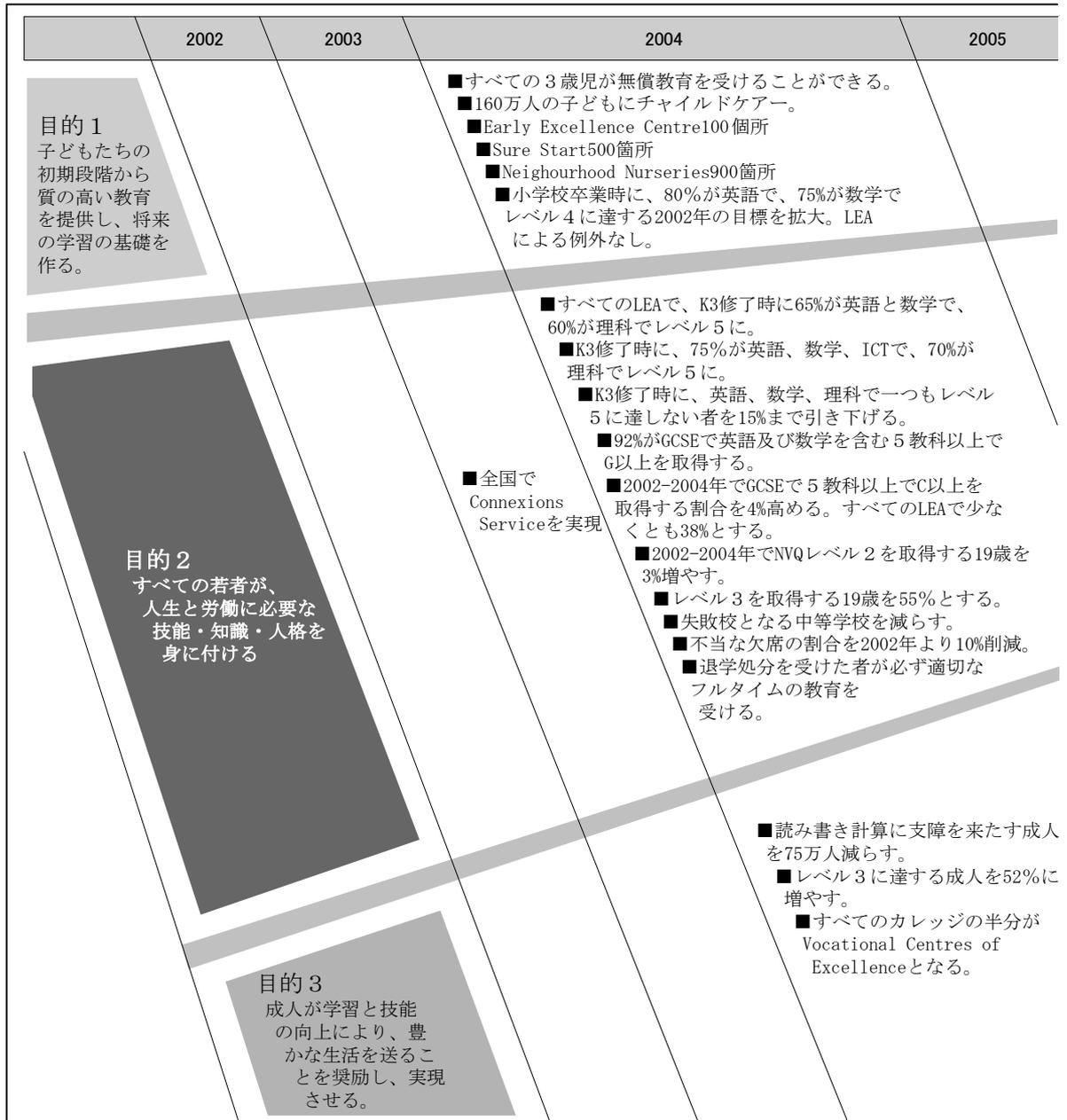
③ その他

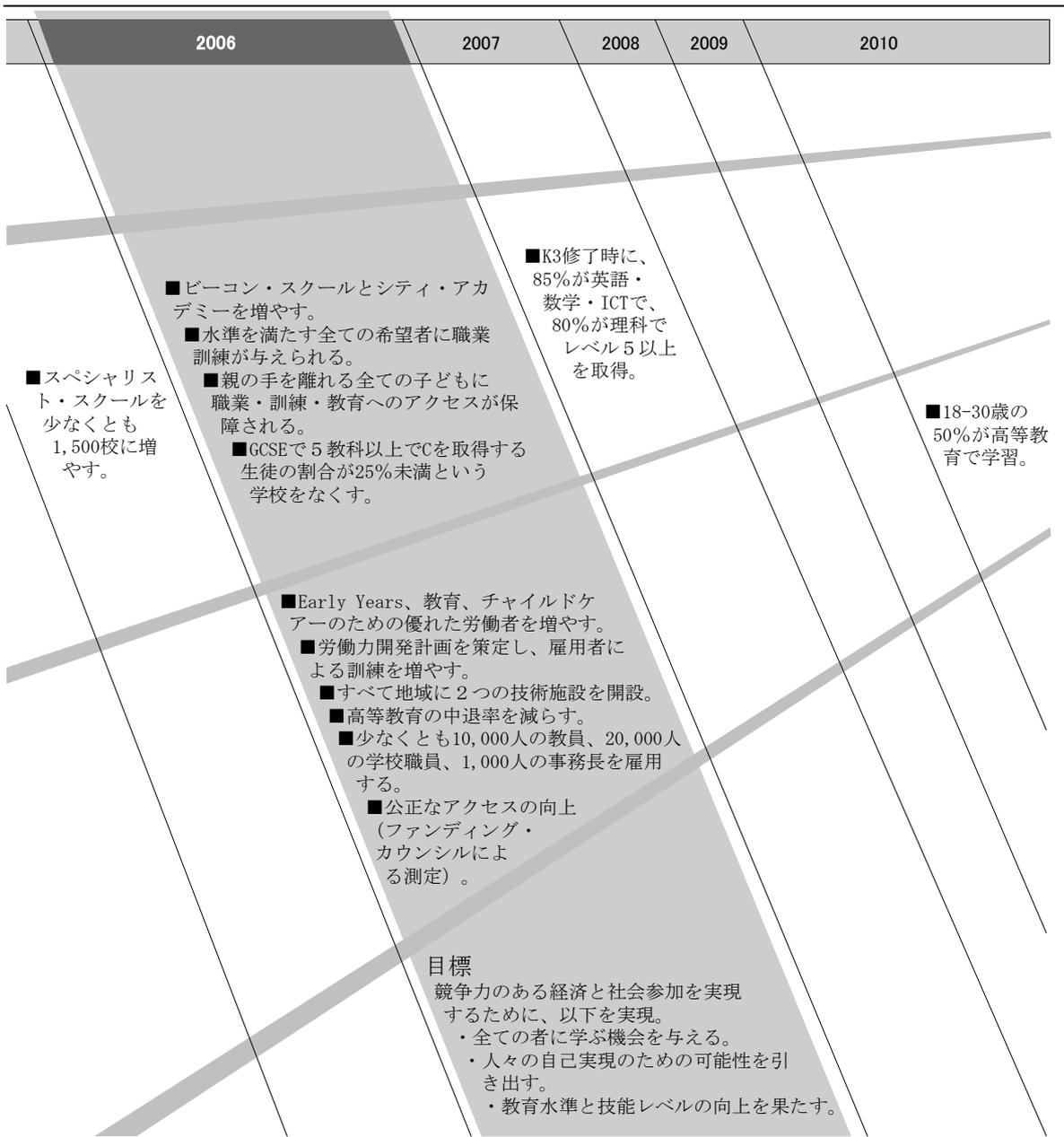
- 民間資金・ノウハウの導入：PFI、PPPによる教育への民間資金・ノウハウの導入推進。

3 教育改革行程表

2001年10月に、教育技能省(DfES, Department for Education and Skills) (後述) は「教育と技能：成果の達成、2006年への戦略(Education and Skills: Delivering Results - A Strategy to 2006)」を公表し、今後の教育改革のスケジュールを明らかにしている。そのうち全体の行程表をまとめたものは以下の通り。

教育改革行程表(Milestones on the road to delivery)



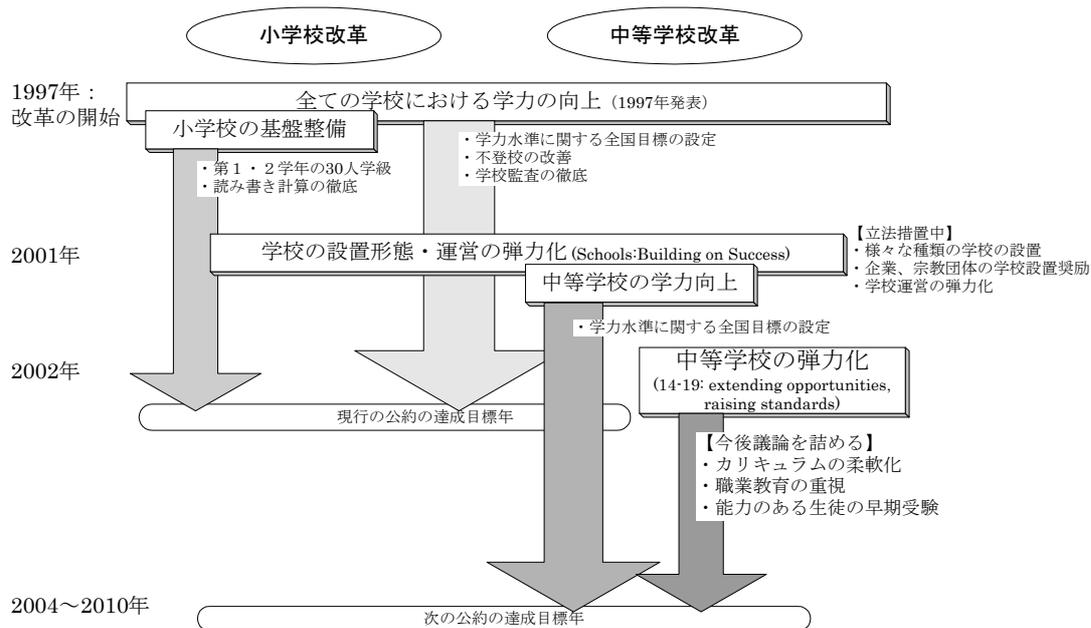


DfES, "Education and Skills: Delivering Results - A Strategy to 2006"

4 教育改革の動向

教育改革の実施に当たっては、政府により様々な提言が頻繁になされており、それを大まかに整理すると以下のようなになる。政権の1期目（1997～2001年）では、初等中等教育全体の教育水準の向上に主眼を置きながらも、とりわけ小学校の基盤整備に重点を置いていた。政権2期目（2001年～）の現在は、中等学校改革に重点を移している。

教育改革の流れ



筆者作成

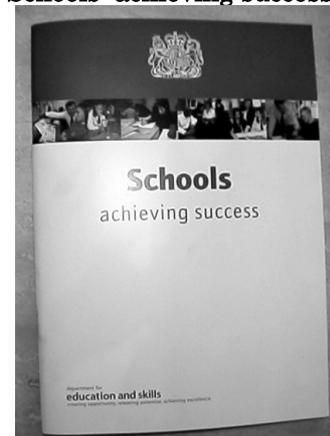
以下では、政権2期目における主要な2つの政府資料を紹介する。

(1) 「学校：成功の達成」

2001年9月5日、モリス教育技能大臣は、今後の教育改革の方向性を示すホワイト・ペーパー「学校：成功の達成(Schools: achieving success)」を発表している。

これは、同年2月に公表したグリーン・ペーパー「学校：成功を推し進める(Schools: Building on Success)」の提言を政府の方針として固めたものであり、政権2期目における教育改革の方向性を示すものという性格を有している。この政策の実現のために、2001年11月22日に「教育法案(Education Bill)」が議会に提出されている²。

“Schools: achieving success”



² 同法案の内容は、①教育水準向上の観点から学校に対する規制緩和を進める（例えば、登校日を決定する裁量、教員給与の裁量、ナショナル・カリキュラムを適用除外とする裁量、を学校に与える、ただし、いずれも教育水準の向上を目的とすることが必要であり、また、教育技能大臣の許可

① すべての子どものニーズに応じた多様なシステム

- ・スペシャリスト・スクールの拡大（2005年までに1,500校）
- ・スペシャリスト・スクールの種類に「理科」「工学」「ビジネスと起業」「数学とコンピュータ」を追加。
- ・ビーコン・スクールの増加（2005年までに中等学校で400校）
- ・シティ・アカデミーの増加（2005年までに20校）

② 学校に応じた改革

- ・成功している学校が水準向上に完全な責任を持ち、自由・能力・インセンティブが与えられるようにする。
- ・上級スペシャリスト・スクール、上級ビーコン・スクール等の制度化。
- ・学校改革部(schools innovation unit)の創設。
- ・学校間連携を進めるための規制緩和を行う。
- ・学校に対し、外部組織（ボランティア組織、企業、宗教団体）と協調できる能力の付与。
- ・学校新設に当たって、地方教育当局は、他の地方教育当局、企業、民間団体からの設置の提案を受けるようにする。
- ・学校における地域サービス（チャイルドケア等）の提供を可能とする。

③ 失敗や低水準に対する断固たる介入

- ・困難な環境にある学校への支援により、すべての学校において、生徒の25%以上が5教科のGCSEでC以上を取得する（2006年までに実施）。
- ・極めて困難な環境にある学校に対する集中的支援（例：とても小さい学級規模の導入）により、水準の向上を図る。
- ・低水準の原因が学校理事会にあると判断される場合、学校理事会の機能を停止し、臨時委員会(Interim Executive Board)が役割を担う。

④ 全国的な教育水準の向上と個々の生徒に応じた学習

- ・中等学校前期の水準向上のため、14歳時の学力テストの結果を公表。キーステージ3修了時に、85%が英語、数学、情報教育で、80%が理科でレベル5以上を取ることとする（2007年までに実施）。
- ・パフォーマンス・テーブルにおいて、入学後の生徒の伸び率がわかる統計も公表。
- ・特に14歳以上の生徒について、個々の生徒のニーズに応じたカリキュラムを設計。
- ・才能ある生徒の能力開発の奨励。
- ・14-19歳に応じた職業教育の開発。

⑤ 教員への支援

- ・教員10,000人増、アシスタント教員20,000人増、訓練を積んだ1,000人の事務長を

が必要)、②民間企業との提携を積極的に推進する、となっている。しかし、教育技能大臣の許可を必要とする制度について、野党や教員組合側は「政府の統制を逆に強めるものだ」と反発している。

I 英国の教育改革の概要

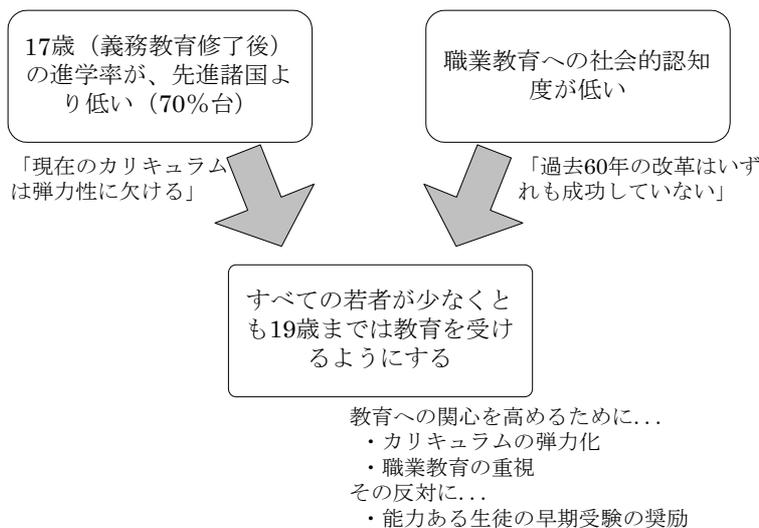
確保。

- ・パイロット事業により、教員の事務量の問題について、教員の職務負担の量と教育水準の確保の観点から検討する。また、教員の勤務時間のあり方を見直し、授業準備、研修、学校運営のための時間確保を図る。

(2) 「14-19歳：機会拡大、水準向上」

2002年2月12日には、中等教育改革を中心とするグリーン・ペーパー「14-19歳：機会拡大、水準向上(14-19:extending opportunities, raising standards)」を発表した。あわせて外国語教育に対する提言も発表している。

グリーン・ペーパーの背景



筆者作成

今後、各界からの意見を集約して最終的な方向性が示される予定である。

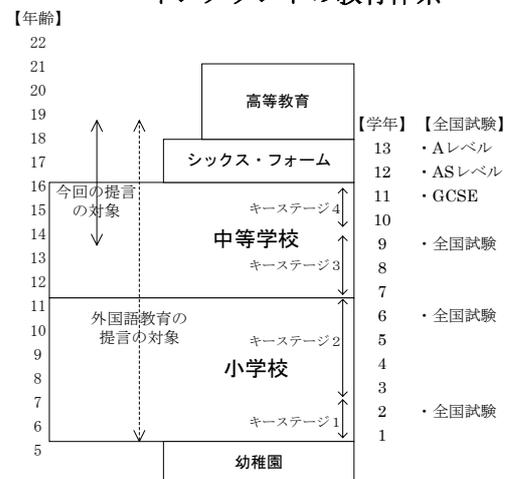
① カリキュラムの弾力化→職業教育の充実

- ・キーステージ4の必須教科を「英語」「数学」「理科」「情報技術」に減らす（「現代外国語」は選択教科に格下げ）。
- ・キーステージ4の授業における必須教科の割合を5割に引き下げる（現行は8割）。残りは生徒がそれぞれの必要性和興味に応じて、職業教育をはじめとする様々な事柄を学ぶ。

② 一般資格と職業関連資格の一本化→職業関連資格の社会的認知度の向上

- ・GCSEに職業関連科目（例：「エンジニア」「観光業」）を設け、一般科目（例：「英文学」「数学」）と同等に扱う。
- ・「職業Aレベル試験」(Vocational A Level)をAレベルに完全に一本化する。

イングランドの教育体系



③ 試験制度の見直し→能力のある生徒の学習奨励

- ・能力のある生徒が、キーステージ3修了時の全国試験とGCSEを、それぞれ1年早く受験できる。また、キーステージ4で成績優秀な者が、GCSEを飛ばしていきなりASレベルを受験できる。
- ・Aレベルに、現在の最高位の評価であるA以上の評価（A with distinction）を創設する。

④ 外国語教育の奨励

- ・外国語カレッジの数を少なくとも200校にする（現在は126校）。
- ・希望するすべての小学生が、外国語を学ぶ機会を得る（注意：義務化ではない）³。
- ・小学校における外国語の指導者確保のため、教員養成のほか、外部資源の活用を検討する（例：就労経験を得るために英国に渡航する外国人、英国の大学への留学生、大学で外国語を学ぶ学生）

³ 今回の提言は最終的なものではないということに留意する必要があるが、小学校で外国語学習が可能になる一方で、外国語が必須教科なのがキーステージ3だけとなるため、全体としては外国語教育軽視の流れにあるのは否めない。

5 サッチャー政権からの教育改革の進展

(1) サッチャー、メージャー政権の取組み

① 改革の内容

他の先進国と比べた学力低下が問題

→1987年の総選挙で勝利を得たサッチャー政権が、教育改革を前面に出す
(手法)

「市場原理の教育への応用による教育水準向上、効率的な学校運営」

- ・ナショナル・カリキュラムの作成
- ・その到達度をみるための「全国テスト」の実施
- ・地方教育当局の権限を縮減、国庫補助学校の創設、親の学校選択を促進

メージャー政権は、さらに以下を実施

- ・学校監査制度の再編強化、パフォーマンス・テーブルの導入（学校の説明責任を重視）
- ・「保育ヴァウチャー」の導入
- ・スペシャリスト・スクールの創設

② 改革の評価

メリット

- ・明確な指標の導入による学校や児童生徒の達成度の客観的な評価が可能に

問題点

- ・逆に競争から取り残される学校や生徒への配慮不足
- ・教育困難地域等に対する具体的な施策の不足
- ・したがって、国全体としての教育水準は向上せず

(2) 第一期ブレア政権の取組み

① 改革の内容

教育水準の向上に焦点を当てるところは保守党と同じ

→ナショナル・カリキュラム、「全国テスト」、結果公表の継続

しかし、例外を許さず、すべての学校に学力向上を求めるところは大きく異なる

→読み書き計算を重視する授業編成

「市場原理」より、親と学校、地方と中央、官と民など様々なレベルで連携を強調
とりわけ地方教育当局の役割を再確認

- ・「保育ヴァウチャー」「国庫補助学校」は廃止
- ・教育条件を改善（特に、小学校（5－11歳の6年間）を重点）
- ・小学校低学年における30人学級の実現
- ・教育への公財政支出の充実
- ・学校や地方教育当局の運営に際し、民間資金の導入にも積極的

②改革の評価

- ・小学校を中心に学力向上の改善が見られる
- ・一方、様々な新制度の導入や報告事務の増加に伴い、教員の事務量が膨大
- ・教員の待遇改善が進まず、都市部を中心に教員不足が深刻化

(3) 第二期ブレア政権下での改革の行方

- ・小学校に引き続き、中等学校（11-16歳の5年間）の改革を推進
- ・小学校と同様に、読み書き計算重視の授業編成
- ・学校の多様化・弾力化を通じた教育の活性化
- ・スペシャリスト・スクールの増加、宗教団体や民間企業による学校経営参画を奨励
- ・教員確保の各種方策の取り入れ

→教育水準の向上、教員不足解消が果たせるか注目

6 教育改革に関する各党の基本的な考え方

国民の教育への感心の高さを反映して、各政党とも教育改革について多く言及している。

教育改革を行う目的については、労働党及び保守党とも、国民全体の知的水準を引き上げることにより、知識経済化の進む国際競争に生き残るためとしていることで一致している。

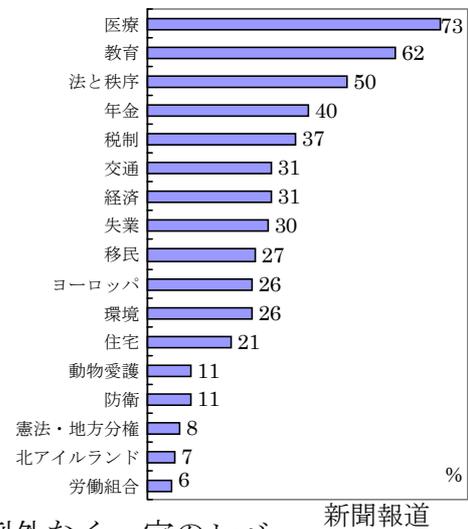
また、教育改革を進めるための個別の施策に着目しても、もともと、労働党政権は、国庫補助学校や保育ヴァウチャー制度の廃止などを除けば、保守党政権の施策の多くを引き継いでおり共通するものも多い。

しかし、労働党は、すべての学校の教育水準を例外なく一定のレベルに到達させることに力点を置いている。そこで、教育予算の増額とともに、学校や地方教育当局に、教育水準向上に関する各種の計画作成を義務付けるとともに、全国的な達成目標を掲げることにより、成績の向上を外形的・客観的に明らかにしようとしている。

一方、野党保守党は、学校をこうした計画やターゲットに拘束することが、学校に過重の事務的負担をもたらしている、また、労働党政権下において教育条件は決して改善されていない、として政府を強く非難している。そこで、2001年の総選挙では、学校や大学が、政府からの干渉を受けることなく自立性を持つことにより、教育水準を向上させるべきとの考え方に基づき「フリースクール」「フリーユニバーシティ」の構想を示した。しかし、自由化が本当に教育水準の向上をもたらすのか明らかにされず支持されなかった。現在、教育ヴァウチャー制の導入を含めた新たな公約を検討している模様である。

第3党の自由民主党は、労働党が政権奪取時に「教育、教育、教育」と教育重視を打ち出したが、今や「規制強化、中央集権化、民営化」がもたらされており、さらに、学級規模の拡大など教育条件は悪化している、政府は膨大な数の教育達成目標を掲げており、これが学校現場の自由な教育活動を縛っている、と指摘している。そこで、政府による教育支出の増額とともに、教育に自由を保障するために、GCSE等の到達目標の廃止を主張している。一方、保守党の掲げる自由化路線は、教育現場に混乱をもたらすものとして反対している。

選挙投票に当たって重視する事項（2001年の世論調査結果）



新聞報道

各党の教育改革への方針の相違

	労働党
究極目標	知的経済に対応するため、英国
目標達成のための手法	数値を伴う目標設定を行い、その実現を通じて、すべての学校の成績を向上させる。
教育予算	初等中等教育における予算増加。 (高等教育については言及少)
読み書き計算能力	最重要課題。
ナショナル・カリキュラム	実施。
学校制度	コンプリヘンジブ・スクールを基本としつつ、中等学校の多様化を進める。
リーグ・テーブル	引き続き実施（中等学校の生徒の入学後の伸び率も指標に加える）。
OfSTED	査察の実施。
学級規模	小学1-2学年の30人学級の実現。
学校出席の改善	不登校、退学処分者の規模を現行より1/3減らす。
地方教育当局のあり方	学校の成績向上のため、積極的な役割を持つべき。民営化も辞さず。
教員	業績給制度の導入。 教員確保施策の積極的实施を通じた必要教員数の確保。
高等教育	アクセスの拡大、進学率の向上。 ファンディング団体による配分により、効率的・競争的な予算運営を行う。

保守党	自由民主党
の教育水準を向上させる。	自由社会における自由な教育の実施。
「フリースクール」「フリーユニバーシティ」として学校や大学に大幅な自由と多様化を保障する。	教育予算の増額と、学校における教育内容・方法の自由化を進めるべき。保守党の過度の自由化には反対。
(言及せず)	初等中等教育、高等教育とも予算拡大。
学校の主体性を重視する方法に改める可能性もあるが、政権獲得後も重視。	音楽や美術等が軽視され、創造性が損なわれている現状を批判。ターゲットを廃止すべき。
簡素化し、子どもの能力に応じた弾力的なものとする(保守政権時に発足)。	ナショナル・カリキュラムを廃止し、ミニマム・カリキュラムを創設。GCSEを廃止すべき。
制度の画一化が学力低下をもたらしており、「多様な学校の設置を認める」「グラマー・スクールも積極的に新設」「学校間の競争の促進」を提言。	信教に基づく公立学校の新設に慎重な姿勢。スペシャリスト・スクールの増加に懸念。
新たに、入学後の子どもの伸び率も公表する。	小学校では廃止すべき。
問題のある学校への対応に重点。	学校を拘束していると非難。
(「小学1-2年以外の学年の学級規模は拡大している」と非難するにとどまり、学校の自主性に委ねるべきとの方針と思われる。)	小学校の全学年における25人学級の実現。
ターゲットを廃止するとともに、問題のある生徒を退学させる権限を校長に与える。	ターゲットを廃止すべき。
権限を大幅縮小し、学校の主体性を高める。	民営化に反対。
業績給は、申請手続きが煩雑で、無駄な経費がかかっている。教員確保状況は悪化している。	教員給与は低く政府の干渉に拘束されている。TTAを廃止して教員養成を地方主体とすべき。
能力のある者のアクセスを拡大すべき。 「政府の規制をなくすべき」として、大学の私学化を主張。	授業料の廃止及び(低所得者層を中心とした)経済的支援。 アクセスの拡大。 「大学の私学化」には反対。

(保守党及び自由民主党は新しい政策を検討中)

筆者作成

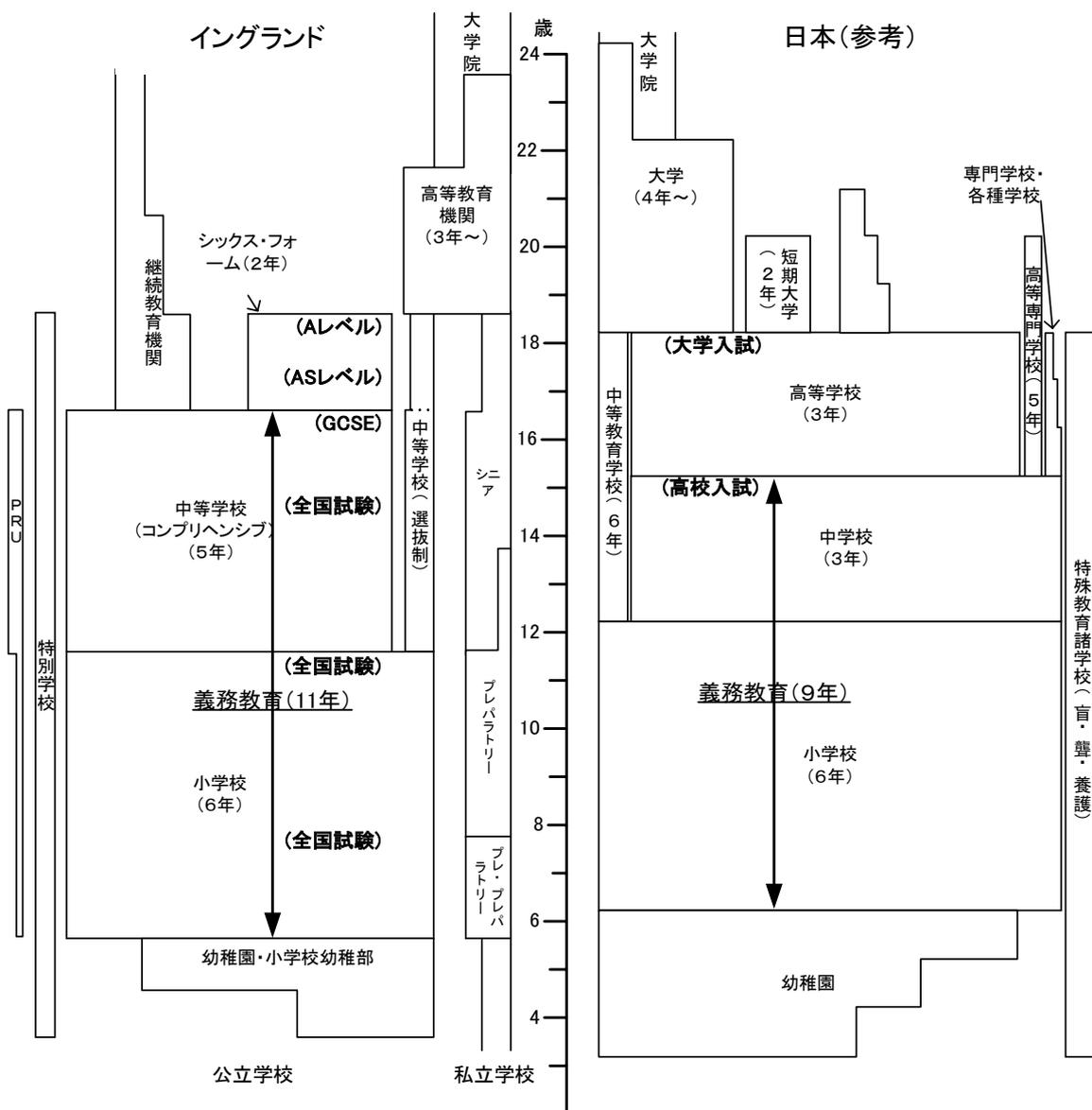
II. 学校制度と教育行財政の概要

1 学校制度と統計

(1) 学校制度

義務教育の修業年限は11年間であり、日本と異なるが、小学校から大学を卒業するまでの年限の合計は16年となり、日本と同じである。なお、英国の新学期の開始は9月。

イングランドの学校の系統図



筆者作成

(2) 学校統計

英国全体の学校数・児童生徒学生数・教員数の概要は以下の通り。

英国の学校数・児童生徒学生数・教員数

	学校数 (校)	児童・生徒・学生 (千人)	教員数 (千人)
公立幼稚園	*1 3,228	*1 152.2	*2 211.1
公立小学校	*1 22,902	*1 5,297.7	
公立中等学校	*1 4,337	*1 3,916.9	*2 223.0
私立学校	*1 2,414	*1 626.1	*2 51.2
公立特別学校	*1 1,401	*1 107.7	*2 16.6
私立特別学校	*1 97	*1 5.7	
児童生徒受入施設	*1 338	*1 9.7	*5 >2.1
大学	*3 113	フルタイム *4 1,178.7	*4 113.8
高等教育カレッジ	*3 53	パートタイム *4 677.6	
継続教育カレッジ	*1 499	フルタイム *2 1,036.3	*2 55.0
	うちシックスフォームカレッジ *1 105	パートタイム *2 3,015.2	

*1:2000-01年度, DfES, “Statistics of Education, Education and Training Statistics for the United Kingdom 2001”

*2:1999-00年度, DfES, “Statistics of Education, Education and Training Statistics for the United Kingdom 2001”

*3:2001-02年度, HEFCE 01/56 “Higher education in the United Kingdom”を修正

*4:1999-00年度, HESA, “Higher Education Statistics for the United Kingdom 1999/2000”

*5:2000-01年度, DfES, “Schools in England 2001”

そのうち、イングランドのみを抜き出すと以下の通り。

イングランドの学校数・児童生徒学生数・教員数

	学校数 (校)	児童・生徒・学生 (千人)	教員数 (千人)
公立幼稚園	*1 506	*1 45.0	*2 181.4
公立小学校	*1 18,069	*1 4,406.2	
公立中等学校	*1 3,481	*1 3,231.8	*2 190.3
私立学校	*1 2,205	*1 568.2	*2 48.4
公立特別学校	*1 1,113	*1 91.0	*2 13.8
私立特別学校	*1 62	*1 4.6	
児童生徒受入施設	*1 308	*1 9.3	*5 2.1
大学	*3 89	フルタイム *4 955.9	*4 91.5
高等教育カレッジ	*3 41	パートタイム *4 584.7	
継続教育カレッジ	*1 411	フルタイム *2 932.0	*6 48.1
	うちシックスフォームカレッジ *1 105	パートタイム *2 2,502.7	

*1:2000-01年度, DfES, “Statistics of Education, Education and Training Statistics for the United Kingdom 2001”

*2:1999-00年度, DfES, “Statistics of Education, Education and Training Statistics for the United Kingdom 2001”

(初等中等教育関連にはウェールズを含む)

*3: 2001-02年度, HEFCE 01/56 “Higher education in the United Kingdom”を修正

*4: 1999-00年度, HESA, “Higher Education Statistics for the United Kingdom 1999/2000”

*5:2000-01年度, DfES, “Schools in England 2001”

*6:1998-99年度, FEFC, “Staff Statistics, 1998-99”

2 教育行政

(1) 法制度

現在、イングランドとウェールズの教育制度の大枠は「1996年教育法(Education Act 1996)」により定められている。この法律は、1994年以降の様々な教育法を統合したものであり、労働党が政権を獲得して直ちに制定した「1998年学校水準・枠組法(School Standards and Framework Act 1998)」によりおよそ半分の条文が削除された現在も、教育制度の基本枠組みとなっている。「1996年教育法」は、初等・中等・継続教育や義務教育、地方教育当局、ナショナル・カリキュラム、特別な教育的ニーズ、私立学校等、基本的な教育制度について定めている。「1998年学校水準・枠組法」は、教育水準向上のための施策（小学校1-2学年の30人学級、教育改善地区(Education Action Zones)、大臣による閉校命令等）の他、公立学校の種類・予算の仕組み、学校への入学手続き等について定めている。また、高等教育については「1988年教育改革法(Education Reform Act 1988)」「1992年継続・高等教育法(Further and Higher Education Act 1992)」「1998年教員・高等教育法(Teaching and Higher Education Act 1998)」に各種規定がある。

これらを含めて、現在、以下の様々な教育法が現行法として機能している。

教育に関する主な法律

法律名	概要
1967年教育法 (Education Act 1967)	教員養成機関の施設整備のローン借入れ。
1973年教育法 (Education Act 1973)	教育信託。
1983年教育（授業料・奨学金）法 (Education (Fees and Awards) Act 1983)	留学生の授業料等。
1985年継続教育法 (Further Education Act 1985)	継続教育機関を通じた、地方教育当局の財とサービスの提供。
1986年教育法 (Education Act 1986)	工学系フェローシップに関する資金提供等
1986年第2教育法 (Education Act (No 2) 1986)	大学における言論の自由等。
1988年教育改革法 (Education Reform Act 1988)	継続・高等教育等。
1991年教員給与待遇法 (School Teachers' Pay and Conditions Act 1991)	教員の給与待遇。
1992年継続・高等教育法 (Further and Higher Education Act 1992)	継続・高等教育、HEFCEの設置。
1994年教育法 (Education Act 1994)	TTAの設置等。
1996年幼児教育・国庫補助学校法 (Nursery Education and Grant-Maintained Schools Act 1996)	幼児教育に関する資金。
1996年教育法 (Education Act 1996)	現行教育制度に関する基本法。
1996年学校監査法 (School Inspections Act 1996)	勅任主任監査官の設置。
1997年教育法 (Education Act 1997)	QCAの設置等。
1997年教育（学校）法 (Education (Schools) Act 1997)	学籍補助制度の廃止。
1998年教員・高等教育法 (Teaching and Higher Education Act 1998)	教員関連、大学授業料・ローン制度。
1998年学校水準・枠組法 (School Standards and Framework Act 1998)	教育水準の向上。公立学校の種類・予算の仕組み等。
2000年学習・技能法 (Learning and Skills Act 2000)	学習・技能カウンシルの設置等。
2001年特別な教育的ニーズ・障害法(Special Education Needs and Disability Act 2001)	SEN関係の規定の整備。

筆者作成

現在、新しい「教育法案(Education Bill)」が議会に提出されている(前述)。この法案は新規施策の制度化と同時に、現行の各教育法に別々に定められている様々な規定を集約する機能も果たしており、同法案が「2002年教育法(Education Act 2002)」として施行されると既存の教育法の多くの条文も削除されることとなる。

この他、命令(Statutory Instruments)、通達(circulars)、行為準則(codes of practice)等を通じて、政府の方針が定められている。

(2) 教育技能省・OfSTED

英国政府の教育部門は、1992年に「教育科学省(Department of Education and Science)」から科学部門が切り離され「教育省(Department for Education)」となっていたが、教育と訓練に関する一貫した制度確立のため、1995年の旧雇用省の分割に伴い「教育雇用省(Department for Education and Employment)」が創設された。

2001年6月の総選挙後には雇用部門が再び切り離され「教育技能省(Department for Education and Skills)」が創設された。雇用部門は、雇用年金省(Department for Work and Pensions)に移行している。

教育技能省には、大臣を筆頭に、それぞれの所管分野を有する閣外大臣及び政務次官が配属されている。なお、職員数は、教育雇用省当時で約5,000人となっている。

OfSTEDは教育技能省から独立した政府機関(non-ministerial government department)となっている(後述)。

教育技能省の大臣・政務次官(Ministerial Team)



RT HON ESTELLE MORRIS MP
Secretary of State for Education and Skills
教育技能大臣



DAVID MILLBAND MP
Minister of State for School Standards
教育水準担当閣外大臣



MARGARET HODGE MBE MP
Minister of State for Lifelong Learning
and Higher Education
生涯学習・高等教育担当閣外大臣



BARONESS CATHERINE ASHTON
Parliamentary Under Secretary of State
for Early Years and School Standards
幼児教育・教育水準担当政務次官



IVAN LEWIS MP
Parliamentary Under Secretary of State for
Adult Learning
成人教育担当政務次官



STEPHEN TWIGG MP
Parliamentary Under Secretary of
State for Young People and Learning
青少年学習担当政務次官

(3) 地方教育当局

イングランドでは地方公共団体における教育部局として150の「地方教育当局(LEA, Local Education Authorities)」が存在する。地方教育当局の役割は「地域における精神的、道徳的、知的及び身体的発達に貢献するため、地域住民のニーズに沿った効果的な初等教育、中等教育及び継続教育を保証する」(「1996年教育法」第13条)とされている。

イングランドの地方自治組織 (網掛けが地方教育当局の機能を持つ地方公共団体)

区分	地方公共団体	
大ロンドン (Greater London)	大ロンドン市(Greater London Authority)(1)	ロンドン区(London Borough)(32) シティ(City of London)(1)
大都市圏エリア (Metropolitan County Areas)	ウエスト・ミッドランド(West Midland)(7)	
	マーシーサイド(Mercyside)(5)	
	大マンチェスター(Greater Manchester)(10)	
	南ヨークシャー(4)	
	西ヨークシャー(5)	
非大都市圏(Non-metropolitan Counties)	タイン・ウェア(Tyne and Wear)(5)	
	ユニタリー(Unitary Councils)(47)	
	県(County Council)(34)	ディストリクト(District Council)(238)

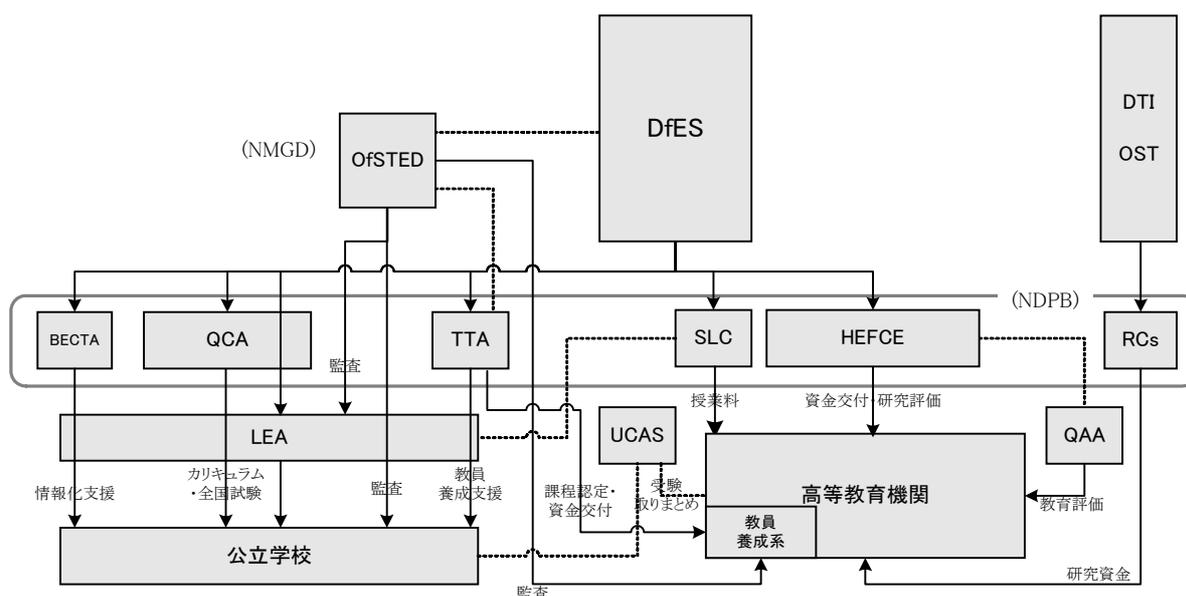
LGA, “Local government structure”, Croner’s, “The Head legal guide”

(4) その他の政府機関

QCA、BECTA、TTA、HEFCEなど、独立した組織でありながら、教育技能省と一体的に活動する教育機関も多く存在するが、これらは準政府機関(NDPB, non-departmental public bodies)又はquangos(quasi-autonomous non-governmental organisations)と呼ばれている。通常、教育技能大臣により任命された理事からなる理事会により運営される(後述)。

以上を整理すると、教育に関わる機関の関係は以下ようになる。

イングランドの教育機関の概略図



(本資料で説明するもののみ掲載。略語は後述)

筆者作成

(5) イングランド以外における教育行政

スコットランドでは「スコットランド教育省(Scottish Executive Education Department)」が初等中等教育を担い、「スコットランド起業生涯学習省(Scottish Executive Enterprise and Lifelong Learning Department)」が生涯学習及び高等教育を担っている。

北アイルランドでは「北アイルランド教育省(Department of Education of Northern Ireland)」が初等中等教育を、「北アイルランド雇用学習省(Department for Employment and Learning of Northern Ireland)」が高等教育を担っている。

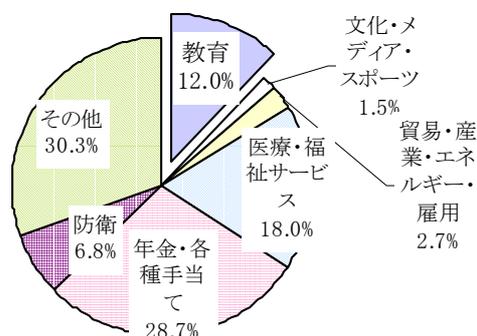
「1996年教育法」第10条により、教育技能大臣は、イングランドとウェールズの教育に責任を負っているが、「1998年ウェールズ政府法(Government of Wales Act 1998)」によりウェールズ議会(National Assembly of Wales)が設けられたことに関連し、教育に関する機能の多くは「1999年ウェールズ議会（機能移転）命令(National Assembly for Wales (Transfer of Functions) Order 1999)」により、1999年7月1日からウェールズ議会に移行されている。

3 教育財政

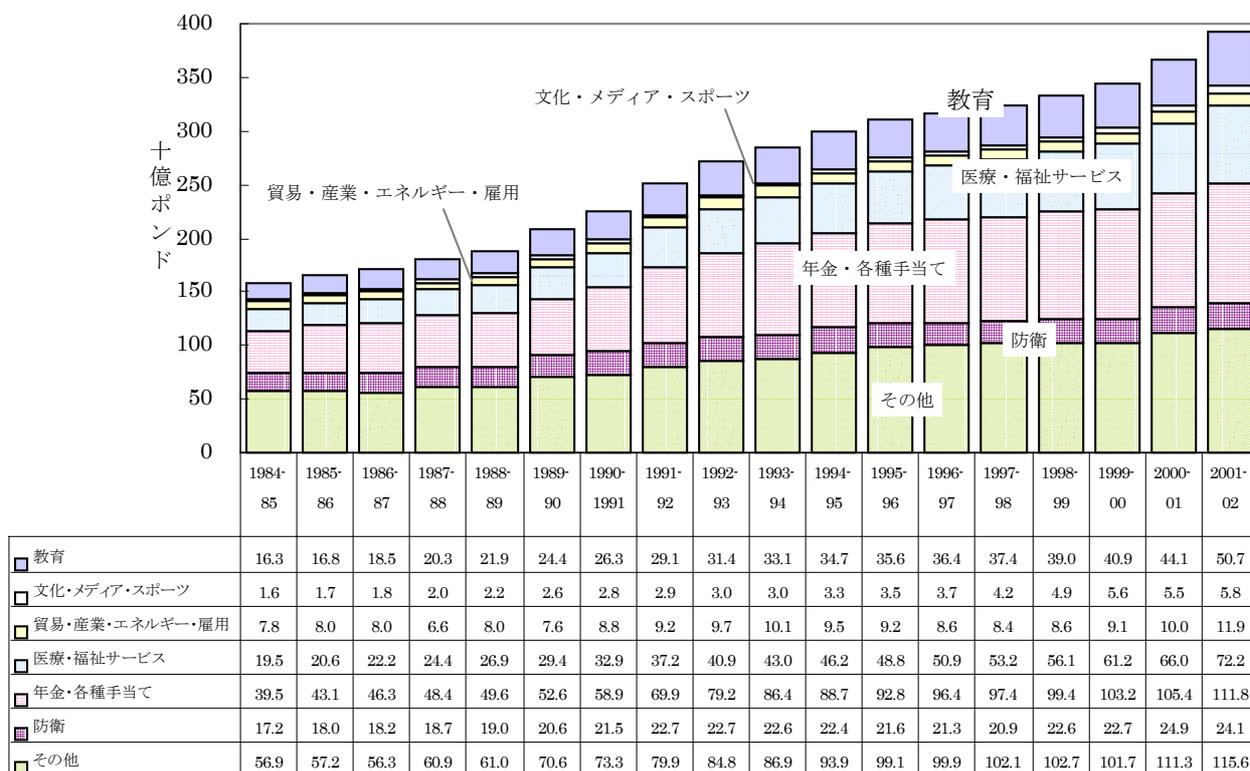
(1) 英国全体の公財政に占める教育予算

2000-01年度の英国全体における公財政（国及び地方の合計）の総計(Total Managed Expenditure)は3,672億ポンド。このうち教育支出は441億ポンドで12.0%を占めており、年金・各種手当、医療・福祉サービスに次いで大きな項目となっている。教育の占める割合の推移を整理すると以下の通り、1984-85年度の10.3%から上昇し2001-02年度には12.9%に達する。なお、科学予算（後述）は「貿易・産業・エネルギー・雇用」に含まれている。

公財政（国及び地方）の主な内訳
(2000-01年度 単位：億ポンド)



英国全体の公財政支出（国及び地方の合計）の歳出額・主な内訳の推移（実額ベース）



英国全体の公財政支出（国及び地方の合計）の歳出内訳の推移(単位：%)

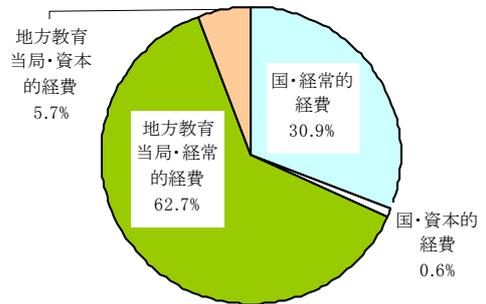
	1984-85	1985-86	1986-87	1987-88	1988-89	1989-90	1990-91	1991-92	1992-93	1993-94	1994-95	1995-96	1996-97	1997-98	1998-99	1999-00	2000-01	2001-02
教育	10.3	10.2	10.8	11.2	11.6	11.7	11.7	11.6	11.6	11.6	11.5	11.5	11.6	11.7	11.9	12.0	12.9	
文化・メディア・スポーツ	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.3	1.5	1.6	1.5	
貿易・産業・エネルギー・雇用	4.9	4.8	4.7	3.6	4.2	3.7	3.9	3.7	3.6	3.5	3.2	3.0	2.7	2.6	2.6	2.6	2.7	
医療・福祉サービス	12.3	12.5	13.0	13.5	14.3	14.1	14.7	14.8	15.1	15.1	15.5	15.7	16.0	16.4	16.8	17.8	18.0	
年金・各種手当	24.9	26.1	27.0	26.7	26.3	25.3	26.2	27.9	29.1	30.3	29.7	29.9	30.4	30.1	29.8	30.0	28.7	
防衛	10.8	10.9	10.6	10.3	10.1	9.9	9.6	9.0	8.4	7.9	7.5	7.0	6.7	6.5	6.8	6.6	6.8	
その他	35.8	34.6	32.9	33.6	32.3	34.0	32.7	31.8	31.2	30.5	31.4	31.9	31.5	31.6	30.8	29.5	30.3	
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

HM Treasury, "Public Expenditure Statistical Analyses 2002-03"

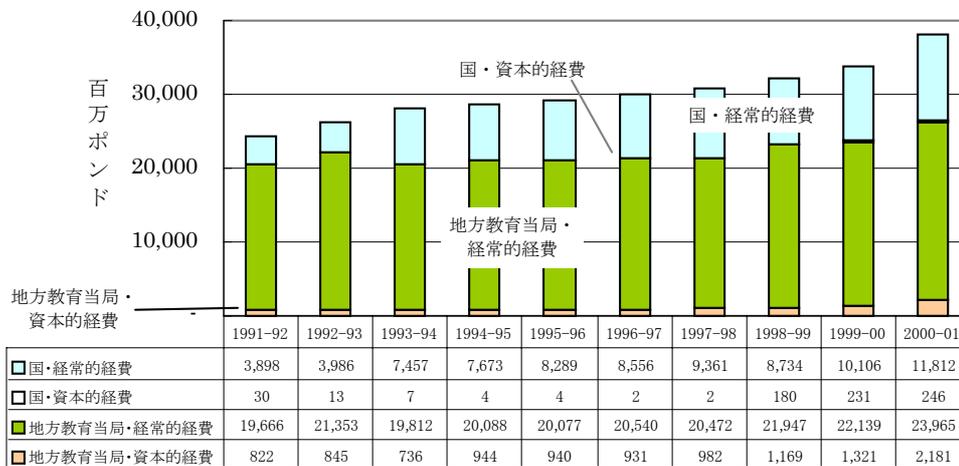
(2) イングランドの教育・訓練予算

前ページの予算は、イングランドだけでない英国全体の予算規模であるが、そのうちイングランドにおける教育・訓練予算（国と地方教育当局の合計）は382億400万ポンドであり、これまでの推移を見ると以下の通り。国は教育技能省とOfSTEDの合計である。国から地方教育当局への交付金については、はじめから地方教育当局の経費に含めており、国の経費からは除かれていることに注意。

イングランドの教育・訓練予算の内訳
(2000-01年度 計382億400万ポンド)

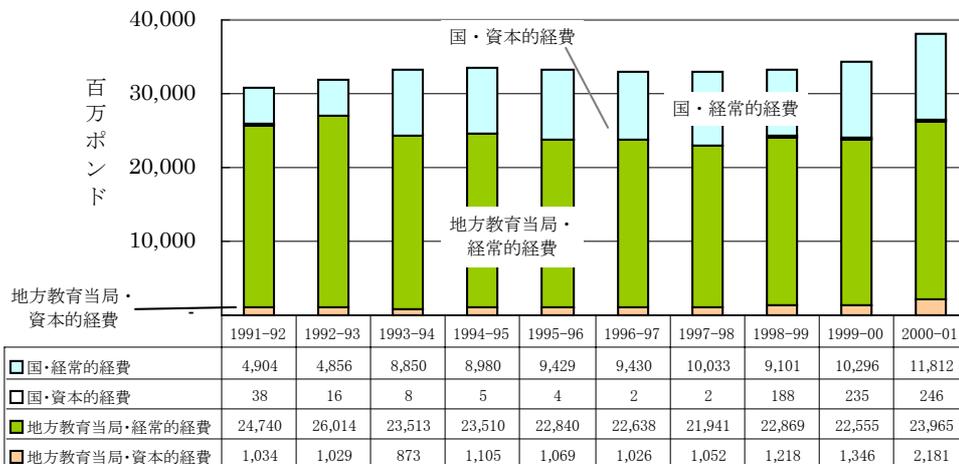


イングランドの教育・訓練予算（国及び地方教育当局の計）の推移（実額ベース）



DfES, “Statistics of Education: Education and Training Expenditure since 1991-92”

イングランドの教育・訓練予算（国及び地方教育当局の計）の推移（物価調整後の実質額ベース）

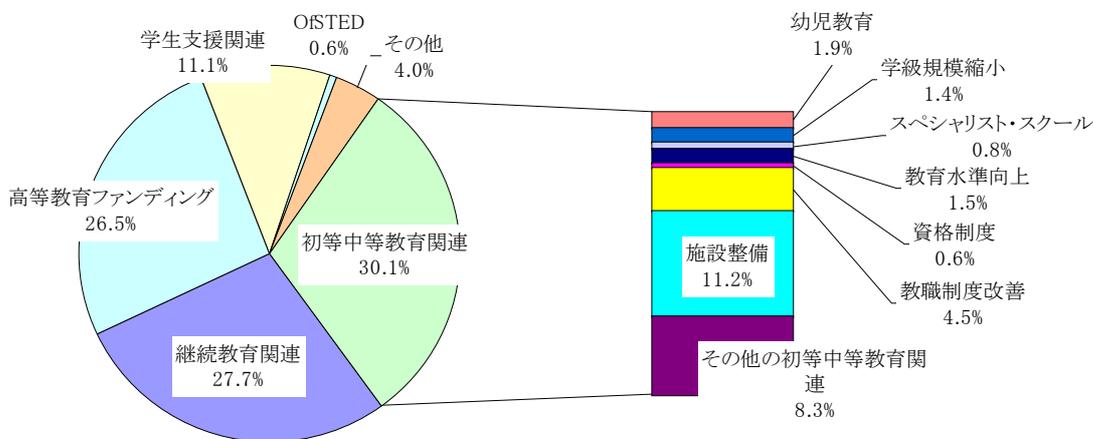


DfES, “Statistics of Education: Education and Training Expenditure since 1991-92”

II 学校制度と教育行財政の概要

地方教育当局への交付金を含めた国（教育技能省とOfSTEDの合計）の教育・訓練予算は164億2,800万ポンドであり、その内訳は以下の通りである。

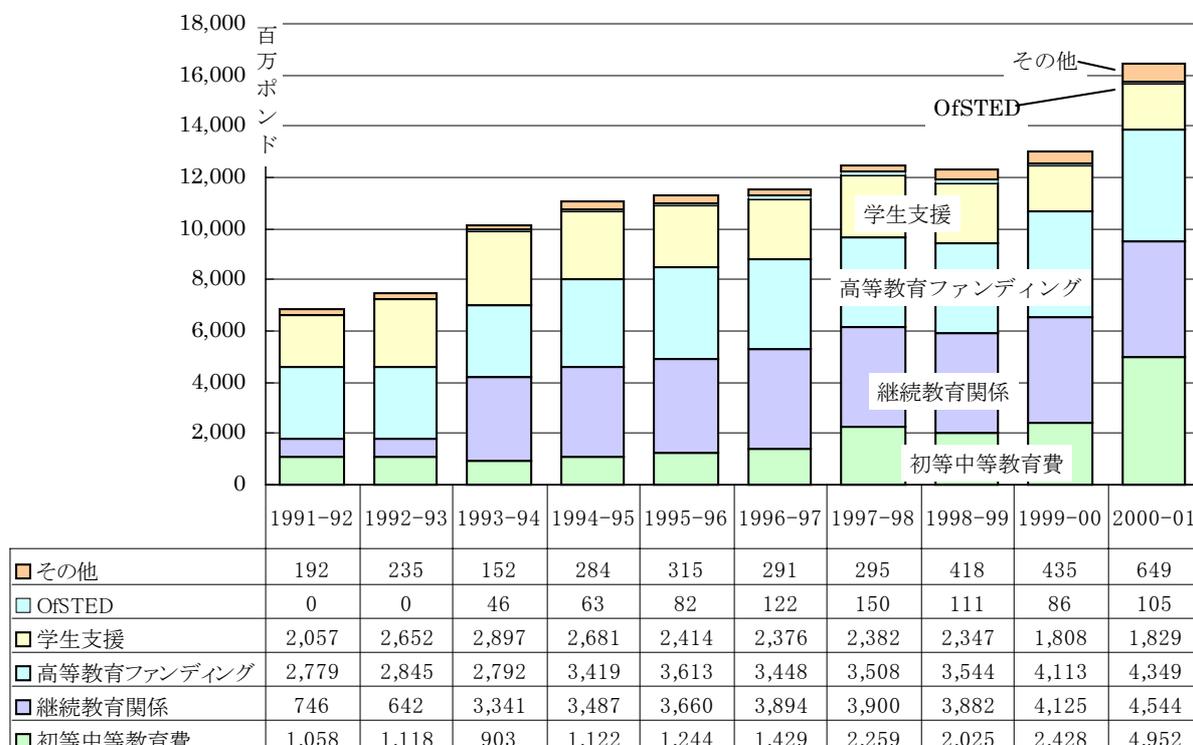
イングランドの教育・訓練予算（地方教育当局への交付金を含む国の予算）（2000-01年度 計164億2,800万ポンド）



DfES, “Statistics of Education: Education and Training Expenditure since 1991-92”

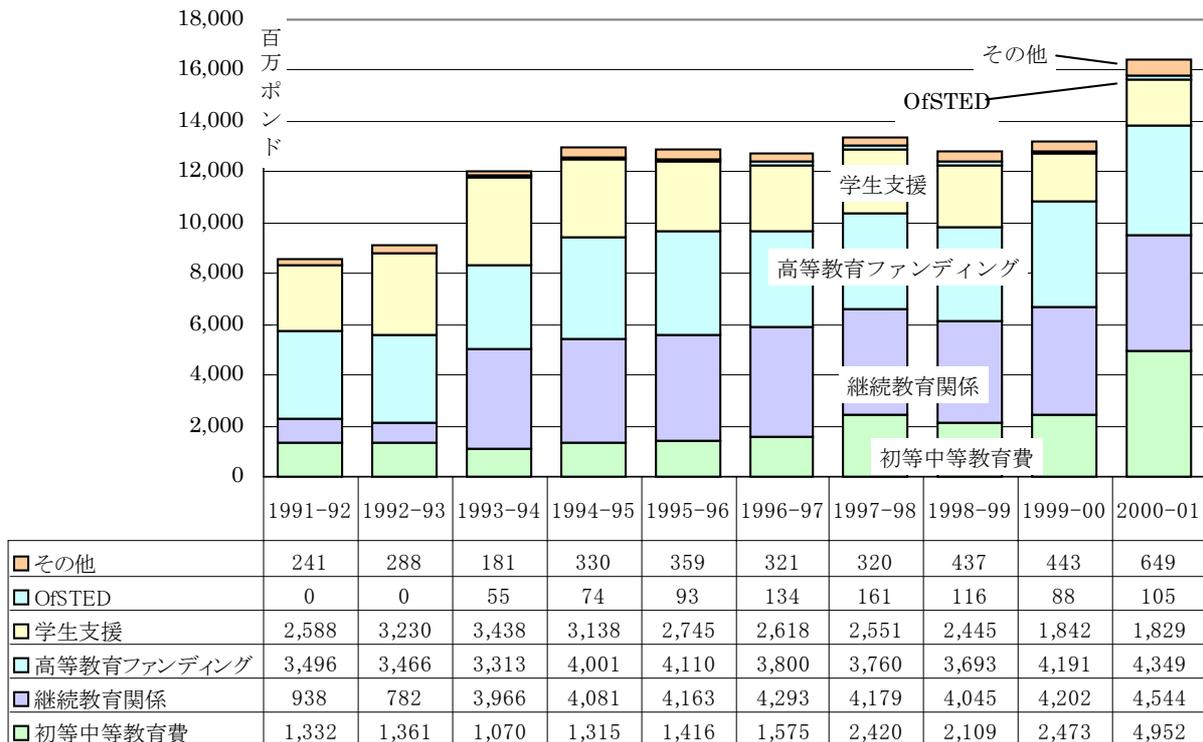
これを1991-92年度からの各年度と比較した場合以下の通り。実額及び物価調整後の実質額の2種類を掲載する。初等中等教育、継続教育、高等教育とも、この期間中に様々な制度変更が行われており、個別の分野については単純な比較が難しいものの、実質ベースの総額に着目すると、10年間で24%上昇している。

イングランドの教育・訓練予算（地方教育当局への交付金を含む国の予算）の推移（実額ベース）



DfES, “Statistics of Education: Education and Training Expenditure since 1991-92”

イングランドの教育・訓練予算の推移（地方教育当局への交付金を含む国の予算）（物価調整後の実質額ベース）

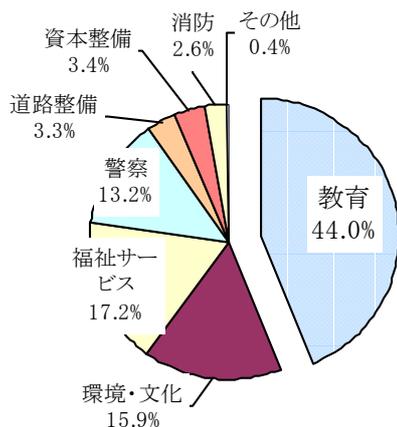


DfES, “Statistics of Education: Education and Training Expenditure since 1991-92”

(3) イングランドの地方教育当局予算

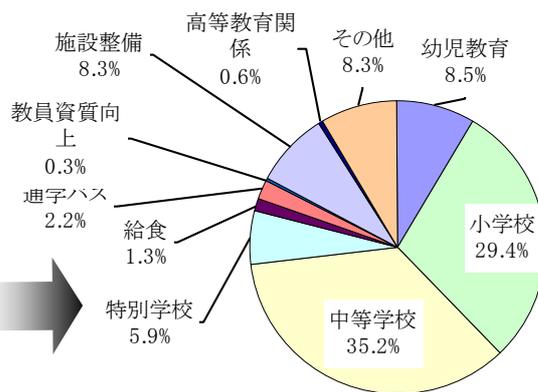
イングランドの地方公共団体全体の予算支出合計は571億3,300万ポンドであり、そのうち教育予算は44%を占める。さらに地方教育当局の予算内訳も掲載する。

イングランドの地方公共団体における予算支出内訳



(2001-02年度 総計571億3,300万ポンド)

イングランドの地方教育当局における予算支出内訳



(2000-01年度 総計261億4,600万ポンド)

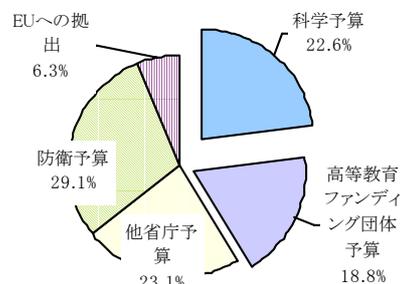
HM Treasury, “Public Expenditure Statistical Analyses 2001-02”

DfES, “Education and Training Expenditure since 1991-92”

(4) 英国全体の科学技術関連予算

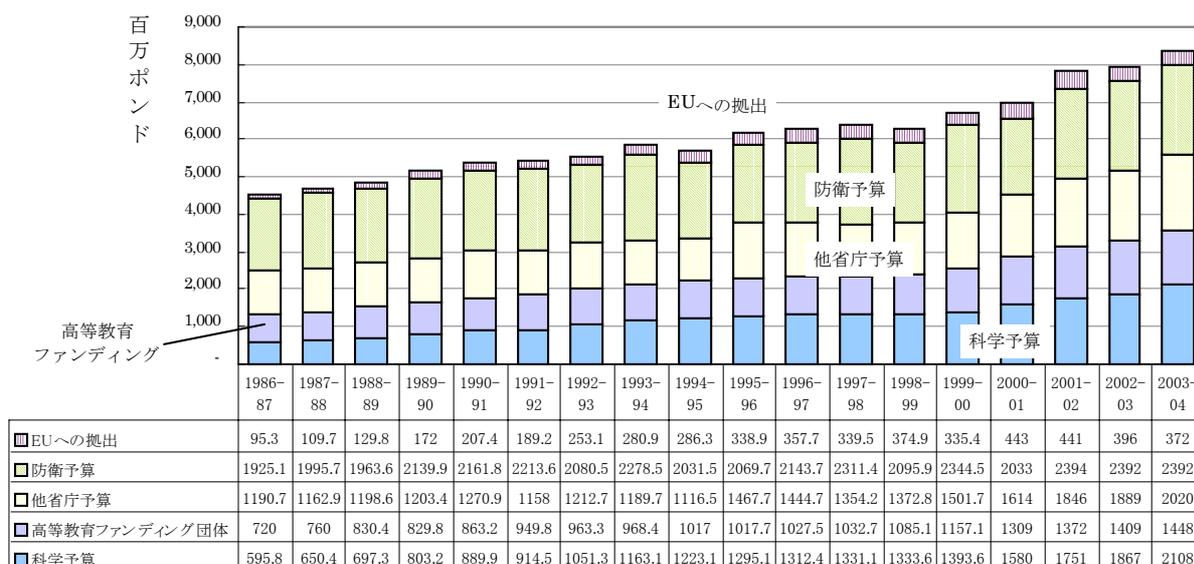
イングランドを含む英国全体の科学技術に関連する予算は、貿易産業省の科学技術庁(Office of Science and Technology)の科学予算（2000-01年度で15億8,000万ポンド）に高等教育ファンディング団体の科学技術関係経費（13億900万ポンド）を加え（この2つを合わせて基盤予算(Base SET)と呼ぶ）、さらに他省庁の予算等を加えて算出されている。科学予算については、リサーチ・カウンシルの項で後述するが、半分以上が高等教育機関に交付されている。高等教育ファンディング団体の予算は、HEFCEを始めとする英国各地4つのファンディング団体の合計であり、すべて高等教育機関に配分される。

英国全体の科学技術関連予算の内訳
(2000-01年度 計69億7,800万ポンド)



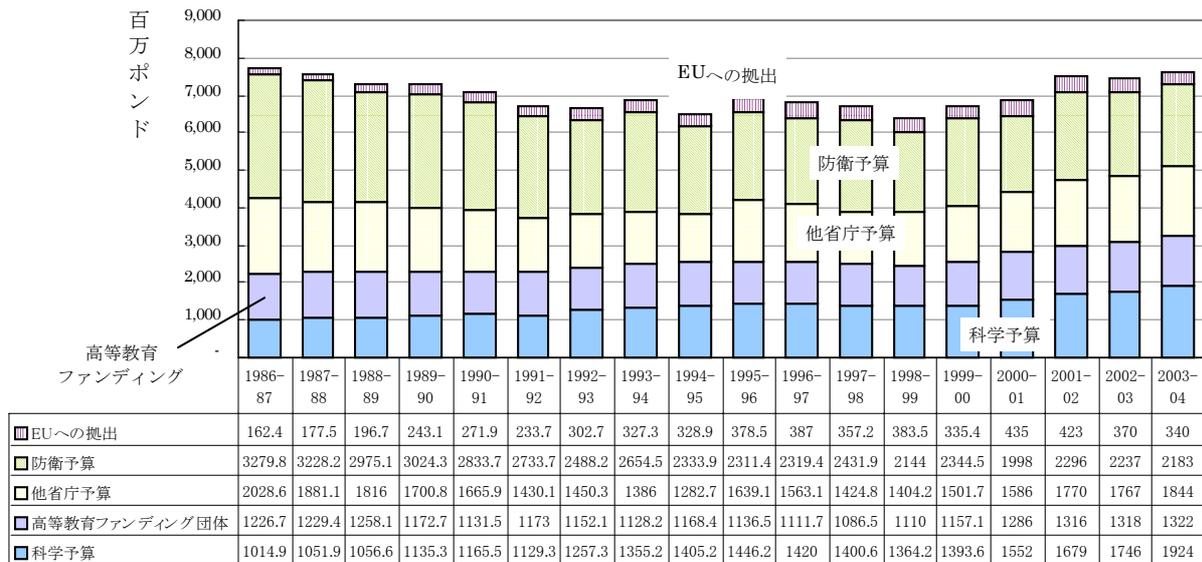
科学技術関連予算の推移を見ると、実質額ベースでは1986年以降減少していた（平均年間1.9%のマイナス）が、現在の計画では大きく伸びることとなっている。

英国全体の科学技術関連予算の推移（実額ベース）



DTI, "The Forward Look 2001"

英国全体の科学技術関連予算の推移（物価調整後の実質額ベース）

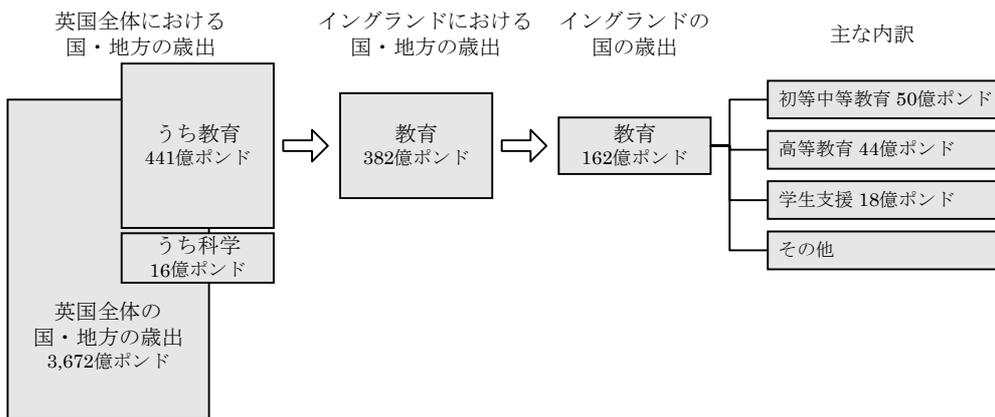


DTI, "The Forward Look 2001"

(5) 予算に関する俯瞰

上記の各種資料は、いずれも英国政府による資料を基に作成したものであるが、出典が様々であるため相互に完全な整合性を持つものではない。このことを認識しながらも、教育等に係る予算の全体的な金額を大まかに整理すると以下の通りとなる。

英国における教育予算等の規模（2000-01年度）



筆者作成

III. 初等中等教育の制度の概要

英国の教育改革の最大テーマは「公立学校における教育水準の向上」であり、以下では、それを念頭に置きつつ、初等中等教育の制度的枠組みと、政府の掲げる改革の現状を述べる。

1 学校の種類

(1) 公立学校

英国の初等中等教育には、地方教育当局により設置・維持される公立学校(maintained schools, state schools)と、公費を受けない私立学校(independent schools)の2種類がある。

公立学校の教育は、3歳から18歳までであり、幼稚園・小学校幼稚部(nursery)2年、小学校(primary schools)6年(5～11歳)、中等学校(secondary schools)7年(11から18歳)というのが最も基本的なパターンである。中等学校は、さらに、義務教育段階の5年と義務教育後の2年(シックス・フォーム(sixth-form))に分かれる。ただし、英国の公立学校には、もともと自治体主導で設置されたものと、教会をはじめとする民間団体が設置したものがあるため、いくつかの種類に分かれる。

公立学校の種類及び学校数(学校数は2001年)

学校の種類	主な特徴	小学校	中等学校
コミュニティ学校 (Community Schools)	地方教育当局が経費を運営負担するとともに、土地・建物を所有し、職員の雇用者となる(全学校数の約2/3を占める)。	11,335	2,307
自主(政府補助)学校 (Voluntary Aided Schools)	運営費は地方教育当局が負担するものの、施設の維持管理は学校が負担する。財団(教会が多い)が学校運営委員会(governing body)の多数を占める。職員は学校理事会が雇用する。	3,727	547
自主(政府管理)学校 (Voluntary Controlled Schools)	運営費は地方教育当局が負担する。施設は学校が所有するが、その維持管理は地方教育当局が負担する。財団(教会が多い)が学校理事会の一部を占める。職員は地方教育当局が雇用する。	2,650	130
ファンデーション学校 (Foundation Schools)	地方教育当局が運営主体ではあるが、学校が職員を雇用するなど、一定の自主性を有する。保守党政権時代に制度化された国庫補助学校(Grant-Maintained Schools)を、労働党は政権獲得後に直ちに廃止したため、その受け皿として制度化したもの。	357	497
合計		18,609	3,481

筆者作成、統計はDfES, “Statistics of Education: Schools in England 2001”

公立学校ながら特定の宗教と関連の深い学校も多い(通常は、特定の宗教の信者でなくとも、地元の子どもを幅広く受け入れている)。英国国教会は少なくともさらに100校の学校を新設する計画を有しており、政府もさまざまな形態の学校の新設を奨励している。

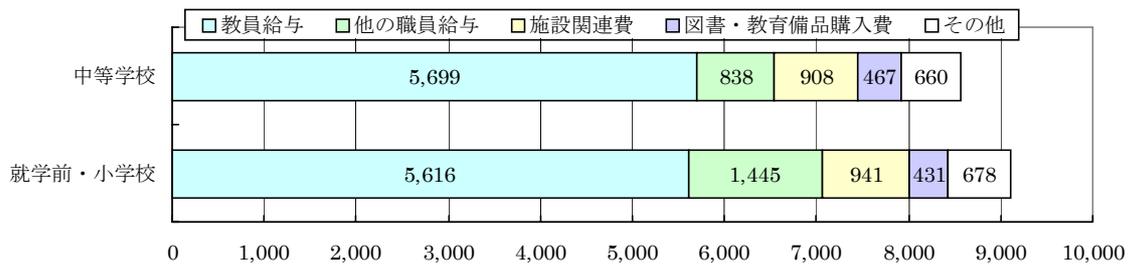
公立学校の宗教的内訳 (2001年度)

	無宗教	英国国教会	カトリック	メソジスト	その他のキリスト教	ユダヤ教	イスラム教	シーク教	その他	計
小学校	11,708	4,509	1,747	28	47	26	2	1	1	18,609
中等学校	2,899	191	357	0	27	5	0	1	1	3,481

DfES, "Statistics of Education: Schools in England 2001"

小学校・中等学校における支出内訳は、教員給与をはじめとする人件費が多くを占める。

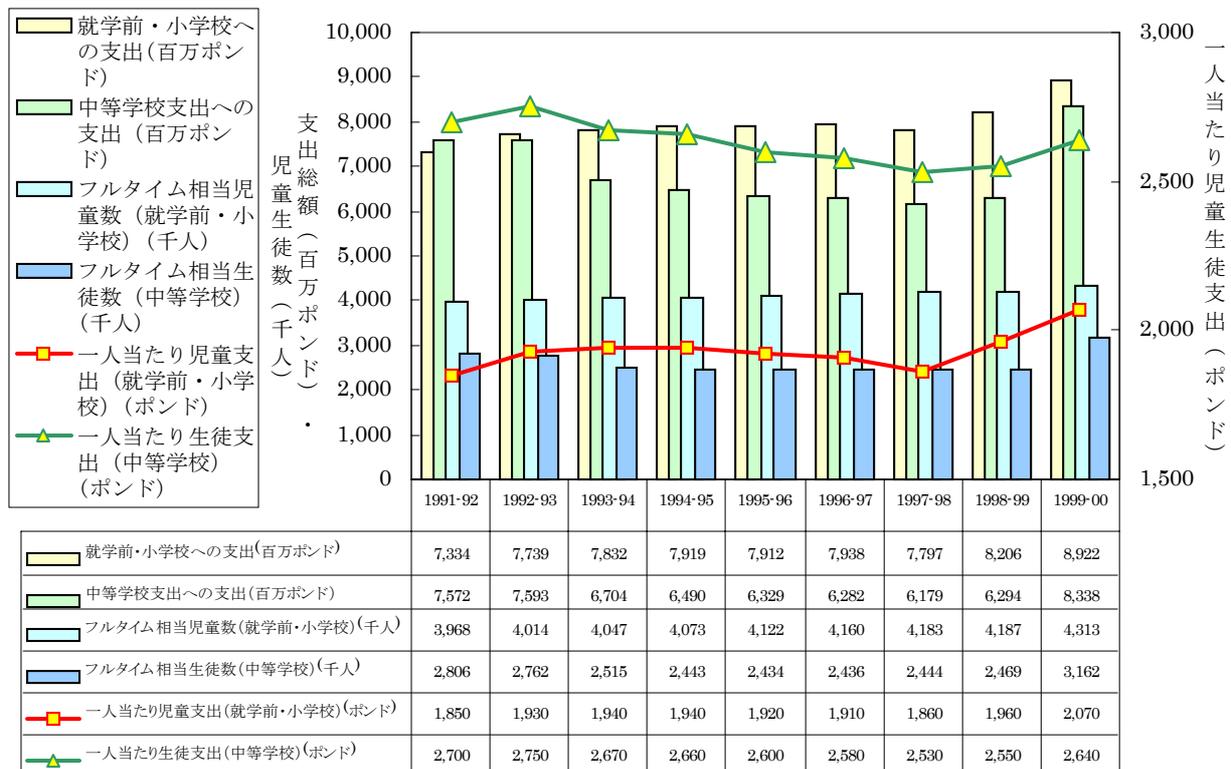
公立小学校・中等学校の支出内訳(1999-2000年度 単位：百万ポンド)



DfES, "Statistics of Education: Education and Training Expenditure since 1991-92"

また、小学校・中等学校への公財政支出の推移を見ると、1997年の労働党による政権獲得を境に、児童生徒一人当たりへの公財政支出額が上昇し始めている様子が分かる。

公立の初等中等教育への公財政支出（物価上昇調整後の実質額）及び児童生徒数の推移



DfES, "Statistics of Education: Education and Training Expenditure since 1991-92"

(2) 就学前教育

就学前教育は3－5歳を対象とする⁴。日本のような独立した幼稚園(nursery schools)もあるが、小学校に幼稚部が併設されている(nursery classes within primary schools)ことが多い。義務教育直前の学級は就学前学級(reception class)と呼ばれる。

政府は、就園を希望する全4歳児の無償幼児教育を可能にすることを公約としておりこれは事実上達成されたが、さらに3歳児にも広げることを公約としており、これまでに2000年の44%から2002年の70%に上昇している(2004年までに達成)。

就学前教育に通う幼児数及び就園率 (2001年)

	3歳児				4歳児			
	計		うち無償分		計		うち無償分	
	幼児数	人口に占める割合(%)	幼児数	人口に占める割合(%)	幼児数	人口に占める割合(%)	幼児数	人口に占める割合(%)
私立ボランティア施設	283,200	47	184,600	31	96,500	16	89,500	15
私立学校	27,000	4	10,700	2	28,800	5	21,200	4
幼稚園・小学校	221,800	37	221,800	37	476,000	78	476,000	78
特別学校	2,100	0.3	2,100	0.3	2,700	0.4	2,700	0.4
計	534,100	89	419,200	70	604,100	99	589,400	97

DFES, "Provision for Children Under Five Years of Age in England - January 2002"

3－5歳の時期における学習は、基礎段階(foundation stage)と呼ばれ、ナショナル・カリキュラム(後述)は存在しないものの、小学校以降の学習に先立つ重要な時期として、2000年には教育現場におけるカリキュラム作成の参考のための「カリキュラム・ガイダンス(Curriculum Guidance for the Foundation Stage)」が教育雇用省(当時)及びQCAにより公表されている。ガイダンスでは、学習内容を以下の6つに整理している。

- ・ 人格・社会性・感情の発達(personal, social and emotional development)
- ・ コミュニケーション・言語・読み書き(communication, language and literacy)
- ・ 計算能力の発達(mathematical development)
- ・ 社会への知識と理解(knowledge and understanding of the world)
- ・ 身体の発達(physical development)
- ・ 創造性の発達(creative development)

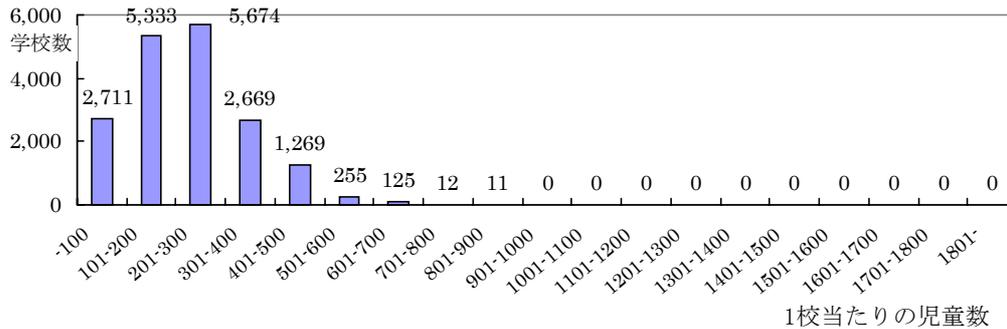
⁴ 保守党政権末期に保育ヴァウチャー制度(nursery voucher scheme)が導入されたが、教員組合、地方教育当局からの反対が激しかった。労働党は、1997年の総選挙の公約において保育ヴァウチャー制度は(1)コストが高いこと、(2)実際には、質の高い幼児教育の拡大につながらないこと、(3)4歳児教育の充実に予算をまわすための財源とすること、を理由にその廃止を訴え、政権獲得後直ちに廃止した。

(3) 初等教育

初等教育は5～11歳の6年間、小学校で行われる。小学校は、さらに、1～2年生の低学年(infant)、3～6年生の高学年(junior)の2つの段階に区分されている。小学校が、低学年のみの学校(infant schools)と、高学年のみの学校(junior schools)として別々に分かれている地域もある。

児童数に基づく学校規模をみると500人以下のところほとんどである。

小学校の児童数による規模別内訳 (2001年)



DfES, "Statistics of Education: Schools in England 2001"

(4) 中等教育

① コンプリヘンシブ・スクールとグラマー・スクール

現在の公立中等学校のほとんどはコンプリヘンシブ・スクール(comprehensive schools)というカテゴリーに属する。これは小学校の卒業生を原則として無試験で入学させるものである。

一方、選抜試験により成績上位者を入学させるグラマー・スクール(grammar schools, selective schools)も全国で159校と少数ながら存在する⁵。

伝統的に、保守党は保護者の学校選択の多様化を薦める観点から、グラマー・スクールを積極的に評価している。一方、労働党は、小学校卒業時点での選抜は早すぎるという理由でグラマー・スクールには否定的である。現在の労働党政権は、既存のグラマー・スクールの選抜制を存続させるかどうかを保護者の投票により決定できるように制度化し、グラマー・スクール縮小の方向に向かっている⁶。

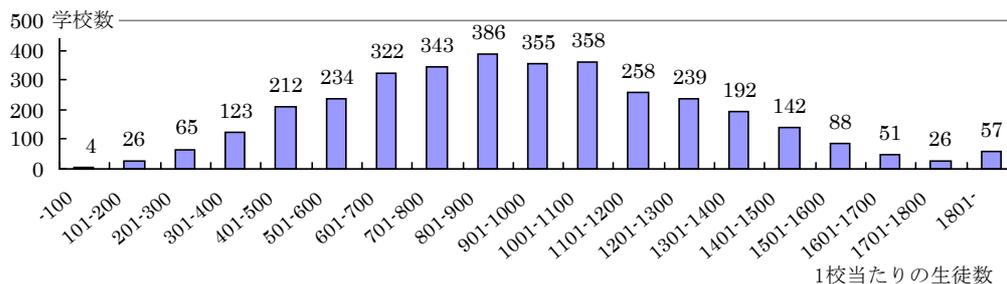
⁵ 例えば、ロンドン周辺のエンフィールドのグラマー・スクールであるラティマー・スクール(the Latymer School)には毎年180人の定員に対して2,000人が応募している。

⁶ ただし「投票の実施には、1/5の保護者の署名が必要であるため、投票に持ち込むのが難しいこと」「投票の結果、選抜制の廃止が否決された事例もあること」により必ずしも労働党の思惑通りには機能していない。一方、保守党は、2000年秋の党大会において「政権獲得後には、グラマー・スクールを増やす」と明言していた。

III 初等中等教育の制度の概要

中等学校の生徒数に基づく学校規模をみると1,000人前後のところが多。

中等学校の生徒数による規模別内訳 (2001年)



DfES, “Statistics of Education: Schools in England 2001”

② スペシャリスト・スクール

公立の中等学校には、この他のカテゴリーとしてスペシャリスト・スクール (specialist schools) というものがある。これは1994年に当時保守党政権が制度化し、労働党政権が引き継いだものであり、技術、外国語、スポーツ、芸術の4つの分野に分かれている。外国語カレッジの約6割では日本語も教えられている。現在の合計は684校であるが、2002年9月からは1,000校近くに達する。

スペシャリスト・スクール

種類	現在の学校数	2002年9月からの新規	合計
テクノロジー・カレッジ	366	77	443
外国語カレッジ	126	31	157
スポーツ・カレッジ	101	60	161
芸術カレッジ	91	82	173
ビジネスと起業	-	18	18
工学	-	4	4
数学とコンピュータ	-	12	12
科学	-	24	24
合計	684	308	992

DfES, “Specialist schools information site”

スペシャリスト・スクールは、基本的には普通の中等学校と大きくは変わらない。ナショナル・カリキュラムに完全に準拠した教育に加えて、専門とする教科を週に数時間多く行う程度である。

スペシャリスト・スクールでは、入学定員の最大1割を生徒の潜在的な能力 (aptitude) により選考することが認められる⁷。

公立の中等学校であれば、どの学校でもスペシャリスト・スクールとなるための応募が可能であり (5万ポンドの民間から資金調達の見込みをつけること、4年間の事業計画を作成すること、他の学校や地域との連携を視野に入れることが条件)、認定されると、政府から補助金を受けることができる (10万ポンドの設備費、生徒一

⁷ 潜在的な能力を学力と区別するのは難しい面もあり、グラマー・スクールのように学校制度の二元化をもたらすものという懸念も強い。

人当たり年間123ポンド（1,000人を上限）の追加補助）。

スペシャリスト・スクールを支援するテクノロジー・カレッジ・トラスト(TCT, Technology College Trust)の調査によると、スペシャリスト・スクールの方が通常のコンプリヘンシブ・スクールよりも優れた成績となっている（生徒の54%が5教科以上のGCSEでC以上を取得しているのに対し、通常のコンプリヘンシブ・スクールでは45%にとどまっている）。また、スペシャリスト・スクールに在学した場合の方が成績の伸び率が高いことも明らかとなっている。

スペシャリスト・スクールとそれ以外の中等学校の成績の比較（いずれも入学選抜を行わない学校）

	1996年のKS2修了時の全国テストの平均得点	2001年のGCSEで5教科以上でC以上を取ると見込まれた生徒の割合（KS2の全国テストの結果から推計）	2001年のGCSEで5教科以上でC以上を実際に取った生徒の割合	中等学校での付加価値
スペシャリスト・スクール	25.2	50%	54%	+4.0
その他の学校	24.8	46%	45%	-1.0
			付加価値	+5.0

TCT, "Value added and the benefits of specialism"

こうした統計もあることから、政府はスペシャリスト・スクールの設置に積極的である⁸。計画では、2005年までに1,500校（イングランドの中等学校の半数近くに相当）とすることとしている。

また、スペシャリスト・スクールの種類として、2002年9月から新たに「理科」「工学」「ビジネスと起業」「数学とコンピュータ」が加わることとなっている。上級スペシャリスト・スクール(advanced specialist school)の制度化も発表されており、現行のスペシャリスト・スクールのうち10%が昇格することが想定されている。

スペシャリスト・スクールと類似のものに、シティ・テクノロジー・カレッジ(CTC, City Technology Colleges)がある。これは都市部において技術教育に焦点を置いた中等学校であり、テクノロジー・カレッジと似ている。政府が学校の運営費を負担しているが、法的には私立学校である（後述）。全国で15校しかなくあまり普及していない。

⁸ スペシャリスト・スクールは、専門分野の充実のために、カリキュラムの作成や学校運営に創意工夫しており、また、地元企業等との連携にも努めており、これが結果として学校全体に好影響を及ぼしていると、政府は説明している。しかし、教員組合側は、スペシャリスト・スクールとなったことで政府から多くの補助金を得たために、教育条件が改善して成績が向上しているに過ぎないと批判している。

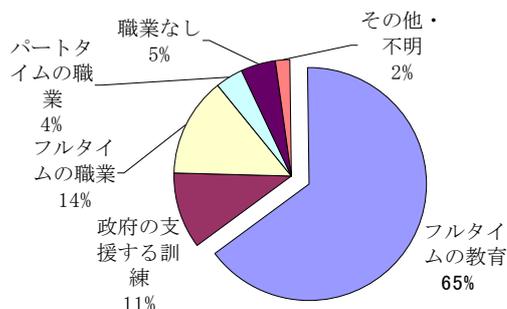
2000年10月にOfSTEDが公表したレポートでは「スペシャリスト・スクールは本来の目的の一つである成果の地域への還元という点で不十分である」と指摘している。

(5) 義務教育後の教育とシックス・フォーム

① 義務教育後の教育

16歳で義務教育を修了した者の進学状況を見ると、フルタイムの教育を受けている者が65%、政府による職業訓練を受ける者が11%、就職している者が18%となっている。

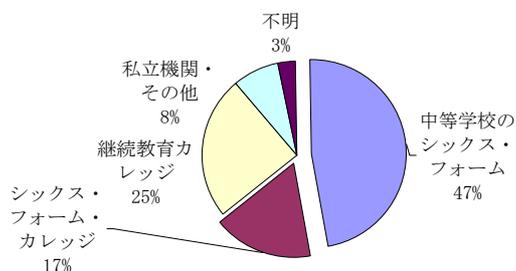
イングランド・ウェールズの17歳の教育・訓練・就業の状況（2000年）



DfES, “Youth Cohort Study, the activities and experiences of 17 year olds: England and Wales 2000”

フルタイムの教育を受けている者の所属する教育機関を見ると、中等学校の最後の2年間として行われるシックス・フォームに通っているものがもっとも多い。この義務教育後の課程が、シックス・フォーム・カレッジという独立した教育機関で行われることもある。また、シックス・フォーム以外の継続教育カレッジに通う者も全体の1/4存在する。

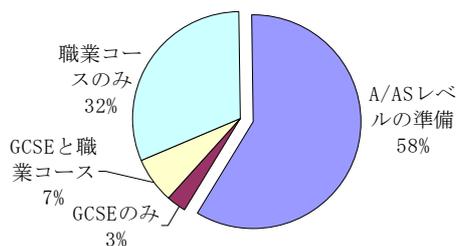
17歳でフルタイムの教育を受ける者の所属する教育機関（イングランド・ウェールズ）（2000年）



DfES, “Research Report RR307, Patterns of Participation in Full-time Education after 16”

これらの者の履修内容を見ると、Aレベル、ASレベルのための教育が中心になっている（Aレベル、ASレベルについては後述）。継続教育カレッジに通う者が一定数いることを反映して、職業訓練を履修の中心とする者も多い。

17歳でフルタイムの教育を受ける者の履修内容（イングランド・ウェールズ）（2000年）



DfES, “Research Report RR307, Patterns of Participation in Full-time Education after 16”

III 初等中等教育の制度の概要

16歳以降の教育・訓練状況について細かく分析した統計は以下の通り。保護者が非肉体労働者である場合や高学歴である場合の方が高い進学率となっている。GCSEの成績がよい場合や不登校歴がなかった場合もやはり進学率が高い。

イングランド・ウェールズの17歳の教育・訓練・就業の状況（2000年）

		サンプル数	割合(%) (*は、0.5%未満の場合、統計不十分な場合等)					その他・不明
			フルタイムの教育	政府の支援する訓練	フルタイムの職業	パートタイムの職業	職業なし	
全体		10,154	65	11	14	4	5	2
性別	男	5,114	61	15	15	3	5	1
	女	5,040	68	8	12	4	4	4
人種	白人	8,774	62	12	15	4	5	2
	黒人	239	84	5	4	4	*	*
	アジア	777	85	4	4	3	2	3
	インド系	271	89	*	4	3	*	*
	パキスタン、バングラディッシュ	362	79	7	4	3	3	4
	その他のアジア	145	89	*	*	*	*	*
	その他	136	80	8	6	*	*	*
	不明	228	58	8	18	4	8	4
親の職業	非肉体労働	3,990	76	8	10	2	2	1
	経営、専門職	2,082	78	8	10	2	1	1
	その他の非肉体労働	1,908	75	8	10	3	3	1
	肉体労働	4,976	58	14	17	4	5	2
	熟練	3,471	60	13	17	3	4	2
	半熟練	1,067	53	14	18	6	8	2
	非熟練	438	51	15	18	6	7	4
	その他・不明	1,189	56	12	11	5	10	6
親の学歴	少なくとも1人は大学卒	2,199	83	5	7	2	2	1
	少なくとも1人はAレベル有	1,490	68	10	13	3	3	2
	2人ともAレベル無し	6,464	58	14	16	4	6	3
障害等	障害又は健康の問題あり	371	53	10	16	6	11	4
	障害及び健康の問題なし	9,717	65	11	14	4	4	2
第11学年でのGCSEの成績	C以上が5教科以上	4,949	88	4	5	1	1	1
	C以上が5-7教科	1,372	74	10	11	3	2	1
	C以上が8教科以上	3,559	94	2	3	*	*	*
	C以上が1-4教科	2,625	53	16	19	5	5	2
	D-Gが5教科以上	1,808	33	20	25	8	9	5
	D-Gが1-4教科	356	30	15	24	6	18	8
	未回答	416	30	20	24	7	13	7
第11学年での不登校の状況	継続的に不登校	318	25	15	27	9	13	10
	時折不登校	3,084	51	14	20	5	7	3
	不登校無し	6,538	73	10	10	3	3	1
第10・11学年での停学退学	停学・退学あり	772	34	19	25	8	12	3
	停学・退学なし	9,169	68	10	13	3	4	2

DfES, "Youth Cohort Study, the activities and experiences of 17 year olds: England and Wales 2000"

② シックス・フォーム

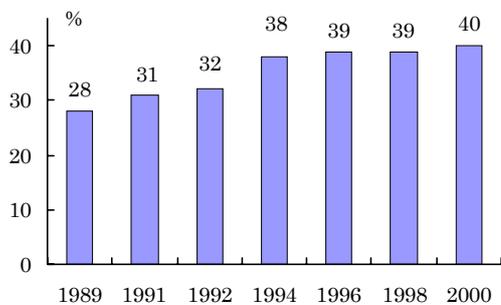
シックス・フォームでは、生徒の志望分野に応じてAレベル、ASレベル（後述）のための教育が主に行われ、義務教育段階と比べて、生徒の自主学習やチュートリアルの占める割合が増える。シックス・フォームへの入学に当たっては、義務教育修了段階でのGCSEの成績を要件とすることが多い（例：GCSEにおいて、6教科以上でC以上を取得していることが最低要件。さらに、ASレベルで4教科を選択することを希望する場合は、GCSEの3教科でB以上を取得していること、また、ASレベルで5教科を選択する場合は、GCSEでこれ以上の成績を取得していることが必要）。

シックス・フォームは初等中等教育の位置付けにはなく、16歳後教育(post-16)として継続教育(further education)に含まれている。そのため地方教育当局の管轄ではなく、継続教育を担当するファンディング・カウンシルから経費の配分を受けている（生徒数及び生徒の履修教科数により配分額が決定される）。公立であれば授業料は無償。

なお、シックス・フォームの1年目を修了した者は、小学校から通算すると12年間の在学となるため「外国において、学校教育における12年の課程を修了した」（日本の学校教育法施行規則第69条第1号）として、Aレベルを受けていなくとも、日本の大学就学資格を得ることになる（大学の入学試験を別途受けることは必要）。

17歳人口のうち、シックス・フォームにおいてAレベルやASレベルのための学習を行う者の占める割合が高まっており現在40%となっている。

17歳人口のうちA/ASレベルを履修する者の割合の推移（イングランド・ウェールズ）



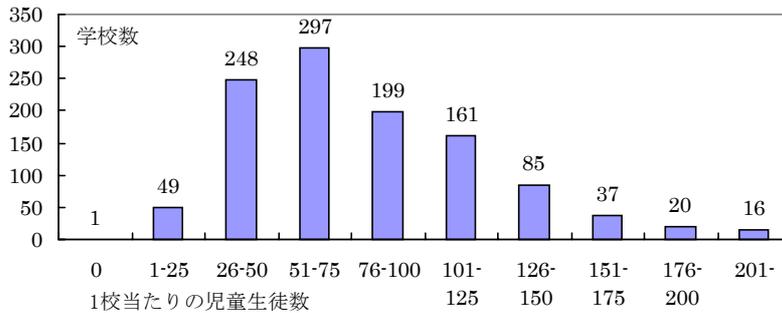
DfES, “Research Report RR307, Patterns of Participation in Full-time Education after 16”

(6) 特別学校

特別な教育的ニーズ（後述）を必要とする児童生徒のための特別学校(special schools)が設けられている。地方教育当局が設置するものと私立のものがある。

「1996年教育法(Education Act 1996)」第337条に設置根拠を持つ。学校規模としては児童生徒数100人以下の小規模なところが多い。

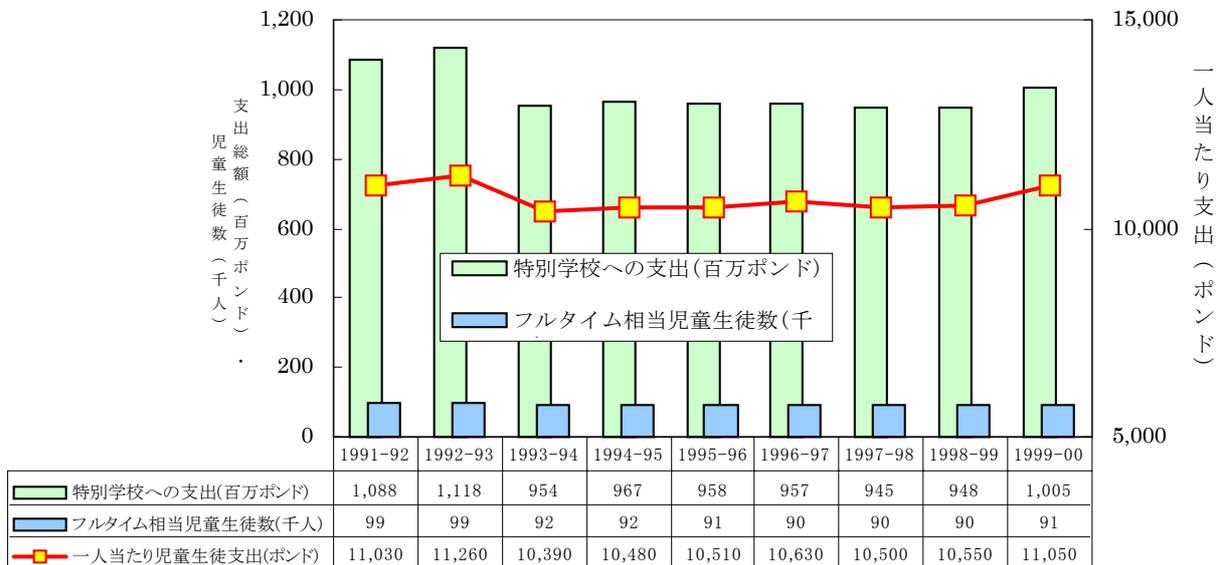
特別学校の児童生徒数による規模別内訳（2001年）



DfES, “Statistics of Education: Schools in England 2001”

予算状況の推移は以下の通りであり、児童生徒一人当たり支出について見ると、小学校・中等学校の場合にそれぞれ約2,000ポンド、2,600ポンドであった（前述）のに比べて4－5倍となっている。

公立の特別学校への公財政支出（物価上昇調整後の実質額）及び児童生徒数の推移



DfES, “Statistics of Education: Education and Training Expenditure since 1991-92”

(7) 児童生徒受入施設

児童生徒受入施設 (PRU, Pupil Referral Units) は、退学処分を受けた児童生徒 (後述) 等、通常の学校に通学するのが困難な児童生徒を一時的に受け入れて就学機会を与えるための施設である。地方教育当局が設置する学校種の一つであり、小規模なところが多い。実態としては小学校よりも中等学校段階の生徒が在籍することが多い。過去には指導センター(tuitional centres)等の名称もあったが「1993年教育法(Education Act 1993)」から現在の名称により制度化された。「1993年教育法」は廃止されており、現在は「1996年教育法」第19条に根拠を置く。

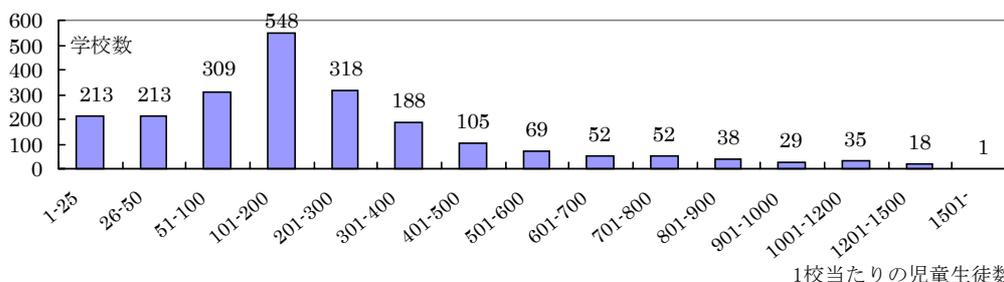
施設の形態は地域により様々であるが、ナショナル・カリキュラムを完全に適用することは求められず、施設として定めたカリキュラム方針に基づいて、学級を単位とした授業及び個別指導を通じた教育が行われる。施設での指導を通じて改善が見られれば通常の学校に復帰することが期待されているが、中等学校の後期段階の場合は施設に在籍したままGCSEを受験して卒業する場合もある。通常の学校と児童生徒受入施設に二重在籍して、それぞれで指導を受けることも可能である。

(8) 私立学校

① 概括

私立学校(independent schools, non-maintained schools)には、全児童生徒の7%程度が在学している。児童生徒数に基づく学校規模をみると100-200人というところがもっとも多いがその他の規模のところも多い。

私立学校の児童生徒数による規模別内訳 (CTCを除く) (2001年)



DfES, “Statistics of Education: Schools in England 2001”

私立学校の種類は様々であるが、5歳児以下を対象とする幼稚部(nursery)、5～7歳児のためのプレ・プレパトリー(pre-preparatory)、7～11/13歳のためのプレパトリー(preparatory)、11/13～16/18歳のシニア・スクール(senior schools)、16～18歳のシックス・フォームがある。

私立学校には、ウィンチェスター・カレッジ(1382年設立)、イートン・カレッジ(1440年設立)等、いわゆるパブリック・スクール(public schools)も含まれる。パブリック・スクールとは、明確な定義はないものの、私立学校のうち校長協議会(HMC, Headmasters’ and Headmistresses’ Conference)に加盟しているものを指すのが一般的であり、全国に242校存在する。パブリック・スクールのうち少数の学校

が「イートン・グループ(Eton Group)」(全部で12校あり、Eton, Dulwich, Marlborough, St Paul's, Westminsterが含まれる)と「ラグビー・グループ(Rugby Group)」(全部で17校あり、Rugby, Charterhouse, Harrow, Shrewsbury, Stowe, Winchesterが含まれる)というグループを作っている。

経営は、政府の補助金を受けず、授業料収入によってなされている。1学期あたりの授業料は、1,680-4,500ポンド(通学生)、又は3,500-6,000ポンド(全寮制)が目安である(年間の授業料は3倍する)。

② 法的根拠

私立学校の法律上の根拠は「1996年教育法」第463条であり、同条において私立学校とは「5人以上の義務教育段階における児童生徒を受け入れるすべての学校(当該学校が義務教育前及び義務教育後の者を受け入れているかどうかを問わない)で、地方教育当局により運営される公立学校及び特別学校以外の学校」と定義されている。

私立学校は、独自の教育理念に基づいた教育を行っていることから、ナショナル・カリキュラムの実施をはじめ教育法の多くの条文が適用されていない(ただし、ナショナル・カリキュラムの理念は十分考慮することが求められている)が、児童生徒の登録や試験結果の公開等、公立学校と同様の義務が課せられている事項もある。

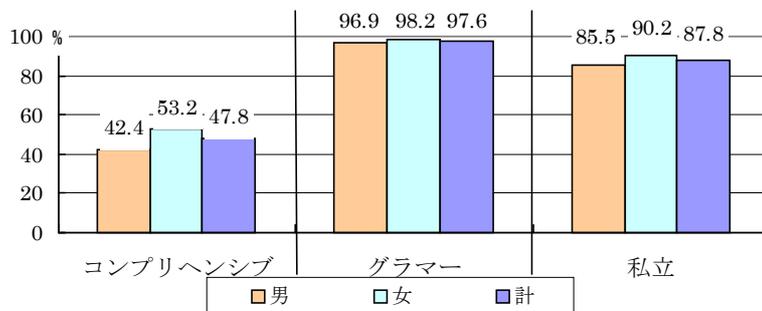
私立学校となるに当たっては「1996年教育法」第465条により、教育技能省の任命する登録官(Registrar of Independent Schools)により登録を受ける必要がある。最終的な登録がなされるに先立ってOfSTEDの監査を受けることも義務付けられている。また、登録後も「1997年教育(私立学校の特例)命令(Education (Particulars of Independent Schools) Regulations 1997)」により、毎年児童生徒、教員、学校組織に関する情報の提出が義務付けられている。ロンドン日本人学校も、教育技能省に登録された私立学校である。

シティ・テクノロジー・カレッジ(前述)は私立学校の一つであるが「1996年教育法」第482条により、教育技能大臣との合意によって設置され、公費により運営される学校であり、ナショナル・カリキュラムが提要されるなど、通常の私立学校と取り扱いが異なる。

③ 公立学校と私立学校の成績の比較

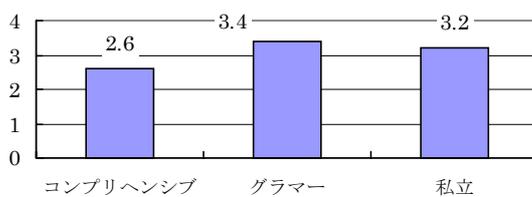
公立学校のうちコンプリヘンシブ・スクールとグラマー・スクール、さらに私立学校の成績を比較すると以下ようになる。コンプリヘンシブ・スクールよりも、グラマー・スクールや私立学校の生徒の方が高い学力を持つことが分かる。

GCSEの受験者のうち5教科以上でC以上を取得した生徒の割合(2000年度)



DfES, “Statistics of Education, Public Examinations GCSE/GNVQ and GCE/AGNVQ in England 2000”

Aレベル試験における平均合格教科数(2000年度)



DfES, “Statistics of Education, Public Examinations GCSE/GNVQ and GCE/AGNVQ in England 2000”

2 学校理事会

(1) 理事会の構成員の内訳

すべての公立学校には学校理事会(school governing bodies)が置かれることが、「1998年学校水準・枠組法(School Standards and Framework Act 1998)」第36条により定められている。理事の人数は同法附則9により以下の通り定められている。校長については、本人が理事とならないことを選択しない限り、構成員の一員となる。年度始めの理事会において、議長及び副議長が選挙で選ばれる(ただし、学校の被雇用者は立候補できない)。

コミュニティ学校の理事会の構成員の内訳

	中等学校		小学校	
	生徒数600人以上	600人未満	児童数100人以上	100人未満
保護者の代表	6	5	4 or 5	3
地方教育当局の代表	5	4	3 or 4	2
教員の代表	2	2	1 or 2	1
職員の代表	1	1	1	1 or 0
地域の代表	5	4	3 or 4	2
校長	1	1	1	1

自主(政府管理)学校の理事会の構成員の内訳

	中等学校		小学校	
	生徒数600人以上	600人未満	児童数100人以上	100人未満
保護者の代表	6	5	4 or 5	3
財団	5	4	3 or 4	2
地方教育当局の代表	4	3	3	2
教員の代表	2	2	1	1
職員の代表	1	1	1	1 or 0
地域の代表	2	2	1	1
校長	1	1	1	1

自主(政府補助)学校の理事会の構成員の内訳

	中等学校		小学校	
	生徒数600人以上	600人未満	児童数100人以上	100人未満
保護者の代表	3	2	1 or 2	1
地方教育当局の代表	2	1	1 or 2	1
教員の代表	2	2	1	1
職員の代表	1	1	1	1 or 0
校長	1	1	1	1

ファンデーション学校の理事会の構成員の内訳

	中等学校		小学校	
	生徒数600人以上	600人未満	児童数100人以上	100人未満
保護者の代表	7	6	5 or 6	4
財団	5	4	3 or 4	2
地方教育当局の代表	2	2	2	2
教員の代表	2	2	1	1
職員の代表	1	1	1	1 or 0
地域の代表	3	2	1	1
校長	1	1	1	1

“School Standard and Framework Act 1998, Schedule 9”

III 初等中等教育の制度の概要

(2) 理事会の権能

公立学校は、学校理事会の監督の下に運営される（「1998年学校水準・枠組法」第38条）が、実際の管理運営を進める上で、校長と学校理事会の関係はどちらか一方が上に立つというものではなく、両者は、学校の管理運営に当たり意思決定期間（学校理事会）と執行機関（校長）として相補って責任分担するとされている。

学校理事会と校長の役割分担

職務	意思決定				
	学校理事会が決定	校長の助言により学校理事会が決定	学校理事会から校長に委任	校長が決定	
学校予算	各年度の予算の承認	○	○		
	毎月の支出のモニター	○	○	○	○
	支払い行為	○	○	○	○
職員	校長の任命	○			
	副校長の任命		○		
	教諭の任命	○	○	○	
	教員以外の職員の任命	○	○	○	
	給与額の決定（校長は自らの給与額については助言できない）	○	○	○	
	校長の解雇	○			
	他の職員の解雇		○		
	校長の停職措置	○			
	他の職員の停職措置	○	○	○	○
カリキュラム	ナショナル・カリキュラムの実施責任	○	○	○	○
	学校が提供する教育水準の責任				○
	個々の子どもへの教育の責任				○
	性教育の実施	○	○		
	政治的中立の確保	○	○		
	学習到達目標の設定と公表	○	○		
停学・退学	学校規律の決定	○	○		
	停学・退学措置の決定				○
	停学・退学措置のレビュー	○	○		
入学許可	入学許可方針の決定	○	○		
	入学希望者への入学許可	○	○		
宗教教育	学校のカリキュラムに沿った宗教教育の提供の責任	○	○		○
学校組織	学校理事会規則の作成	○	○		
	OfSTED監査後の行動計画の原案作成	○	○	○	
	通学日・休暇の決定（コミュニティ、自主（政府管理）学校を除く）	○	○		
保護者への情報提供	年次保護者会の開催	○	○		
	学校理事会の発行する情報提供	○	○		
	無償給食の提供の保証	○	○	○	
学校理事会	学校理事会の理事長及び副理事長の任命	○			
	学校理事会の定期・臨時開催	○	○		
	地域代表委員の任命	○	○		

（複数に○がついている場合、どの方法で決定することも可能） DfEE, “Governing body decision planner”

(3) 理事会の構成員の任命等

保護者、教員、職員の代表者としての理事は、それぞれの母集団の構成員による選挙で選ばれる。財団、地方教育当局の代表は、それぞれの機関から任命される。地域代表は、地域代表以外の理事による選挙で任命される。理事は、辞職せず、かつ欠格要件に該当しない限り、4年の任期を持っている（校長及び財団からの理事を除く）。

また「1999年教育（学校理事の手当て）命令(Education (Governors' Allowances) Regulations 1999)」により理事は無給とされているが、会合出席のための交通費や事務経費等の支給が認められている⁹。

⁹ 都市部を中心に理事会の定員を充足することが困難なところもあり、イングランド全体で15-16%が不足しており、ロンドン内部では30%を超える不足地域もある。理事会の構成員の確保も大きな課題となっている。

3 入学受入

「1980年教育法(Education Act 1980)」において、すべての子どもは保護者の希望に応じて公立学校に入学することができるとされ、その後、細かい制度改編が行われてきているものの、基本的には、この理念が現在も続いている。現在は「1998年学校水準・枠組法」第84条に基づいて、1999年に教育雇用大臣(当時)により行為準則(Code of practice)が定められており、各学校や地方教育当局はこの規定を尊重しながら入学受入の事務を行っている。

入学受入を決定するのは、学校ごとに設けられる入学受入当局(admission authorities)である。入学受入当局は「1998年学校水準・枠組法」第88条により、コミュニティ学校と自主(政府管理)学校では地方教育当局(学校理事会に委任している場合を除く)が該当し、自主(政府補助)学校とファンデーション学校では学校理事会が該当する。入学受入当局は、予め入学受入方針(admission policy)を作成・公表しなければならず、その作成に当たっては、周辺区域(relevant area)内の他の入学受入当局と協議・調整しなければならない。

子どもの入学は、入学受入当局が定める入学定員(admission number)の上限に達しない限り認められなければならない。ただし、グラマー・スクールや宗教的基盤を持つ学校の場合は、特別な扱いが設けられる。

応募者数が入学定員を上回った場合、あらかじめ定められた条件にしたがって入学が認められる。よく使用される条件としては、兄弟がその学校に通っている者、学校からの距離が近い者(通学区域(catchment area)の概念を持つところもある)、公共交通機関による通学の容易な者、などがある。判例により、①子どもの住所が地方教育当局の管轄外であっても、入学受入当局は、そのことだけを理由に入学を拒むことはできない、②逆に地元の学校であっても予め希望しない限りは、自動的に入学が認められるわけではない、ことが明らかとされている¹⁰。

¹⁰ 公立学校の入学に関しては「学力レベルの高い学校に人気集中することもあるが、一方で、階級意識が残る英国社会では、基本的に自分と似た子どもが通う学校に通わせようとする人が多いので、学校選択における競争の過熱化のようなことはあまり問題にならない」という一般的な見方があった。

これに対して、ロンドンでは、入学を有利にするために特定の小学校の近隣に引越をする家族が増えてきたということが近年指摘されるようになってきたところ、2002年3月のRoyal Society of Economicsの年次総会でGibbons, S及びMachin, Sによって発表された報告(Valuing Primary Schools)は以下のような指摘をしている(以下は筆者による要約)。

「個別の事例として(1)『せっかく入学に有利なように引っ越してきたのに入学を認められなかった』と地方教育当局に不服申立をした保護者、(2)まだ生まれていない子どものために『どの通りに面した家に引っ越すのが入学に有利か』真剣に考えている女性、(3)ロンドン北部にあるヴィクトリア様式の3ベッドルームの家を売却して1マイル離れた小さなセミディタッチに引っ越して14万ポンド費やした家族、もある。こうした事例を数値で検証すべく、各小学校のパフォーマンス・テーブルと、学校の周辺の住宅価格の相関関係を調査し、全国試験の平均より10%成績の高い学校に入学することを目的として住宅を購入する場合に、どの程度の追加支出が必要か分析したところ、ミッドランド西部で4,500ポンド、南西イングランドで5,600ポンド、北イングランドで

なお、小学校の場合は、学力による選考は認められていない。中等学校の場合、コンプリヘンシブ・スクールでは、試験結果による学力別選考(banding)も客観的・公平なものである限り認められている。スペシャリスト・スクールのように専門性を持つ中等学校については、当該専門分野に関する（学力ではない）潜在的な能力(aptitude)を基にする選考も定員の10%まで認められている。面接は、入学決定の判断材料として行うことは禁止されているが、教会系の学校が宗教・宗派に関する認識等を確認するために行うことは認められている。

中等学校の選択に関しては、保護者へのアンケート調査が行われており、それによると、学校選択に当たっては学校訪問や他の保護者との情報交換がもっとも利用されている。

保護者が中等学校の選択に当たって利用した情報（1999年と2000年の調査）

情報源	利用した保護者の割合(%)	利用した保護者のうち役立ったかどうか(%)		
		とても役立った	時々役立った	ほとんど/全く役立たなかった
学校を訪問する	78	68	27	5
他の保護者に聞く	70	49	42	9
学校要覧を読む	69	37	51	12
小学校の教員に聞く	49	50	37	13
地方教育当局の要覧を読む	45	29	52	19
パフォーマンス・テーブルを調べる	39	32	54	14
OfSTEDのレポートを読む	25	38	54	8
新聞記事を読む	22	22	62	16
PTAの情報	10	45	45	10
インターネット	4	28	52	20
その他	15	60	31	8

DFES, "Research Report RR278, Parents' Experiences of the Process of Choosing a Secondary School"

選択に当たって考慮する事項としては、パフォーマンス・テーブルでの成績など学業状況を挙げる保護者が43%いるほか通学の利便性を挙げる者も多い。なお、学業状況を考慮事項として挙げる者は、ロンドン在住の者の方が他の地域よりも高い。

5,800ポンド、北西イングランドで6,200ポンド、ロンドンで17,600ポンド、南東イングランドで12,600ポンドという結果が出ている。さらにロンドンでは平均より25%成績の高い学校に入るためには37,000ポンドの追加負担が生じている。住宅に余計な支出をして優れた公立に通うよりも、授業料を払って私学に通った方が安上がりという計算も出来るほどである。いずれにしても高い所得水準の保護者の方が、学校選択に当たって有利という事態が生じている。」

関連して、ロンドンの小学校では家庭教師(private tutoring)を持つ子どもが増大しているという報道もなされている。北ロンドンにある学力レベルの高い小学校では家庭教師を付ける子どもの割合は、3年前は1/4、昨年は1/3だったのが、今年は1/2に増加している。近隣にある別の学校でも、家庭教師に付いている小学6年生の子どもの割合は、3年前には1/6にとどまっていたが現在は倍増している。こうした事態は中流階級以上の家庭を中心に水面下で進展しているため、労働者階級の家庭では情報不足と金銭的な負担に耐えられない（家庭教師を雇っている多くの家庭は、そのために週100ポンド以上を支出している）ため学力競争というゲームに参加できない状態となっている。

III 初等中等教育の制度の概要

中等学校の選択に当たって保護者が考慮する事項（1999年と2000年の調査）

理由	(%)
学校の学業状況 (地域別割合)	43
-ロンドン在住	49
-大都市圏エリア在住	41
-ユニタリー在住	48
-地方在住	40
利便性（家から近い、地元の学校、兄姉が通っている）	40
通学の便	35
子どもの希望	31
学校の理念	15
職員の質	14
設備	13
子どもの規律	10
カリキュラム・教育方法	8
学校のステータス	6
男女の受入	4
社会的特徴	1
選択できる学校が限られていた／なかった	0

DfES, “Research Report RR278, Parents’ Experiences of the Process of Choosing a Secondary School”

67%の保護者が1箇所のみ入学受入当局のみに応募しており、また、87%が地域の地方教育当局管轄内の入学受入当局のみに応募している。グラマー・スクールに応募している者が9%いる。

中等学校への入学応募の状況（1999年と2000年の調査）

いくつの入学受入当局に応募したか	(%)
-1つのみとした割合	67
-2つとした割合	22
-3つとした割合	8
-4以上の割合	3
地域の地方教育当局の中の入学受入当局のみに応募した割合	87
地域の地方教育当局にない入学受入当局のみに応募した割合	5
地域の地方教育当局の中と、それ以外の入学受入当局の両方に応募した割合	8
選抜制の学校（グラマー・スクール）に応募した割合	9

DfES, “Research Report RR278, Parents’ Experiences of the Process of Choosing a Secondary School”

最寄りの公立中等学校に応募しなかった割合は全体の28%となっており、ロンドンではこの割合が特に高い。応募しなかった理由については、学校の規律、学業、いじめに関する状況が挙げられている。

最寄りの中高等学校に応募しなかった割合とその理由（1999年と2000年の調査）

理由	(%)
最寄りの公立中高等学校に応募しなかった割合 (地域別割合)	28
ロンドン在住	40
大都市圏エリア在住	31
ユニタリー在住	29
地方在住	21
応募しなかった主な理由	
学校の規律がよくない	35
学校の学業状況がよくない	31
学校にいじめの問題がある	14
希望する宗教に係る学校でない	12

DfES, “Research Report RR278, Parents’ Experiences of the Process of Choosing a Secondary School”

入学応募の結果、気に入っていた学校に入学できたのは85%、希望していた学校のいずれかに入学できたのは96%に達する。ただし地域別に見るとロンドンではこの割合が大きく下がっている。また、希望する学校に入学できなかったのは全国で4%となっている。

中高等学校への入学受入決定の結果（1999年と2000年の調査）

希望した学校に子どもの入学が認められた保護者の割合	(%)
-気に入っていた学校 (地域別割合)	85
-ロンドン在住	68
-大都市圏エリア在住	88
-ユニタリー在住	86
-地方在住	89
-希望した学校のいずれか	96
希望した学校への入学が認められなかった保護者	4
-保護者がその結果に満足している割合	2.1
-保護者がその結果に満足していない割合	1.4
-意見なし	0.3

DfES, “Research Report RR278, Parents’ Experiences of the Process of Choosing a Secondary School”

入学受入結果に保護者が納得しない場合は、第3者機関(appeal panel)に不服申立をすることができる。実際に不服申立を行った保護者の割合は5%であり、そのうち4件に1件の割合で申し立てが認められている。

中高等学校の入学受入決定に対する申立をした保護者の割合（1999年と2000年の調査）

	(%)
1つ以上の申立をした保護者の割合	5
申立をした保護者のうち	
-申立が認められた割合	25
-申立が認められなかった割合	62
-調査時点では結果が出ていなかった割合	13

DfES, “Research Report RR278, Parents’ Experiences of the Process of Choosing a Secondary School”

4 カリキュラム

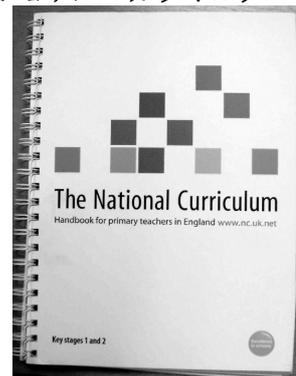
(1) ナショナル・カリキュラム

「1996年教育法(Education Act 1996)」第351条は、公立学校で提供されるカリキュラムについて、バランスが取れ、かつ幅広い内容のものであることにより、

- ・子どもの精神的、倫理的、文化的、知的及び肉体的な発達を促すとともに、
- ・成人生活における機会、責任及び経験に備えるものでなければならないとしている。

これを受けて同法第356条は教育技能大臣がナショナル・カリキュラムを定めることとしており、同条を受けて「ナショナル・カリキュラムの到達目標及び学習事項に関する命令(Education (National Curriculum)(Attainment Targets and Programmes of Study)(England) Order)」が教科ごとに定められている。命令そのものは特定の政府刊行物を特定する簡素なものであり、その命令で特定された書籍が「ナショナル・カリキュラム」として公表・市販されている。ナショナル・カリキュラムは公立学校に適用されるものであり「1988年教育改革法(Education Reform Act 1988)」により保守党政権時に制度化され、現在は「1996年教育法」第5章(第350-410条)が根拠条文となっている。

ナショナル・カリキュラム



カリキュラムに関する具体の業務は、法律・命令を受けて「資格カリキュラム機構(QCA, Qualifications and Curriculum Authority)」が担っている。QCAは「1997年教育法(Education Act 1997)」第21条により設置されており、理事13人(教育技能大臣が任命)及び職員約470人からなる。教育技能大臣の監督下に置かれる準政府機関(NDPB, non-departmental public bodies)の一つ。

(2) キーステージと履修教科

ナショナル・カリキュラムは、義務教育段階の11年間を、4段階のキーステージ(Key Stage 1 – Key Stage 4) (以下K1-K4とする) に分けている。

学年とキーステージの関係

キーステージ	学年	学校種	該当年齢
K4	11	中等学校	15-16
	10		14-15
K3	9		13-14
	8		12-13
	7		11-12
K2	6		小学校
	5	9-10	
	4	8-9	
	3	7-8	
K1	2	6-7	
	1	5-6	

Education Act 1996 Section 355(1)

各キーステージにおける必須教科は、以下の表の網掛け部分である。「英語」「数学」及び「理科」の3教科は「中核教科」(core subjects)と呼ばれ、その他は「基本教科」(foundation subjects)と呼ばれている。

各キー・ステージにおける履修教科

K4													
K3													
K2													
K1													
	英語	数学	理科	技術	情報技術	歴史	地理	外国語	現代	美術とデザイン	音楽	体育	市民教育 (2002年から)

DfES, SI 2000/1146 “Foundation Subject (Amendment)(England) Order 2000”

「英語」「数学」「理科」「技術」「情報技術」及び「体育」は、全てのキーステージを通じての学習が義務付けられている。一方「現代外国語」についてはK3-K4、「歴史」「地理」「美術」及び「音楽」についてはK1-K3の間のみ、必須になっている。ナショナル・カリキュラムは2000年秋から段階的に改訂されており、その一環として2002年からK3-K4で「市民教育」(citizenship education)が新たな教科として必須とされることとなった¹¹。

ナショナル・カリキュラムには含まれていないが「宗教教育」(中等学校では)「性教育」が必須となっている(「1996年教育法」第352条)。K4では「就業教育」(careers education)も行われる(「1997年教育法」第43条)。

なお、K4では職業に関連する科目に重点を置くために「現代外国語」「技術」及び「理科」から最大2教科を免除することができる。また、成績優秀者が特定教科に専念できるように「現代外国語」及び(又は)「技術」を免除することもできる。これらの場合、校長はQCAに報告することが義務付けられている。現在、キーステージ4における職業教育充実の観点からカリキュラムの弾力化が提言されている(前述)。

(3) 履修内容

ナショナル・カリキュラムは、各教科の履修内容を(学年ごとに定めるのではなく)キーステージごとに定めている。例えば、英語については全てのキーステージ(K1-K4)における履修内容が定められているが¹²、現代外国語については、K3-K4だけが必須であるので、当該段階における履修内容のみ定められている。なお、

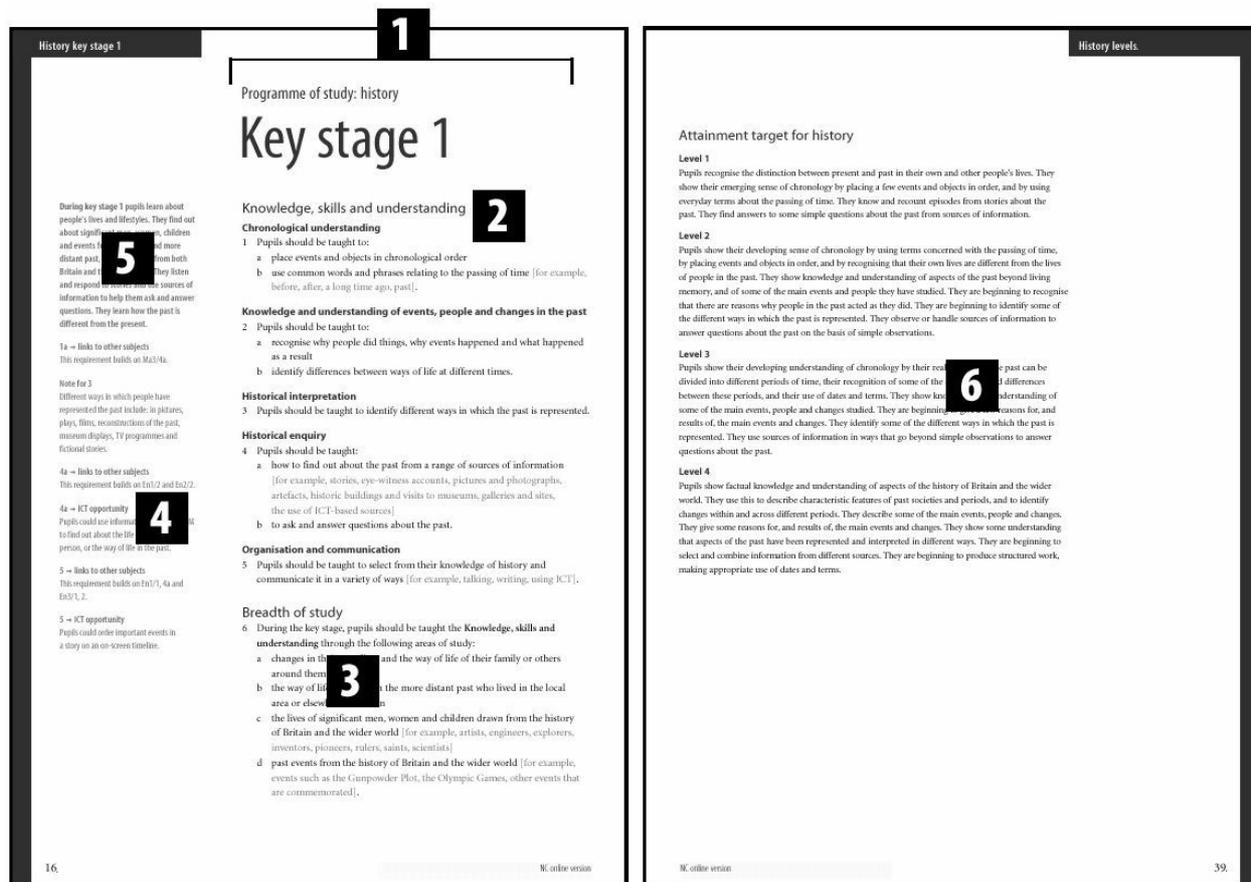
¹¹ 市民教育には、日本の「公民」のような分野も含まれるが、逆を言うと、これまでは義務教育課程において、議会制民主主義や三権分立等といった統治機構について、学校で習う機会がなかったということである。この理由を関係者に尋ねると、「政府による思想的介入を嫌う教育界の伝統」という答えが返ってくる。

¹² 例えば、英語の「話す・聞く」の單元には、全てのキーステージで演劇(Drama)が含まれている。演劇は英語学習で重要な要素を占めており、英国の学校を訪問すると立派な演劇室を持っているところが多い。また「読む」の單元ではK3-K4でシェークスピアの2作品を学ぶことが義務(うち1作品はK3で学ぶ)となっている。

III 初等中等教育の制度の概要

現代外国語の対象となる言語は「1991年教育命令（ナショナル・カリキュラム）（現代外国語）（Education (National Curriculum)(Modern Foreign Languages) Order 1991)」において、日本語を含め20種類の外国語が挙げられている。

ナショナル・カリキュラムの基本的な構成（キーステージ1の歴史の場合）



DfEE, QCA, “The National Curriculum”

(説明) ①見出し

②知識・技能・理解(Knowledge, skills and understanding)：学習すべき事項

③学習の幅(Breadth of study)：知識・技能・理解を得るための学習範囲、活動内容

④関連情報（学習が義務つけられているものではない）

⑤学習内容の要約

⑥到達レベル(attainment targets)：レベル1から始まる到達度の説明

政府は読み書き計算に関する基礎学力の定着を重視しており、小学校ではナショナル・カリキュラムの他に「全国読み書き戦略(National Literacy Strategy)」及び「全国計算戦略(National Numeracy Strategy)」を定めており、これに基づき「読み書き」及び「計算」（つまり英語と数学）について各学年で学習すべき事項が「学習指導例(Framework for Teaching)」において学期ごとに提示されている。その他の教科についても、ナショナル・カリキュラムを学校での具体的な授業に反映させるために、小学校・中等学校を通じて「学習指導例(Scheme of Work)」が作成されており、学年別・学期別ごとに教える事項が整理されている。これらの学習指導例はナショナル・カリキュラムを補足するものであり法的拘束力はないが、多くの学

校が参考にしている。

この他にナショナル・カリキュラムには、特定の教科とは別にすべての教科を通じて修得すべきとされる事項が簡単な説明とともに列挙されている。

教科を超えて学習すべき事項

- キースキル(Key skills)
 - ・コミュニケーション(Communication) (読む・書く・話す・聞く)
 - ・数の応用(Application of number) (数学的思考力)
 - ・情報技術(Information technology)
 - ・共同して働く(Working with others)
 - ・自己の学習・成果を向上させる(Improving own learning and performance)
 - ・問題解決能力(Problem solving)
- 考える力(Thinking skills)
 - ・情報収集・整理能力(Information-processing skills)
 - ・理由付け能力(Reasoning skills)
 - ・質問する能力(Enquiry skills)
 - ・創造的思考力(Creative thinking skills)
 - ・評価能力(Evaluation skills)
- お金の管理に関する能力(Financial capability)
- 事業を遂行するための能力(Enterprise education)
- 持続可能な開発に関する学習(Education for sustainable development)

DfEE, QCA, “The National Curriculum”

ナショナル・カリキュラムには含まれていない宗教教育については、地域で合意されたシラバスに基づいて提供されなければならないが、保護者は学校で行われる宗教教育のすべてまたは一部を自分の子どもに受けさせないことが可能である。性教育についても政府のガイドラインに沿って学校が定めた内容が教えられる。

授業で使用される教科書や教材には政府は関わっていない。オックスフォード大学出版(Oxford University Press)、ケンブリッジ大学出版(Cambridge University Press)、コリンズ出版(Collins)、ロングマン出版(Longman)といった大手の教育図書の出版会社がナショナル・カリキュラムに準拠した教科書や教材を出版しており、各学校ではそれらを適宜使用していることが多いようである。

(4) 授業時間

ナショナル・カリキュラムは各教科の授業時間数までは定めていないため、時間割の設定は学校に委ねられている。なお、政府が定めた年間授業時間の目安を基に週当たりの授業時間を割り出すと以下のとおりとなる。

III 初等中等教育の制度の概要

キーステージ1～3における教科ごとの週当たり授業時間

教科	K1	K2	K3
英語	5	4.5	2.5
数学	3.5	3.5	2.5
理科	1.5	2	2.5
歴史	1	1.25	1.25
地理	1	1.25	1.25
技術	1	1.25	1.25
音楽	1	1.25	1.25
美術	1	1.25	1.25
体育	1	1.25	1.25
現代外国語	—	—	1.75
宗教教育	1	1.25	1.25
上記合計	17	18.75	18
週当たり最低授業時間	21	23.5	24

DES Circular 7/90, “Management of the school day”, Croner’s, “Head’s Legal Guide”

この表はあくまで政府の定めた目安を基に整理しており、実際にはこの時間数に沿っていない学校も多い。特に現在の小学校では「全国読み書き戦略」及び「全国計算戦略」（前述）に基づいて、毎日1時間の英語の授業(Literacy hour)、K1で45分間、K2で50-60分間の数学の授業(Numeracy hour)を確保することが事実上義務化されている。また身体運動（体育と課外活動）を週2時間行うことも推奨されている。

また、全教科（体育及びK1の中核教科以外の教科を除く）を通じて、英語（読む・書く・話す・聞く）と情報教育を合わせ教えることとされている。学校の方針により、ナショナル・カリキュラム以外の教科を教えることも可能である（例：第二外国語、古典）。また性教育と（第9学年以上では）就職指導も必須である（前述）。

K4では授業時間数に関する目安は存在しない。QCAが作成した事例集には、様々な学校における例の一つとして以下が取り上げられており参考まで紹介する。

キーステージ4における授業時間の例

教科	K4
英語	3.75
数学	3.125
理科	5
デザイン・技術	2.5
現代外国語	2.5
体育	1.25
宗教教育	0.625
人文	2.5
芸術	2.5
市民教育	1.25
合計	25

QCA, “Key stage 4 curriculum in action”

シックス・フォームに進学すると、Aレベル1教科につき週当たり4.5-5.0時間の授業時間を取ることが多いようである。

シックス・フォームにおける週当たり授業時間数の例

第12学年		第13学年	
教科	授業時間数	教科	授業時間数
4教科のASレベル	18-20時間	3教科のA2	15時間
IT/チュートリアル	1時間	IT/チュートリアル	1時間
総合学習	1時間	総合学習	1時間
計	20-22時間	計	17時間

QCA, "Curriculum 2000"

5 学習到達度の評価

(1) 小学校入学時評価

「1997年教育法(Education Act 1997)」第16条、「1998年教育(小学校入学時評価)(イングランド)命令(Education (Baseline Assessment)(England) Regulations 1998)」及び「1998年教育雇用省通達(Baseline Assessment of Pupils Starting Primary School)」により、小学1年又は入学準備学年(reception class)に入学した4-5歳児を対象に、入学後7週間以内に小学校入学時評価(baseline assessment)を行うことが義務付けられている。これは児童の個別のニーズを踏まえた指導計画の作成や入学後の進歩を測定することを目的に行われており、児童の読み書き計算能力、自己・社会性について評価が行われる。1998年に法制化された。

(2) キーステージと到達レベルの考え方

ナショナル・カリキュラムでは、各教科について全キーステージを通じた児童生徒の理解到達度として「到達レベル1」から「例外的到達」までの9つの到達レベル(attainment targets)を設けている。ただし、中核教科及び現代外国語については、以下の単元ごとにレベルが定められている。

中核教科及び現代外国語の単元

教科	単元
英語	「話す・聞く」「読む」「書く」
数学	「数学的思考」「数・代数」「図形」「統計処理」
理科	「科学的研究」「生物」「物質」「物理変化」
現代外国語	「聞く」「話す」「読む」「書く」

DfEE, QCA, "The National Curriculum"

児童生徒は、K1修了時にはレベル2、K2修了時にはレベル4、K3修了時にはレベル5又は6に到達していることが求められている。市民教育については到達レベルが定められていない¹³。

¹³ 導入時に、内部で様々な議論されたものの、他の教科のようにレベルを分けて到達度を測ることはできないという結論に達したとのことである

理解達成度の分類と各成績の基準

	K1(7歳)	K2(11歳)	K3(14歳)
例外的到達			■
到達レベル8			■
到達レベル7			■
到達レベル6		■	■
到達レベル5		■	■
到達レベル4	■	■	■
到達レベル3	■	■	■
到達レベル2	■	■	■
到達レベル1	■	■	■

(注)

- :例外的到達レベル
- :標準以上の到達レベル
- :標準到達レベル

DfEE, QCA, “The National Curriculum”

(3) 評価のあり方

児童生徒の学習到達度を評価し教育水準を確保するための仕組みとして、校内における「教員による評価」(teacher assessment)と、キーステージ修了時の外部試験の2種類が設けられている。評価としては、それぞれ同等の比重を有している。

① 教員による評価

外部試験がキーステージ修了時の達成度の一面を写すもの(snapshot)であるのに対して、教員による評価は児童生徒の学内での学習活動すべてを評価の対象とするものである。学校は、少なくとも年1回は児童生徒の評価を行うこととなっている。

② キーステージ修了時の評価

「2000年イングランド教育（児童生徒の情報）命令(The Education (Pupil Information)(England) Regulations 2000)」により、各キーステージの修了学年の場合は、教員による評価に加えて外部試験の結果を保護者に成績簿として報告することとなっている。具体的には、各教科の到達度（英語、数学、理科については単元ごとの到達度を含む）についての評価を行う。

この他、(i)ナショナル・カリキュラム・テストに関し「その学校の成績の状況」「全国レベルでの状況」、(ii)担任教員による児童生徒に対する所見（各教科への取り組み姿勢及び成果、宗教教育、生活態度、今後の改善目標）、(iii)出欠席状況、(iv)GCSEの結果（K4のみ）も含まれる。

キーステージ1 - 3 修了時の成績表の例

<p style="text-align: center;">Park Green Infants CHILD'S RESULTS</p> <p style="text-align: center;">End of key stage 1 assessment results 2001</p> <p>Name: John Edwards Class: 2M</p> <p style="text-align: center;">ENGLISH</p> <p style="text-align: center;">Teacher assessment results</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Speaking and Listening</td><td style="text-align: right;">level 2</td></tr> <tr><td>Reading</td><td style="text-align: right;">level 2</td></tr> <tr><td>Writing</td><td style="text-align: right;">level 2</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">Task and test results</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Reading task</td><td style="text-align: right;">level 2A</td></tr> <tr><td>Reading comprehension test</td><td style="text-align: right;">level 2B</td></tr> <tr><td>Writing task</td><td style="text-align: right;">level 2A</td></tr> <tr><td>Spelling test</td><td style="text-align: right;">level 2</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">MATHEMATICS</p> <p style="text-align: center;">Teacher assessment result</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">level 3</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">Task or test result</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Mathematics task/test</td><td style="text-align: right;">level 2A</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">SCIENCE</p> <p style="text-align: center;">Teacher assessment result</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">level 2</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">There are no tests or tasks in science for key stage 1</p> <p>Level 1 and W (meaning working towards level 1) represent achievement below the nationally expected standard for most 7-year-olds. Level 2 is divided into three grades - 2A, 2B and 2C. Level 2B represents achievement at the nationally expected standard for most 7-year-olds. Children who achieve level 2C may not be progressing well enough to achieve level 4 when they are 11. Levels 3 and 4+ represent achievement above the nationally expected standard for most 7-year-olds.</p>	Speaking and Listening	level 2	Reading	level 2	Writing	level 2	Reading task	level 2A	Reading comprehension test	level 2B	Writing task	level 2A	Spelling test	level 2		level 3	Mathematics task/test	level 2A		level 2	<p style="text-align: center;">Park Green Junior CHILD'S RESULTS</p> <p style="text-align: center;">End of key stage 2 assessment results 2001</p> <p>Name: Jane Edwards Class: 6M</p> <p style="text-align: center;">ENGLISH</p> <p style="text-align: center;">Teacher assessment results</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Speaking and Listening</td><td style="text-align: right;">level 4</td></tr> <tr><td>Reading</td><td style="text-align: right;">level 4</td></tr> <tr><td>Writing</td><td style="text-align: right;">level 4</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">English result</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">level 4</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">Test results</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Reading</td><td style="text-align: right;">level 4</td></tr> <tr><td>Writing</td><td style="text-align: right;">level 4</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">English result</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">level 4</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">MATHEMATICS</p> <p style="text-align: center;">Teacher assessment result</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">level 5</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">Test result</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">level 5</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">SCIENCE</p> <p style="text-align: center;">Teacher assessment result</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">level 4</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">Test result</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">level 4</td></tr> </table> <p>Level 3 and below represent achievement below the nationally expected standard for most 11-year-olds. Level 4 represents achievement at the nationally expected standard for most 11-year-olds. Levels 5 and 6 represent achievement above the nationally expected standard for most 11-year-olds.</p>	Speaking and Listening	level 4	Reading	level 4	Writing	level 4		level 4	Reading	level 4	Writing	level 4		level 4		level 5		level 5		level 4		level 4
Speaking and Listening	level 2																																										
Reading	level 2																																										
Writing	level 2																																										
Reading task	level 2A																																										
Reading comprehension test	level 2B																																										
Writing task	level 2A																																										
Spelling test	level 2																																										
	level 3																																										
Mathematics task/test	level 2A																																										
	level 2																																										
Speaking and Listening	level 4																																										
Reading	level 4																																										
Writing	level 4																																										
	level 4																																										
Reading	level 4																																										
Writing	level 4																																										
	level 4																																										
	level 5																																										
	level 5																																										
	level 4																																										
	level 4																																										
	<p style="text-align: center;">Park Green Secondary PUPIL RESULTS</p> <p style="text-align: center;">End of key stage 3 assessment results 2001</p> <p>Name: Susan Buckland Class: 9M</p> <p style="text-align: center;">ENGLISH</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Teacher assessment result</td><td style="text-align: right;">level 7</td></tr> <tr><td>Test result</td><td style="text-align: right;">level 6</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">MATHEMATICS</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Teacher assessment result</td><td style="text-align: right;">level 5</td></tr> <tr><td>Test result</td><td style="text-align: right;">level 5</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">SCIENCE</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Teacher assessment result</td><td style="text-align: right;">level 6</td></tr> <tr><td>Test result</td><td style="text-align: right;">level 6</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">DESIGN AND TECHNOLOGY</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Teacher assessment result</td><td style="text-align: right;">level 7</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">GEOGRAPHY</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Teacher assessment result</td><td style="text-align: right;">level 6</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">HISTORY</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Teacher assessment result</td><td style="text-align: right;">level 5</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">INFORMATION AND COMMUNICATION TECHNOLOGY</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Teacher assessment result</td><td style="text-align: right;">level 6</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">MODERN FOREIGN LANGUAGE</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Teacher assessment result</td><td style="text-align: right;">level 6</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">ART AND DESIGN</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Teacher assessment result</td><td style="text-align: right;">level 5</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">MUSIC</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Teacher assessment result</td><td style="text-align: right;">level 6</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">PHYSICAL EDUCATION</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>Teacher assessment result</td><td style="text-align: right;">level 6</td></tr> </table> <p>Levels 4 and below represent achievement below the nationally expected standard for most 14-year-olds. Levels 5 and 6 represent achievement at the nationally expected standard for most 14-year-olds. Levels 7 and above represent achievement above the nationally expected standard for most 14-year-olds. In MFL, levels 5 and 6 represent achievement at the nationally expected standard for most 14-year-olds. As a result of the revised national curriculum, these levels are now pitched at the same levels as in other subjects.</p> <p>RELIGIOUS EDUCATION</p> <p>While religious education is not part of the national curriculum, it is a compulsory subject and must be reported to parents.</p>	Teacher assessment result	level 7	Test result	level 6	Teacher assessment result	level 5	Test result	level 5	Teacher assessment result	level 6	Test result	level 6	Teacher assessment result	level 7	Teacher assessment result	level 6	Teacher assessment result	level 5	Teacher assessment result	level 6	Teacher assessment result	level 6	Teacher assessment result	level 5	Teacher assessment result	level 6	Teacher assessment result	level 6														
Teacher assessment result	level 7																																										
Test result	level 6																																										
Teacher assessment result	level 5																																										
Test result	level 5																																										
Teacher assessment result	level 6																																										
Test result	level 6																																										
Teacher assessment result	level 7																																										
Teacher assessment result	level 6																																										
Teacher assessment result	level 5																																										
Teacher assessment result	level 6																																										
Teacher assessment result	level 6																																										
Teacher assessment result	level 5																																										
Teacher assessment result	level 6																																										
Teacher assessment result	level 6																																										

QCA, "Assessment and reporting arrangements 2001"

(4) 外部試験

外部試験には、キーステージごとのナショナル・カリキュラム・テスト、中等学校修了一般資格(GCSE, General Certificate of Secondary Education)、大学入学資格(GCE, General Certificate of Education)上級(Aレベル)、準上級(ASレベル)、職業関連資格がある。こうしたGCSEやAレベル等は、生徒が受験した科目についての成績証明の性格を持ち、高等教育への進学や就職に当たって重要な意味を持つ。英国では、これらの試験に合格しなければ学校を卒業しても何の資格も得られないことになる。

(5) ナショナル・カリキュラム・テスト

ナショナル・カリキュラム・テスト(National Curriculum Test)は、K1-K3修了段階ごとに中核教科に関して全国規模で実施するものであり、レベルの到達度が測定される。

① キーステージ 1 (小学校 2 年修了時)

K1については、英語と数学が以下のとおりに分けられて試験が行われる。

キーステージ 1 のナショナル・カリキュラム・テストの内容 (2001年)

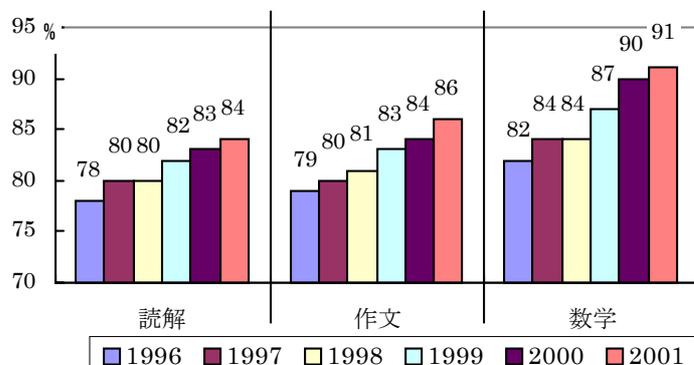
英語	読書課題 (レベル 1 - 2 向け)
	読解テスト (レベル 2 向け)
	作文課題 (レベル 1 - 3 向け)
	スペリングテスト (レベル 2 - 3 向け)
	読解テスト (レベル 3 の見込みある児童が上記に加えて受験)
数学	課題 (レベル 1 向け)
	テスト (レベル 2 - 3 向け)

(以上のテスト及び課題を全国の各学校において、5月中に行う)

QCA, "Assessment and reporting arrangements 2001, Foundation stage and key stage 1"

キーステージ 1 修了時にはレベル 2 に到達することが求められている (前述)。

キーステージ 1 のナショナル・カリキュラム・テストでレベル 2 以上を取得した児童の割合



DfEE, "National Curriculum Assessments of 7,11 and 14 Years Olds in England -1998", "-1999", "-2000", DfES, "-2001"

② キーステージ2（小学校卒業時）

K2修了時のナショナル・カリキュラム・テストでは、英語、数学及び理科について以下の種類の試験が行われる。

キーステージ2のナショナル・カリキュラム・テストの内容（2001年）

英語・読解テスト（レベル3－5向け）（45分）
・作文テスト（辞書使用可）（レベル3－5向け）（60分） （与えられた4つのテーマから一つを選んで解答）
・スペリング・手書きテスト（レベル3－5向け）（15分）
・上級テスト（レベル6の見込みある児童が上記に加えて受験）（60分）
数学・テストA（電卓使用不可）（レベル3－5向け）（45分）
・テストB（電卓使用可）（レベル3－5向け）（45分）
・暗算テスト（レベル3－5向け）（20分間）
・テストC（レベル6の見込みある児童が上記に加えて受験）（電卓使用可）（30分）
理科・テストA（レベル3－5）（35分）
・テストB（レベル3－5）（35分）
・テストC（レベル6の見込みある児童が上記に加えて受験）（30分）
（以上のテストを全国の学校一斉に、5月の特定日を行う（5日間））

QCA, “Assessment and reporting arrangements 2001, Key stage 2”

各試験の得点結果と到達レベルの相関関係は以下の通りである。キーステージ2修了時にはレベル4に到達することが求められており（前述）、大まかに言うと50%以上の得点によりレベル4に達することができる。

キーステージ2のナショナル・カリキュラム・テストでの得点と到達レベル（2001年・英語）

○読解テスト		○作文テスト（スペリング・手書きテストを含む）	
到達レベル	得点(50点満点)	到達レベル	得点(50点満点)
3	10-18	3	19-30
4	19-30	4	31-38
5	31-50	5	39-50

○読解+作文テスト		○上級テスト	
到達レベル	得点(100点満点)	到達レベル	得点(35点満点)
N	0-25	6	25-35
2	26-28		
3	29-49		
4	50-69		
5	70-100		

キーステージ2のナショナル・カリキュラム・テストでの得点と到達レベル（2001年・数学）

○テストA+B+暗算		○テストC	
到達レベル	得点(100点満点)	到達レベル	得点(30点満点)
N	0-18	6	21-30
2	19-21		
3	22-48		
4	49-78		
5	79-100		

III 初等中等教育の制度の概要

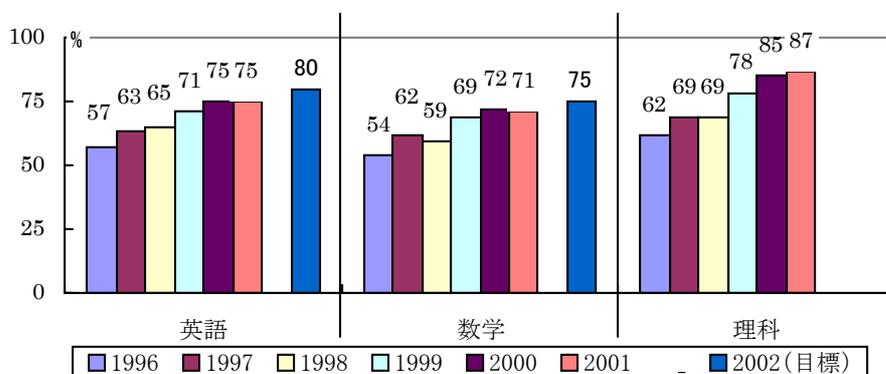
キーステージ2のナショナル・カリキュラム・テストでの得点と到達レベル (2001年・理科)

○テストA+B		○テストC	
到達レベル	得点(80点満点)	到達レベル	得点(30点満点)
N	0-14	6	21-30
2	15-17		
3	18-38		
4	39-64		
5	65-80		

QCA, “Level threshold tables 2001, Key stage 2”

政府は、児童の80%及び75%が英語及び数学でレベル4以上を取得することを公約としている(2002年までに実施)¹⁴。さらに85%が英語及び数学でレベル4以上を取得するとともに35%がレベル5以上を取得するという公約も発表している(2004年までに実施)。

キーステージ2のナショナル・カリキュラム・テストでレベル4以上を取得した児童の割合



DfEE, “National Curriculum Assessments of 7,11 and 14 Years Olds in England -1998”, “-1999”, “-2000”, DfES, “-2001”

「1998年教育(学校成果目標)命令(Education (School Performance Targets)(England) Regulations 1998)」は、各小学校が、英語及び数学でレベル4以上を取得する児童の割合に関する目標を作成し公表することを義務付けている。

¹⁴ この目標は、ブランクett前教育雇用大臣が「達成されなかった場合は辞任する」と明言していた重要政策であった。1997年の政権獲得時に比べると結果は向上しているが「学校に過度の負担がかかっている」「数値至上主義である」との批判は大きい。また、2001年の結果が、前年との比較で見ると向上しておらず「2002年の公約達成は無理であろう」との見方がかなり強くなっている(モリス教育技能大臣は、2001年の結果は残念なものである(disappointing)と述べながらも公約達成には自信を示している)。

③ キーステージ3（中等学校3年修了時）

K3修了時のナショナル・カリキュラム・テストでは、英語、数学及び理科について以下の種類の試験が行われる。

キーステージ3のナショナル・カリキュラム・テストの内容（2001年）

英語	テスト1（読解・作文）（レベル4－7向け）（105分） テスト2（シェークスピア）（レベル4－7向け）（75分間） （現在は「ヘンリー5世」「マクベス」「十二夜」を出題対象として指定） 上級テスト（レベル8以上の見込みある生徒が上記に加えて受験）（90分）
数学	テスト1（電卓使用不可） （レベル3－5、4－6、5－7、6－8向けの4種類から選択）（60分） テスト2（電卓使用可） （レベル3－5、4－6、5－7、6－8向けの4種類から選択）（60分） 暗算テスト（A:レベル4－7、B:4－7、C:3－5向けの3種類から選択）（20分間） 上級テスト（レベル8以上の見込みある生徒が上記に加えて受験）（60分）
理科	テスト1（レベル3－6、5－7向け）（60分） テスト2（レベル3－6、5－7向け）（60分） 上級テスト（レベル8以上の見込みある生徒が上記に加えて受験）（60分）
（以上のテストを全国の学校一斉に、5月の特定日に行う（5日間））	

QCA, "Assessment and reporting arrangements 2001, Key stage 3"

各試験の得点結果と到達レベルの相関関係は以下の通りである。レベル3修了時にはレベル5に到達することが求められている（前述）。数学、理科については生徒の学力に応じて複数の試験から選択して受験する。

キーステージ3のナショナル・カリキュラム・テストでの得点と到達レベル（2001年・英語）

○テスト1+2		○上級テスト	
到達レベル	得点(99点満点)	到達レベル	得点(36点満点)
N	0-15	8	16-25
3	16-20	例外的到達	26-36
4	21-35		
5	36-52		
6	53-69		
7	70-99		

キーステージ3のナショナル・カリキュラム・テストでの得点と到達レベル（2001年・数学）

	レベル3-5用 (150点満点)	レベル4-6用 (150点満点)	レベル5-7用 (150点満点)	レベル6-8用 (150点満点)	上級テスト (42点満点)
N	0-25	0-25	0-30	0-34	
2	26-31				
3	32-66	26-31			
4	67-103	32-57	31-36		
5	101-150	58-88	37-60	35-40	
6		89-150	61-92	41-65	
7			93-150	66-106	
8				107-150	
例外的到達					22-42

III 初等中等教育の制度の概要

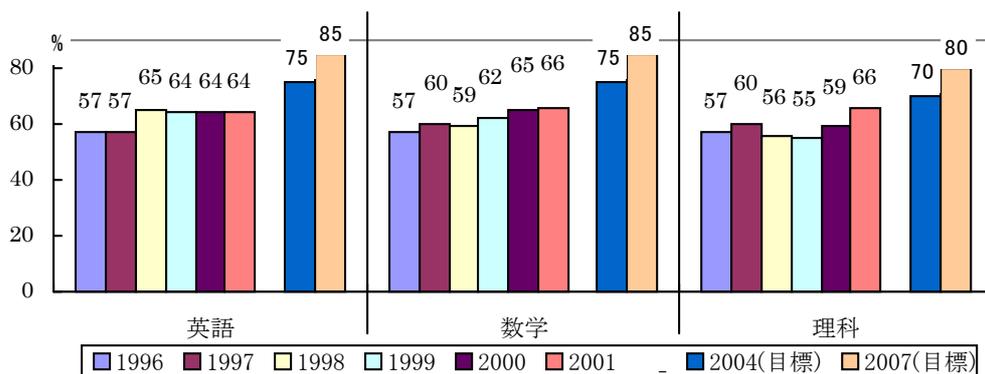
キーステージ3のナショナル・カリキュラム・テストでの得点と到達レベル (2001年・理科)

	レベル3-6用 (180点満点)	レベル5-7用 (150点満点)	上級テスト (60点満点)
N	0-32	0-36	
2	33-39		
3	40-69		
4	70-101	37-42	
5	102-130	43-70	
6	131-180	71-100	
7		101-150	
8			31-42
例外的到達			43-60

QCA, “Level threshold tables 2001, Key stage 3”

K3修了時の到達度については、生徒の75%が英語、数学、情報教育で、70%が理科でレベル5に到達することが公約になっている（2004年までに実施）¹⁵。さらにこの目標を、英語、数学、情報教育で85%、理科で80%とすることになっている（2007年までに実施）。また、すべての地方教育当局において、65%が英語と数学で、60%が理科でレベル5に到達することも公約となっている（2004年までに実施）。

キーステージ3のナショナル・カリキュラム・テストでレベル5以上を取得した生徒の割合



DfEE, “National Curriculum Assessments of 7,11 and 14 Years Olds in England -1998”, “-1999”, “-2000”, DfES, “-2001”

¹⁵ これが2001年に発表された際には、新たなターゲットの創設ということで教員側の反発が大きかった。2000年7月に教育への大幅予算増が打ち出されたのにあわせて、新たなターゲットが設けられた際には、教員組合は「政府は、直接的な効果が測れなければ、お金は使えないと思っているようだが、測れないもののためにも支出が必要ということを理解すべき」と述べている。

(6) GCSE

① 実施形態

K4修了時には、ナショナル・カリキュラム・テストではなくGCSEが行なわれる。通常、5月中旬から6月末の期間に試験が実施される。試験に加えて、レベル4在学中の授業活動の一環として行われる活動（コースワーク）の評価も加味される。

GCSEは実施団体(Awarding Bodies)により実施される。現在以下の5団体あり、ナショナル・カリキュラムを基に各団体がそれぞれにシラバスと試験を作成する。学校では、どの団体の試験を選択するかを決める。

- ・ AQA (Assessment and Qualifications Alliance)
- ・ EDEXCEL Foundation
- ・ OCR
- ・ WJEC (The Welsh Joint Education Committee)
- ・ CCEA (The Northern Ireland Council for the Curriculum, Examinations and Assessment)

科目によっては、1つの実施団体しか作成していないものもあれば、複数の実施団体が作成しているものもある。5団体では合同委員会を設けてシラバスの議論を行うとともにQCAが各団体と連絡調整を行うことで、各団体の作成する試験水準の平準化を図っている。

② 試験科目

試験科目は多岐にわたるが、たいていの学校は以下の科目について対応することが多い。日本語を現代外国語として実施するところもある。

GCSEの主要科目

数学	技術	表現芸術
数学	ビジネス	美術
英語	デザイン&技術	ダンス
言語	情報技術	演劇
文学	人文	音楽
理科	地理	現代外国語
生物	歴史	フランス語
化学	宗教教育	ドイツ語
物理	体育	スペイン語
理科（シングル又はダブル）	体育	その他
		一般科目

筆者作成

生徒は自分の興味や進路を考慮して数教科（通常5科目以上）を受験する。少なくとも英語、数学、理科を選択する生徒が多い。理科については、次の3種類がある。

- ・ ダブル試験(double award exam)：生物・化学・物理からGCSE 2つに相当する内容の試験
- ・ 個別試験(separate exam)：上記3科目を個別の科目として受験。
- ・ シングル試験(single award exam)：上記3科目全体をカバーするがGCSE 1つ

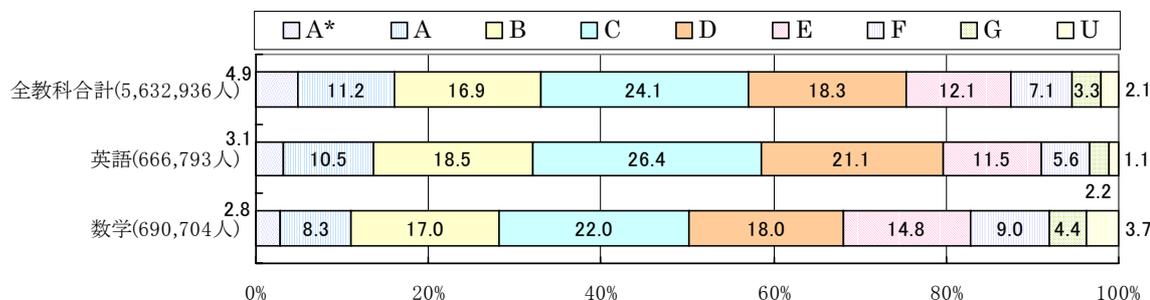
III 初等中等教育の制度の概要

に相当。理科に比重を置かない生徒が受験。

③ 評価

評価は、科目ごとに最高A*から最低Gまでの8段階の絶対評価がなされ、Gに達しない者は不合格となる。

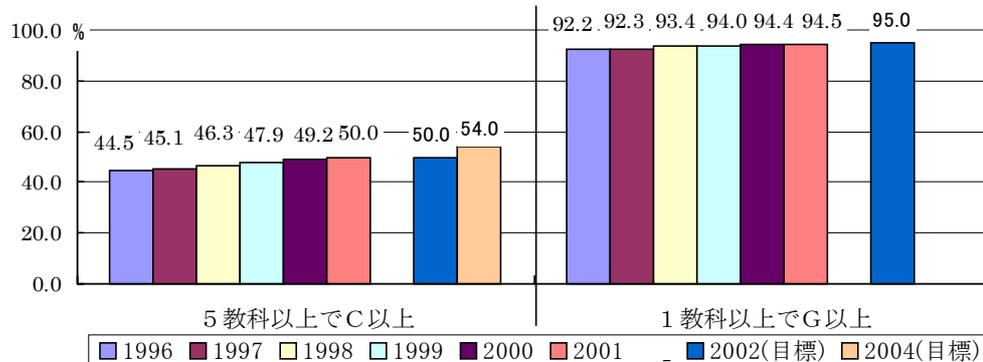
受験生のGCSEの成績分布(2001年)



新聞報道

政府はGCSEについて、16歳の者の50%が5教科以上でA*~Cを取得するとともに、95%が少なくとも1教科は合格することを公約としている（2002年までに実施）¹⁶。なお、前者の目標については2001年の段階で達成されており、さらに54%に引き上げることが公約となっている（2004年までに実施）。

GCSEで一定以上の成績を取得した生徒の割合の推移



DfES, “Statistics of Education, Public Examinations GCSE/GNVQ and GCE/AGNVQ in England 2000”, “GCSE/GNVQ and GCE A/AS/VCE/Advance GNVQ results for young people in England, 2000/01”

¹⁶ 2001年における数値は94.5%であり、逆に言えば全国でGCSEを1科目も受験しなかった（又は合格しなかった）生徒は全体の5.5%（33,208人）もいるということである。29%の生徒が無資格のまま卒業したという学校もある。これは何の資格も得ないままに義務教育を修了したことを意味する。

④ 学校目標の作成

GCSEについても、1998年教育（学校成果目標）命令において以下の事項について各中等学校が学校目標を作成し公表することが義務付けられている。

- ・ 5教科以上でC以上の成績を取った生徒の割合
- ・ 1教科以上でG以上の成績を取った生徒の割合
- ・ 受験した生徒の平均点

⑤ 早期受験

政府は、多くの生徒が16歳前にGCSEを1教科でも受験するよう奨励しており、15歳になる前にGCSEを受験した生徒数は、1996年の30,600人から1999年の45,000人に上昇している。2000年には2人の6歳児が情報教育で合格し、2001年には5歳児が数学で合格している。将来的には5%の生徒が14歳までに1教科だけでも受験することを見込んでいる。

(7) Aレベル・ASレベル

① 実施形態

GCEのASレベル(Advanced Subsidiary Level)、Aレベル(Advanced Level)は、通常、それぞれシックス・フォームの第1学年と第2学年の者を対象に実施する（1月にも実施されるが、通常は6月に受験）。GCSEと同様に5つの実施団体が担当している¹⁷。試験だけでなく授業中の活動（コースワーク）も評価対象となることもGCSEと同じである。

② 従前の試験方法

科目数は多岐にわたるが、高等教育への進学希望者が将来の希望に応じて2-4科目程度受験する。

Aレベル、ASレベルの主要科目

数学 数学	技術 ビジネス コンピューティング	体育 体育
英語 言語学 文学	人文 地理 歴史 宗教教育 経済 法律学 哲学 心理学 社会学	表現芸術 美術・デザイン 演劇 音楽
理科 生物 化学 物理 理科		現代外国語 フランス語 ドイツ語 スペイン語
		その他 一般科目

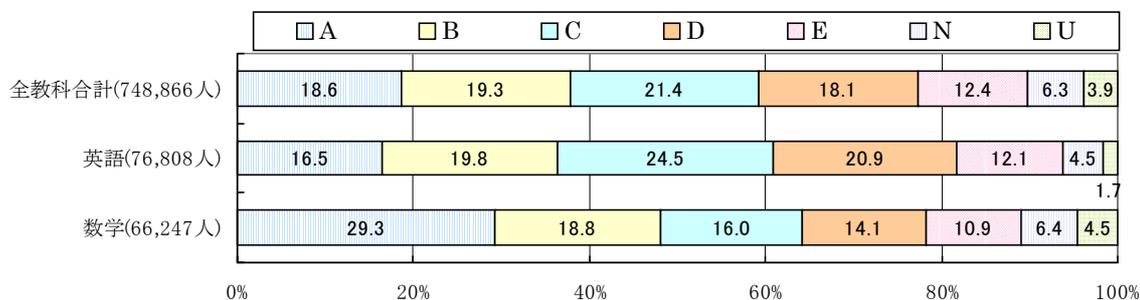
筆者作成

¹⁷ 実施団体の一つEDEXCELが作成し2002年1月に実施されたAS試験の数学の問題に誤りが見つかり、その他の試験にも落丁があったことから、同団体への批判が増加している。

III 初等中等教育の制度の概要

評価は科目ごとに最高Aから最低Eまでの5段階の絶対評価によりなされ、Eに達しないものは不合格となる。大学の入学に当たっては一般に3科目でA～Cが求められる¹⁸。

受験生のAレベルの成績分布(2001年)



新聞報道

受験者数で比較すると、全体としては過去10年間で6%増加している。個別の科目に着目すると、生物とコンピュータの人気は高いが、数学、物理、化学は減少しており、いわゆる理数系離れが心配されている。

Aレベルの受験者数の変化

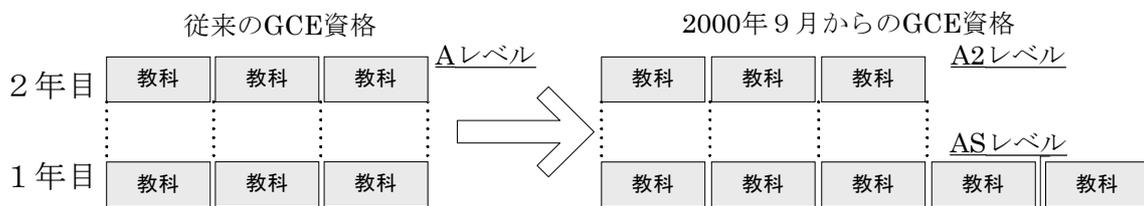
	1991/92	1999/00	増減
化学	37,855	36,696	-3.1
物理	36,740	28,945	-21.2
生物	43,408	48,987	12.9
コンピュータ	7,747	17,724	128.8
数学	66,395	60,734	-8.5
デザイン・技術	8,953	13,764	53.7
ビジネス	18,466	33,177	79.7
英語	79,998	82,910	3.6
合計	669,584	709,580	6.0

HM Treasury, "SET for success, The report of Sir Gareth Roberts' Review"

③ 新制度による試験方法

2000年9月のシックス・フォーム進学者から、Aレベルの方法が変更された。

シックス・フォームの制度の変更



筆者作成

¹⁸ 2001年のAレベルの結果は、いずれも男子よりも女子の方が高い成績を得ており、教育技能省が、男女別クラスの試験的導入も始めている。

従来、生徒は志望専攻に関係する3教科程度に絞って試験準備を行ってきたが、これからの社会では、より幅広い知識・技能を有する者の養成が必要であるとの観点から見直しが行われた。新しい制度では、1年目をASレベルとして4教科（学力の高い生徒は5教科）を選択し、2年目には3教科に絞って学習することとなる（A2と呼ばれる）。ASレベルしか受験しなかった科目の成績も、最終のAレベルの成績とともに大学入学の合否判定の参考とされる。

政府は、これによりAレベルの水準を落とすことなく、従来よりも幅広い領域の知識や技能の獲得が可能になるとしている¹⁹。

(8) 職業関連資格

① GNVQ

「全国一般職業資格(GNVQ, General National Vocational Qualification)」は、伝統的なアカデミックな教科以外について学習する機会を与えること、及び特定の職業に関わる訓練に入る前に幅広い知識技能を修得することを目的とした資格である。試験はGCSE等と同様にEdexcel、AQA、OCRの3団体が提供し、その実施に当たってはQCAの認可を必要とする。

主なGNVQの科目

芸術・デザイン	建設	メディア
ビジネス	ホスピタリティー	パフォーミング・アート
健康・社会保障	科学	小売業
レジャー・レクリエーション	工学	観光
マニュファクチャー	ICT	

筆者作成

GNVQは、初級(Foundation)、中級(Intermediate)、職業Aレベル(Vocational A-levels)（従前は上級(Advanced)と呼ばれた）の3段階に分かれている。初級及び中級は、キーステージ4の段階で学習される。職業AレベルはGCEのAレベルに相当するレベルである。それぞれのレベルにおいて、優(Distinction)、良(Merit)、可(Pass)の評価がなされる。中等学校のほか、継続教育カレッジ等で履修することができる。

¹⁹ AS試験の初年度である2001年には「AS試験は学校と生徒の負担が大きい。生徒は試験準備に追われてしまい、課外活動に取り組む時間もない。試験当日も、一日にいくつもの試験を受けなければならない生徒もいる」など、学校現場からの苦情が相次いだ。これが労働党政権第2期目発足と重なり、モリス教育技能大臣は就任早々「AS試験のあり方を見直す」と発言している。

② NVQ

各種の職業資格については、QCAの定める枠組みに沿って認可を受けることで、「全国職業資格(NVQ, National Vocational Qualification)」として5段階のレベルに整理されている。主に継続教育カレッジで履修することが出来る。

全国職業資格のレベル

レベル	概要
NVQレベル5	大学院レベルの応用的な有資格に相当する職業、中級管理職。
NVQレベル4	上級技術・専門職、初級管理職。
NVQレベル3	監督業務を含む上級技能。Aレベルに相当。
NVQレベル2	共同作業を含む特定技能。GCSE及び中級GNVQに相当。
NVQレベル1	一定の基礎的な単純作業技能。基礎GNVQに相当。

QCA, “Arrangements for the statutory regulation of external qualifications in England, Wales and Northern Ireland”

(9) 全国資格の枠組み

これまで述べてきた様々な資格 (GCSE、Aレベル、GNVQ、NVQ) は、「全国資格制度(NQF, National Qualification Framework)」の中で、以下の通りレベル1 – 5に組み込まれており、資格相互間のランクが定められている。

全国資格制度

レベル	一般資格 (General qualifications)	職業関連資格 (Vocationally-related qualifications)	職業資格 (Occupational qualifications)
レベル5	さらに高度な資格		NVQレベル5
レベル4			NVQレベル4
レベル3	Aレベル	職業Aレベル (上級GNVQ)	NVQレベル3
レベル2	GCSEのC以上	中級GNVQ	NVQレベル2
レベル1	GCSEのDからG	基礎GNVQ	NVQレベル1
入門	学校教育における学習達成		

QCA, “Finding your way around”

(10) パフォーマンス・テーブル

毎年11～12月には、キーステージ2のナショナル・カリキュラム・テスト、GCSE、Aレベルの結果が学校ごとに公表される。政府はこれを「パフォーマンス・テーブル(performance tables)」と呼んでおり、OfSTEDの監査（後述）とあわせて学校に関する情報公開の重要な構成要素と位置付けている。

パフォーマンス・テーブルの個表例（ロンドン市の小学校の例）

サー・ジョン・キャス小学校(Sir John Cass's Foundation Primary School)		
所管の地方教育当局	ロンドン市	
学校の種類	自主（補助）	
1999年の学校の状況		
総児童数（3～11歳児）	220	
特別な教育的ニーズを持つ児童数	2	
1999年キーステージ2の結果		
キーステージ2の全国テスト受験者数（11歳児数）	28	
上記のうち特別な教育的ニーズを持つ児童数	0	
教科ごとの結果		
英語	レベル4以上の児童の割合	79%
	試験の欠席率	0%
数学	レベル4以上の児童の割合	75%
	試験の欠席率	0%
理科	レベル4以上の児童の割合	93%
	試験の欠席率	0%
総合点（3教科の上記割合を合計した数）の推移		
1997年	237	
1998年	270	
1999年	259	
2000年	246	

DfEE, “2000 Primary School (Key Stage 2) Performance Tables”

新聞各紙はパフォーマンス・テーブルのデータをもとに各種ランキングを作成・公表している。これは一般に「リーグ・テーブル(leagues tables)」として保護者や学校関係者の大きな注目を浴びている。例えば、Aレベルの上位成績校ベスト20（公立・私立別）、地方教育当局ランキング（トップから最下位まで）、無断欠席の多い学校ワースト20などがある。新聞では、全国一の成績をとった学校等の取り組みが事細かに紹介されるが、それによると、毎日朝9時から夕方5時まで授業を行ったり、一つの教室に4人の大人（教員、アシスタント教員、ボランティアの保護者2人）を配置し、徹底的にきめ細かい指導を行ったり、すべての生徒に成績到達目標を作らせて、それに向けて努力させたりと懸命な努力が行われている²⁰。

新聞各紙によるリーグ・テーブル



²⁰ 学校成績一覧の公表が始まったのは1993年からであるが国内世論は依然として賛否両論である。「保護者に学校選択の自由を与える以上、学校に関する情報公開が必要であるし、国全体の基礎学

III 初等中等教育の制度の概要

GCSEの上位成績の中等学校一覧(2000-01年)

私立学校				グラママー・スクール				コンプリヘンシブ・スクール			
順位	学校名	受験者数	5教科でC以上の割合 (%)	順位	学校名	受験者数	5教科でC以上の割合 (%)	順位	学校名	受験者数	5教科でC以上の割合 (%)
1	King Edward VI High Sch for Girls, Brmg	78	79.6	1	Henrietta Barnett Sch, London	90	79.3	1	Thomas Telford Sch, Telford	168	88.9
2	Guildford High Sch, Guildford	80	76.8	2	Kind Edward VI Cmp Hill Sch Girls	124	76.0	2	Coopers' Co & Cobborn Sch, Upmnst	177	63.8
3	Kind Edward's Sch, Brmg	125	76.6	3	St Michael's RC Grm Sch, London	96	73.3	3	Brook Weston CTC, Corby	179	81.1
4	Abbey Sch Reading, Reading	102	76.6	4	Tiffin Sch, Kindston Upon Thames	138	72.0	4	Walfrod Grm Sch for Girls	175	60.3
5	St Paul's Sch, London	169	76.0	5	Kind Edward VI Five Wys Sch, Brmg	94	71.7	5	Emmanuel City Tech Col, Gateshd	188	71.0
6	Lycee Francais Charles de Gaaulle	49	75.8	6	Colchester Royal Grm Sch	96	71.3	6	Walfrod Grm Sch for Boys	160	58.7
7	The Lady Eleanor Holles Sch, High Wycombe	103	74.6	7	Nonsuch High Sch for Girls, Sutton	147	70.8	7	Old Swindon Hospital, Stourbridge	72	61.0
8	Perse Sch, Cambridge	82	73.6	8	Kendrick Girls' Grm Sch, Reading	95	70.4	8	St Edwad's College, Liverpool	159	53.9
9	Sch of St Helen & St Latharine, Abngdn	87	72.2	9	Kewport Girls' High Sch, Newport	32	69.6	9	Lady Margaret Sch, London	91	58.0
10	Eltham College, London	80	71.7	10	Colyton Grm Sch, Colyton	110	69.4	10	Coloma Covent Girls' Sch, Croydon	127	58.0

Aレベルの上位成績の中等学校一覧(2000-01年)

私立学校				グラママー・スクール				コンプリヘンシブ・スクール			
順位	学校名	受験者数	生徒の平均得点 (1教科当たり)	順位	学校名	受験者数	生徒の平均得点 (1教科当たり)	順位	学校名	受験者数	生徒の平均得点 (1教科当たり)
1	N London Coll Sch, Edgware	100	31.4	1	Tiffin Girls' Sch, Kingston U Thames	124	27.5	1	Walfrod Grm Sch for Girls, Watford	131	23.5
2	St Paul's Girls' Sch, London	91	30.7	2	King Edward VI Grm Sch, Chelmsfrd	117	35.2	2	Watford grm Sch for Boys, Watford	147	23.6
3	Westminster College, London	150	35.3	3	Chelmsford Co High Sch for Girls	104	34.7	3	Hasmonean High Sch, London	92	20.8
4	Winchester College	131	32.4	4	Pate's Grm Sch, Cheltenham	136	34.4	4	Keswick Sch, Keswick	76	26.2
5	Oxford High Sch GDST, Oxford	64	30.7	5	Henrietta Barnett Sch, London	122	26.9	5	Roundwood Park Sch, Harpenden	96	28.0
6	Haberdashers' Aske's Bys Sch, Brhwd	154	30.1	6	Queen Elizabeth's Sch, Barnet	105	25.1	6	Dame Alice Owen's Sch, Potters Bar	187	22.4
7	St Mary's Sch, Calne	38	28.4	7	Colchester Royal Grm Sch	122	34.1	7	The Cherwell Sch, Oxford	140	21.2
8	Wycombe Abbey Sch, High Wycombe	75	38.1	8	Colyton Grm Sch, Colyton	82	33.2	8	Mill Hill High Sch, London	140	20.8
9	St Paul's Sch, London	152	31.2	9	St Olave's & St Saviour's Grm Sch	131	27.4	9	JFS, London	130	19.8
10	Kind Edward VI High Sch for Girls	76	38.2	10	Reading Sch, Reading	111	26.1	10	Durham Johnston Comp Sch	128	23.9

問題のある中等学校一覧(2000-01年)

GCSEで合格した教科が一つもない生徒の割合の多い学校				5教科以上のGCSEでC以上を取得した生徒が少ない学校				不登校の多い学校							
順位	学校名	受験者数	不合格率 (%)	順位	学校名	受験者数	1000年	順位	学校名	生徒数	正当な欠席の割合 (%)	順位	学校名	生徒数	不当な欠席の割合 (%)
1	Cedar Mount High School, Manchester	266	-	1	Ramsgate School, Ramsgate	112	3	1	Kingsland School, London	974	6.9	1	Kingsland School, London	974	8.2
2	St Chad's School, Tilbury	107	24	2	William Crane School, Nottingham	104	7	2	East Brighton College of Media Arts	566	8.6	2	East Brighton College of Media Arts	566	9.2
3	Firefield Community School, Newcastle	78	35	3	Copperfields College, Leeds	88	4	3	Withywood Community Sch, Bristol	950	11.1	3	Withywood Community Sch, Bristol	950	11.1
4	Carr Manor High School, Leeds	93	15	4	Bradford Cathedral Community College	111	-	4	Crofton School, London	932	7.1	4	Crofton School, London	932	9.0
5	The McEntee School, London	112	18	5	Corby Community College, Corby	161	-	5	Carlton Bolling College, Bradford	127	4	5	Carlton Bolling College, Bradford	127	9.0
6	Ducie High School, Manchester	143	7	6	Beechwood School, Slough	106	15	6	Nab Wood School, Bingley	139	0	6	Nab Wood School, Bingley	139	8.7
7	Corby Community College, Corby	161	-	7	St Luke's CoE VA Secondary School	179	6	7	The Thorpe Bay Sch, Southend-on-Sea	760	6.3	7	The Thorpe Bay Sch, Southend-on-Sea	760	8.6
8	Kingswood High School, Hull	169	18	8	St Chad's School, Tilbury	107	12	8	Agnes Stewart CoE High School, Leeds	676	10.9	8	Agnes Stewart CoE High School, Leeds	676	8.4
9	East Brighton College of Media Arts, Brighton	133	23	9	Manor Farm Community Sch, Walsall	132	10	9	Sir Henry Cooper School, Hull	100	3	9	Sir Henry Cooper School, Hull	100	8.2
10	The Ridings School, Halidax	88	9	10	Forest Comprehensive Sch, Nottingham	85	10	10	Heartlands High School, Birmingham	547	9.7	10	Heartlands High School, Birmingham	547	8.1

Times, "Schools report"

力向上のために学校に刺激が必要である」という賛成論もあるが、「テストの結果だけで学校を評価しようとするのは、子どもの個性や学校の個性的な取り組みを無視するものである」という反対論もかなり強い。また「そもそも裕福な地域の子供と、貧困地域の学校の成績を一律に比較して学校の状況を判断するのは不相当である、入学時からどれだけ子どもの成績が伸びたかという点に着目しないと学校の努力を公平に判断できない」という指摘もあり、2000年秋の労働党大会で、生徒の中等学校入学後の学力の伸び具合が分かる指標を2001年に試行実施、2002年から完全実施

6 学力の国際比較

(1) TIMSS-R

国際的な学術研究団体である「国際教育到達度評価学会(IEA, The International Association for the Evaluation of Educational Achievement)」が行った「第3回国際数学・理科教育調査・第2段階調査(TIMSS-R, The Third International Mathematics and Science Study - Repeat)」の調査結果によれば、各国の13歳（日本は中学2年、英国は第9学年）の数学と理科の得点は以下のとおり。イングランドについては、数学は世界平均を下回っており、理科は平均を上回っている²¹。

数学・理科の教育到達度の国際比較

数学				理科			
1995年調査	得点	1999年調査	得点	1995年調査	得点	1999年調査	得点
シンガポール	609	シンガポール	604	シンガポール	580	シンガポール	568
韓国	581	韓国	587	チェコ	555	ハンガリー	552
日本	581	香港	582	日本	554	日本	550
香港	569	日本	579	韓国	546	韓国	549
ベルギー	550	ベルギー	558	ブルガリア	545	オランダ	545
チェコ	546	オランダ	540	オランダ	541	オーストラリア	540
スロバキア	534	スロバキア	534	スロベニア	541	チェコ	539
スロベニア	531	ハンガリー	532	ハンガリー	537	イングランド	538
オランダ	529	カナダ	531	イングランド	533	スロバキア	535
ブルガリア	527	スロベニア	530	ベルギー	533	ベルギー	535
ハンガリー	527	ロシア	526	スロバキア	532	スロベニア	533
ロシア	524	オーストラリア	525	オーストラリア	527	カナダ	533
平均	522	平均	524	ロシア	523	香港	530
カナダ	521	チェコ	520	平均	521	ロシア	529
オーストラリア	519	ブルガリア	511	カナダ	514	平均	524
タイ	516	ラトビア	505	アメリカ	513	ブルガリア	518
イスラエル	513	アメリカ	502	ニュージーランド	511	アメリカ	515
ニュージーランド	501	イングランド	496	タイ	510	ニュージーランド	510
イングランド	498	ニュージーランド	491	香港	510	ラトビア	503
アメリカ	492	リトアニア	482	イスラエル	509	イタリア	498
イタリア	491	イタリア	479	イタリア	497	リトアニア	488
ラトビア	468	キプロス	476	ラトビア	476	イスラエル	484
ルーマニア	474	ルーマニア	472	ルーマニア	471	タイ	482
リトアニア	472	タイ	467	リトアニア	464	ルーマニア	472
キプロス	468	イスラエル	466	イラン	463	キプロス	460
イラン	418	イラン	422	キプロス	452	イラン	448
南アフリカ	278	南アフリカ	275	南アフリカ	263	南アフリカ	243

IEA, "TIMSS 1999 Benchmarking Achievement Reports, Highlights of the Study"

することが表明された。

²¹ 2000年12月に本結果が発表された際に、政府は「中等学校における学力向上のための取組みを始めたところである、1998年までは多くの小学校で数学が適切に教えられておらず、教員も教えることに自信を持っていなかった、小学校で見られる学力向上が、長期的利益をもたらすと確信している」と述べている。

III 初等中等教育の制度の概要

上表は、1995年と1999年を比較したものであり、いずれかの統計にのみ参加した国は除いている。1999年のみ参加した台湾は、数学で585点、理科で569点となっている。

TIMM-Rの出題例

(数学の出題例 1)

Chris plans to order 24 issues of a magazine. He reads the following advertisements for two magazines. *Ceds* are the units of currency in Chris' country

Teen Life Magazine 24 issues First four issues FREE The rest 3 <i>ceds</i> each
--

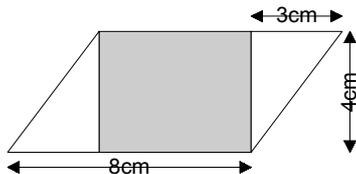
Teen News Magazine 24 issues First six issues FREE The rest 3.5 <i>ceds</i> each

Which magazine is the least expensive for 24 issues? How much less expensive? Show your work.

(正答率) 日本39%、イングランド17%、世界平均24%

(数学の出題例 2)

The figure shows a shaded rectangle inside a parallelogram.



What is the area of the shaded rectangle?

(正答率) 日本80%、イングランド48%、世界平均43%

(理科の出題例)

Ethan hammered a nail into the trunk of a young tree. Explain why the nail was still at the same height from the ground twenty years later even though the tree had grown to a height of 22 meters.

(正答率) 日本57%、イングランド55%、世界平均41%

IEA, "TIMSS 1999 Benchmarking Achievement Reports, Highlights of the Study"

(2) PISA

OECDでは、2000年に国際的な生徒の学習到達度調査(PISA, Programme for International Student Assessment)を実施している。これはOECD加盟国を中心とする32カ国において、15歳の者の読解力、数学的応用力、科学的応用力を抽出調査・国際比較するものである。この調査結果ではイングランドは高順位に位置している²²。

PISA

読解力	得点	数学的応用力	得点	科学的応用力	得点
1 フィンランド	546	1 日本	557	1 韓国	552
2 カナダ	534	2 韓国	547	2 日本	550
3 ニュージーランド	529	3 ニュージーランド	537	3 フィンランド	538
4 オーストラリア	528	4 フィンランド	536	4 イングランド	532
5 アイルランド	527	5 オーストラリア	533	5 カナダ	529
6 韓国	525	6 カナダ	533	6 ニュージーランド	528
7 イングランド	523	7 スイス	529	7 オーストラリア	528
8 日本	516	8 イングランド	529	8 オーストリア	519
9 スウェーデン	507	9 ベルギー	520	9 アイルランド	513
10 オーストリア	507	10 フランス	517	10 スウェーデン	512

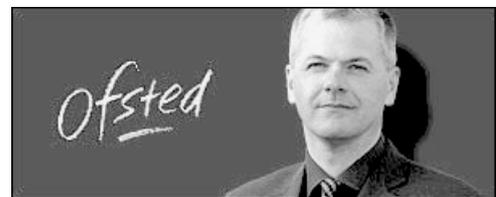
National Statistics, "International student assessment, Results for England 2000"

7 OfSTEDの監査とフレッシュ・スタート

教育水準局(OfSTED, Office for Standards in Education)は、教育技能省から独立した政府機関(non-ministerial government department)であり、教育機関の監査、及び教育技能大臣への助言、の2つを大きな役割としており1992年に設置された。根拠法令は「1996年学校監査法(School Inspection Act 1996)」(「1992年教育(学校)法(Education (Schools) Act 1992)」の廃止により制定)であり、勅任主任監査官(Her Majesty's Chief Inspector of Schools)、約200人の勅任監査官(Her Majesty's Inspectors)をあわせて2000-01年度で約500人の職員を有している(今後の業務拡大により、2003-04年度には2,100人に増える)。

2002年5月を目処にベル氏(David Bell)が新しい勅任主任監査官に就任している(2000年11月までOfSTEDのヘッドであったウッドヘッド・前勅任主任監査官の発言は、ブランケット教育雇用大臣(当時)と並んで、常に教育界の注目

デビッド・ベル勅任主任監査官



OfSTED提供

²² 2001年12月4日に本報告が発表された際には、モリス教育技能大臣は「これは過去数年間における改革の表れであるが、まだ課題もある。21世紀にはかつてない高水準が求められるし、他国もじっとしてはいない。すべての子どもたちに適切な機会が確保されるまで、我々は気を緩めない」と述べた。報道では「英国の子どもは世界トップに近い」という見出しが多かったが、英国の場合は、家庭環境が成績に反映される割合が高いことが指摘されている。

III 初等中等教育の制度の概要

を浴びてきた²³。ウッドヘッド氏の辞任後は、次長であったトムリンソン氏が勅任主任監査官を務めた)。

OfSTEDとDfESとの間では、トップから実務者レベルまで、様々なレベルによる意見交換が事実上行われているが、OfSTEDの分析や助言については、その独立性が保たれており、DfESが口をはさむことはできないとされている。

(1) 学校監査の概要

OfSTEDは、1992年より中等学校で、93年より小学校及び特別学校で監査を始めた。97年までに全ての中等学校の、98年までに全ての小学校及び特別学校の監査を終了しており、現在2巡目の監査に入っている。

監査の実施対象となる学校数の推移

	1998/99	1999/2000	2000/01	2001/02	2002/03
小学校	704	698	649	560	600
中等学校	3,508	3,767	3,767	3,428	3,300
特別学校	239	259	243	214	220
PRU	69	72	57	30	40
計	4,520	4,796	4,716	4,232	4,160

OfSTED, "OfSTED Corporate Plan 2001-02"

監査は、①学校により提供される教育の質、②児童生徒の到達した教育水準、③予算使用の効率性、④児童生徒の精神的・倫理的・社会的・文化的発達、に分けて行われる。監査官には、以下の3種類があり、いずれもパートタイムという位置付けである。監査件数をこなすことで実質的にフルタイムに近い監査官もいるが、一般に別の職業を有していることが前提とされている。報酬は一日当たり約200ポンド。

- ・登録監査官(Registered Inspectors)：監査を行うとともに、報告書を作成する(2,050人)。
- ・チーム監査官(Team Inspectors)：教科教育を担当する(8,390人)。
- ・一般監査官(Lay Inspectors)：教育についての専門的経験を有しない者で、学校経営や財務等の監査を担当する(1,031人)。

監査は、3～8人による監査団(必ず1名は一般監査官が加わる)により約1週間かけて行われる。登録監査官は、監査終了後に数十ページにわたる監査報告及びその要約を作成し、学校、地方教育当局及びOfSTEDに提出する。学校は監査の要約を保護者に送付しなければならないとともに、報告を受ける形で40労働日以内に行動計画(Action Plan)の作成・実施義務が生じる。

(2) 特別措置とフレッシュ・スタート

監査の結果、学校が「児童生徒に対して、許容できる水準の教育を提供していない」と判断されると、その学校は失敗校(failing school)として特別措置(Special

²³ ウッドヘッド氏は「自分は保守党支持者ではない」と表明しながらも、本年より保守党寄りとされるデイリーテレグラフ紙の論説者に就任し、ブレア首相、ブランケット教育雇用大臣(当時)への批判を行った。

Measures)が必要と宣告される。特別措置が必要な学校は、40日労働日以内に行動計画として以下を明らかにしなければならない。

- ・改善のために何をするか
- ・誰が担当するのか
- ・いつまでに改善するのか
- ・どれだけの予算が必要か
- ・改善の進展状況を図るための尺度
- ・改善状況の監査方法
- ・改善状況の評価方法

OfSTEDは定期的に行動計画の実施状況を監察し教育技能大臣に報告する。学校は2年以内に監査報告書で指摘された主要事項について必要な改善が取られていることを示す必要がある。

特別措置に関する学校数

		新たに特別措置となった学校数	特別措置から外れた学校数	特別措置の状態にある学校数
小学校	1999/00	168	186	262
	2000/01	100	130	232
中等学校	1999/00	39	25	80
	2000/01	23	38	65
特別学校	1999/00	16	25	28
	2000/01	8	19	17

OfSTED, “OfSTED Corporate Plan 2001-02”

教育技能大臣は2年以内に改善が見込まれない場合は閉校を命じることができる。また地方教育当局は、教育技能省の承認を得てフレッシュ・スタート(Fresh Start)として、学校名を替え教員組織を一新しての再開を図ることもできる。これまでに小学校で12校、中等学校で17校がフレッシュ・スタートの対象となっている²⁴。中等学校の場合はシティ・アカデミー(City Academy)として主に公費により運営される私立学校(経費の80%を公費負担し、残りを民間が負担する)として再開することもできる。

失敗校でない場合でも重度な問題(serious weakness)があると判断される場合には、OfSTEDは再監査を行い、学校はその結果に基づいて直ちに改善措置を講じる必要がある。改善がほとんど見られない場合には特別措置が必要であると宣言される可能性が高い。その他、達成状況が水準以下である学校(Under Achieving Schools)に対してもOfSTEDによる再監査が行われる。

なお、2000年には、ブランケット教育雇用大臣(当時)が「学校の成績と、その学校の所在地や生徒の環境に因果関係はない」との理念に基づき、GCSEでC以上を

²⁴ フレッシュ・スタートして、学校名や教員組織を一新したところで、肝心の子ども達は同じである以上、学力向上が見込まれるはずがないという批判は強い。また、フレッシュ・スタートに該当した学校の校長が、職務の困難さを理由に辞職する例が相次いだなど、かならずしもうまく進んでいない側面もある。

III 初等中等教育の制度の概要

取得する生徒が3年連続で15%を切る学校についてもフレッシュ・スタートの対象とすることを発表している²⁵。

(3) その他の活動

2000年から優れた学校を対象とする短期監査(short inspection)制度が導入された。これは少人数の監査団による2～3日間の監査であり、報告書も微細に渡るものではない。監査の対象となるのは、①前回の監査により高い水準の教育を提供しているとされた学校、②試験の成績において良好な傾向を示す学校、③全国の学校及び(又は)類似の学校と比べてテストの成績が優れている学校、である。

OfSTEDは、上記のほか政府から交付金をもらう全ての幼児教育機関、地方教育当局、教員養成機関、私立学校の監査も行っている(教員養成機関の監査については後述)。さらに2001年から大学を除く16歳以上を対象とする継続教育機関を対象とする監査等も行っている。

このうち地方教育当局に関しては、2001年2月に発表された監査報告書(“LEA Support for School Improvement”)において多くの地方教育当局が学校の水準向上に失敗していると指摘している²⁶。

OfSTEDの地方教育当局に関する報告書における主な指摘

ほとんどの地方教育当局は適切に機能している。ただし、優れた活動を行っている地方教育当局も一部に見られる一方で、不十分な活動しかできていないところもあり、そうした地方教育当局は学校教育の水準向上に貢献していない。

優れた地方教育当局は、次のような特徴を持つという共通性を持っている。

- ・ 必要性の高いところへ資源を配分している
- ・ 学校への関わり方に関して明確な方針を持っている
- ・ 迅速かつ明確な意思決定を行っている
- ・ 学校の能力を高めるための現実的戦略を行っている

一方で、不十分な地方教育当局については、次のようなことが指摘できる。

- ・ 地方レベルでのリーダーシップの不足
- ・ 上級職員レベルでの非効果的なマネジメント
- ・ 地方教育当局の基本的な役割(特別な教育的ニーズへのサポート)の欠如

概して、地方教育当局のサポートと学校の教育水準の向上には相関性がなく、地方教育当局は一層の努力が必要である。

OfSTED Press Release

このほか、主任勅任監査官は年次報告書(The Annual Report of Her Majesty's Chief Inspector of Schools)によりイングランドの教育状況の概況を報告するとともに、教育技能大臣に対して各種の助言・報告を行うこととされている。

²⁵ 2001年の統計では2年連続で15%を切った学校が40校もあり、これらが対象となり得ることが報道されている。「貧困層の多い地域の学校では成績の向上には限界がある」「失敗校として学校を辱めることは事態の改善にはつながらない」と趣旨から、教員組合、学校、ほとんどすべてのマスコミから猛烈な批判を受けている。

²⁶ 地方教育当局の廃止を公約としている野党保守党は、この報告を受けて、地方教育当局が不必要であることが明らかになったと主張している。

OfSTEDの年次報告書の主要指摘事項

小学校

- ・多くの分野で引き続き一定の向上が見られるが、一部の重要分野では、ほとんど又は全く向上が見られない。
- ・レベル4に到達する児童の割合の上昇率が、英語と数学で停滞しているが、理科では高まっている。英語における11歳の男女格差が拡大している。
- ・ICTは成果があったが、その一方で25%以上の学校で不満足な水準にあった。
- ・教え方が不満足な状態である割合は過去もっとも少なく、25校に1校未満であった。
- ・英語と数学の成績向上のため、ほとんどすべての基本教科に充てる時間が削られている。
- ・校長と幹部教員はデータ集計に関する分析に慣れてきたが、カリキュラムの目標設定に習熟していない。

中等学校

- ・一部の面では向上が見られたが、学校によって生徒の達成状況に大きな相違が見られる。また7%の学校で非常に悪い状態にある。
- ・生徒の達成状況は改善されたが、キーステージ3ではかなり多くの生徒が十分な状態にあるとは言えない。達成レベルに大きな幅があり、男女格差や人種格差が引き続き大きな問題である。
- ・教え方については、前回の監査と比較すると満足できる改善が見られる。効率性について満足できる水準にある学校の割合は90%に増えている。
- ・全体としては学校の規律はよいが、依然として12校に1校の割合で不満足な水準にある。
- ・教え方については引き続き全体として向上している。一部の学校では教員確保が困難なために向上が妨げられている。
- ・大きく改善されたとはいえ、4校に1校近くの割合の施設が不適切な状態にあり、6校に1校近くの学習教材が不満足な状態にある。
- ・校長と幹部教員による学校経営は改善が進んでいる。不満足な水準にある学校の割合は20校に1校まで下がっている。
- ・スペシャリスト・スクールのうち監査を受けたところの80%が、スペシャリスト・スクールとしての目的を達成している。

OfSTED, "The Annual Report of Her Majesty's Chief Inspector of Schools - Standards and Quality in Education 2000/01"

8 学級規模

公立学校における教員数は「1999年教育（教員資格及び健康水準）（イングランド）命令(Education (Teachers Qualifications and Health Standards) (England) Regulations 1999)」において「適切かつ十分な人数の教員がいることで、児童生徒の年齢、能力、才能及びニーズに適切な教育を保障しなければならない」「教員には校長を含む」という形で定められており、児童生徒数や学級数等に応じた教職員定員という概念は特になく、ないようである。

したがって学級規模や教員数は各学校の裁量となっているが、小学校1-2学年（キーステージ1）については「1998年学校水準・枠組法」第1条及び「1998年教育（小学校低学年における学級規模）命令(Education (Infant Class Sizes)(England) Regulations 1998)」により、2001年9月までに30人学級を実現することが政府公約となっていた。2001年9月の段階で99.5%の達成状況にある²⁷。なお、小学校1-2年では1学級当たり30人を超えることは同命令第4条に定められる例外的な場合にしか認められないこととされている。

小学校1-2学年における30人学級の達成状況

	1998	1999	2000	2001
平均学級規模（人）	25.7	24.9	24.5	24.4
30人以下の学級規模のところにいる児童数（人）及び割合（%）	1,258,000 (78%)	1,439,000 (89%)	1,520,000 (98%)	1,542,000 (99.5%)
31人以上の学級規模のところにいる児童数（人）及び割合（%）	354,000 (22%)	171,000 (11%)	30,000 (2%)	8,000 (0.5%)

DfES, “Infant class sizes in England: September 2001”

²⁷ 30人学級の実施は、世論にはかなり好意的に受け止められた政策である。しかしながら、その実現に当たって「1-2学年の30人学級達成のしわ寄せが他の学年に及び、これらの学級規模が増えている事例もある」「政府の予算措置が十分でない」など学校現場からの批判は多い。保守党・自由民主党も「1-2学年以外の全学年の学級規模が大きくなっている」と批判している。統計上も、1997年の労働党政権獲得の前後で比較すると、平均学級規模及び教員一人当たり児童生徒数とも大きな改善は見られていない。

政府も、中等学校の学級規模が大きくなっていることは認めているが、「政府活動年次報告書」(Annual Report 2000)において、この理由を「学校に配分されている追加的予算は、学級規模を小さくするため使うことが出来るが、予算の使い方に関する最終判断は校長に委ねられている」として、学校に責任を転嫁している。

2001年9月の統計の発表に当たり、モリス教育技能大臣は「1998年と比べて大きな成果」と述べているが、地域によっては教員不足も影響して、依然として30人以上の学級規模のところが存在する。これは「例外的理由」に該当しない限り、法律違反になるわけだが、教育雇用省は「保護者が学校に申立を行い、一義的には学校が対応すべき問題。保護者が、その結果に満足しない場合、地方教育当局、(最終的には)教育技能大臣に申し立てることができる」としている。

小学校1-2学年における30人学級と31人以上学級の内訳（2001年）

学級規模			学級数
30人以下			63,032
31人以上（例外的理由に該当しながら理由不明のものが他に2件）			
三十人以上の学級の理由	例外的理由	入学時期以外の引越で、近隣に学校に空きがない	79
		入学手続き終了後の入学	56
		SENを持つ児童の入学	11
		特別学校との二重在籍等	2
	例外的理由なし	通常的环境	68
		その他	21

DfES, “Infant class sizes in England: September 2001”

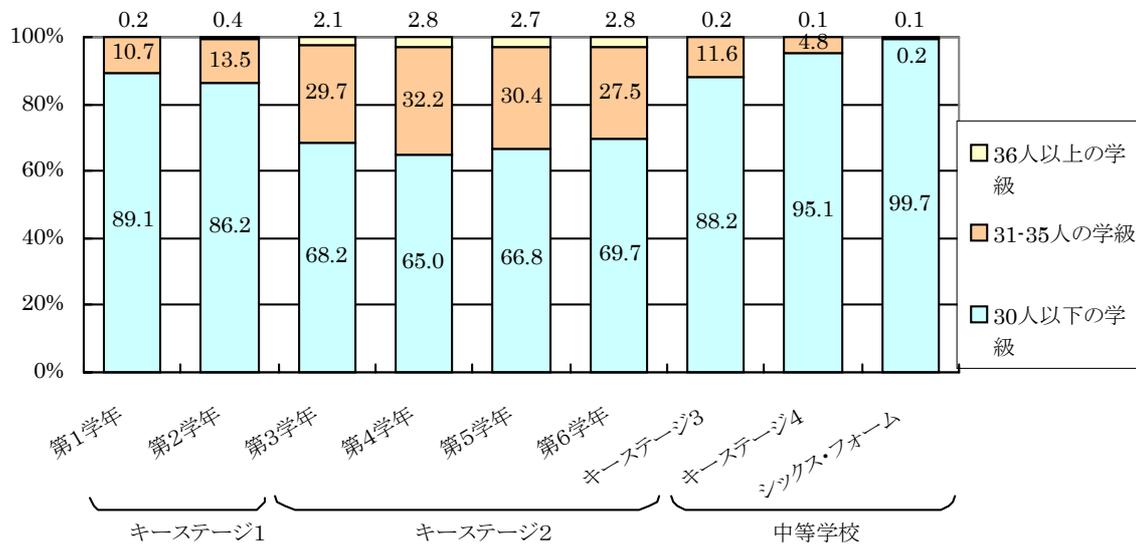
小学校及び中等学校における1学級当たり児童生徒数について整理すると以下の通りとなる。

児童生徒数別の学級数の割合（%）（2001年）

1学級当たり児童生徒数	公立小学校	公立中等学校
1-20	10.8	35.8
21-30	71.1	55.9
31-35	16.1	8.0
36-40	1.7	0.1
41-	0.4	0.2

DfES, “Statistics of Education: Schools in England 2001”

児童生徒数別の学級数の割合（2000年）



DfEE, “Statistics of Education: Class Sizes and Pupil Teacher Ratios in England”

III 初等中等教育の制度の概要

小学校及び中等学校における学級規模の推移を整理すると、以下のとおりとなっている。

平均学級規模及び教員一人当り平均児童生徒数（人）

	平均学級規模（人）		教員一人当り平均児童生徒数（人）				
	公立小学校	公立中等学校	公立幼稚園	公立小学校	公立中等学校	私立学校	
1991	26.8	21.3	19.1	22.2 (19.0)	15.5 (14.0)		10.8
1996	27.5	21.9	19.2	23.2 -	16.6 -		10.2
1997	27.6	21.9	18.9	23.4 (17.9)	16.7 (14.5)		10.3
1998	27.8	21.9	18.6	23.7 (17.8)	16.9 (14.6)		10.2
1999	27.6	22.0	18.4	23.5 (17.5)	17.0 (14.5)		10.0
2000	27.3	22.2	18.1	23.3 (16.8)	17.2 (14.5)		10.0
2001	26.8	22.1	17.7	22.9 (15.7)	17.1 (14.0)		9.7
2002	26.4	22.0	15.6	22.5 -	16.9 -		10.1

(小学校及び中等学校の () 内の数値は、教員に教育補助職員(education support staff)を含めた場合)

DfEE, “Education and Training Statistics for the United Kingdom 2000”, “Class Sizes in Maintained Schools in England: January 2001”, “Class sizes and pupil: teacher ratios in maintained schools in England: January 2001”,
DfES, “Class sizes and pupil: teacher ratios in schools in England: January 2002”

なお、極めて困難な環境にある学校に対しては、とても小さい学級規模（具体的数値には明らかにされず）の導入等の集中支援を行うことが2001年に政府から発表されている。

9 情報化の推進

(1) 概括

政府は、以下に述べるように情報環境の整備に精力的に取り組んでおり、①インターネットへの接続を含めたハードウェアの基本整備がかなり進んだこと、②コンテンツ開発も進んでいること、③子どもたちも情報化の進んだ環境に親しんでいること、④教員も情報化に対応してきていること、から現在を初期投資が終わったという意味で「始まりの終わり(end of beginning)」と位置付けており、今後は情報化の進展により教育方法の改善と教育水準の向上という具体的な成果をあげることを強調している。

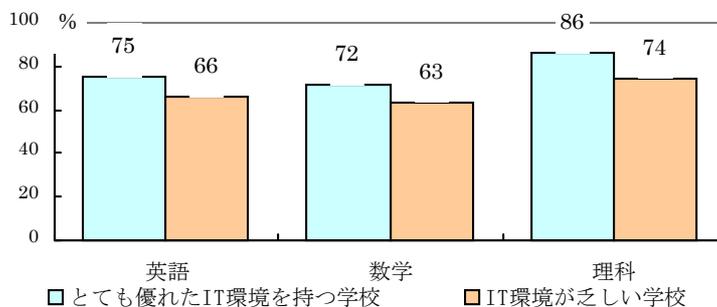
なお、小学生の卒業時の学力と、校内における情報化の進展状況の相関関係を見てみると、とても優れた情報環境を持つ学校の学力結果の方が高い傾向がある。

教育技能省による未来の学校イメージ



DfES, “the School of the Future”

小学校卒業時にレベル4以上を取得した児童の割合と、校内のIT環境



(2000年のOfSTEDの監査結果を分析) BECTA, “Primary Schools - ICT and Standards”

(2) 政府の取り組み

こうした調査結果も背景としながら、政府は情報化の潜在的可能性に注目しており、様々な公約を出している。インターネットについては、すべての学校に接続させることとし（2002年までに実施）、児童生徒1人当たりコンピュータ数を、小学校で8人に1台、中等学校で5人に1台に引き上げること（2004年までに実施）、教員の電子メールアドレス取得状況を75%に引き上げること（2002年までに実施）を発表している。

この実現のため政府は学校への予算措置に積極的であるが、他の施策としては、まず1999年から始まっている「地域ブロードバンド連合(RBCs, Regional Broadband Consortia)」がある。各地の地方教育当局が一緒になって学校の高速イ

III 初等中等教育の制度の概要

インターネット接続環境を整備しており、2002年夏までに20%の学校がブロードバンド接続されることが目標となっている。

また、ラップトップ・コンピュータ制度(Laptops for Teachers Scheme)により、これまでに32,400人の教員がノートパソコンを購入する際に最大

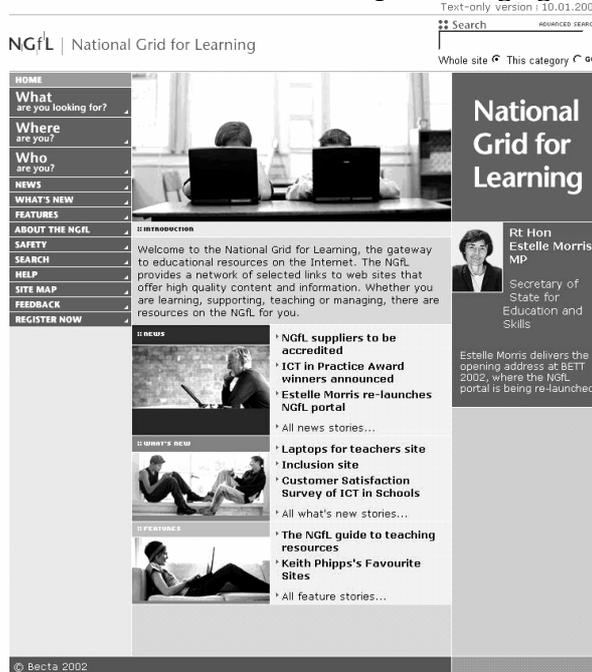
500ポンドの援助を受けた。さらに、2002年1月には新しい計画により2年間で1億ポンドの予算が組まれ10万台のノートパソコンが無償で教員に与えられることになっている(ただし、ノートパソコンの所有権は学校に帰属する前提)。教員研修についても、1999年から宝くじ(Lottery)の売上の一部を基に全国的規模で実施されている²⁸。

教育に関する優れたコンテンツの提供を推進するため、政府は1998年に「全国学習情報ネットワーク

(NGfL, National Grid for Learning)」というプロジェクトを立ち上げている。NGfLのホームページでは、あらゆる学習者や指導者に対して情報技術を活用した教育に関する情報提供が行われている。このサイトは「英国教育情報技術局(BECTA, British Educational Communications and Technology Agency)」が運営している。BECTAは教育技能省の監督下にあるNDPBの一つ。

ネットワークを通じて教材提供を行うカリキュラム・オンライン(Curriculum Online)構想も発表されており、パイロット事業として日本語、ラテン語、数学の3つが実施されている。本格的には2002-03年から実施される。

全国学習情報ネットワークのホームページ (<http://www.ngfl.gov.uk>)



²⁸ OfSTEDは、教員へのコンピュータ研修は実施3年過ぎたが以下の通り教育にインパクトを与えていないと報告している。

「NGfLは学校におけるICTに重要な貢献をしたものの、教員研修に着目すると、宝くじの収益を使って1999年から2億3000万ポンドを費やしたにも関わらず、不満足な状態であり教室にインパクトを与えていない。6割の中等学校と半数の小学校において、教員研修が実際の教室におけるICT活用に役立っていない。多くの教員は未だにICTの活用には自信を持っていない。適切なソフト教材の不足、コンピュータとインターネット接続環境の不足、不十分な技術的サポートが状況を悪くしている。今後の課題として(1) 政府による予算確保、(2) 高速インターネットに関する長期的な国家戦略、(3) ICTに関する教員研修を管理職のための研修に組み込む、(4) 「全国読み書き戦略」「全国計算戦略」等におけるICTの役割強化が必要。」

今回の報告に対し、教育技能省は「確かに、教室におけるICTのインパクトは、この時点までに見込んでいた状態ほどには広がっていない」と認めている。しかし「全教員の半分しか研修を終えていない現状では、半分の学校にしかインパクトを与えられないのであり、全国での研修が終了するまでにはインパクトを与えることができるように全力をあげる」と述べている。

学校における情報化の進展状況は以下のとおり²⁹。

小学校・中等学校における情報化の進展状況

	小学校				中等学校			
	1998	1999	2000	2001	1998	1999	2000	2001
コンピュータ台数 (台)								
-1校当たりコンピュータ数	13.3	16.1	17.8	20.7	100.9	101.3	112.6	127.7
-児童生徒1人当たりコンピュータ数	17.6	13.4	12.6	11.8	8.7	8.4	7.9	7.1
インターネットへの接続率 (%)	17	62	86	96	83	93	98	>99
各学校のインターネット接続台数 (台)	-	3	6	12	-	27	60	108
個人電子メールアドレス保有率 (%)								
-教員	2	15	37	53	9	32	52	66
-児童生徒	-	4	9	17	3	12	26	51
情報化計画を作成した学校の割合 (%)	53	79	91		83	90	96	
教員 (%)								
-授業での活用に自信のある者の割合	64.7	67.8	67.1	76.4	60.8	66.1	65.3	70.2
-何らかの研修を受けたことのある者の割合	90.3	91.9	82.0	79.5	85.1	87.8	75.0	65.5
-過去2年以内にアップデート研修を受けた者の割合	45.3	45.6	60.0	72.0	36.3	39.0	49.4	53.2

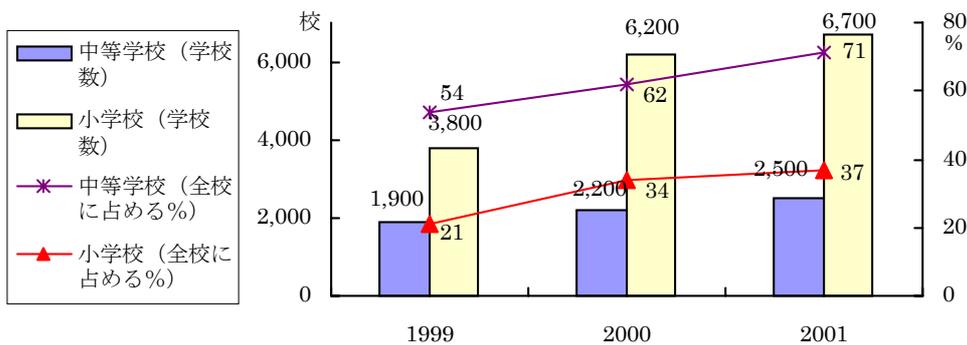
DfES, "Statistics of Education: Survey of Information and Communications Technology in Schools 2001"

小学校・中等学校におけるインターネットの状況(2001年)

	小学校	中等学校
インターネットへの接続率(%)	96	>99
インターネットへの接続方法の内訳(%)		
-モデム	10	2
-ISDN2	80	72
-専用回線	2	7
-ブロードバンド接続	2	14
-その他	1	4
1校当たりのインターネットのアクセスポイント数	12.5	108.2

DfES, "Statistics of Education: Survey of Information and Communications Technology in Schools 2001"

独自のウェブサイトを有する学校数及び全校に占める割合の推移



DfES, "Statistics of Education, Survey of Information and Communications Technology in Schools 2001"

²⁹ 実際の学校を訪問してみると、PFIにより整備された学校（後述）のように新校舎の建設に伴って最新の設備を導入した学校は充実した環境にあるが、それ以外の古い校舎と設備を使っている学校との格差は著しく大きいように見受けられる。「今後、学校にはコンピュータがさらに普及するであろうが、例えば10年程度の期間で考えても、政府が提唱しているほどには学校のスタイルや教え方は大きくは変わらないだろう」と教育関係者も分析している。

10 学校参加の促進

(1) 概括

政府は、すべての子供たちが普通学校(mainstream schools)に通うようにする学校参加(school inclusion)を大きな課題としている。この学校参加の概念は、特別な教育的ニーズを持つ子どもの普通学校への通学、無断欠席・停学・退学処分¹の減少、少数民族の学校参加、いじめへの対策、という多くの要素を含んでいる。

(2) 特別な教育的ニーズ

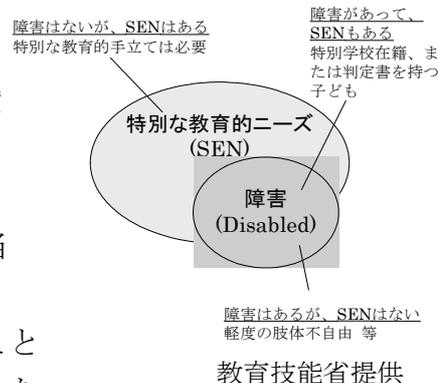
英国では、特殊教育に関して特別な教育的ニーズ(SEN, Special Education Needs)という概念を用いている。「1996年教育法(Education Act 1996)」第312条は「ある子どもが『学習上の困難』を持つため、特別な教育上の提供を必要とする場合、その子どもには本法に定める『特別な教育的ニーズ』があるものとする」としている。そして「学習上の困難」を持つとは、

- (a) 同年齢のほとんどの子どもと比較して、学習に際してとても大きな困難を有すること
- (b) 同年齢の子どものために通常提供される教育設備の利用が障害により妨げられていること、又は
- (c) 義務教育年齢に達しない場合で(a)又は(b)に該当しそうなこと、

を指すとされている(ただし英語を母国語としないことを理由に学習上の困難がある場合は含まれない)。したがって障害を持つ子どもだけでなく感情行動障害(EBD, emotional and behavioural difficulties)を持つ子どもについてもその状態や程度に応じて対象とするなど、上記定義に該当する限り幅広く認められている。

特別な教育的ニーズがあるかどうかは行為準則(SEN Code of Practice)に定められており、各学校や地方教育当局はこれに基づいて行動することが求められる。2001年まで適用された実施規則は、特別な教育的ニーズへの対応をステージ1から5の5段階で定めていた。2002年1月から施行された新しい実施規則はこれを大きく2段階に簡素化しているが、従前の考え方が定着しているため掲載する。

特別な教育的ニーズの概念



SENの評価手続きの概要 (旧来のもの)

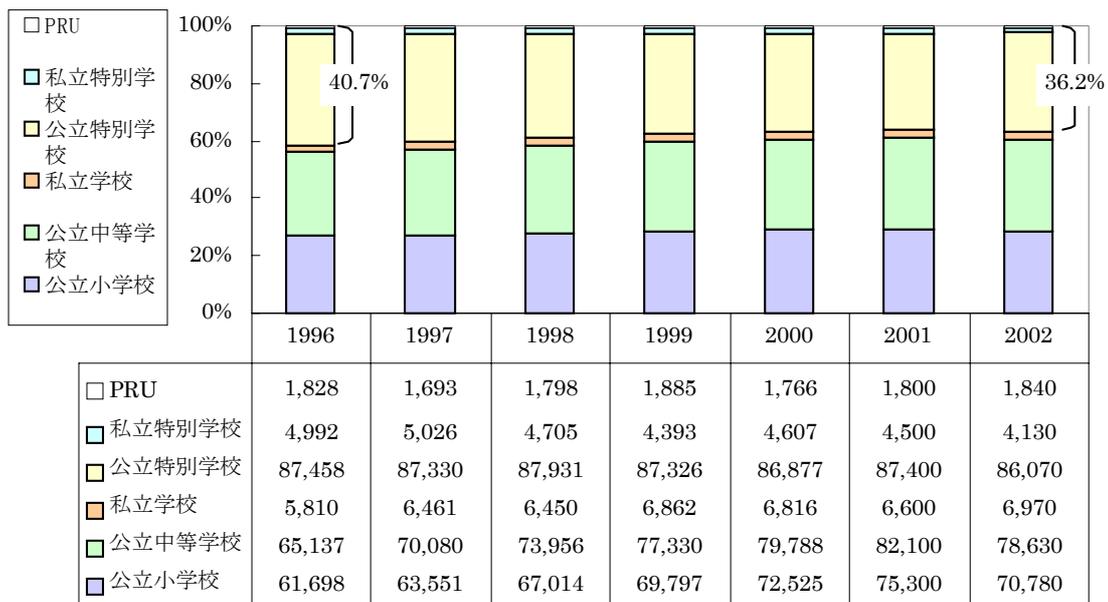
ステージ	概要
ステージ1	学級担任や教科担任が子どものSENを見つけ、SENコーディネーターと協調しながら必要な行動を取る。
ステージ2	SENコーディネーターが中心となって、他の教員とともに、情報を収集するとともに、特別な教育の提供のアレンジを行う。
ステージ3	SENコーディネーターが中心となるが、学外の専門家の助けを得る。
ステージ4	地方教育当局は、判定評価の必要性を検討し、必要な場合は、多角的な評価を行う。
ステージ5	地方教育当局は、SEN判定書の必要性を検討し、必要な場合は、判定書を作成する。作成後も、その後も状況をフォローし見直しを行う。

DfEE, "Code of Practice on the Identification and Assessment of Special Educational Needs"

地方教育当局は、児童生徒の状態に応じて専門家の意見を踏まえて「特別な教育的ニーズに関する判定書(Statement of Special Educational Needs)」を発行する。学校は、校内における特別な教育的ニーズに対応するため教員の一人を「SENコーディネーター(SENCO, Special Education Needs Co-ordinator)」に任命しなければならない。

政府は、特別学校を重度障害等への対応に限定させるように誘導している。実際、判定書を持つ児童生徒のうち特別学校（公立及び私立）に在籍するものの割合は1996年の40.7%から2002年の36.2%に減少している。

学校種ごとの判定書を持つ児童生徒の人数の推移（人）



DfES, "Special Educational Need in England, January 2001", "Special Educational Needs in Schools in England, January 2002"

全児童生徒のうち判定書を持つ割合の推移（%）

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
PRU	26.6	22.5	23.2	22.8	20.8	19.4	18.7
私立特別学校	95.6	96.1	95.0	95.3	96.6	96.7	93.8
公立特別学校	94.2	93.9	94.1	93.8	94.6	96.1	95.7
私立学校	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2	1.1	1.2
公立中等学校	2.2	2.3	2.4	2.5	2.5	2.5	2.4
公立小学校	1.4	1.4	1.5	1.6	1.6	1.7	1.6
全体	2.8	2.9	2.9	3.0	3.0	3.1	3.0

DfES, "Special Educational Need in England, January 2001", "Special Educational Needs in Schools in England, January 2002"

また、特別学校の学校数及び児童生徒数を1996年と2001年で比較すると、その減少率は小学校・中等学校よりも大きい。

III 初等中等教育の制度の概要

学校数及び児童生徒数の増減率の比較

	学校数			児童生徒数		
	小学校	中等学校	特別学校	小学校	中等学校	特別学校
1996年	18,480	3,594	1,263	4,075,664	3,010,416	95,157
2001年	18,069	3,481	1,175	4,097,691	3,231,827	93,198
増減率	97.8%	96.9%	93.0%	100.5%	107.4%	97.9%

DfES, "Schools in England 2001"

なお「2001年特別な教育的ニーズ及び障害法(Special Education Needs and Disability Act 2001)」により「1996年教育法」第316条が改正され、

- ・特別な教育的ニーズを有する子どもで判定書を有しないものは、普通の学校で教育を受けることと
- ・判定書を有する子どもは、保護者の意思又は他の子どもに対する効率的な教育の提供に反しない限り普通の学校で教育を受けること

が定められた。

(3) 無断欠席・停学・退学処分

① 無断欠席に関する制度

「1999年教育（登校日・学年）命令(Education (School Day and School Year)(England) Regulations 1999)」は、1日を午前と午後の2つのセッションに分けることとし、年間で少なくとも380セッションの登校日を設けることを義務付けている（つまり、土日が休みの学校の場合は年間190日の登校日となる。なお、教員は研修のためさらに年間5日の出勤が義務付けられている）。

「1995年教育（児童生徒の学籍）命令(Education (Pupil Registration) Regulations 1995)」第7条は、一日二回（午前の始まりと午後の間）児童生徒の出欠の確認を行うことを学校に義務付けている。教員は児童生徒の出欠籍の状況を以下の4種類にわけて出席簿に記入する。

- ・出席(Present)
- ・認められる教育活動(Approved education activity)
- ・正当な欠席(Authorised absent)
- ・不当な欠席(Unauthorised absent)

「1999年教育雇用省通達(Social Inclusion: Pupil Support)」は、出席簿の記入に関する具体的運用を定めている。「認められる教育活動」は学校外でのスポーツ行事や就職活動等を念頭に置いて1998年から制度化された。児童生徒が欠席した場合「正当な欠席」として通達に限定的に列挙されている事由に該当しない場合はすべて「不当な欠席」とされる。

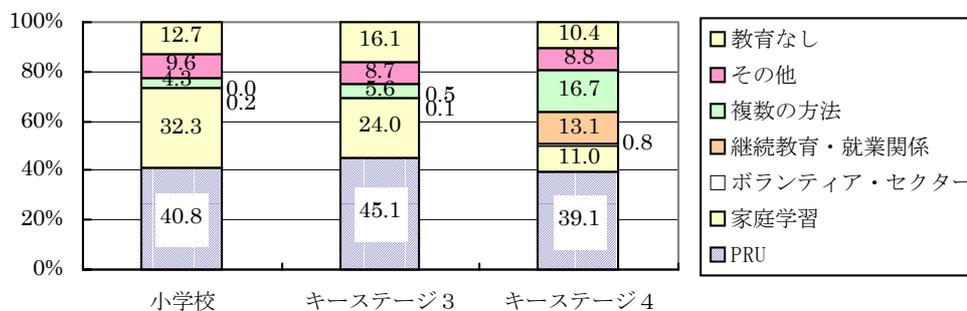
② 停学・退学処分に関する制度

「1998年学校水準・枠組法」第64条により、停学(exclusion)と退学(permanent exclusion)の処分は校長が行う。手続きや要件は「1999年教育雇用省通達(Social Inclusion: Pupil Support)」で定められているが、暴力行為等、学校の規律を著しく乱すとともに、在学させておくことで他の児童生徒等の教育や福祉を深刻に害する場合に限られる。もちろん処分に先立って事態を改善するあらゆる手立てが施されることが必要とされるが、このことは児童生徒及び職員の安全のための緊急手段を妨げるものではないとされている。暴力行為が行われた場合は、それが始めての行為であっても退学処分の対象となり得るが、即断で退学とするのではなく冷静な判断が必要ということも強調されている。

校長は、処分の内容を保護者に直ちに連絡する必要がある、また6日間以上の停学及び退学処分の場合は学校理事会及び地方教育当局にも直ちに報告しなければならない。保護者は、退学処分に反対する場合は地方教育当局の設ける審査委員会に申し立てを行うことができる。

退学処分となった児童生徒の受け入れ先は地方教育当局が探すが、地域内の他の学校で受け入れられない場合、その多くが児童生徒受入施設(PRU)（前述）に通うか、家庭学習を受けることとなる。中等学校相当の生徒の場合は、継続教育機関で特別なプログラムの教育を受けることもある。民間によるボランティア施設も若干存在する。また何らの教育も受けられない児童生徒も1割を超えている。

退学処分を受けた児童生徒への教育の提供の状況（2000年）



DfES, "Permanent exclusions from maintained schools in England"

③ 状況及び政府の取組み

労働党が政権を獲得した時点での統計（1996-97年）では、全国で一日当たり4万人の児童生徒が無断欠席をしており、また退学処分を受けた者が年間12,500人もいることに対する強い危機感があった。

政府は、教育水準の向上のためには、まず、すべての子どもが毎日学校に来ることが大前提であるという理念に基づき、不登校(truancy)の規模を2002年までに1996/97年度の水準の2/3まで減らす（無断欠席率を0.7%から0.5%に減らすとともに、年間退学者処分者を12,500人から8,400人に減らす）ことを公約としている³⁰。その

³⁰ 素行の悪い子どもを学校で預かることは他の子どもの妨げになるとして、この政策に批判的な学

III 初等中等教育の制度の概要

ため、まず立法措置として「1998年学校水準・枠組法」第6条及び「1999年教育改善計画命令(Education Development Plan (England) 1999)」を通じて、地方教育当局に「教育改善計画(Education Development Plan)」において不登校の改善に関する地域目標を定める義務を課している。地方教育当局は、基本的には問題を抱えている児童生徒であっても、できるだけ通常の学校に在学するよう奨励しており、その際は、学校が、地方教育当局、社会福祉施設、医療機関、警察等と情報交換等を行しながら児童生徒の問題を解決する「関係機関の連携(multi-agency approaches)」を重視している。2002年4月には、問題の多い学校に警官を常駐させて児童生徒の指導に当たるといった計画も発表されている。

無断欠席の生じている割合の推移 (単位: %)

	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000
小学校	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
中等学校	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.0
特別学校	2.5	2.7	2.4	2.6	2.5	2.2
CTC	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2
私立学校	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7

DfEE, "Pupil absence and truancy from schools in England, 1999/2000"

無断欠席をする児童生徒の平均欠席状況の推移 (単位: 半日)

	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000
小学校	10	10	10	10	10	9
中等学校	22	21	20	20	19	18
特別学校	27	27	25	27	26	23
CTC	8	6	9	8	8	11
私立学校	8	8	7	7	7	7
合計	15	15	14	15	14	13

DfEE, "Pupil absence and truancy from schools in England, 1999/2000"

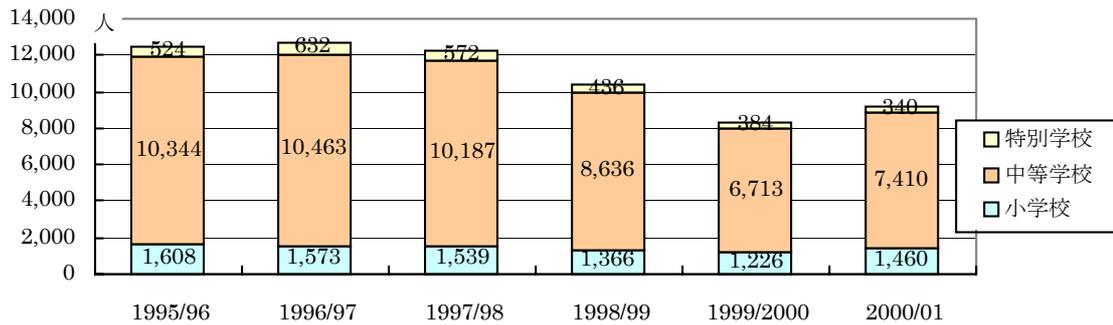
校も多い。保守党は「退学に寛容でない労働党の政策は誤りであるとし、素行の悪い子どもを収容する特別施設を設けるべき」とであると主張している。

労働党政権も方針を見直し、退学に関する校長の権限を強化し、他の生徒や教員に対する深刻な威嚇を行ったために退学処分とされた場合は、保護者が審査委員会に申し立てても、原則として棄却されることとなった。また、2002年1月に新たに発表された案によれば、学校に武器を持ってきた場合の即時退学や、いじめを理由とする退学に係る申立の原則却下も新たに含まれることとなった。

1999-2000年の統計では、全体の退学処分者数は減ったものの退学処分者に占める小学生の割合が増加していることが批判されている。年齢別に見ると、最年少では9人の4歳児(8人が男子)が退学処分を受けている。

また、停学者数の減少という公約は既に達成されたが、無断欠席率については改善が進まず2002年までに目標を達成するのはほとんど困難となっている。子どもがいる低所得家庭に支給される児童手当(child benefit)(第一子について週15.75ポンド、第二子以降は一人当たり週10.55ポンド)について、無断欠席の多い子どもを持つ家庭への支給停止措置も政府内で議論されている。

退学処分者数（人）の推移



DfES, “Permanent exclusions from schools and exclusion appeals, England 2000/2001”

退学者の全児童生徒に占める割合(%)の推移

	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000	2000/01
特別学校	0.54	0.64	0.58	0.45	0.40	0.36
中等学校	0.34	0.34	0.33	0.28	0.21	0.23
小学校	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03
合計	0.17	0.17	0.16	0.14	0.11	0.12

DfES, “Permanent exclusions from schools and exclusion appeals, England 2000/2001”

また、2002年9月からは、停学・退学処分により連続15日以上学校に通えない児童生徒に対し、フルタイムの教育を提供することが地方教育当局の責務となる。

退学処分を受けたすべての児童生徒にフルタイムの教育を提供している地方教育当局数（2000年）

	小学校	キーステージ3	キーステージ4
退学処分なし	26	4	2
すべての退学処分を受けた児童生徒にフルタイムの教育を提供	9	8	10

(150の地方教育当局のうち回答があった144が対象) DfES, “Permanent exclusions from maintained schools in England”

その他の取組みとしては、政府は、不登校に改善の見られた学校のうち50校に「不登校撲滅賞(truancy buster awards)」として8,000ポンド（もっとも成果のあがった学校は10,000ポンド）の賞金を付与している。また、教育雇用省（当時）と内務省(Home Office)のイニシアチブにより、2001年3月より子どもを学校に通わせない保護者に対する罰則を強化し、保護者の学校への関心を高めることとなった。新制度では罰金の上限が1,000ポンドから2,500ポンドに引き上げられる（通常の罰金額も20ポンドから100-200ポンドに上がる）とともに、保護者の裁判所への出頭義務が生じることとなる。

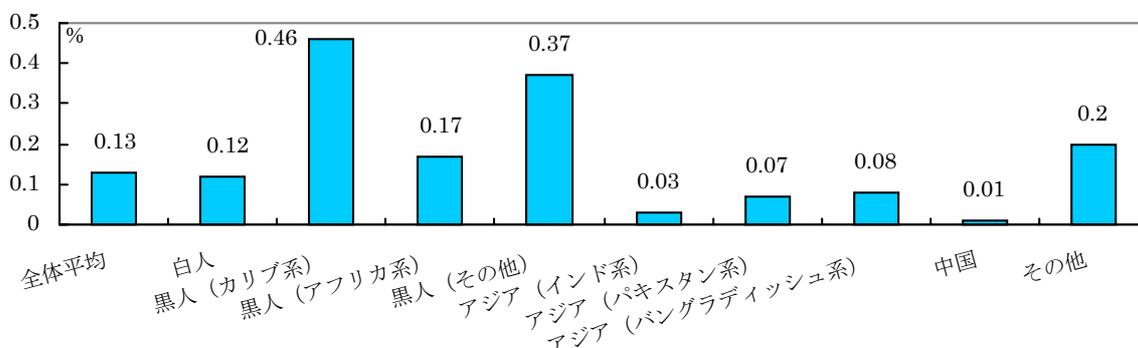
(4) 民族的マイノリティー

少数民族(ethnic minorities)の問題については、多くの移民を抱える国内情勢を反映して厳しい状況にある。公立学校に通う少数民族出身の子どもは70万人に達しており、例えばロンドン北西部のカムデン(Camden)地区にある小学校の場合、全児童数300人程度の小規模なところであるにもかかわらず、児童の出身国は45ヶ国に及び、第一言語の種類は60を超えている。このように言葉の問題による教育指導上の

III 初等中等教育の制度の概要

困難に加えて親の貧困や学校への無関心が拍車して、教育水準が低い、不登校率が高いという問題を抱える学校は多く、政府は事例集の作成など事態改善に努めている。また、生徒の第一言語が65に及ぶロンドン北部の学校では理科等の授業をトルコ語で行っている。

各人種における退学処分者の占める割合（2000年）



DfES, “Permanent exclusions from maintained schools in England”

なお、教育技能省が作成した「9月11日の事件後に関するガイダンス」(Guidance after the events of 11 September)では、人種や信教に関するステレオタイプや偏見をなくし、互いに尊敬することを強く求めている。

(5) いじめ

いじめ(bullying)の対策も課題となっており「1998年学校水準・枠組法」第61条においていじめをなくすことが校長の責務の一つとなっている。

いじめに関する全国的統計は必ずしも存在しないようであるが、サンプル統計によれば44.5%の児童生徒にいじめられた経験が1回以上あり、26.6%の児童生徒がいじめた経験を有している。

教育技能省は学校向けの指導書及びビデオを作成し全学校に配布するとともに、ホームページでも情報提供を行っている。また、いじめた児童生徒に対する退学を含めた厳しい措置が可能とされることになった。

いじめに関するホームページ(www.dfes.gov.uk/bullying/)

department for education and skills

Adult Learners Employers HE Students Jobseekers Parents School Governors Teachers Young People

Teachers Families Contact Links Home

if you are being bullied

- try to stay calm and look as confident as you can
- be firm and clear - look them in the eye and tell them to stop
- get away from the situation as quickly as possible and
- tell an adult what has happened straight away

If you find it difficult to talk to anyone at school or at home, ring Childline freephone 0800 1111, or write: Freepost 1111, London N1 0BR. The phone call or letter is free, this is a confidential helpline

©Crown copyright 1995-2001 | Disclaimer | Privacy | Linking to DFES | Complaints procedure

1 1 学校施設

(1) 施設整備

学校施設には19世紀のヴィクトリア期の建物も未だに使われており、建設年代の分布には大きな幅がある。大まかには19世紀から1950年代までに建設されたものが30%、1950-72年のものが60%、1972年以降のものが10%となっている。1950-72年は児童生徒急増期であったため約7,000校が建設された（つまり、1日1校ずつに近い）。この時期の学校施設の老朽化が進み、その整備が大きな課題となっている。

2001年1月には、ブランケット教育雇用大臣（当時）が3年間で40億ポンドを投入し、施設整備を行う計画を発表した。内容は①650校で改築・全面改装を行う、②7,000校以上で、教室、屋根、理科室、暖房装置を新設・更新する、③総額10億ポンドの修繕経費のための直接補助をすべての学校が受ける（標準的な中等学校当たり5万ポンド）、などである。

(2) 学校施設基準

「1996年教育法」第542条は、公立学校の施設整備水準が命令で定められること、地方教育当局はその水準を遵守すべきことを定めており、同条を受けた「1999年教育（学校施設）命令(Education (School Premises) Regulations 1999)」が、室内温度、防音、照明、換気、トイレ、温水等、それぞれの事項について具体的な基準を定めている。ただし、例えばヴィクトリア期の校舎では基準を満たすことが難しいなどの背景により、この基準は古い学校施設に対しては努力目標にとどまっている。なお、政府は、学校施設の整備促進を図る参考事例集として、施設紀要(Building Bulletin)をシリーズで発行しており既に第90集に達している。

(3) PFI

施設整備に当り、政府や地方の公共部門が民間の資金やノウハウを活用して、より質の高いサービスを効率的に提供することを目指す「民間活力導入政策(PFI, Private Finance Initiative、PPP, Public Private Partnershipということもある)」が導入されている³¹。教育部門については1995年に地方レベルでPFIの採用を促す措置が取られると、教育雇用省（当時）は教育・訓練部門へのPFIの積極的な導入を行うと宣言したが、道路建設等の大型プロジェクトとは異なり民間の魅力を引くには難点もあり、導入はなかなか進まなかった。そこでPFIの積極的な採用を促すために支援のための予算措置をとるほか、地方教育当局や教育機関にPFIによる事業の実施を働きかけている。現在まで約30校の学校で新設・校舎の建替え等が行われた。また、IT施設など学校施設の高度化も対象となっている。

³¹ PFIによって、公財政支出を具体的に減らすことができるかという点と必ずしもそうではないというのが関係者の見解である。それよりも、民間による高サービスや効率性に期待している面が大きい。また、契約期間が（例えば30年間の）長期にわたるため、政権交替等による情勢に左右されずに公共サービスが継続して提供できるというメリットもある。

III 初等中等教育の制度の概要

PFIでは、国の定めた実施手続きに基づいて対象プロジェクトの適切なニーズや民間への事業のリスク移転、マーケットの関心等が検討される。プロジェクトは入札を行い落札した民間事業者がその契約に示される内容を履行し、公共部門はそのサービスの購入者となる。PFIの実施に当たっては、投資価値(VFM, Value for Money)の検討が必要とされる。これは、民間による整備と公共による整備の経費を算出・比較することを意味し、VFMの検討の結果、民間による整備の方が低価格・高サービスとなることが明らかになってはじめてPFIの実施が可能となる。

PFIによる初めての全面的な校舎建設の事例として、コルフォックス・スクール(Colfox School, Dorset)がしばしば紹介されている³²。

コルフォックス・スクールの例

PFIの制度自体は1992年に始まっていたが、地方自治体による学校整備については自治体におけるノウハウ不足、事業規模の問題により極めて例が少なかった。そこで、教育雇用省(当時)が本件をモデル事業として積極的に後押ししたこともあり、1997年11月に建築事業者Jarvisと自治体との間でPFIによる校舎のデザイン・建築・資金調達・運営に関する30年契約が締結された。1999年9月までに1200万ポンドの経費をかけて新校舎が建設された。

【経費の扱い】

Colfox Schoolにおいては、学校の校舎を民間会社が運営しており、この会社に対して学校の設置主体である地方教育当局が、校舎の使用料を毎年支払うこととなる。なお、本校は公立の中等学校であるため、授業料等による生徒の教育費負担はない。

この使用料は定額ではない。民間会社がどれだけ適正なサービスを提供したかによって査定が行われる。このことは、民間会社と地方教育当局の契約において定められている。

査定は、校舎を、教室、トイレ、廊下等の16箇所に分類し、それぞれの施設の水準がどれだけ高いものであったかを、0～4までのポイントにより点数化することで行われる。この場合、4は「最高の水準」、2は「満足すべき水準ではないが利用可能な水準」、0は利用不可能という具合となる。

この全16個所の点数を合計することにより、校舎全体がどれだけ優れた水準を持つかを明らかにし、この結果を基に使用料が決定される。

ただし、16箇所はすべて同じ価値を持つわけではない。例えば、教室は必ずしも最高の環境でなくとも授業を行うことは可能だが、トイレが一定の水準を有していなければ、数百人の生徒が在籍する学校においては不都合が生じる。こうしたことから、最終的な数値化に当たっては詳細な補正が行われる。



³² コルフォックス・スクールでは、立派な校舎ができた点については関係者全員が評価しているものの、特に自治体関係者及び学校理事の間から「学校をきれいにするには、これしか方法がなかった」というネガティブなスタンスも見られ、具体的には、施設運営に関するスタッフが解雇された、PFIにより公の負担が減ったといっても、結局、民間が多額の借入れにより当初資金の調達をしており今後はこの返済が続く、などの感情論的な意見も耳にされた。

また、新築による学校整備の初めての例としてのハイランド・スクール(Highland School, Enfield)も有名である³³。

ハイランド・スクールの例

エンフィールドはロンドン外縁部の行政区であり、近年人口流入が著しく、学校新設が不可欠となった。しかしながら、同地方教育当局では、そのための初期投資の財源確保が困難であると判断しPFIの導入を決定した。

2000年9月に開校し、当初は第7学年のみ受け入れて学年進行で生徒数が増えることとなっている。最終的には第7学年からシックス・フォームを対象とするコンプリヘンシブの中等学校となる（第7～11学年で計1,040人、シックス・フォームが250人）。



【PFIの契約の概要】

民間会社のLaingとHyderが合同でLaing Hyderを設立し、同社が契約を受ける。実務ではLaingが建設を請け負うとともに、Hyderが25年間の管理を行う。

建設費 1600万ポンド
年間使用料 242万ポンド（うち40%は固定、60%は業績とリンク）

ウェールズ初のPFIの学校であるペンブルック・ドック・コミュニティ・スクール(Pembroke Dock Community School)は、小学校ながらその高度な設備に目を見張るものがあった。

ペンブルック・ドック・コミュニティ・スクールの例

1996年から校舎の全面改築を計画。準備に必要なコンサルタント経費（50万ポンド）はウェールズ議会が支出。校舎改築に当たっては、（1）教育水準の向上、（2）特殊教育への対応、（3）コミュニティへの開放、の3つの観点からコンセプトを詰め、建設をMucob社、施設運営をCaxton社が担当することで落札。建設費680万ポンド。



施設設備の維持管理は完全にCaxtonに委託されており、企業から派遣されて学校に常駐するマネージャーが管理。学校は、地方教育当局から配分される経費の中から、施設使用料を毎月支払う（30年間）。支払いに当たっては、Caxtonが（1）毎朝9:00までに、校内の清掃、備品の整理を行うという基本的な環境の提供と、（2）施設設備の水準が高度な状態にあるかどうかの観点から判断され、（1）（2）が満たされないと支払額が減らされる。

【校内設備】

学内のIT設備としては、校内にコンピュータ教室が整備されているのはもちろんであるが、すべての教室には黒板・白版ではなく、タッチスクリーン式の電子ホワイトボードが設置されており、教員はこれで授業を行う。さらに、校内のすべてのパソコンはLANで結ばれ、ファイルの完全な共有がなされており、教員は電子ホワイトボードを操作するだけで、どのパソコンの画面でも表示することができる。これらの機器はすべて数年おきにCaxtonの責任において更新され

³³ ハイランド・スクールの校長からは「民間との契約書は詳細だが、それでも見落とされてしまう項目もある。例えば、校舎完成後になって、調理室の調理台の設計がまったく実用に向いていないことが判明して使えない状態にある。図書室の書棚も、あらかじめ仕様を指定しなかったため、安くて耐久性の低いものが購入されてしまったが、学校で購入するものは美術書をはじめ重い書籍が多く使用に耐えない。また、学校でパソコンを買い換えようと思っても、校長だけでは決められず、いちいち民間業者にお伺いを立てなければならず、そのために著しい時間が費やされている」との説明があった。

III 初等中等教育の制度の概要

ることとなっており、学校は設備の陳腐化を心配する必要がまったくない。

そのほか、特別な教育的ニーズを必要とする児童のための校舎エリアも、機械制御による最新の映像、音響設備を備え、児童が興味を持って学習に取り組む支援体制が敷かれている。

(4) 学校の安全管理

青少年の問題行動の深刻化や学校をめぐる凶悪犯罪の発生を契機に、学校安全に対する社会の関心が急速に高まり、政府は、政府機関を含む関連団体の代表からなる学校安全のための検討委員会を設置した。同検討委員会は改善のための勧告を行い、教育技能省はこれを受けて学校安全を促進するために次のような施策を行っている³⁴。

- ・ 関連法令の改正（「1996年攻撃的武器法(Offensive Weapons Act 1996)」の改正による凶器の持ち込み禁止）
- ・ 優れた学校安全実践の普及や関連する情報の提供（施設紀要の出版）
- ・ 補助金の交付（フェンスや監視カメラの設置や教員の研修）

また、2002年1月には、学校の安全防止のための1,000万ポンドの予算措置が発表された。

³⁴ 実際には、校舎の構造上の問題により訪問者管理が徹底されていない（できない）学校がないわけではない。敷地を囲む塀がないオープンな構造の学校、訪問者受付が2階にある学校、なども珍しくない。一方で、厳重な塀をめぐらした学校、一箇所の入口からしか校内に入れず、そこも通常は施錠されている学校もある。一般的に学校周辺の治安状況が悪いところ、校舎が新設されたところほど、外部侵入者による盗難を防ぐために安全管理には気を使っているとは言える。

1 2 教員

(1) 教員資格

公立学校の教員となるには、一部の例外を除いては教員資格(QTS, Qualified Teacher Status)を必要とする(私立学校の教員については、教員資格を有することは必須ではないが、基本的には有資格者が教員となっている)。教員資格の具体的内容は「1997年教育雇用省通達(Requirements for Courses of Initial Teacher Training)」で定められている。

教員資格は「教員養成課程(ITT, Initial Teacher Training)」を修了した者に付与される。教員養成課程では、主に以下に関して政府が定めた基準(National Standards for Qualified Teacher Status)を満たしていることが求められる。

- ・ 教科に関する知識、理解力
- ・ 指導計画、教授法、学級経営
- ・ 児童生徒の観察、評価法、記録、報告、説明責任
- ・ その他の専門的資質

さらに、児童生徒の基礎学力の向上を重視している現政府の方針を反映して、中核教科(英語・数学・理科)と情報技術に関する「教員養成のためのナショナル・カリキュラム(National Curriculum for Initial Teacher Training)」が設けられており、教員養成段階においては、この基準も満たす必要がある。

課程の修了に当たっては養成段階における成果を踏まえて、修了者ごとに「新任教員プロフィール(CEP, Career Entry Profile)」が作成される。これは、本人の特長及び今後伸ばすべき事項を整理し、初任者研修に生かすことを目的としている。

(2) 教員養成機関

年間約20,000人が教員資格を得ており、そのうち90%は高等教育機関において取得されている。また、約400人が小学校・中等学校での養成課程を受けている。養成機関は「教員養成委員会(TTA, Teacher Training Agency)」の課程認定を必要とする。TTAは「1994年教育法(Education Act 1994)」により設置されており、現在理事13人(教育技能大臣が任命)及び職員112人からなる(2001年3月末現在)。NDPBの一つ。

① 高等教育機関

課程により2種類に大別される。一つは、学部レベルの4年制の教員養成課程であり、教職教育や教育実習と、専門教育が並行して行われる。もう一つは、大学院レベルの1年制(最低必要週は、小学校課程で38週、中等学校で36週)の教職専門課程で、様々な専攻の第一学位(学士に相当。通常3年の課程)取得者を受け入れ、教職課程や教育実習が行われる(教科の専門教育は特に行わない)。前者の課程修了者には学士(伝統的には、教育学士(BEd, Bachelor of Education)であるが、BAやBScも増えている)が、後者については学部卒教員資格(PGCE, Post-Graduate

III 初等中等教育の制度の概要

Certificate in Education)が授与され、いずれの課程の修了者に対しても教員資格が与えられる。教育実習も必須であり高等教育機関があつた小学校・中等学校に行くこととなる。

教員養成において最低限必要な教育実習時間

小学校教員養成		中等学校教員養成	
学部	PGCE	学部	PGCE
4年制の場合は32週 3年制の場合は24週	18週	4年制の場合は32週 3年制の場合は24週	24週

DfEE Circular 10/97 “Requirements for Courses of Initial Teacher Training”

教員養成課程については、授業料等の特例がある（後述）。

② 小学校・中等学校

教員養成における実践的な要素を重視する観点から、「1994年教育法」により「学校による教員養成(SCITT, school centred initial teacher training)」が制度化された。小学校・中等学校が、単独又は数校の学校によるコンソーシアム（連合体）で、TTAの認定を得て独自に教員養成課程を編成・運営することができる。この課程は上記の1年制の教職専門課程に相当するもので、学士取得者を対象としている。

③ 社会人を対象とする教員養成

社会人を対象とする教員養成については2種類ある。

まず、学部卒業者を対象とするプログラムとして「既卒教員研修(GTP, Graduate Teacher Programme)」がある。学校では、大学で第一学位（学士相当）を有するが教員資格を有していない者を教員として採用する。海外での教員資格を有していない限り25歳以上であることが必要。また、GCSEの英語及び数学でC以上を取得していることも条件（生年月日が1979年12月1日以降の者は、理科でも同様の条件）。この者は、既卒教員(graduate teacher)として働きながら研修を受け（3-12ヶ月）、研修修了後に教員資格を取得し、正規の教員となる。既卒教員の給与及び研修経費は、TTAが負担する。制度拡大のため、2002年からは給与を学校が負担し、TTAが研修経費を負担する制度も導入される。

もう一つが「登録教員プログラム(RTP, Registered Teacher Programme)」であり、これは高等教育で2年間学習した経験を有する者を登録教員(registered teacher)として採用し、教員として働きながら最長2年間の研修を行うものである。給与は学校が負担するが、既卒教員と同様に研修経費をTTAが負担する。

④ 監査・予算配分

教員養成機関はOfSTEDの監査を受けることとなり、TTAはこの監査結果等を通じて、養成機関の状況を把握することとなる。監査項目はOFSTEDとTTAの共同文書である「教員養成の質と水準に関する枠組み(Framework for the Assessment of Quality and Standards in Initial Teacher Training)」に定められている。この監査項目は「1998年教育雇用省通知(Requirements for Courses of Initial Teacher Training)」中の別添1「教員資格授与の基準(Standards for the Award of Qualifies

Teacher Status)」に挙げられている項目に対応している。監査結果は分野ごとに4段階（1が最高で4が最低）で示され、この評価を基にTTAが5段階の評価を与える（Aが最高でEが最低）。TTAの評価は、学生定員・予算配分や課程認定に直接に反映され、最低の評価を受けると学生定員が半減（予算の50%がカット）され、これが2年続くと課程認定そのものが取り消されることとなる。

教員養成機関を対象とする評価例（ウォーリック大学の場合）

	OfSTED監査						TTAによる 評価
	学生の水準			養成水準			
	教科知識	教授能力	評価能力	実践と実	コース・デ	正確度 学生評価の 手続き	
小学校							C
読み書き	2	2	2	3	2	-	
計算	2	2	2	3	2	-	
中等学校							
経済	1	1	1	1	1	1	A
英語	1	2	1	1	1	1	A
情報技術	3	2	3	3	3	2	C
数学	1	1	2	1	2	2	B
現代外国語	1	1	2	1	2	2	B
宗教教育	1	1	1	1	1	1	A
理科	2	2	2	2	2	1	B

TTA, "Performance Profiles 2001 Initial Teacher Training in England"

(3) 募集・採用

教員の募集は、一般に学校単位で行われる（地方当局単位でまとめて行うこともある）³⁵。

コミュニティ学校及び自主（政府管理）学校の場合は、任命権者が地方教育当局

³⁵ 教員不足、とりわけ都市部における数学、理科、現代外国語等の教科については深刻な課題となっている。新聞広告で募集しても応募者がいないと嘆く学校は多い。2001年4月27日付けのTimes Education Supplementでは、求人広告があまりに多いため、614ページの別刷りが用意され合計9,000件以上の教育関係の求人広告が掲載され、それ自体がニュースとなっていた。また「教員が足りないため、週休4日とする学校」「新任教員の給与額の急騰」「近隣の学校間での教員の引き抜きあい、それを防止するための給与増」「不十分な資質しか有さない者の教員採用増」「フルタイムの教員が確保できず、65人の教員中18人がパートタイムになってしまった学校」「週4日のみ勤務を希望する新任教員を採用せざるを得ない学校」など、さまざまな事例が報道されている。2001年8月にはOfSTEDのトムリンソン主任勅任監査官が、教員確保は過去36年間で最悪であり、新任教員の40%が3年以内に辞めていると述べている。海外からの教員確保の結果、2001年1-8月の間に、南アフリカから1,311人、オーストラリアから583人、ニュージーランドから375人、米国から349人、ジャマイカから256人が、教員として入国しており、他国からの入国者も含めると計3,700人であり、前年（1-12月）の合計1,405人をはるかに上回っている。

TTAは、ロンドンの地下鉄の駅構内・車内に「ドアを開ける人募集、年収20,000ポンド(Door opener needed, £20,000 p.a.)」と大きな広告を出して、教員募集を行っている。

校長や副校長の人材確保難も深刻な状況にあり、校長組合側はその理由として「給与が不十分」「学校理事会が、校長の責任に応じた報酬を与える権限を有していない」「学校理事会が、校長を引き留めるために報酬増を行うことができない」「他の産業分野の管理職と比較して、給与水準が著しく劣っている」と指摘している。

III 初等中等教育の制度の概要

であるという前提に立ち、学校理事会が地方教育当局に通報した上で、求人募集・面接・選考を行って適当と考える者を地方教育当局に推薦する。地方教育当局は、(問題がない限り) その者を教員として任命することとなる。また、地方教育当局が適当と考える者を学校理事会に推薦し、学校理事会が面接・選考を行うという方法も可能である。

ファンデーション学校及び自主(政府補助)学校での教員採用は、学校理事会が募集・面接・選考を行うところまでは同じであるが、選考の結果、学校理事会が適当と考えた者は、学校理事会によって雇用されることとなる。

(4) 初任者研修

新任教員(NQT, Newly Qualified Teachers)は、採用後1年間(正確には3学期間)にわたり初任者研修期間(Induction Period)とされる。具体的内容は「1999年教育雇用省通達(The Induction Period For Newly Qualified Teachers)」に定められている。

初任者研修期間中は、新任教員は、地方教育当局の監督下で、校長、指導教員(induction tutor)による指導が行われることとなる。指導は、新任教員プロフィール(前述)の記載内容を踏まえて行われる。研修の内容は「観察と援助」(monitoring and support)、「評価」(assessment)に分かれており、「観察と援助」については、以下の活動からなる。

- ・指導教官による援助
- ・指導教員による、新任教員の活動の観察と事後検討
- ・進展状況の見直し
- ・経験豊富な教員の活動を観察

また、研修期間中に、新任教員と校長(又は指導教員)による3回の「評価」のための会議が行われる。研修修了に際し、初任者水準(Induction Standards)を満たすかどうかの評価が行われる。もし評価が低い場合は研修期間の延長又は不合格の措置がなされることとなり、新任教員はその結果に不満がある場合は教育技能省に不服申し立てを行うことが出来る。

(5) スーパー教員

スーパー教員(正式には「上級能力教員(AST, Advanced Skills Teacher)」)は、1998年から導入された教員資格である。優れた教員に高い報酬と動機付けを与えることにより、人材の確保及び教育水準の向上を図ることを目的としている。

スーパー教員のポストは学校が公募し、応募者はナショナルASTアセスメントの方法に則って、外部の者から教育活動の評価を受けるとともに、面接によって選考される。スーパー教員の主な職務は以下の通りであり、一般の教員と異なる給与の扱いを受ける。

- ・新任教員への指導
- ・他の教員に対する教室運営、教授方法の助言、困難に面した教員の支援
- ・外部活動(outreach work)として、他の学校、大学、地方教育当局の活動に参画

スーパー教員制度は、校長や教頭を代替する昇進の道として教員にインセンティブを与えており、当初、スペシャリスト・スクールや教育改善地区(Education Action Zones)、ビーコン・スクール(Beacon Schools)で限定的に活用されていたが、現在はすべての公立学校に拡大されている³⁶。

(6) 教員組合

イングランドの教員組合は、校長を対象とするものを含めると6つ存在する。

教員組合の名称と会員数 (2001年)

組織の名称	会員数
全国教員組合 (NUT, National Union of Teachers)	314,174
教員講師協会 (ATL, Association of Teachers and Lecturers)	186,774
全国女性校長協会 (NASUWT, National Association of Schoolmasters Union of Women Teachers)	253,584
職業教師協会 (PAT, Professional Association of Teachers)	33,081
中等学校校長協会 (Secondary Head's Association)	10,153
全国校長協会 (NAHT, National Association of Head Teachers)	40,003
	TES

³⁶ 労働党は2001年までに5,000人のスーパー教員を確保すると公約していたが、現時点では全国で925人しかおらず、あまり普及していない。

(7) 給与

① 教員給与表

一般の教員については以下の俸給表の左側が適用される³⁷。新規採用教員の給与は1号俸（大学で上位セカンド・クラス(Upper second class)（後述）以上の成績を収めた者は2号俸）からスタートする（2002年9月からの新しい俸給表では、この区別がなくなる）。採用前に教職以外の勤務経験を有する場合、1年の勤務経験を最大1号俸増として勘案することができるが、通常は、他の教員とのバランスを考慮し、2－5年の勤務経験を1号俸増とし、さらに勤務経験が何年あっても最大3号俸増までしか認めない、などの扱いになっているようである。

2000年9月以降の教員給与表（ポンド）

通常		審査事項	上限後	
号俸	年収		号俸	年収
1	16,038	⇒ ・教科への知識 ・授業の準備 ・学級経営 ・児童生徒の学習度の観察 ・児童生徒の学力向上 ・自己研鑽 ・学校運営への参画	1	26,919
2	17,001		2	27,915
3	17,892		3	28,947
4	18,831		4	30,018
5	19,821		5	31,128
6	20,862			
7	22,035			
8	23,358			
9	24,843 ⇒			

Croner's, "The Head's Legal Guide", DfES, "Threshold Assessment Application Form (England)"

9号俸に達した教員（2号俸から始まった者が毎年昇給すれば、採用後7年で到達する。なお2002年9月からの新制度では、俸給表が6号俸までのものに簡素化されるため、採用後5年で到達することが可能）が、その上限(threshold)を超えて次の俸給表に進む（約2,000ポンドの増額）ことを希望する場合は、教員は校長に申込書類(Threshold Assessment Application Form)を提出し、自らの能力・業績を明らかにしなければならない。校長による審査を経て、最終的には外部審査によって昇給が決定される。この制度は一般に業績給(performance-related pay)と呼ばれている³⁸。この他に、職務内容等に応じて「学校運営手当(management allowances)」（1,539－9,927ポンドの5段階）、「教員採用困難地域の採用・雇用維持手当(recruitment and retention allowances)」（942－5,085ポンドの5段階）、「特別教育ニーズ手当(special educational needs allowances)」（1,572－3,111ポンドの2

³⁷ 2002年に改訂される給与体系では、全体として3.5%の給与増が行われることになっているが「依然として教員確保の問題解決になっていない」との指摘は強い。

³⁸ 教員の給与制度見直しは現政権の大きなトピックであり、2000年の制度導入に当たっては、導入反対を訴える教員組合も出るなど大きな波紋を呼んだ。しかし、既に200,000人近くの教員が、この制度により増給されていることから順調に進んでいると言える。ただし、教員の給与改善は引き続き大きなテーマとなっていることに変わりはない。

段階)、「ロンドン在住手当(London Allowances)」(内ロンドン3,000ポンド、外ロンドン1,974ポンド、ロンドン周辺部765ポンド)が付加される³⁹。

教員資格を有しない者を雇用する場合の給与表は以下の通り。

教員資格を有しない者の教員給与表

号俸	年収	号俸	年収	号俸	年収
1	12,456	5	14,691	9	18,585
2	13,014	6	15,237	10	19,698
3	13,557	7	15,798		
4	14,121	8	17,103		

Croner's, "The Head's Legal Guide"

スーパー教員(前述)の場合の俸給表は以下のとおり。

2001年4月以降のスーパー教員給与表(ポンド)

号俸	年収	号俸	年収	号俸	年収	号俸	年収
1	27,939	8	31,434	15	35,589	22	41,413
2	28,437	9	31,932	16	36,255	23	41,247
3	28,938	10	32,430	17	36,921	24	42,075
4	29,436	11	32,931	18	37,587	25	42,909
5	29,934	12	32,597	19	38,253	26	43,737
6	30,435	13	34,260	20	38,919	27	44,571
7	30,936	14	34,926	21	39,582		

Croner's, "The Head's Legal Guide"

校長、副校長の場合は、学校規模等を勘案しつつ、以下の俸給表が適用される。

2001年4月からの管理職給与表(ポンド)

号俸	年収	号俸	年収	号俸	年収	号俸	年収
L1	29,499	L12	38,694	L23	50,694	L34	66,372
L2	30,237	L13	39,660	L24	51,951	L35	68,019
L3	30,993	L14	40,647	L25	53,238	L36	69,705
L4	31,767	L15	41,658	L26	54,558	L37	71,439
L5	32,559	L16	42,768	L27	55,911	L38	73,206
L6	33,375	L17	43,755	L28	57,297	L39	74,988
L7	34,275	L18	44,853	L29	58,719	L40	76,863
L8	35,064	L19	45,963	L30	60,177	L41	78,783
L9	35,940	L20	47,103	L31	61,668		
L10	36,864	L21	48,270	L32	63,201		
L11	37,821	L22	49,467	L33	64,767		

Croner's, "The Head's Legal Guide"

② 平均給与

教員の平均給与を年齢別に整理したもの、また、校長の年収を他の産業分野の管理職と比較したものとして、以下の統計がある。

³⁹ ロンドン在住手当が少額であるとして、2002年3月14日にはロンドン内の多くの学校で教員ストライキが行われている。

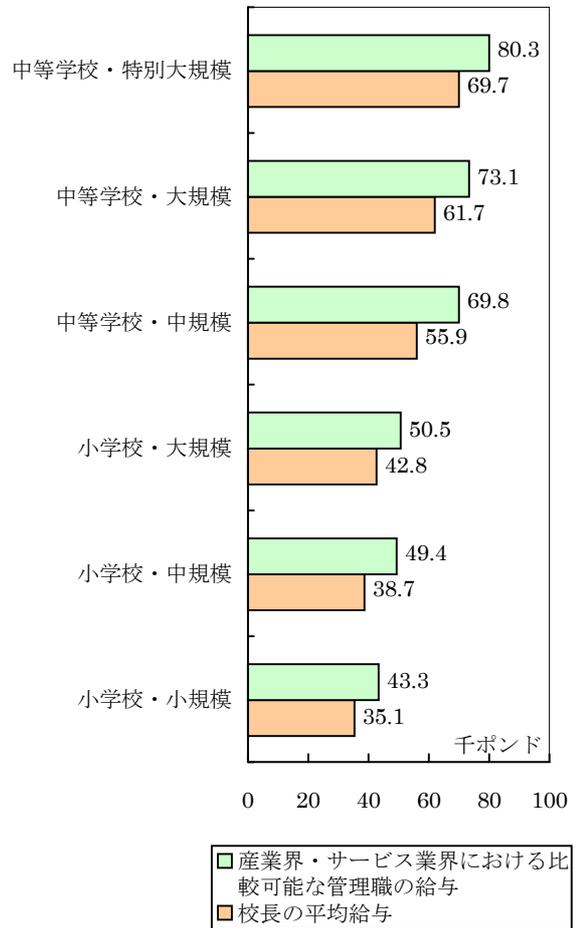
III 初等中等教育の制度の概要

イングランド・ウェールズの年齢別教員平均給与（2000年）

	男				女			
	校長	副校長	教諭	合計	校長	副校長	教諭	合計
幼稚園・小学校								
25歳未満	-	-	16,390	16,390	31,430	-	16,420	16,420
25-29	32,220	28,300	18,900	19,130	30,890	28,380	19,330	19,400
30-34	33,000	29,170	22,240	25,530	33,210	29,200	22,960	23,560
35-39	34,250	29,510	23,400	25,970	33,800	29,690	22,960	24,260
40-44	34,950	29,950	24,220	28,390	34,330	29,580	23,430	24,990
45-49	35,390	30,210	25,060	29,980	34,610	29,650	24,390	26,160
50-54	35,950	30,140	25,380	31,190	34,910	29,800	24,770	26,810
55-59	36,580	30,270	25,680	32,550	35,630	30,080	25,020	27,480
60以上	37,880	31,400	25,790	32,660	37,010	30,570	25,340	28,390
平均	35,620	29,910	22,650	27,300	34,800	29,650	22,470	24,010
中等学校								
25歳未満	-	-	16,340	16,340	-	15,540	16,350	16,350
25-29	-	27,290	19,400	19,410	-	27,830	19,380	19,380
30-34	33,520	35,710	23,640	23,710	36,370	34,960	23,760	23,800
35-39	43,410	36,790	25,900	26,300	40,170	36,490	25,580	25,870
40-44	46,810	37,010	27,180	28,230	44,000	36,650	26,280	26,870
45-49	47,380	37,430	27,750	29,210	45,550	37,070	26,600	27,350
50-54	49,650	37,740	28,060	30,260	47,840	37,280	26,760	27,700
55-59	50,960	37,310	28,060	31,410	46,810	37,740	26,810	27,890
60以上	54,760	38,920	27,270	30,510	53,300	37,290	27,010	28,760
平均	48,980	37,530	25,790	27,180	46,320	36,980	24,390	24,950
特別学校及びPRU								
25歳未満	-	-	17,280	17,280	-	-	17,260	17,260
25-29	-	29,050	20,870	20,920	-	-	21,120	21,120
30-34	36,770	31,810	24,100	24,560	37,590	30,830	24,960	25,240
35-39	39,500	33,130	26,880	28,100	36,700	31,860	26,320	27,090
40-44	40,770	33,090	27,860	29,830	38,310	32,530	26,900	28,060
45-49	41,210	33,310	28,370	31,250	39,110	31,990	27,080	28,130
50-54	41,100	33,710	28,120	31,560	38,320	32,810	27,340	28,700
55-59	48,830	33,460	29,210	33,960	40,120	32,710	27,560	29,210
60以上	47,560	35,150	28,190	33,990	42,640	30,940	27,430	30,300
平均	41,480	33,330	27,290	30,060	38,800	32,320	26,370	27,500
合計								
25歳未満	-	-	16,360	16,360	31,430	15,540	16,400	16,400
25-29	32,220	28,260	19,300	19,360	30,890	28,360	19,370	19,420
30-34	33,100	29,930	23,330	23,680	33,360	29,420	23,360	23,700
35-39	35,390	31,850	25,460	26,280	34,190	30,690	24,310	25,060
40-44	37,910	33,680	26,820	28,350	35,430	31,240	24,900	25,930
45-49	38,640	34,000	27,420	29,490	35,780	31,040	25,450	26,700
50-54	39,920	34,690	27,740	30,540	36,140	31,350	25,710	27,220
55-59	41,550	35,780	27,840	31,800	36,830	31,810	25,920	27,720
60以上	44,520	36,640	27,140	31,070	39,310	32,640	26,260	28,630
平均	39,330	33,830	25,310	27,320	35,950	31,000	23,410	24,500

計				
校長	副校長	教諭	合計	
幼稚園・小学校				
31,430	-	16,420	16,420	25歳未満
31,530	28,360	19,280	19,360	25-29
33,130	29,190	22,850	23,550	30-34
33,980	29,630	23,040	24,620	35-39
34,580	29,670	23,520	25,540	40-44
34,930	29,790	24,460	26,810	45-49
35,350	29,890	24,830	27,630	50-54
36,000	30,120	25,070	28,370	55-59
37,300	30,790	25,390	29,180	60以上
35,130	29,720	22,490	24,540	平均
中等学校				
-	15,540	16,350	16,350	25歳未満
-	27,630	19,390	19,390	25-29
35,800	35,380	23,710	23,760	30-34
42,190	36,650	25,730	26,080	35-39
45,820	36,850	26,690	27,500	40-44
46,810	37,300	27,150	28,270	45-49
49,200	37,600	27,420	29,060	50-54
49,980	38,140	27,380	29,630	55-59
54,280	38,330	27,140	29,690	60以上
48,230	37,330	25,020	25,980	平均
特別学校及びPRU				
-	-	17,260	17,260	25歳未満
-	29,050	21,060	21,070	25-29
37,240	31,150	24,710	25,050	30-34
38,020	32,290	26,500	27,430	35-39
39,530	32,750	27,210	28,670	40-44
40,430	32,640	27,470	29,240	45-49
39,850	33,190	27,560	29,630	50-54
42,070	33,010	27,920	30,550	55-59
44,980	32,750	28,370	31,380	60以上
40,290	32,750	26,640	28,330	平均
合計				
31,430	15,540	16,400	16,400	25歳未満
31,530	28,330	19,360	19,400	25-29
33,260	29,560	23,350	23,690	30-34
34,700	31,090	24,720	25,500	35-39
36,520	32,120	25,510	26,730	40-44
37,100	32,150	26,080	27,650	45-49
37,980	32,780	26,390	28,420	50-54
39,070	33,470	26,480	29,080	55-59
41,490	34,410	26,580	29,540	60以上
37,520	32,070	23,980	25,400	平均

校長の給与と他の産業分野との比較



Croner's "Head teacher's briefing Issue No. 213"

DfES, "Statistics of Education: Teachers in England (including teachers pay for England and Wales) 2001 edition"

IV. 高等教育の制度の概要

高等教育をめぐるトピックの多くは、お金にまつわる話に集約されている。

現政権は高等教育の進学率を拡大することを約束しているが、その一方で、初等・中等教育に対する姿勢とは対照的に、高等教育への大幅な公的支出増は見込まれず、競争概念の導入を通じて外部資金の自己確保と経営の効率性を進めようとしている姿勢がうかがえる。

一方、高等教育機関側は、国内だけでなく米国をはじめ海外の高等教育機関との競争を意識しており、そのためには資金確保が不可欠という危機感を持っている。ところが政府からの交付金及び国内学生の授業料は大きく増える見込みがないため、勢い、研究収入、留学生授業料、その他民間からの収入を増やすことに躍起となっている。また、高等教育機関が独自に国内学生への授業料を決めるべきとする意見も多くなっており今後大きな動きがあることが予想される。

以下では、制度的枠組みと財政状況等の現状を述べながら英国の高等教育の概要を紹介する。

1 高等教育機関の種類

英国の高等教育機関は、その規模、分野、歴史が様々であるが、大きく大学と高等教育カレッジに分類される（その他、継続教育カレッジでも小規模に高等教育が行われているが省略）。

英国の大学及び高等教育カレッジの数

	大学	高等教育カレッジ
イングランド	89	41
北アイルランド	2	2
スコットランド	13	6
ウェールズ	9	4
計	113	53

HEFCE 01/56 “Higher Education in the United Kingdom”を基に筆者作成

ロンドン大学は、独立した様々なカレッジの集合体であり、そのうち16が直接にHEFCEからの交付を受けているため、上記表ではこれらを独立して数えている（さらに、ロンドン大学の本部を経由して資金を受ける小規模の教育・研究機関がある）。ウェールズ大学もウェールズ各地の8つの独立した大学及びカレッジからなるため、これらも独立して数えている。なお、オックスフォードは39（さらに6つのホール）、ケンブリッジは31のカレッジからなっているが、これらはそれぞれの大学に含まれている。

さらに大学は古い大学と新しい大学に分けることができる。

英国の高等教育機関の設置時期による分類

古い大学 (Old Universities)	1. 伝統的な大学(Ancient Universities)		
	12-13世紀に起源がさかのぼれるもの		
	Cambridge University	Oxford University	
	スコットランドの大学で15-16世紀まで起源がさかのぼれるもの		
	Aberdeen University	Glasgow University	
	Edinburgh University	St Andrews University	
	2. 都市大学・赤レンガ大学(Civic, redbrick universities)		
	19-20世紀初めまでに設立されたもの		
	Birmingham University	Leeds University	Reading University
	Bristol University	Leicester University	Sheffield University
Courtauld Institute	Liverpool University	Southampton University	
Durham University	Manchester University	London University (from merger of King's College and University College) and many of its colleges	
Exeter University	Newcastle University		
Hull University	Nottingham University		
ウェールズ			
Wales University (from merger of colleges at Aberystwyth, Bangor and Cardiff)			
北アイルランド			
Belfast University			
新しい大学 (New Universities)	3. 1960年代の大学		
	新たに1960年代に設立された大学		
	East Anglia (UEA)	Sussex University	
	Essex University	Warwick University	
	Kent University	York University	
	Lancaster University	Stirling University	
	それまでに設置されていたカレッジ(多くは技術系)が1960年代に大学に昇格したもの		
	Aston University	Brunel University	Loughborough University
	Bath University	City University	Salford University
	Bradford University	Cranfield University	Surry University
スコットランド			
Dundee University	Heriot-Watt University	Strathclyde University	
新しい大学 (New Universities)	4. 1990年代の大学		
	ポリテクニクや高等教育カレッジから昇格したもの		
	Anglia Poly University	Hertfordshire University	Nottingham Trent University
	Bournemouth University	Huddersfield University	Oxford Brookes University
	Brighton University	Kingston University	Plymouth University
	Bristol UWE	Leeds Metropolitan University	Portsmouth University
	Central England University	Lincoln University	Sheffield Hallam University
	Central Lancashire University	Liverpool John Moores Uni	South Bank University
	Coventry University	London Guildhall University	Staffordshire University
	De Montfort University	Luton University	Sunderland University
	Derby University	Manchester Metropolitan Uni	Teesside University
	East London University	Middlesex University	Westminster University
	Gloucestershire University	North London University	Wolverhampton University
	Greenwich University	Northumbria University	
	スコットランド		
	Abertay Dundee University	Napier University	Robert Gordon University
	Glasgow Caledonian Uni	Paisley University	
ウェールズ			
Glamorgan University			

Trotman, "Student book 2002"

(1) 古い大学

1992年以前から存在していた大学は、国王からの勅許状(Royal Charter)や立法措置により、学位授与権と独立した法人格を与えられた機関であり「古い大学(old universities, pre-1992 universities)」と呼ばれている。

勅許状の例

前文	第9-10条	学長の就任
第1条	第11-12条	学生ユニオン
第2条	第13-21条	学内規則の制定等
第3条	第24条	あらゆる差別の禁止
第4条	第25条	収入・資産
	第26-27条	勅許状の改正手続き
第5条	第28条	勅許状の解釈
第6条	附則1	初代学長
第7条	附則2	学内組織の詳細について規定
第8条		

Institute of Education, University of Londonの勅許状(1987.06.10)を基に筆者作成

また、古い大学の中でも特に研究に強い19の大学が任意の団体として「ラッセル・グループ(Russell Group)」を組織している。特別な法的・財政的な位置付けを有するグループではないが、研究経費や授業料の問題について積極的に発言しており、また英国の研究に強い上位20大学という場合とほぼ重なる。

ラッセル・グループに属する高等教育機関

バーミンガム大学	リーズ大学	シェフィールド大学
ブリストル大学	リバプール大学	サザンプトン大学
ケンブリッジ大学	マンチェスター大学	ウォーウィック大学
カーディフ大学	ニューキャッスル大学	インペリアル・カレッジ
エディンバラ大学	ノッティンガム大学	キングス・カレッジ
グラスゴー大学	オックスフォード大学	LSE
		UCL

HEFCE 00/37 “Review of research”

(2) 新しい大学

「1992年継続・高等教育法(Further and Higher Education Act 1992)」第77条により、それまでのポリテクニク、高等教育カレッジ等が、枢密院(Privy Council)の承認を得て大学に昇格しており、これらは「新しい大学(new universities, post-1992 universities)」と呼ばれている。通常、新しい大学は「高等教育コーポレーション(higher education corporations)」という位置付けを有しているが、5つの大学(ウエストミンスター大学、サウスバンク大学、ギルフォード大学、北ロンドン大学、グリニッジ大学)は、有限保証会社(Company limited by guarantee)である。

新しい大学の制度化の経緯

1960年代半ばから1990年代初めまでは、高等教育は「大学」と「ポリテクニク(polytechnics)、その他の高等教育カレッジ」からなる二重構造となっていた。大学は、大学補助金委員会(University Grant Committee) (1988年から大学ファンディング委員会(University Funding Council))を経由して国から資金交付を受けていた。ポリテクニクや他のカレッジは地

方教育当局の管轄下にあり1988年からポリテクニク・カレッジ・ファンディング委員会(Polytechnics and College Funding Council)を通じて国から交付を受けた。また大学は独自の学位授与権を有していたが、ポリテクニクや他のカレッジの授与する学位は「全国学位授与委員会(CNAA, Council for National Academic Awards)」又は大学に認定されていた。

大学とそれ以外に分かれるという二重構造は「1992年継続・高等教育法」により解消された。

- すべての高等教育機関が、ファンディング・カウンスル（イングランドの場合はHEFCE）を通じた資金交付を受ける。
- CNAAは廃止され、CNAAの認定を受けて学位を授与していた機関の多くが、独自の学位授与権を持つこととなった。ただし、小規模な高等教育カレッジのいくつかは、引き続きオープン・ユニバーシティ等、外部の大学の認定を必要とする。
- 条件を満たせば、ポリテクニクや他のカレッジは大学の名称を得ることができることとなり、イングランドの34すべてのポリテクニク、5つのスコットランドの教育機関、2つの高等教育カレッジ（ダービシャーとルートン）が大学となった（さらに2001年にチェルトナム・グロスター高等教育カレッジが、QAAの審査及び枢密院の承認を得て、グロスタシャー大学に昇格している）。これにより英国の大学数はほぼ倍増した。

Open University, "Education in the UK: Facts and Figures, third edition"を参考に筆者作成

(3) 高等教育カレッジ

高等教育カレッジ(Higher Education Colleges)の多くは、1970年代に教員養成課程を持つ教育機関が、技術カレッジ等と統合されて規模を拡大する形でできあがっている。現在は、教員養成課程のほかに小規模で特定の分野に特化した人材養成を行うところもあれば、複数の学部を有することもあり、その状況は様々である。大学同様に独立した組織体であり、独自の学位授与権を持つところの他は、オープン・ユニバーシティ等の他の大学から学位を認定されている。「1998年教員・高等教育法(Teaching and Higher Education Act 1998)」第40条により、高等教育カレッジで独自の学位授与権を持つところは枢密院の承認を得てユニバーシティ・カレッジ(University College)を名乗ることもできる。

(4) オープン・ユニバーシティ

オープン・ユニバーシティ(Open University)は勅許状に基づいて設置されている「古い大学」の一つであるが、通信教育による大学（通学による大学院生も少人数在学する）として特殊な役割を果たしている。学生数で見ると英国最大である（学部140,000人、大学院45,000人）。入学（通常2月）に当たっては、入学選考はなく、学生定員に空きがある限り誰でも入学可能（18歳以上であることは必要）。学士・修士のほか、ディプロマ等も提供。また、1科目から履修できる（1科目は30単位又は60単位に相当。なお、単位については後述）。指導に当たっては、実験等の特定の科目を除くと、面接授業(residential schools)は必須でない。面接授業が行われる場合は、通常、夏季に最長1週間集中して行われる。大学本部のほかに、各地の地域センター(Regional Centres)（全13箇所）と、学習センター(study centres)（英国に292箇所、EUに34箇所、その他の国に7箇所）が設けられている。一部の科目はテレビやラジオを通じて提供される⁴⁰。

⁴⁰ 「インターネットやDVD等の新しい媒体による教材作成にも積極的に取り組んでいるが、テレ

IV 高等教育の制度の概要

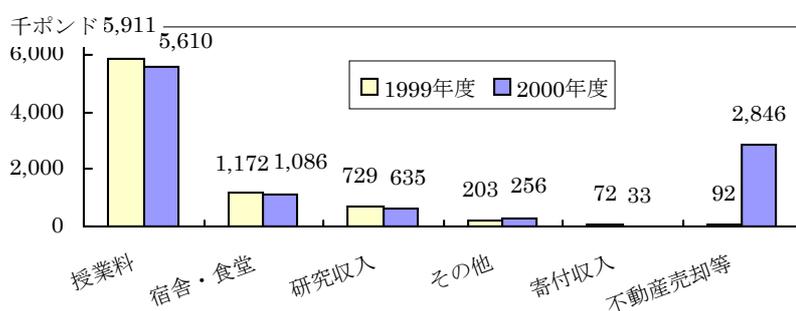
また、オープン・ユニバーシティは、高等教育カレッジ等の高等教育機関における教育プログラムに対する学位認定を多数行っているほか、全国単位互換制度(CATS, the national credit transfer scheme)を運営している。

(5) バッキンガム大学

バッキンガム大学(University of Buckingham)は、公費を得ていない英国唯一の私立大学である。同大学は、設置に当たっての勅許状も得ており制度上は他の大学と同じであり、独自の枠組みに則って設置されているわけではない(論理上は、学部の授業料額を政府の方針に合わせるなど必要な条件を満たせば政府からの補助金の交付の対象となり得る)。2001-02年度は全学生数709人のうち英国人学生は181人(全体の25.5%)であり残りは留学生。年間の休業期間を極力少なくし、通常3年間である学部在学期間を2年間に圧縮して短期間で学位修得ができることをアピールしている。

授業料は、国内学生と留学生で同一の料金が適用される。ただし、英国人学生についてはSLCによるローン制度の対象となっている。また、HEFCEからの交付金を必要としないためRAEには参加しておらず、リサーチ・カウンシルからの交付金も得ていない。収入のほとんどは授業料収入であり、民間からの研究費収入や寄付金収入が一部を占める。

バッキンガム大学の収入内訳



University of Buckingham, "Financial Statements for the Year to 31st December 2000"

(6) 国外の教育制度に基づく教育機関

英国内には、国外の教育制度に基づいて設置されている教育機関で「アメリカン・ユニバーシティ」「インターナショナル・ユニバーシティ」等の名称を持つところも存在している。

「1988年教育改革法(Education Reform Act 1988)」第214条第2項は学位授与権限を持つ教育機関を以下に限定しており、それ以外の教育機関が学位授与を行うことを禁じている。

(a) 勅許状又は立法措置に基づいて授与権限を付与された大学、カレッジ等の教育機関

ビ授業を講義の中心とする方法は製作経費がかかりすぎるため減らすかもしれない。現在は、一般的な教養番組を製作し、BBCの普通のチャンネルで放送することにより視聴者の大学への関心を高めることに積極的に取り組んでいる」との考え方が大学から説明されている。

(b)上記(a)の教育機関の名前で学位を授与する教育機関

(c)その他大臣が命令で定めた教育機関

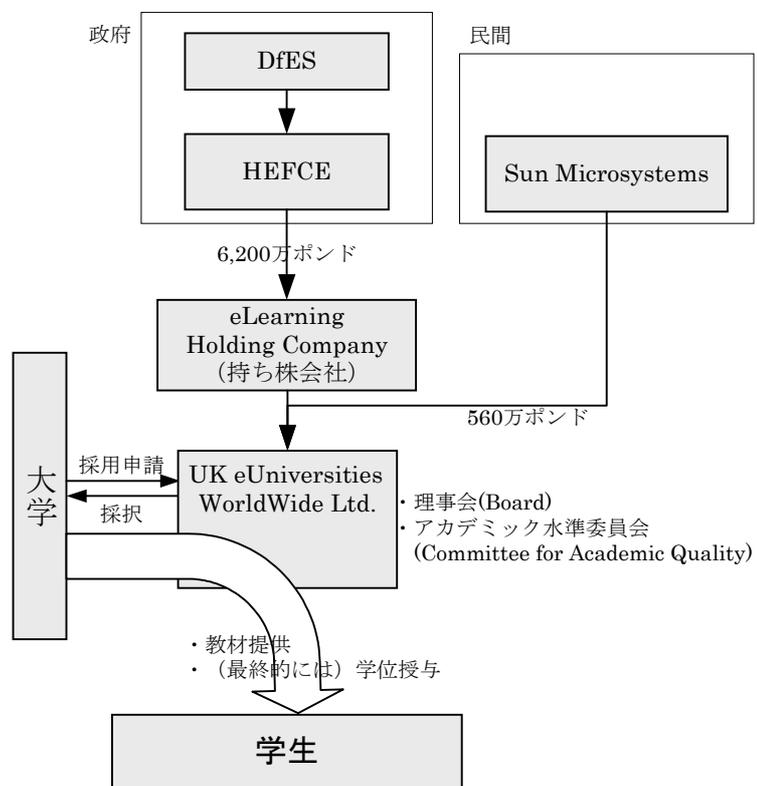
ただし、海外の大学の英国における分校のようなものは、同条第5項により適用除外となっているため設置が可能となっている。またリッチモンド・アメリカ国際大学ロンドン校(Richmond, The American International University in London)は米国の教育制度に基づく教育機関でありながら米国には母校が存在しない。このため同条第2項(c)及び第3項を受けて「1996年教育(認定学位)(リッチモンド・カレッジ)命令(the Education (Recognised Awards)(Richmond College)(No.2) Order 1996)」という個別の命令に基づいて英国政府の認定を受けている。さらに同大学の学部はオープン・ユニバーシティからの学位認定(前述)を受けている。

(7) eUniversities

個別の大学ではないが、政府のイニシアチブによる電子大学(eUniversities)構想が2003年のスタートを念頭に準備されている(<http://www.ukedu.com/>)。政府資金(6,200万ポンド)と民間(Sun Microsystems)の資金(560万ポンド)によって、UK eUniversities WorldWide Ltdという企業を設立し、そこが①プラットフォーム整備、②大学の提供するコースの教材の具体化、③システム管理、④世界的規模でのマーケティング、を担う。4年間の経費は①プラットフォーム作成に2,500万ポンド、②事務局立ち上げ・マーケティングに500-1,000万ポンド、経常経費に500万ポンドであり、残りの4,000万ポンド程度が教材作成に充てられる。作成費の目安としては修士コース1つが100万ポンド、15単位相当の1教科が10万ポンド。参加を希望する国内の大学はUK eUniversities WorldWideに申請し、①申請大学における実施体制、②そのコースの市場価値、③そのコースの水準、を勘案して採択が決まる。すでに3つのパイロット・プロジェクトの採択が決まっている。

インターネットを通じた学習であるため、英国だけでなく世界中からの学生募集を視野に入れている。コース修了後は、eUniversitiesではなく課

eUniversities構想の概略



UK eUniversities WorldWideの説明を基に筆者作成

程を提供した個別の大学の名前で学位が授与される。

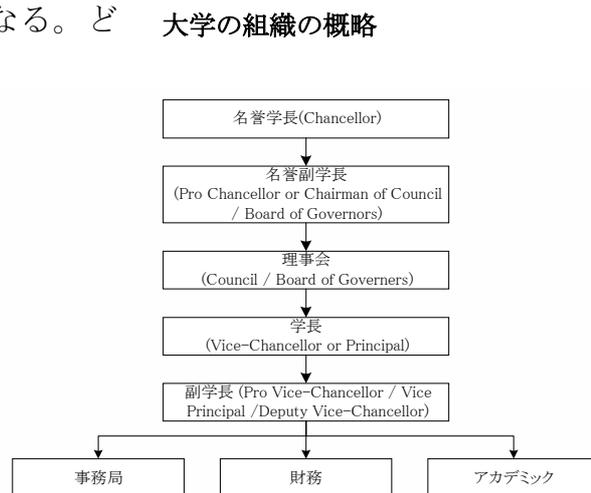
2 大学の組織形態

大学の意思決定機関は理事会(governing body)であり、財務、運営状況、資産、職員の任命方針、学長の任命等に関する責任を有している。組織形態のあり方は大学により様々であり、以下では概括のみ述べる。

(1) 古い大学

理事会(council)は、通常30—50人からなる。どのような者が任命されるかは規約(statutes)で定められるが、当該大学以外からの者が多数を占めることとなっている。名誉副学長(Pro Chancellor)が議長となる。通常年3—6回開催。

大学のアカデミック分野(大学の学問的方向性、カリキュラム、学生の入学、学生の規律等)について規則や方向性を定めるのがセネト(senate)であり、学長が委員長を務める。学内の様々なランクのアカデミック職員が中心になり50—100人の構成



CVCP, "How UK universities are governed"

また、大学に幅広い意見を反映させるための評議員会(court)があり50—400人の構成員がいる。地方公共団体代表、地元国会議員、他の大学の代表、地元の初等中等教育関係者、卒業生など幅広い者からなる。大学の年次報告書の承認、名誉学長の任命等を行っている。最低年1回は開催される。

(2) 新しい大学

理事会(board of governors)は、学長及び12—24人の者からなる。委員は、当該大学以外からの独立委員(independent member)が半数以上を占め、その他は、アカデミック職員及び学生によるメンバーが最高それぞれ2人ずついるほか、選任委員(co-opted members)が1—9人となっている。

アカデミック委員会(academic board)は年3—6回開催され、教育・研究水準、奨学金、学科の編成等アカデミック分野の活動に責任を負っている。ただし、学位授与決定は(アカデミック委員会に委任されない限り)理事会にあることとされている。通常30人以内の委員からなる。

(3) 学長等

理事会の方針のもと、大学における日々の学術活動や経営に関する最高責任者が学長(vice-chancellor, principal)である。名誉学長(Chancellor)は、学位授与の式典に出席するなど名誉職に近い。新しい大学では名誉学長を置かない場合もある。

3 学位・学問分野

(1) 学位・資格制度

学位(degree)は、学位授与権を有する大学が授与する（高等教育カレッジの場合は、そのカレッジに授与権がある課程のみカレッジが授与する。そうでない場合は、そのカレッジの課程を認定している大学の名前で授与される）。学位の種類は、学部レベルの第一学位(first degree)と、大学院学生や高度な研究業績を有する者を対象とする上級学位(higher degree, postgraduate degree)の2つに大別される。

第一学位は、通常、学士号(bachelor's degree)と呼ばれ、理学士(bachelor of science)、文学士(bachelor of arts)、工学士(bachelor of engineering)など学問分野名が付されるのが一般的である。学士課程の修業年限は、一般的に3年であるが、大学によって2～4年と若干異なっている（年間45週の課程とすることで2年間に圧縮している高等教育機関がある。一方、教員養成課程は通常4年であるし、就業訓練や海外での語学研修を必要とする課程も4年とするところがある。また、医学・獣医学は通常5年）。通常、学士の学位取得には360単位(360 points)（一単位は10時間）が必要とされている。

第一学位での学業状況により、その結果は、ファースト(First)、セカンド(Second)などに分けられ、卒業時に所定の成績を収めた者に授与される。卒業証書にも明記される。

英国全体の高等教育機関における第一学位卒業時の成績の分類（1999-00年度）

成績	人数	割合
ファースト・クラス(First class)	21,770	8.9%
上位セカンド・クラス(2:1, Upper second class)	113,740	46.2%
下位セカンド・クラス(2:2, Lower second class)	90,300	36.7%
サード・クラス(Third class)／合格(Pass)	20,110	8.2%
未分類	19,350	-
合計	265,270	100%

HESA, "STUDENTS in Higher Education Institutions 1999/2000"

高等教育の進学率の拡大を促すとともに、職業訓練を重視する観点から、2001年入学生から、2年間で修得する準学位(foundation degree)も創設された。

上級学位は、修士(Master)、博士(Doctor of Philosophy)、上級博士(higher doctorate)の3段階に区分される。最低でも、第一学位で下位セカンド・クラスを取得していることが入学要件となっている。通常、最初の学位は、修士(Master's degrees)と呼ばれ、文学修士(MA, Master of Arts)、理学修士(MSc, Master of Science)など学問分野名が付されるのが一般的である。修士課程の修業年限は通常1年である。

博士レベルの学位は哲学博士(Ph.D., Doctor of Philosophy)と呼ばれ、ほぼ各大学に共通している。博士を取得するには、第一学位取得後に博士課程に3～4年は在学し、博士論文(thesis)の審査に合格しなければならない。

IV 高等教育の制度の概要

上級博士号は、著作その他の出版物によりそれぞれの学問分野において大きな貢献のあった者に対して授与されるもので、理学博士(Doctor of Science)や文学博士(Doctor of Literature)など分野により様々な学位がある。上級博士号の取得は、必ずしも博士号や修士号の取得を前提としていない場合が多いが、それぞれの大学において第一学位取得から上級博士号取得までに必要な最低年数を定めており、大学により数年から10年程度まで様々である。

大学及びその他の高等教育機関では、学位取得課程のほかディプロマ(diploma)又はサーティフィケート(certificate)と呼ばれる資格を取得する課程も提供される。これらの資格は、第一学位取得課程よりも修業年限の短い課程の修了者に授与されるものと、第一学位取得者を対象とする1年程度の課程の修了者に授与されるもの(例: 教員資格を目的とするPGCE、非法学部出身者が法曹界に進むための法律ディプロマ(postgraduate diploma in law))とに大別される。

(2) 学部・学科の設置

高等教育機関における学部・学科等の設置改廃は、基本的に各高等教育機関の判断で実施可能である。ただし、実態としてはHEFCEからの交付金(後述)を通じた制約があるため、学生定員の追加交付金の増額が認められない限りはスクラップ・アンド・ビルドを通じて高等教育機関としての規模を一定に保つことが必要。

専門分野の人材育成はそれぞれの職業団体からの認可も必要。例えば、法学部はソリシター協会(The Law Society)及びバリスター協会(The Bar Council)の認可を得ている。

英国全体の学士課程における新規入学者数の内訳は以下の通り。

英国全体のフルタイムの学士課程における新規入学者数 (1999-2000年度)

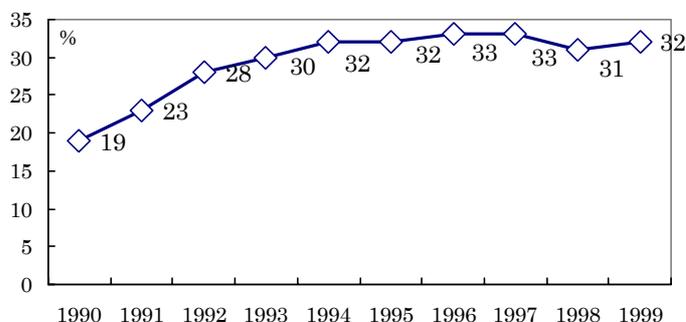
	合計	女	男
医学・歯学	6,430	3,580	2,850
医学関係	19,140	14,940	4,200
生物学	22,110	13,520	8,590
獣医学	690	500	190
農学	2,500	1,480	1,030
物理学	14,900	5,660	9,240
数学	5,130	1,920	3,210
コンピュータ	20,490	4,160	16,330
工学	26,160	3,800	22,360
建築	7,280	2,040	5,230
社会・経済・政治	26,930	16,220	10,710
法学	11,970	7,210	4,760
ビジネス	40,450	21,170	19,280
図書館学・情報	6,440	3,860	2,580
言語	17,470	12,510	4,960
人文	10,460	5,630	4,830
芸術・デザイン	28,800	17,080	11,720
教育	14,180	10,570	3,610
学際	36,820	21,040	15,780
合計	318,340	166,880	151,470

HESA, "STUDENTS in Higher Education Institutions 1999/2000"

4 進学動向

現在、グレート・ブリテン（イングランド、スコットランド、ウェールズ）の高等教育進学率(API, Age Participation Index)は32%となっている。

グレート・ブリテンの進学率の推移



HESA, “Higher Education Management Statistics -Sector Level 1999/2000”

政府は、2010年までに18-30歳の国民の50%が高等教育に通うようにすることを公約としており、高等教育へのアクセスの拡大が大きな課題になっている。この場合に対象となる高等教育は「1年間以上のすべてのコースのうち、高等教育機関及び広く認知されている機関が授与するAレベル又はそれに相当するもの以上の資格に係るもの」となっており、現在の割合は41%となっている⁴¹。

政府は、高等教育への進学率を高めるため、公立学校出身者や低所得者層出身者の進学を極めて重視しており、各高等教育機関、とりわけ伝統のあるいわゆる名門大学がこうした者を多く受け入れるように働きかけを強めている。各高等教育機関とも公立学校に出向いて説明会を行うなどの努力を行っている⁴²。

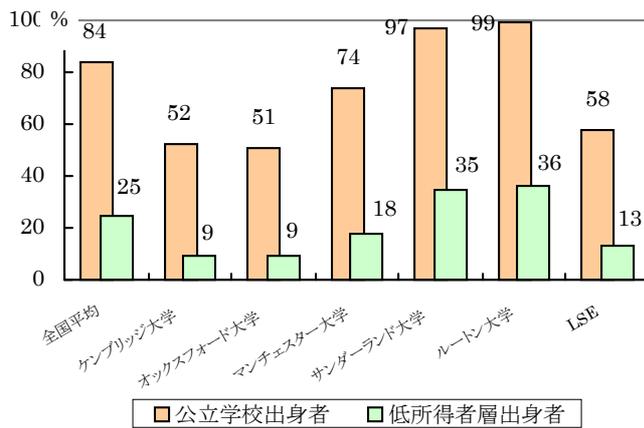
⁴¹ この政策の実現のためには、フルタイムの学生数を35%増加させる（35万人増）とともに、現状の教員：学生比率を維持するためには17,000人のアカデミック・スタッフが必要となる。そのため財源確保や予算配分をどうするか議論はすべて今後の課題となっている。

⁴² 英国内の中等学校の9割以上は公立であり、また、英国人口の約半分は、いわゆる低所得者層に属している。しかしながら、大学生のうち公立学校出身者及び低所得者層出身者はそれぞれ84%、25%であり人口比が反映されていない。特に、オックスフォード大学の場合、この割合が51%、9%、ケンブリッジ大学も同様に52%、9%にとどまっており、いわゆる一流大学ほど低所得者層の進学状況が低い状況にある。逆に、低所得者層を多く受け入れている高等教育機関では、学生が学位を取得しないまま中退してしまう割合が高いというジレンマを抱えている（中退率の全国平均は13%であるが、ケンブリッジでは1%。逆に、低所得者層の割合が高いルートン大学では、中退率も高く19%となっている）。

いわゆる名門大学への公立学校出身者の割合が低いことについては、以前から問題となっており、それ自体は目新しいことではない。2000年には、英国の公立学校出身者（5教科のAレベルでAを獲得）がオックスフォードへの入学を拒否されて、米国のハーバード大学に合格したことについて、政府がオックスフォードの閉鎖性に対する不快感を明らかにしたことで、さらに議論が盛んになっている。「政府との取り決めで定められた入学定員を守る必要があるため、オールAでありながら不合格となる生徒は他にもたくさんいる（Aを取得できる者は全教科平均で18%）。医学部を学部として持っていないハーバード大学を併願したことで、面接官が、学生の医学に対する熱意に疑問を

IV 高等教育の制度の概要

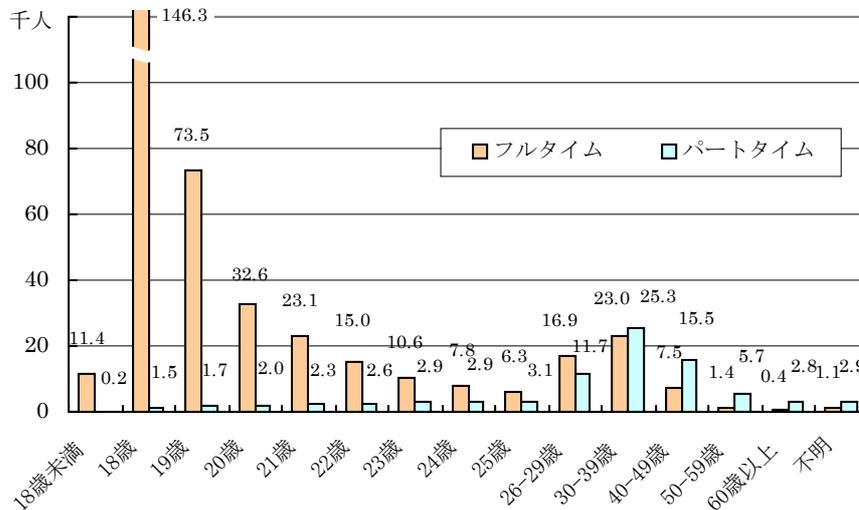
いくつかの高等教育機関における入学生の内訳（1999-2000年度）



HEFCE 02/69, "Performance indicators in higher education 1998-99, 1999-2000"

学生の入学時の年齢別内訳を見ると、フルタイム学生の場合は、18-19歳に集中しているが、入学生全体に占める21歳以上の者の割合が全体の23.6%、26歳以上が13.1%、30歳以上が8.6%となっており、成人学生も多く存在する。同様にパートタイムの場合は、30-39歳の者がもっとも多くなっており、21歳以上が90.8%、26歳以上が73.4%、30歳以上が59.3%を占めている。

高等教育機関への第一学位の入学生の年齢別内訳



HESA, "Insight 2000"

持ったのではないかと指摘がある。

IV 高等教育の制度の概要

高等教育への入学年齢である19歳時点での教育や就職状況について分析した資料は以下の通り。17歳の場合の統計（前述）と同様に、保護者が非肉体労働者である場合や高学歴である場合の方が高い進学率となっている。GCSEの成績がよい場合もやはり進学率が高い。

イングランド・ウェールズの19歳の教育・訓練・就業の状況（2000年）

	サンプル数	割合 (%) (*は、0.5%未満の場合、統計不十分な場合等)								
		フルタイムの教育	うち高等教育在学	政府の支援する訓練	フルタイムの職業	パートタイムの職業	職業なし	家事・家族の世話	その他・不明	
全体	4806	43	33	10	33	5	4	3	2	
性別	男	2362	41	30	14	34	3	6	*	1
	女	2444	45	35	5	32	7	3	5	2
人種	白人	4283	40	31	10	35	5	5	3	1
	インド系	150	84	65	*	7	6	*	*	*
	その他のアジア人	167	69	41	*	16	*	*	*	*
	黒人	77	統計不十分							
	その他	68	統計不十分							
親の職業	非肉体労働	2015	59	49	6	25	4	2	2	2
	経営、専門職	1053	65	55	6	21	3	2	2	1
	その他	962	53	42	7	29	4	3	2	2
	肉体労働	2354	31	21	11	41	6	6	3	2
	熟練	1584	34	23	12	40	6	5	2	1
	半熟練	574	28	19	9	45	5	7	4	2
	非熟練	195	21	13	13	35	7	10	13	*
その他・不明	438	34	18	14	31	7	8	4	*	
第11学年でのGCSEの成績	C以上が5教科以上	2333	70	60	4	21	2	1	0	1
	C以上が5-7教科	640	45	32	9	37	4	2	1	1
	C以上が8教科以上	1672	80	72	2	15	1	0	*	1
	D-Gが5教科以上	851	17	*	16	44	8	9	5	2
	D-Gが4教科未満	381	20	6	12	40	9	8	9	*
16歳での状況	フルタイムの教育	3384	58	45	4	27	5	3	1	1
	政府の支援する訓練	559	4	*	39	42	6	5	4	*
	就業	543	9	3	12	62	3	8	5	2
	就業せず	221	統計不十分							
	その他	99	統計不十分							
障害	障害・健康の問題あり	200	33	14	6	29	7	12	*	9
	障害・健康の問題なし	4598	44	33	10	33	5	4	3	1

DfES, "Youth Cohort Study, the activities and experiences of 19 year olds: England and Wales 2000"

5 入学者選抜

(1) 出願から決定までの過程

出願から決定までの主要日程 (2002年入学の場合)

- ①2001年9月1日
UCASへの出願開始。
- ②2001年10月15日
医・歯・獣医に応募する場合のUCASへの出願締切日。オックスフォード・ケンブリッジ大学に応募する場合のUCAS及び大学への出願締切日。
- ③2002年1月15日
UCASへの出願締切日
- ④2002年5月4日
志望先からの結果通知。複数からの仮合格の通知を受けた場合は、志願者は、数日以内に第一志望を決める。
- ⑤2002年6月
Aレベル受験
- ⑥2002年8月中旬
Aレベルの結果発表。仮合格の条件を満たしていれば合格決定。UCASは10労働日以内に確認の通知を行い、志願者は7日以内に合格受入の連絡をする。Aレベルに合格したものの、仮合格の条件を満たさなかった場合は、自動的に学籍確保(Clearing)に登録される。
- ⑦2002年8月下旬—9月
志願者は、新聞報道や各高等教育機関のホームページ等を見ながら欠員のあるところに連絡を取り、学籍確保を行う。

Trotman, "Student Book 2002"

英国では高等教育機関への入学についての法令上の規定はないが、第一学位の課程に入学する場合（オープン・ユニバーシティを除く）は「大学・カレッジ入学サービス(UCAS, Universities and Colleges Admissions Service for the UK)」が入試業務の中心をなしている（UCASは入学事務を一括して行っているが、入学選考の決定には一切関わっていない）。2000年には、約43万人からの願書提出があり、そのうち32万人が最終的に合格している。

まず志願者は、願書をUCASから入手する。願書には、UCASの作成する高等教育機関リスト(Directory)を基に、出願希望先の高等教育機関及び学科を最大6つまで（医・歯・獣医の場合は最大4つまで）記載する。

UCASの願書の抜粋 (高等教育機関名・学部名の記入欄)

Nationality		Postcode (UK only)	
3 APPLICATIONS IN UCAS DIRECTORY ORDER			
If you wish to apply later for Art & Design Route B courses please tick (✓)			
(a) Institution code name	(b) Institution code	(c) Course code	(d) Campus code
(e) Short form of the course title	(f) Further details requested in the UCAS Directory	(g) Point of entry	(h) Home entry
(i) Deferral entry			
COVN	C85RR14	T	BA/FrSP
	QTS		
		2	HD

UCAS, "How to Apply 2002 ENTRY"

願書は、UCASを通じて提出する（9月—翌年1月が提出期間。受験料は15ポンド）

ド。ただし、一つの学科のみを志望する場合は6ポンド) (ただし、オックスフォード・ケンブリッジ、医・歯・獣医に出願する場合は10月までに提出。オックスフォード・ケンブリッジ両大学に出願する場合は、それぞれの大学にも直接に願書を送付する。希望するカレッジがある場合は、そのカレッジを指定することができるし、希望するカレッジがない場合は、希望カレッジ欄を空白のまま送付する)。

高等教育機関はこの願書を審査して、合格・仮合格・不合格者を決定し、UCASを通じて志願者に結果を通知する。このうち仮合格者(これがほとんどを占める)はAレベルに所定の成績を収めることを条件に入学が認められる者であり、志願者はこの条件を受け入れるか否かをUCASを通じて高等教育機関に回答する(その際、第一志望と第二志望を決めた上で、2校まで選ぶことができる)。その後、Aレベルの結果を待って、高等教育機関は条件を満たした者を合格とし、UCASを通じて通知する。ただし、高等教育機関はAレベルの結果が仮合格に満たない場合であっても入学を認めることがある(8月)。仮合格の条件を満たさなかった者は、新聞報道や各高等教育機関のホームページ等を調べながら自分を受け入れてくれるところを探す(学籍確保)(8-9月)。

(2) 入学者決定基準

各高等教育機関は、一般的な最低学力要件としてAレベルとGCSEで一定の成績を求めている(例: 5教科のGCSEでC、加えて2教科のAレベルで合格)。さらに個別の学科において具体的な要件を定めている。通常、GCSEの英語と数学でC以上が求められる。なお、Aレベルを受験していなくとも入学する道が開かれるようGNVQをAレベルに代わる資格として認めている。

入学におけるAレベル等の水準例(シェフィールド大学コンピュータ・サイエンス学科の場合)

な 入 学 準 に 必 要	Aレベルの場合	ABB
	Aレベル2教科+ASレベル2教科の場合	AB+BB
	スコットランドの大学入学試験	AABB
	アイルランドの大学入学試験	ABBBB
	インターナショナル・バカロレア	32
	必要要件	Aレベルの数学でB以上
	面接	通常実施せず

The University of Sheffield, "Undergraduate Prospectus ENTRY 2002"

しかしこれらの要件は絶対的なものではなく、志願者の個別的な理由、選抜方針、あるいは入学定員の確保などにより適用を除外する場合もある。

芸術・デザインの課程に入学する場合は、Aレベル後に芸術基礎コース(全国で約200の芸術系のカレッジが提供)を修了していることが求められることが多い。

(3) 入学者決定の過程（オックスフォード及びケンブリッジ大学の場合）

① 入学者の決定主体

オックスフォード、ケンブリッジではカレッジ制がとられているため、学生の入学に当たっては、学科だけでなくカレッジも重要な役割を果たしており、とりわけオックスフォードではケンブリッジ以上にカレッジの意向が重要である。カレッジの意思決定機関(governing body)が選ぶ入学担当教員が総括的な責任を負う。両大学とも面接を重視し、各専攻の教員が中心となって合格候補者を提案し入学担当教員の調整を経て決まる⁴³。

② 選抜の方針

両大学は、ともに最高水準の学術を維持・向上するにふさわしい志願者を集めることを目的に、英国及び諸外国から学問的将来性の高い学生を選抜することとしている。

③ 入学者選抜の基準

合否の判定材料には次のものがある。

- ・ Aレベル及びGCSEの成績
- ・ 学習状況や志望専攻への適性、人物評価等を記した推薦書(reference)（通常校長やシックス・フォームのチューターが作成）
- ・ 在学中に作成した小論文
- ・ 自己推薦文
- ・ 面接

このうち志願者のほとんどがトップクラスの成績である両大学にとっては、Aレベル及びGCSEの成績は実際的な合否判定の基準としては十分ではない。したがって、願書提出後、12月に行われる面接の結果が極めて重要となる。また、志願者の学問

⁴³ 2002年3月にはサンデー・タイムズ紙が、おとり取材を通じてオックスフォード大学の不正入学を報道した。サンデー・タイムズ紙の記者が裕福な銀行家を名乗り、同大学のペンブルック・カレッジに対し、息子の法学部への入学と引き換えに30万ポンドの寄付を申し出た。カレッジの窓口となったシニア・フェローと寄付金担当者が、その息子がAレベル及び面接で優れた成績を取ることを前提に追加合格できることを認め、さらに過去にも同様の措置をしたことがあることも示唆した。これらの会話はすべて録音されており、同紙が会話のやりとりが暴露されたところ、2名は直ちにカレッジを辞職した。オックスフォード大学当局は「2名とも入学者決定に関する何の権限も持たずに行ったもの」としており、ルーカス学長は「大学、カレッジの寄付金担当者は、入学者決定に一切関与してはならない。今回の事件は明らかに誤ったことだ。オックスフォードに入学するための条件はただ一つ、その学生が優秀かどうかだけだ」と述べている。ペンブルック・カレッジは入学者決定のあり方について早急に見直すこととしている。ペンブルック・カレッジは、1624年に国王の勅許を得ている伝統あるカレッジであるが、オックスフォード大学のカレッジの中では財政的に苦しいとされている。それでも昨年の寄付金収入は60万ポンドを超えており、英国にはまったく寄付金収入がない大学も多いことを踏まえれば、おとり取材に引っかかったとは言え、同カレッジに対する世間の見方は大変に厳しい。また、過去にもオックスフォード大学は、ケンブリッジと並んで入学者が私立学校出身者に偏っていることが政府から批判されており、今後、同大学の入学者決定の在り方をめぐる議論が再び出てくることが予想される。

的将来性は筆記試験で見出すことが困難であるとの理由からも面接を重視している。

なお、両大学は、Aレベルに相当する独自の入試を実施していたが、ケンブリッジ大学は1980年代半ばに、オックスフォード大学では1995年に、それぞれ廃止した。その理由は、私立学校では入試の準備が十分にできるのに対して、公立学校ではそれはできず志願者の間に不公平があったこと、また、Aレベルの科目数が増加しそれに応じた試験作成が難しくなってきたためとされている。

(4) 入学者決定の過程（その他の高等教育機関の場合）

① 入学者の決定主体

学科の責任で行われる。

② 入学者選抜の基準

次のものを共通に用いる。

- ・ Aレベル及びGCSEの成績
- ・ 学習状況や志望専攻への適性、人物評価等を記した推薦書(reference)（通常校長やシックス・フォームのチューターが作成）
- ・ 自己推薦文
- ・ 面接

このうちAレベルの成績がもっとも重要である。これは志願者の成績にばらつきが多いためである。面接はオックスフォード及びケンブリッジほどは重視されていないが実施しているところも多い。

(5) 早期入学

数は極めて少ないが早期入学は認められており、15歳で学士を取る少年などもまれに見られる。しかし、学問的な成熟が認められる数学などのごく一部の分野に限られているようである。

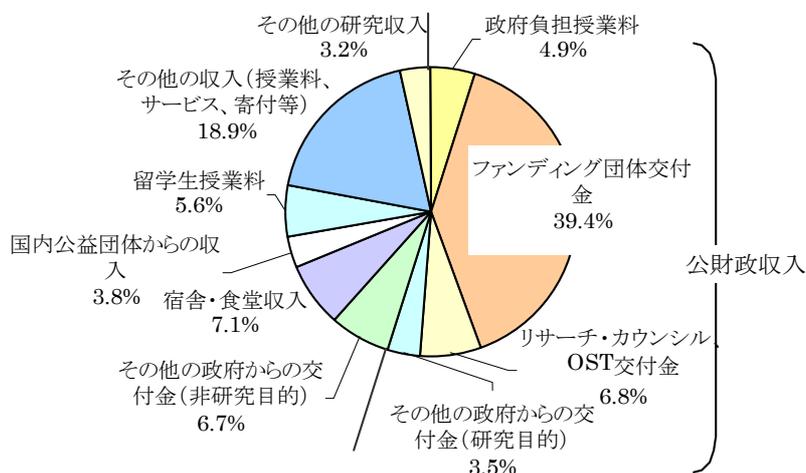
(6) ギャップ・イヤー

シックス・フォーム終了後に、直ちに高等教育機関に進学せずに、入学を1年間先送りして、旅行や実務を経験して見聞を広めることを目的とするギャップ・イヤー(Gap Year)を経験する者も多い。この場合、Aレベルの受験を1年間遅らせるよりも、入学決定後に高等教育機関と交渉して入学を先送りさせるのが一般的である。1997年には全体の7%の者がギャップ・イヤーを利用している。この割合は高等教育機関や学部によって異なり、例えばケンブリッジ大学全体では約20%、さらに同大学の工学部は入学前の実務経験を奨励していることもあり70%の者がギャップ・イヤーを経験している。

6 高等教育財政の傾向

英国の高等教育機関の収入は、大きく公財政収入とそれ以外に分けることができる。

イングランドの高等教育機関の収入内訳（総額104億6,500万ポンド）（1999-2000年度）



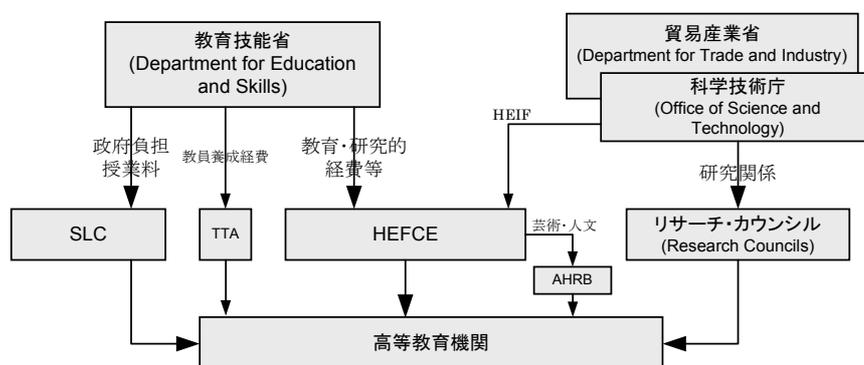
HESA, “HE Financial Plus 1999-2000”, HEFCE, “Annual report 2000-01”

そのうち公財政収入は、

- ・ 学生ローン・カンパニー(SLC, Student Loans Company Ltd.)を通じて政府が負担する授業料
- ・ 経常的経費を中心とするファンディング団体による交付
- ・ 研究活動のためのリサーチ・カウンスル(research counsels)からの交付金
- ・ その他の政府からの交付金

が該当する。これを合計すると全収入の半分以上を占める。

イングランドの高等教育機関への公財政の流れの概略図

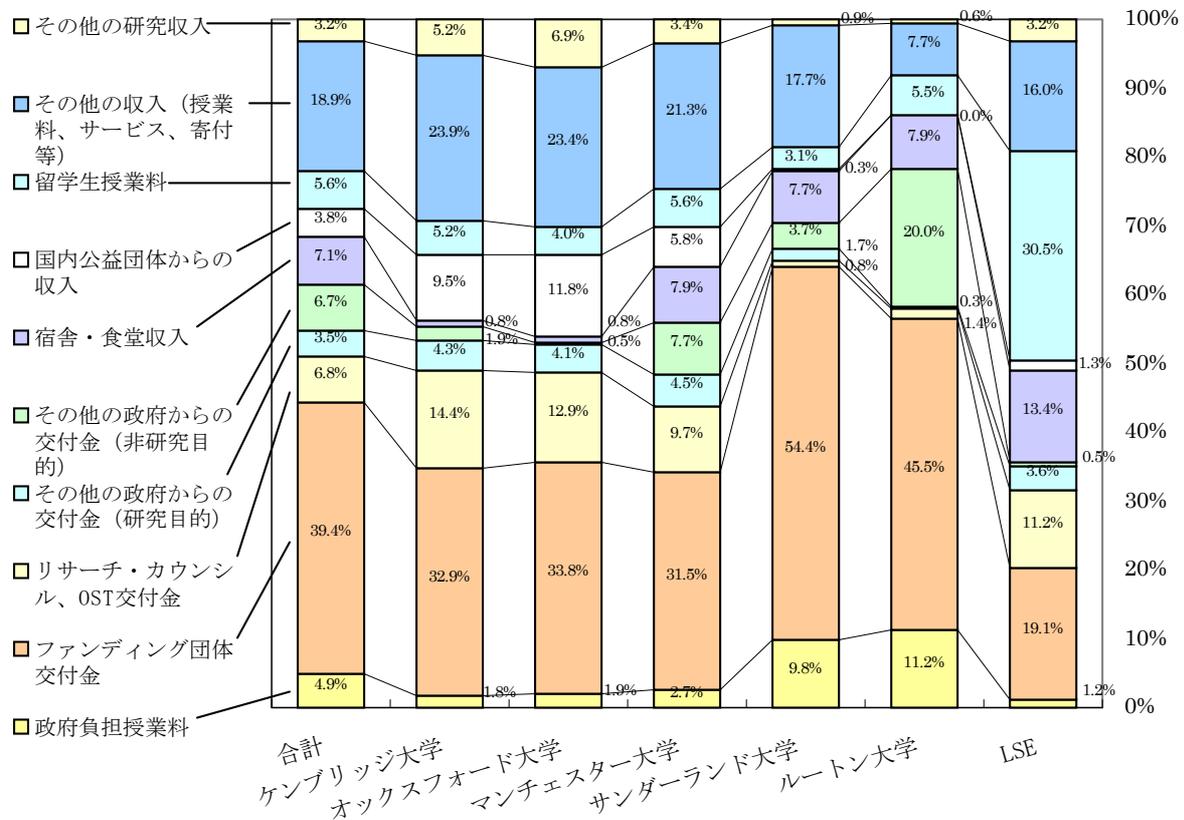


筆者作成

公財政以外からの収入としては、宿舎・食堂収入、ウェルカムトラスト(Wellcome Trust)等の公益団体からの研究費助成、留学生からの授業料収入（後述）、研究に関するその他の収入、その他がある。こうした収入の内訳は、各高等教育機関によっ

大きく異なっており、ファンディング団体からの収入が極めて少ないところもあれば、半分を超えているところもある。

いくつかの高等教育機関の収入内訳 (1999-00年度)



(単位：千ポンド)

	合計	ケンブリッジ大学	オックスフォード大学	マンチェスター大学	サンダーランド大学	ルートン大学	LSE
その他の研究収入	339,773	19,409	26,102	10,099	594	300	3,008
その他の収入(授業料、サービス、寄付等)	1,973,088	89,016	88,434	63,333	11,996	3,931	15,106
留学生授業料	583,086	19,282	15,066	16,674	2,135	2,845	28,803
英国公益団体からの収入	400,844	35,428	44,656	17,336	209	6	1,219
宿舎・食堂収入	744,203	3,062	2,967	23,627	5,205	4,046	12,640
その他の政府からの交付金 (非研究目的)	701,459	7,234	1,762	22,797	2,521	10,245	519
その他の政府からの交付金 (研究目的)	368,707	15,999	15,329	13,344	1,155	149	3,397
リサーチ・カウンシル、OST交付金	708,032	53,532	48,779	28,766	520	704	10,613
ファンディング団体交付金	4,127,617	122,370	127,857	93,689	36,968	23,321	18,072
政府負担授業料	517,840	6,740	7,313	8,111	6,632	5,728	1,100
合計	10,464,649	372,072	378,265	297,776	67,935	51,275	94,477

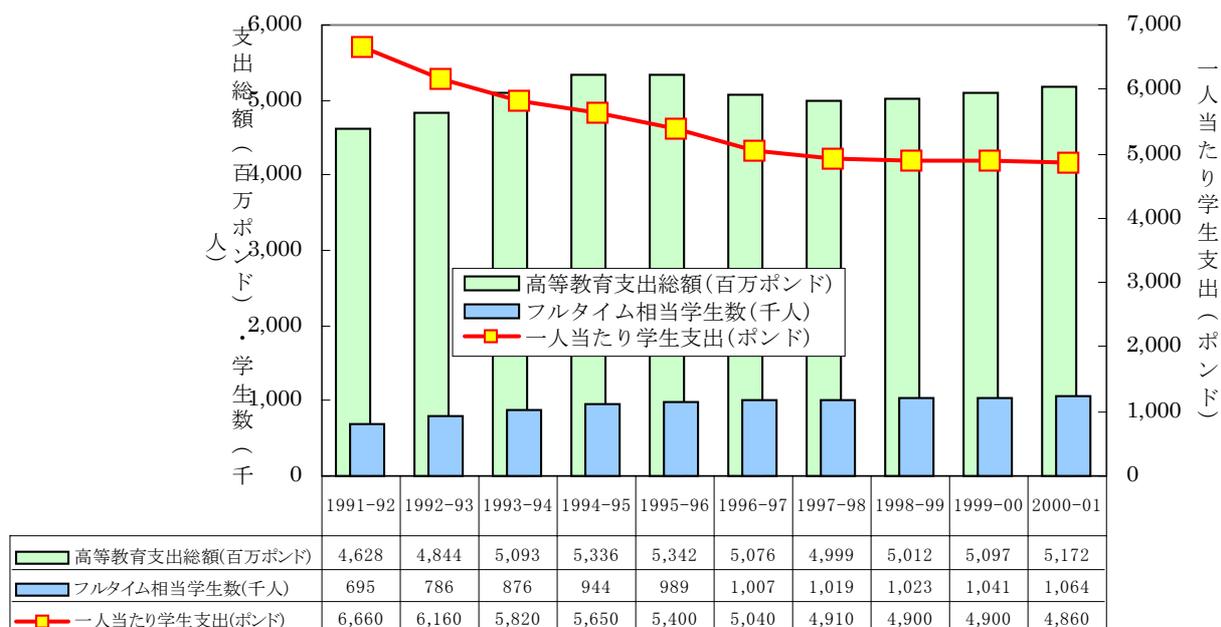
HESA, "HE Finance Plus 1999/2000"

高等教育への公財政支出について、高等教育機関に交付されたもの (HEFCE、TTAからの交付金、授業料収入 (1998年からの学生負担による授業料を含む)) の総

IV 高等教育の制度の概要

額と学生数の推移を整理すると以下の通り。学生数が69万5,000人から106万4,000人へ53%増加したにも関わらず、実質ベースの公財政支出は46億2,800万ポンドから51億7,200万ポンドと12%しか増えていないため、学生一人当たりの公財政支出は、10年間で実質27%の減少となっている。ただし、1997-98年度までの減少率は年5%程度であるのに対し、労働党が政権を獲得した1997-98年以降の減少率は年1%程度にとどまっている。

高等教育への公財政支出（物価上昇調整後の実質額）及び学生数の推移



DfES, "Statistics of Education: Education and Training Expenditure since 1991-92"

7 HEFCEの資金交付

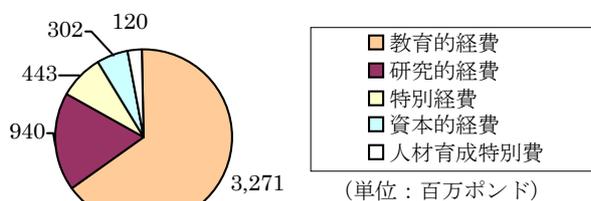
教育技能省は、各高等教育機関に対して直接に補助金等を交付するのではなく、まとまった金額を「イングランド高等教育財政カウンシル(HEFCE, Higher Education Funding Council in England)」に交付し、HEFCEが配分方法の決定、具体の配分を担当している。HEFCEは「1992年継続・高等教育法」第62条によって設立されており、14人の理事（教育技能大臣が任命）及び職員240人からなる（2001年3月末現在）。NDPBの一つ。現在、イングランドの131の高等教育機関及び196の継続教育カレッジ（高等教育に係るコースを提供しているもの）に資金を交付している。

なお、HEFCEはイングランドを担当しているが、各地に以下のファンディング団体があり、基本的にはHEFCEと類似の活動を行っている。

- ・スコットランド: SHEFC, Scottish Higher Education Funding Council
- ・ウェールズ: HEFCW, Higher Education Funding Council for Wales
- ・北アイルランド: DEL, Department for Employment and Learning

2002-03年度のHEFCEの交付金額総額は50億7,600万ポンドであり、その配分額の決定に当たっては、教育的経費、研究的経費、その他特定のプログラムに係る経費に分けて算出される。

HEFCEの配分金額の内訳（2002-03年度 計50億7,600万ポンド）

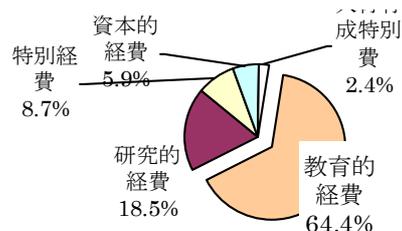


HEFCE, 02/11 "Recurrent grants for 2002-03"

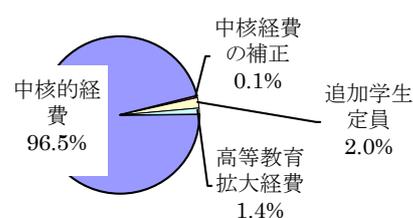
(1) 教育的経費

教育的経費はHEFCEの全資金のうち64.4%（32億7,100万ポンド）と大きな割合を占める。その圧倒的ほとんどは中核的経費(core funding)である。

HEFCEの配分金額の内訳（2002-03年度）



教育的経費の内訳（2002-03年度）



HEFCE, 02/11 "Recurrent grants for 2002-03"

教育的経費の算出のほとんどは、①「標準経費(standard resources)」の算出、②

IV 高等教育の制度の概要

「実際の経費(actual resources)」の算出、③「標準経費」と「実際の経費」を比較し、その差異が±5%以内であれば、「実際の経費」から授業料収入想定額を引いた金額が教育的経費として交付される、という手続きを経る。以下で詳細を述べる。

① 「標準経費」の計算

「標準経費」の計算は、フルタイム相当学生数の算出と、それに対する補正により行われる。

・フルタイム相当学生数の算出

教育的経費の算出に使用される学生数は、英国及びEUの学生で高等教育に在籍する者が対象となる。毎年12月に高等教育機関がHEFCEに提出する「高等教育学生数速報調査(HESES, Higher Education Students Early Statistics Survey)」が学生数算定の基礎となる。

EU以外からの留学生、TTAが負担する教員養成に係る学生、NHSが負担する医療関係の学生、大学院の研究学生でフルタイム（第2及び3学年のみ）及びパートタイム（第3—6学年のみ）の学生は算定から除かれる。学生数はフルタイム相当(FTE, full-time equivalent)に換算される（例：パートタイム学生については、その学業の状況に応じて、1人当たりFTE0.3人や0.5人となる。1年間のサンドイッチ学生（1年間にわたり大学外で就業体験等を行っている学生）はFTE0.5人となる）。

・フルタイム相当学生数に対する補正

学問分野ごとに必要な経費が異なることにかんがみ、以下の表のように4種類の学問分野ごとに異なる係数補正が行われる。したがって（他の条件がすべて同じと仮定すると）臨床系は教室中心の分野より4.5倍の経費が配分される計算となる。

教育的経費の配分に当たっての係数補正

プライス・カテゴリー	学問分野	係数補正
A	臨床系	4.5
B	実験中心	2
C	実験と教室が半々のもの	1.5
D	その他（教室中心）	1

HEFCE, 02/18 “Funding higher education in England”

実際にどの学問分野がどのプライス・カテゴリーに属するかは以下の通り整理されている。

学問分野のプライス・カテゴリーによる分類

学問分野	プライス・カテゴリー	学問分野	プライス・カテゴリー	学問分野	プライス・カテゴリー
Clinical medicine	A, B	General sciences	Not used	Social studies	D
Clinical dentistry	A, B	General engineering	B	Librarianship, communication and media studies	Media studies
Veterinary science	A	Chemical engineering	B	Language based studies	D
Anatomy and physiology	B	Mineral, metallurgy and materials eng	B	Humanities	D
Nursing and paramedical studies	C	Civil engineering	B	Design and creative arts	C
Health and community studies	C	Electrical, electronic and computer eng.	B	Education	C, D
Psychology and behavioural Sciences	Psychology	Mechanical, aero and production eng.	B	French, Spanish and German modern languages	C, D
Pharmacy	B	Other technologies	Not used	Other modern languages	C
Pharmacology	B	Architecture, built environment and planning	C	Archaeology	C
Biosciences	B	Mathematics	C	Sports science and leisure studies	C, D
Chemistry	B	Information technology and systems sciences	C	Computer software engineering	B
Physics	B	Catering and hospitality management	C	Continuing education	D
Agriculture and forestry	B	Business and management studies	D	Outside reporting institution	D
Earth, marine and environmental Sciences	B	Geography	C		

HEFCE, 01/52 “HESES01”

さらに以下の項目に関する補正も行われる。

教育的経費の配分に使用される補正項目

項目	補正内容
学生補正	
パートタイム学生補正	係数補正を適用する前のFTEの5%
成人学生補正（入学時に25歳以上の者が対象）	係数補正を適用する前のFTEの5%
長期コース補正（年間45週以上のコースでプライス・グループAでないもの）	係数補正を適用した後のFTEの25%
機関補正	
ロンドン補正	係数補正を適用した後のFTEの8%（内ロンドン）又は5%（外ロンドン）
年金補正（高負担の年金制度を持つ機関が対象）	係数補正を適用した後のFTEの2%
スペシャリスト補正（全コースの60%以上が1又は2の教科で占められる機関が対象）	係数補正を適用した後のFTEの数パーセント（通常10%）
小規模補正（学生数FTE1,000人以下の機関が対象）	係数補正を適用する前のFTEの数パーセント
歴史的建造物補正（1914年以前に建てられた施設を持つ機関が対象）	係数補正を適用する前のFTEの数パーセント

HEFCE, 01/14 “Funding higher education in England”

- ・「標準経費」の計算

上記により各高等教育機関におけるフルタイム相当学生数が求められる。イングランド全体の教育に係る総経費（HEFCEからの配分額+授業料収入想定額）を、全高等教育機関における補正後のフルタイム相当学生数を合計したもので除すると「基本額(basic rate)」が算出される。2002-03年度の基本額は2,870ポンドであり、これがプライス・カテゴリーDの単価である（したがって各プライス・カテゴリーは、A:12,915ポンド、B:5,740ポンド、C:4,305ポンド、D:2,870ポンドとなる）。各高等教育機関の「標準経費」は補正後のフルタイム学生相当数に「基本額」を掛け合わせることで算出される。

② 「実際の経費」の計算

「実際の経費」の計算は、前年度にHEFCEから交付された教育的経費に以下の調整を行うことで行われる。

・交付金調整

以下の3種類がある。

実額の算出に使われる調整項目

高等教育機関が、HEFCEとの交付金合意書(funding agreement)の要件を満たさなかった場合の調整	通常、高等教育機関側が、前年度の交付金配分の前提となった学生数を確保できなかった場合
インフレ調整	
追加学生定員に関する調整	

HEFCE, 02/18 “Funding higher education in England”

・授業料収入調整

上記により調整された金額に、授業料収入として見込まれる額を加えることで「実際の経費」を算出する。

学生(FTE)一人当たりの授業料収入 (2002-03年度 単位：ポンド)

フルタイムの学部学生	1,100
サンドイッチの学部学生	1,080
パートタイムの学部学生	810
大学院学生で授業料の定められたもの (PGCE等)	1,100
その他の大学院学生	2,870

HEFCE, 02/18 “Funding higher education in England”

③ 「標準経費」と「実際の経費」の差異に基づく交付金額の決定

①で求めた「標準経費」と②で求めた「実際の経費」を比較するため、以下の計算式によりその差異を求める。

$$\frac{\text{実際の経費} - \text{標準経費}}{\text{標準経費}} \times 100$$

この数値が±5以内である場合（つまり、「実際の経費」と標準の経費）の差が±5%である場合）を許容範囲(tolerance band)と呼んでおり、上記の差異が許容範囲内である場合は、「実際の経費」から授業料収入想定額を除いた金額が交付される。ほとんどの高等教育機関にはこれが適用される。許容範囲に収まらなかった場合は学生数の増減又は交付金額の調整が行われる。

④ その他の教育的資金

また、高等教育への進学率の低い地域出身の者、障害を持つ者、公立学校出身者に対する進学機会を与える事業を行う高等教育機関に対する若干の交付金がある。

⑤ 教育的経費の交付状況

上記により教育的経費として交付される金額の上位10機関は以下の通りとなっている。学生数を反映してオープン・ユニバーシティが最も多く配分受けている。ケンブリッジ大学とオックスフォード大学はそれぞれ8位、10位となっている。

HEFCEによる教育的経費配分先の上位(2002-03年度 単位：ポンド)

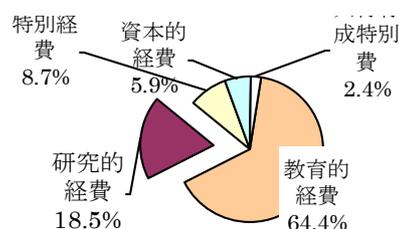
	高等教育機関	配分額
1	Open University	136,449,798
2	University of Leeds	69,080,132
3	Manchester Metropolitan University	61,912,164
4	University of Manchester	58,881,348
5	University of Birmingham	57,579,312
6	King's College London	56,079,027
7	University College London	54,699,468
8	University of Cambridge	54,244,198
9	University of Plymouth	52,947,220
10	University of Oxford	52,731,809

HEFCE 02/11, "Recurrent grants for 2002-03"

(2) 研究的経費

研究的経費は、HEFCEの配分金額全体の18.5%（9億4,000万ポンド）を占めており、RAE（後述）の結果に基づく傾斜配分が行われる。

HEFCEの配分金額の内訳（2002-03年度）



HEFCE 02/11 "Recurrent grants for 2002-03"

研究的経費の配分は、以下の3つの要素からなる。

研究的経費の内訳(2002-03年度 単位：100万ポンド)

主要研究経費：高等教育機関における研究分野別の研究の水準及び量に着目して配分	841.2
大学院の研究学生に係る経費	69.5
ロンドン補正	29.3

HEFCE, 02/18 "Funding higher education in England"

① 主要研究経費の交付

主要研究経費は、各高等教育機関における各研究ユニットを68の研究分野のいずれかに分けた上で、各研究ユニットにおける「研究量(volume of research)」を計算し、A-Cのプライス・カテゴリーの係数補正とRAE（後述）の結果に基づく傾斜配分を行うことで算出する。

まず「研究量」の算出に当たっては、以下の5つの要素を用いる。この中で「活発な研究従事者(active research staff)」が算定の際に約2/3の比重を占めるためもっとも重要である。この数値は最新のRAEで用いられたものが使用される（2001-02年度の場合は1996年のRAEが使用され、2002-03年度からは2001年のRAEが使用されている）。その他の数値については、毎年12月に各高等教育機関がHEFCEに提出する「研究活動統計(Research Activity Survey)」に基づいて更新される。

IV 高等教育の制度の概要

研究量の算定

項目	算定式
活発な研究従事者	$1 \times \text{RAE}$ に参加した研究者数(FTE)
リサーチ・アシスタント	$0.1 \times \text{人数(FTE)}$
リサーチ・フェロー	$0.1 \times \text{人数(FTE)}$
大学院の研究学生	$0.15 \times 1.75 \times \text{人数(FTE)}$ (フルタイムは第2及び3学年、パートタイムは第3—6学年が対象)
公益団体からの研究収入	$0.228/25,000 \times \text{過去2年間の平均収入}$

HEFCE, 02/18 “Funding higher education in England”

研究分野によって必要となる経費が異なることに着目し、各研究ユニットをRAEで使用される研究分野（現在は68分野）のいずれかに分類し、それぞれの「研究量」にA、B又はCの補正係数を掛け合わせる。

研究的経費の配分に当たっての係数補正

プライス・カテゴリー	学問分野	補正係数
A	高経費の実験系及び臨床系	1.6 (2001-02年度まで1.7だったが2002-03年度から縮小)
B	中間	1.3
C	その他	1

HEFCE, 02/18 “Funding higher education in England”

各研究分野のプライス・カテゴリー (番号はRAEの番号と一致)

1	A	11	A	21	A	31	A	41	C	51	C	61	C
2	A	12	A	22	B	32	A	42	C	52	C	62	C
3	A	13	B	23	A	33	B	43	C	53	C	63	C
4	A	14	A	24	A	34	B	44	C	54	C	64	B
5	A	15	A	25	A	35	B	45	C	55	C	65	C
6	A	16	A	26	A	36	C	46	C	56	C	66	B
7	A	17	A	27	A	37	C	47	C	57	C	67	B
8	A	18	A	28	A	38	C	48	C	58	B	68	C
9	A	19	A	29	A	39	C	49	C	59	C	69	B
10	B	20	A	30	A	40	C	50	C	60	C		

HEFCE, 4/97 “Funding Method for Research from 1997-98”

最後にプライスカテゴリーによって補正された「研究量」にRAEの評価結果に伴う傾斜配分比率を掛け合わせる。

評価結果と研究的経費の傾斜配分比率

評価結果	研究的経費の傾斜配分比率	
	2002-03年度	(参考) 2001-02年度まで
5*	2.71	4.05
5	1.89	3.375
4	1.00	2.25
3a	0.31	1.5
3b	0	1
2	0	0
1	0	0

HEFCE 02/11 “Recurrent grants for 2002-03”

2001-02年度までは1996年のRAEの結果が使用されていたが、例えば最高位の5*を取った研究ユニットは（他の条件がまったく同じと仮定した場合に）3bの評価し

か受けなかったところの4.05倍の経費をHEFCEから受け取ることができた。また、1又は2の評価しか受けなかった研究ユニットは、研究的経費がまったく交付されなかった。

2002-03年度の配分に当たっては2001年のRAEの結果が使用されたが、配分予算が限られているにも関わらず、5や5*を獲得した高等教育機関が大幅増加した（後述）ことを反映して、5*を獲得したところ以外は軒並み減額となった。HEFCEは「(前年度との比較では) 平均的研究収入に着目すると5*のところだけが維持できている。その他の評価のところについては減額となっている。これは高等教育機関における研究水準の全体的向上を理由とするものである」と述べている。5*のところは前年度の予算水準を確保させるという観点に立って逆算した結果、2.71という新しい値が求められたと推測される。3aについても0.31という極めて少ない比率が新たに導入され、ごく少額が配分されるが、これは「3aにも総額2,000億ポンドを配分しよう」という方針があり、そこから逆算して求められた数値と推測される。これまで配分対象となっていた3bは対象から外れた。なお、今回の傾斜比率は2002-03年度のみ適用され、それ以降については今年発表される政府全体の3ヵ年予算計画(Comprehensive Spending Review)の結果を待って再検討される見込みである。

② その他の研究的資金

大学院の研究学生のうち、フルタイムの第2・3学年の者、及びパートタイムの第3－6学年の者に係る経費については教育的経費ではなく研究的経費から配分される。具体的にはRAEで3b以上の評価のところは上記のA-Cのプライス・カテゴリーの割合を掛け合わせて算出する。

また、ロンドンの高等教育機関に対しては、主要研究経費と大学院の研究学生に係る経費に対して、12%（内ロンドン）又は8%（外ロンドン）を上乗せする。

③ 研究的経費の交付状況

研究的経費のほとんどがRAEに基づく傾斜配分によって交付されるため、HEFCEから交付を受ける131の高等教育機関及び196の継続教育機関のうち、わずか25の高等教育機関が全研究的経費の75%以上を受け取っている⁴⁴。

⁴⁴ 2001年のRAEでは、前回（1996年）よりも高い評価を得た高等教育機関が増加したため、2002-03年度以降の予算配分のあり方が大きな課題となった（2001-02年度までの配分算出を前提とすると、イングランドだけで1億7,000万ポンドの追加支出が必要になる）。HEFCEは5*を獲得しているところへの財源確保については直ちに決定し、教育技能省も5の評価を得たところのために3,000万ポンド（2002-03年度のみ）の研究的経費の追加を発表したが「これだけでは足りない」と不足を指摘する高等教育関係者は多い。配分が減額となった高等教育機関を中心に合計1,000人規模での職員削減も噂されている。

IV 高等教育の制度の概要

HEFCEによる研究的経費配分先の上位(2002-03年度 単位：ポンド)

	高等教育機関	配分額		高等教育機関	配分額
1	University of Cambridge	67,815,439	15	University of Warwick	20,031,902
2	University College London	66,788,665	16	University of Reading	16,371,430
3	University of Oxford	64,923,006	17	University of Durham	15,939,398
4	Imperial College	60,692,241	18	University of York	14,544,637
5	University of Manchester	38,929,069	19	University of Surrey	14,179,884
6	King's College London	37,500,846	20	UMSIT	12,821,087
7	University of Leeds	30,972,773	21	Queen Mary, University of London	12,645,553
8	University of Southampton	30,965,099	22	University of Leicester	12,561,900
9	University of Sheffield	30,211,758	23	LSE	11,945,666
10	University of Birmingham	29,314,995	24	Lancaster University	11,884,500
11	University of Bristol	28,833,167	25	University of Sussex	11,761,037
12	University of Nottingham	25,284,000		上記25高等教育機関の合計	556,856,669
13	University of Newcastle	22,884,565		HEFCEの研究的経費の合計	939,999,996
14	University of Liverpool	21,741,046		全体における25機関の占める割合	75.7%

HEFCE 02/11, "Recurrent grants for 2002-03"

このうち上位10の高等教育機関の状況を2001-02年度（1996年のRAEを適用）と2002-03年度（2001年のRAEを適用）を比較すると、オックスフォード大学が1位から3位に転落するなどいくつかの違いが見られる。

HEFCEによる研究的経費配分先の上位10の比較

	2001-02年度	配分額		2002-03年度	配分額	
1	University of Oxford	64,960,148	⇒	1	University of Cambridge	67,815,439
2	University of Cambridge	64,819,767		2	University College London	66,788,665
3	University College London	64,289,171		3	University of Oxford	64,923,006
4	Imperial College	56,304,260		4	Imperial College	60,692,241
5	King's College London	38,107,914		5	University of Manchester	38,929,069
6	University of Manchester	33,008,251		6	King's College London	37,500,846
7	University of Birmingham	28,820,509		7	University of Leeds	30,972,773
8	University of Leeds	28,408,690		8	University of Southampton	30,965,099
9	University of Sheffield	26,705,260		9	University of Sheffield	30,211,758
10	University of Bristol	25,033,065		10	University of Birmingham	29,314,995

HEFCE 01/57, "Recurrent grants for 2001-02: final allocation", HEFCE 02/11, "Recurrent grants for 2002-03"

高等教育機関によっては、2001-02年度と2002-03年度で研究的資金の配分額に大きな変化が生じている。例えば、ロンドン大学衛生学熱帯医学学校(The London School of Hygiene and Tropical Medicine)では研究的資金が21.6%減少している（激減緩和措置のために一年限りで129万ポンドが追加交付されるが、翌年度からはなくなる）。同校は1996年と2001年のRAEでいずれも5の評価を維持したが、それだけでは減少の対象となっている。

一方、ロンドン・ビジネス・スクールやロンドン・スクール・オブ・エコノミクスなど大きく金額を伸ばしたところもある。ロンドン・ビジネス・スクールの場合、2001年のRAEでは1996年に続いて5*の評価を維持することができたとともに「活発な研究従事者」が87人から100人以上に増えたことが研究的経費増額の理由となっている。

2002-03年度の研究的資金が前年度と比較して大きく伸びたところと減少したところの例

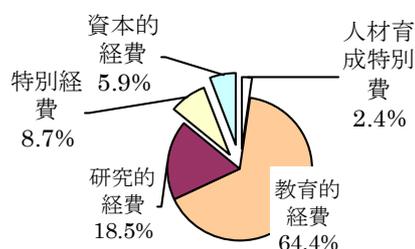
高等教育機関	配分額	前年度比	高等教育機関	配分額	前年度比	緩和補正
LBS	3,295,361	48.3%	Lon Sch of Hyg & Trop Med	4,691,417	-21.6%	1,289,219
The London Institute	5,599,850	179.2%	Inst of Cancer Research	8,556,017	-12.3%	1,246,143
LSE	11,945,666	24.6%	Cranfield University	4,668,054	-39.7%	2,983,806
Royal Holloway	9,426,576	37.7%	St George's Hosp Med Sch	3,425,229	-15.7%	519,743
Uni of Southampton	30,965,099	24.5%	University of Hull	5,064,625	-19.2%	740,522
University of Surry	14,179,884	21.5%	University of Bradford	5,439,649	-13.8%	521,173
University of Durham	15,939,398	27.2%	Queen Mary, Uni of London	12,645,553	-10.0%	828,056
University of York	14,544,637	17.2%	Keele University	4,834,720	-8.7%	237,964
Uni of Manchester	38,929,069	17.9%	University of Greenwich	1,940,965	-45.4%	842,697
Royal College of Art	1,989,117	34.4%	UMIST	12,821,087	-5.0%	336,521

THES

(3) 特別経費等

特別経費は全体の8.7%（4億4,300万ポンド）を占め、教育的経費や研究的経費でカバーできない特定プロジェクトを対象とする。特別経費には、HEIF（後述）等の産学連携推進を含めた高等教育機関への支出のほか、芸術・人文系の交付金配分機関(AHRB)への出資（後述）や高等教育機関のための情報ネットワーク支援(Joint Academic Network)もある。投資不十分であった施設費についても少額ながら交付制度が設けられている（全体の5.9%、3億200万ポンド）。また、高い資質を持つ職員の確保や研修の観点からの経費（人材育成特別経費）も別途設けられている（全体の2.4%、1億2,000万ポンド）。

HEFCEの配分金額の内訳（2002-03年度）



HEFCE 02/11 “Recurrent grants for 2002-03”

(4) HEFCEによる交付状況

実際の配分に当たっては、高等教育機関には一括予算(block grant)として交付され、教育的経費や研究的経費といった名目に関わらず、実際に学内でどのように使用されるかは高等教育機関の裁量となっている。ただし、配分方針はすべて公開されており学内関係者は自分の取り分をある程度計算できるため、HEFCEの算出と大きく異なる方式により学内で再配分されることは少ないようである。

配分総額に着目すると、2001-02年度まではオープン・ユニバーシティ、ケンブリッジ大学に次いで第3位であったオックスフォード大学が4位となっている。これは2001年のRAEの結果を反映して研究的経費が減少したことと関連する。

IV 高等教育の制度の概要

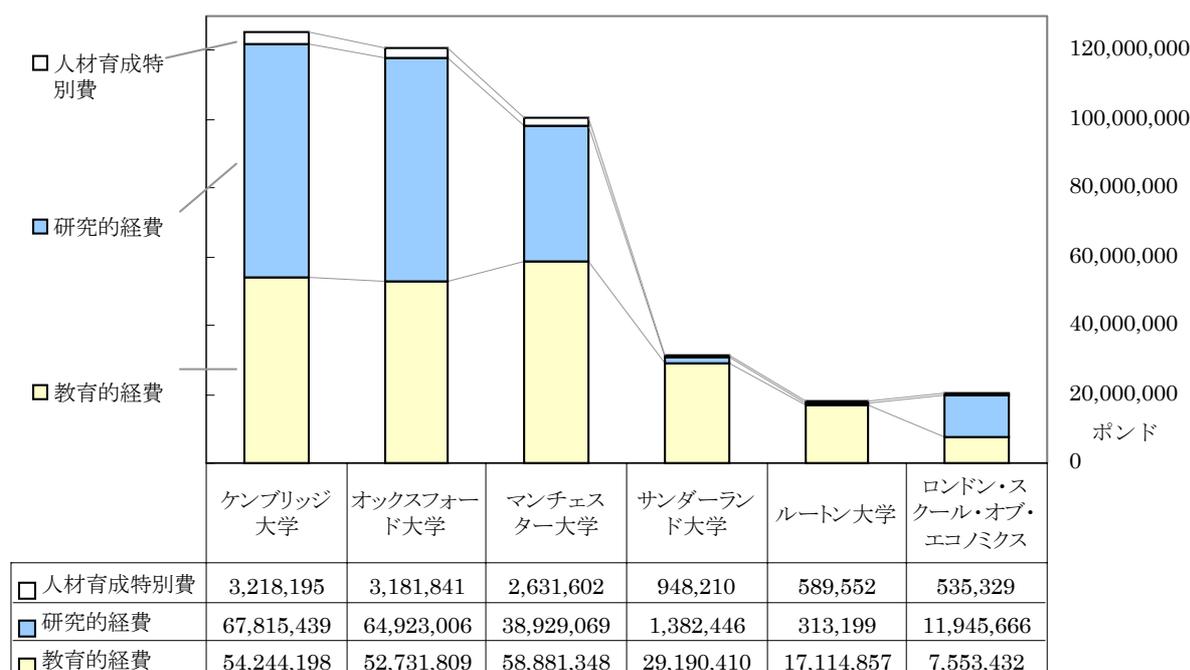
HEFCEによる配分先の上位10大学(2002-03年度 単位：ポンド)

高等教育機関	教育的経費	研究的経費	人材育成特別費	総計
1 Open University	136,449,798	6,248,694	4,256,456	146,954,949
2 University of Cambridge	54,244,198	67,815,439	3,218,195	125,277,832
3 University College London	54,699,468	66,788,665	3,233,087	124,721,220
4 University of Oxford	52,731,809	64,923,006	3,181,841	120,836,656
5 Imperial College	46,668,729	60,692,241	2,697,026	110,057,996
6 University of Leeds	69,080,132	30,972,773	2,842,284	102,895,189
7 University of Manchester	58,881,348	38,929,069	2,631,602	100,442,019
8 King's College London	56,079,027	37,500,846	2,561,264	96,141,136
9 University of Birmingham	57,579,312	29,314,995	2,505,985	89,400,292
10 University of Sheffield	50,197,340	30,211,758	2,202,438	82,611,536

HEFCE 02/11, "Recurrent grants for 2002-03"

HEFCEからの全交付金額に着目すると、各高等教育機関によって予算規模とその内訳が大きく異なる。例えば、ケンブリッジ・オックスフォードでは教育的経費よりも研究的経費の方が多一方、研究的経費が極めて少なく教育的経費に大きく依存している高等教育機関も存在する。

いくつかの高等教育機関のHEFCEからの収入総計(2001-02年度 単位：ポンド)



HEFCE 02/11, "Recurrent grants for 2002-03"

(5) 今後の展開

上記の配分方法はあくまで現行のものである。一方、高等教育への進学率の拡大の必要性、研究的資金の配分方法等の課題が生じており、各高等教育機関に対する予算配分が十分ではなくなってきた。2002年4月には、HEFCEにより、長期的な観点から配分方法を見直すための検討を行うことが発表され、すべての高等教育機関が①教育、②研究、③産業界・地域、④高等教育への進学機会の拡大、を網羅するのではなく、各高等教育機関がそれぞれに秀でた分野に専念できるような柔軟な制度となる方向性である。

(6) TTA

教員養成課程に係る教育的経費については、1995年にHEFCEから切り離され、TTAが交付している。現在、大まかに言って教育学部の中でも教員養成課程はTTAから交付を受けており、それ以外のコースはHEFCEからの交付を受けている。これは、教員養成の充実の観点からは他の学問分野と一緒に一括交付するのではなく各大学の成果の状況に応じて交付額の増減を直接的に行うことができるようにするためである（前述）。

8 リサーチ・カウンシルによる交付

リサーチ・カウンシルからの交付金は、前述の通り、高等教育機関における全収入の6.8%を占めている。

リサーチ・カウンシルは学問分野に分かれて存在しており、それぞれが貿易産業省(Department for Science and Technology)の科学技術庁(Office of Science and Technology)から交付金を受けている。各リサーチ・カウンシルは、各高等教育機関からの申請を受けて専門家による審査を行い交付金の配分を行っている。付属の研究所を持つところもある。なお、以下のうち芸術・人文分野を担当するAHRBは厳密に言うところリサーチ・カウンシルではなく、ブリティッシュ・アカデミーとHEFCEからの出資により運営されており、現在リサーチ・カウンシルに昇格させるかどうかの検討が進められている。

リサーチ・カウンシルの種類

分野	名称	ロゴ
バイオテクノロジー・生物化学	BBSRC , Biotechnology and Biological Sciences Research Council	
工学・物理学	EPSRC , Engineering and Physical Sciences Research Council	
経済・社会学	ESRC , Economic and Social Research Council	
医学	MRC , Medical Research Council	
自然環境	NERC , Natural Environment Research Council	
素粒子物理・天文	PPARC , Particle Physics and Astronomy Research Council	
中央研究所	CCLRC , Council for the Central Laboratory of the Research Councils	
(芸術・人文)	(AHRB , Arts and Humanities Research Board)	

筆者作成

科学技術庁を通じて配分される科学予算(Science Budget)の各リサーチ・カウンシル等への交付状況は以下のとおり。

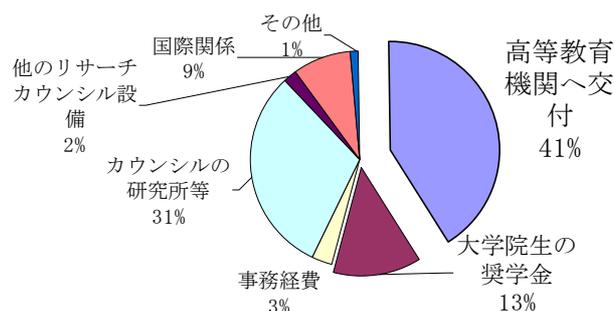
IV 高等教育の制度の概要

科学予算の配分内訳(2002-03年度)

交付先		交付額(千ポンド)
カリ ウ ン シ ル	BBSRC	232,603
	EPSRC	461,540
	ESRC	82,763
	MRC	371,930
	NERC	205,414
	PPARC	220,383
CCLRC		8,113
Royal Society		28,745
Royal Academy of Engineering		4,770
Higher Education Innovation Fund		20,000
University Challenge		5,000
Science Enterprise Challenge		5,000
Cambridge-MIT Institute		14,000
その他		106,206
合計		1,766,467

OST, "Science Budget 2002-02 to 2003-04"

科学予算の目的別配分内訳(1998-99年度)



OST, "Allocation of the science budget 1999-00 to 2001-02"

HEFCEからの研究的経費（前述）が高等教育機関の基本的な運営資金を念頭に置くものである一方、リサーチ・カウンシルからの資金が特定プロジェクトに係る経費を対象とするものであり、これを「二重サポートシステム(dual support system)」と呼んでいる。かつては教育省（教育科学省）の管轄下であったリサーチ・カウンシルが、科学技術庁を通じて貿易産業省の管轄にあることについては「資金配分の自主性は、従来からリサーチ・カウンシルに委ねられており、このことは担当省庁が替わっても何ら変わりはない。所管替えにより、配分方法が産業界偏向にシフトしたりしていることは一切ない。むしろ初等中等教育と高等教育の予算の配分、教育と研究の予算の配分、といった内部の予算獲得競争から離れることができた」とのことであった。

9 産学連携

英国の高等教育における産学連携は、様々な形でダイナミックに進展しており、全貌を整理することは非常に困難であるが概括のみ紹介する。

(1) 政府の主な取り組み

科学技術庁の主導する「サイエンス・エンタープライズ・チャレンジ(SEC, Science Enterprise Challenge)」は、高等教育機関における産学連携を進めることを目的として1999年に創設された。これまでに国内の高等教育機関に12箇所のサイエンス・エンタープライズ・センターが設置されている。

サイエンス・エンタープライズ・センター

センター名	参加主要大学
The Bristol Enterprise Centre	University of Bristol
The Cambridge Entrepreneurship Centre	University of Cambridge
The Centre for Scientific Enterprise London	UCL / LBS
The Imperial College Entrepreneurship Centre	Imperial College
The Manchester Science Enterprise Centre	UMIST / University of Manchester
The Mercia Institute of Enterprise	Univ. of Warwick / Univ. of Birmingham
The Northern Ireland Centre for Entrepreneurship	Univ. of Ulster / Queen's Univ. Belfast
Oxford Entrepreneurs	University of Oxford
The North East Centre for Scientific Enterprise	Univ. of Durham / Univ. of Newcastle
The Scottish Institute for Enterprise	Dundee / Edinburgh / Glasgow / Heriot Watt / Strathclyde
The Univ. of Nottingham Institute for Enterprise and Innovation	University of Nottingham
The White Rose Centre for Enterprise	Univ. of Leeds / Sheffield / York

筆者作成

並行して、科学技術庁、ウェルカムトラスト(Wellcome Trust)、ギャツビー基金(Gatsby Charitable Foundation)が出資した「ユニバーシティ・チャレンジ(University Challenge)」により15のコンソーシアムのための基金が設けられており、高等教育機関において生み出された、優れた研究を商業化するためのシード・マネーが拠出されている。

ユニバーシティ・チャレンジの対象となった高等教育機関 (単位：百万ポンド)

コンソーシアム	配分金額
University of Leeds / University of Sheffield / University of York	4.5
University of Manchester / UMIST	4.5
University of Bath / University of Bristol	3.75
University of Birmingham / University of Warwick	3
University of Cambridge / The Babraham Institute	3
University of Cardiff / University of Wales College of Medicine	3
Imperial College, London	3
King's College London / Queen Mary and Westfield College London	3
London Business School/King's Col./Queen Mary & Westfield Col./Univ. Col. London	3
University of Oxford	3
University of Strathclyde / University of Glasgow	3
Univ. Col. London/Institute of Cancer Research/Cancer Research Campaign Technologies Ltd/School of Pharmacy London/Imperial Cancer Research Fund/Royal Veterinary College	3
Univ. of Edinburgh/ Moredun Foundation/ Roslin Biotechnology Centre/ UK Astronomy Technology Centre of PPARC/ Edinburgh Station of the British Geological Survey	2.25
Queen's University Belfast / University of Ulster	2
University of Aberystwyth / The Institute of Grassland and Environmental Research	1
合計	45

OST, "University Challenge"

IV 高等教育の制度の概要

2001年には貿易産業省と教育雇用省の共同のホワイト・ペーパー(Opportunity for All in a World of Change)を受けて、ニューキャッスル大学とダーラム大学によるナノテクノロジー・センターなど「大学イノベーション・センター(University Innovation Centres)」も発足している。

HEFCEは、多くの高等教育機関が産業界との関係強化を進めるために「高等教育ビジネス・コミュニティ連携資金(HEROBC, Higher Education Reach Out to Business and the Community)」を1999年に発足させ、87の高等教育機関又はその連合体に対し3年間で6,000億ポンドを付与した。2000年にはさらに2,200億ポンドを50機関に付与している。HEROBCは2001年から「高等教育イノベーション・ファンド(HEIF, Higher Education Innovation Fund)」に発展している(同資金は教育技能省ではなく、科学技術庁からHEFCEに交付されている)。HEIFの配分は2001-02~2004-05年度の4年間で7,800万ポンドとなっており、高等教育機関からの公募に基づいて審査が行われる。配分金額の多いところは以下の通りであるが、これら上位となっているところはいずれも単独ではなく近隣の高等教育機関との協同事業を行うこととなっている。

HEIFの交付対象となった高等教育機関の上位10 (単位:ポンド)

高等教育機関	交付額	高等教育機関	交付額
1 University of Southampton	5,000,000	6 University of Warwick	3,522,000
2 University of Cambridge	4,500,000	7 De Montfort University	3,037,000
3 University of Oxford	4,000,000	8 University of Newcastle	2,500,000
3 UMIST	4,000,000	9 University of Manchester	2,000,000
3 London Business School	4,000,000	9 University of Exeter	2,000,000
		合計 (89高等教育機関)	77,774,455

HEFCE 02/04, "Higher Education Innovation Fund"

また、EUによる産学連携基金も存在する。

(2) 産学連携の状況

HEFCEが発表した「高等教育：産業界との関係に関する調査(Higher education-business interaction survey)」は英国全体の高等教育機関における産学連携の状況について報告している。

① 高等教育機関における意識・体制

教育・研究という従来からの目的に加えて、地域の経済発展という観点からの活動を重視した高等教育機関が増加している。全体的には「地域の教育機会の充実」「共同研究」「技術移転」に対する優先順位が高い。高等教育カレッジでは「地域の人材養成のニーズへの対応」「地域発展への支援」「地域とのパートナーシップの重視」への割合が高い。新しい大学では「地域の教育機会の充実」「中小企業支援」「卒業生の地域への定着」に対する割合が高い。いずれも地域への積極的な関わりを重視している様子がうかがわれる。一方、古い大学では「技術移転」「共同研究」「全国的な人材養成のニーズへの対応」に対する割合が高い。

高等教育機関における活動の優先順位（上位3項目）（網掛けは注目すべき項目）

	全体平均(%)	順位	古い大学 (%)	新しい 大学(%)	高等教育カ レッジ(%)
地域の教育機会の充実	51.4	1	29.5	82.9	57.1
卒業生の地域への定着	15.2	8	11.5	22.9	14.3
技術移転	42.8	3	60.7	45.7	14.3
中小企業支援	24.6	6	8.2	40.0	35.7
地域への投資誘致	7.2	12	13.1	0.0	4.8
産業界との共同研究	44.2	2	73.8	17.1	23.8
地域経済の戦略的分析	0.7	13	1.6	0.0	0.0
当該地域以外からの学生の呼び寄せ	12.3	9	13.1	8.6	14.3
地域発展への支援	9.4	11	1.6	2.9	26.2
地域とのパートナーシップの重視	21.7	7	19.7	20.0	26.2
経営についての研修	11.6	10	11.5	5.7	16.7
地域の人材養成のニーズへの対応	26.8	5	11.5	37.1	40.5
全国的な人材養成のニーズへの対応	29.7	4	39.3	17.1	26.2

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

産学連携を進めるための学内における計画の作成・実施状況について、全体を通じて最も多いのは中間の「3」であるが、新しい大学は「4」の積極的な体制を組んでいるところがほぼ半数となっており最も多い。高等教育カレッジで「4」としているのは2割以下にとどまっているが、これには小規模な芸術系カレッジ等も含まれているためである。

産業界を支援するための学内における計画の作成と実施状況

説明	1 ビジネス支援のための計画は作成していない。個別の対応。	2	3 ビジネス支援のための計画を作成しているが、実施は部分的又は特定分野での実施にとどまる。	4	5 学内全体としてのビジネス支援計画を作成。ほとんどすべての部署に適用。目標設定やその管理も実施。	計
古い大学	1.7%	16.7%	41.7%	31.7%	8.3%	100%
新しい大学	2.7%	16.2%	32.4%	45.9%	2.7%	100%
高等教育カレッジ	14.0%	25.6%	37.2%	18.6%	4.7%	100%

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

産学連携に対するインセンティブの付与という観点からは、古い大学が積極的であり、半分が「4」又は「5」としている。

学内のスタッフへの産業界との連携に対するインセンティブ付与の状況

説明	1 障害が強く残っている。学内の気風が学内活動に重点を置いており、教育・研究の範囲も限定的に解釈。	2	3 ある程度のインセンティブは実施されているが、障害も残っている（例：インセンティブ付与の方針はあるものの学内で浸透していない）。	4	5 すべてのスタッフに対して、各レベルで産業界との連携を積極的に奨励。インセンティブも明確。	計
古い大学	0%	11.5%	37.7%	37.7%	13.1%	100%
新しい大学	0%	13.9%	61.1%	19.4%	5.6%	100%
高等教育カレッジ	2.4%	28.6%	52.4%	14.3%	2.4%	100%

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

学内に産業界との窓口を業務とするスタッフを置いている高等教育機関も全体の90%を越えている。

IV 高等教育の制度の概要

学内における商業化・産業界との窓口の職務に従事するスタッフ数の状況

スタッフ数	古い大学(%)	新しい大学(%)	高等教育カレッジ(%)	計(%)
0人	5.2	0	19.5	8.1
2.5人未満	22.4	2.8	48.8	25.2
2.51・5人	19.0	36.1	22.0	24.4
5.01・10人	13.8	25.0	4.9	14.1
10.01・20人	22.4	22.2	2.4	16.3
20人を超える	17.2	13.9	2.4	11.9
計	100%	100%	100%	100%

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

② 研究に係る収入

研究に係る収入の内訳に着目すると、1995-96年度と1999-00年度の比較では、政府からの資金への依存度が下がり産業界や公益団体といった外部資金の割合が大きくなっている様子がうかがえる。リサーチ・カウンシルや政府からの収入については金額が増えているが割合は下がっている。

高等教育機関における研究に係る収入内訳 (単位：百万ポンド)

	国内の産業界	リサーチ・カウンシル	国内の公益団体	英国政府	EU	海外	その他	計
1995-96年度	169 10.9%	532 34.2%	338 21.8%	269 17.3%	148 9.5%	59 3.8%	38 2.4%	1554 100%
1999-00年度	242 12.3% (+1.4%)	604 30.6% (-3.6%)	485 24.6% (+2.8%)	337 17.1% (-0.2%)	167 8.5%	98 5.0%	40 2.0%	1973 100%

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

③ 知的所有権の管理

学内の研究者が行った発明の開示状況を各高等教育機関が把握することは、その商業化を含めた管理を体系的に行う上で効果的と考えられる。古い大学の8割近くが把握しているが、高等教育カレッジではその割合は35%にとどまっている。

学内でなされた発明の開示状況を毎年把握している高等教育機関の割合

	古い大学	新しい大学	高等教育カレッジ	計
把握している	78.3%	62.2%	35.0%	61.3%
把握していない	21.7%	37.8%	65.0%	37.8%
計	100%	100%	100%	100%

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

上記の通り、実際に発明の開示状況を把握している高等教育機関が限られているため、高等教育機関における発明の開示件数を把握することは困難である。そうした統計上の不完全さはあるものの、古い大学では平均38件の発明の開示が行われており、合計では1998-99年度の1,684件から1999-00年度の1,912件に増えている(13.5%の増加)。

発明の開示件数

	1998-99年度				1999-2000年度			
	平均値	中央値	最大値	計	平均値	中央値	最大値	計
古い大学	35.48	15.0	257	1,561	38.26	14.5	227	1,760
新しい大学	5.83	2.0	20	105	6.67	3.0	27	120
高等教育カレッジ	1.38	0	10	18	2.31	0	15	32

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

IV 高等教育の制度の概要

特許の総出願件数についても統計の不完全さはあるものの、1999-00年度には、古い大学で平均25件となっており前年よりも伸びている。合計でも1,259件から1,534件に22%増加している。

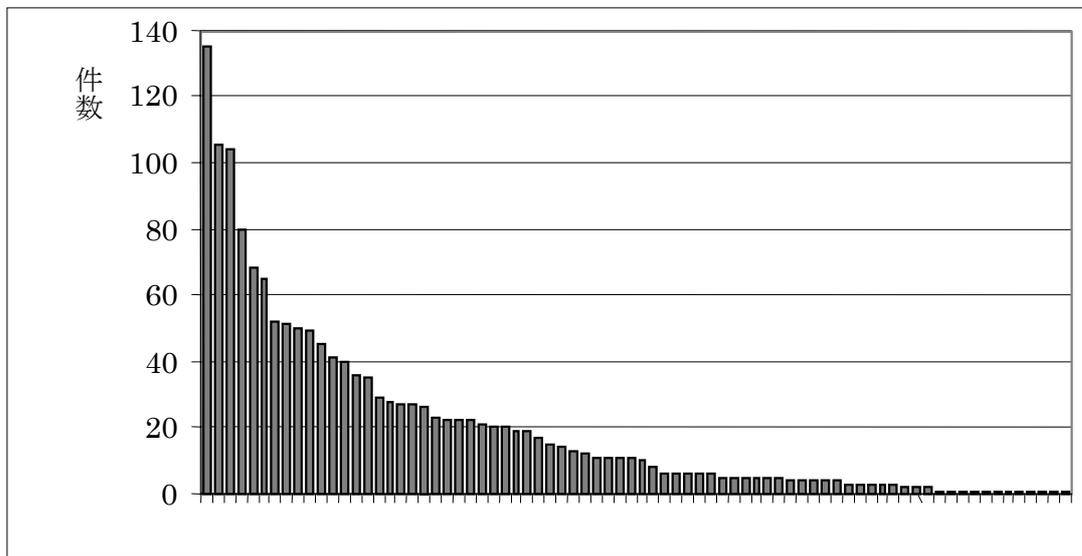
特許の総出願件数

	1998-99年度				1999-2000年度			
	平均値	中央値	最大値	計	平均値	中央値	最大値	計
古い大学	20.62	11.0	116	1,134	25.31	19.0	135	1,392
新しい大学	3.67	2.0	31	121	3.81	2.0	27	122
高等教育カレッジ	0.11	0	2	4	0.51	0	11	20

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

特許の総出願件数を高等教育機関別に整理すると年間100件を超えるところも複数存在している。

高等教育機関別の特許の総出願件数 (1999-00年度)



HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

新規の特許件数に着目すると、1999-00年度には全体で705件となっている。1996-97年度の類似の調査では371件であり、出典が異なるため単純比較は困難であるもののほぼ倍増している。

特許の新規出願件数

	1998-99				1999-2000			
	平均値	中央値	最大値	計	平均値	中央値	最大値	計
古い大学	10.71	6.0	59	557	11.92	6.0	68	620
新しい大学	2.43	1.0	14	68	2.48	1.0	15	67
高等教育カレッジ	0	0	1	3	0.50	0	11	18

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

特許の許可件数で見ると、1998-99年の162件から1999-00年の188件に増加している。

IV 高等教育の制度の概要

特許の許可件数

	1998-99				1999-2000			
	平均値	中央値	最大値	計	平均値	中央値	最大値	計
古い大学	3.02	1	28	136	3.15	1	28	145
新しい大学	0.96	0	12	25	1.27	0	9	38
高等教育カレッジ	0	0	1	1	0.14	0	3	5

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

こうした知的所有権に係るコストを回収するためのライセンス譲渡の状況について見ると、例えば1999-00年度に非ソフトウェアで英国企業に譲渡されたものは238件であり、このうち38.6%は上位5つの高等教育機関が占めている。他の分野では上位5つの高等教育機関の占める割合はさらに高い。

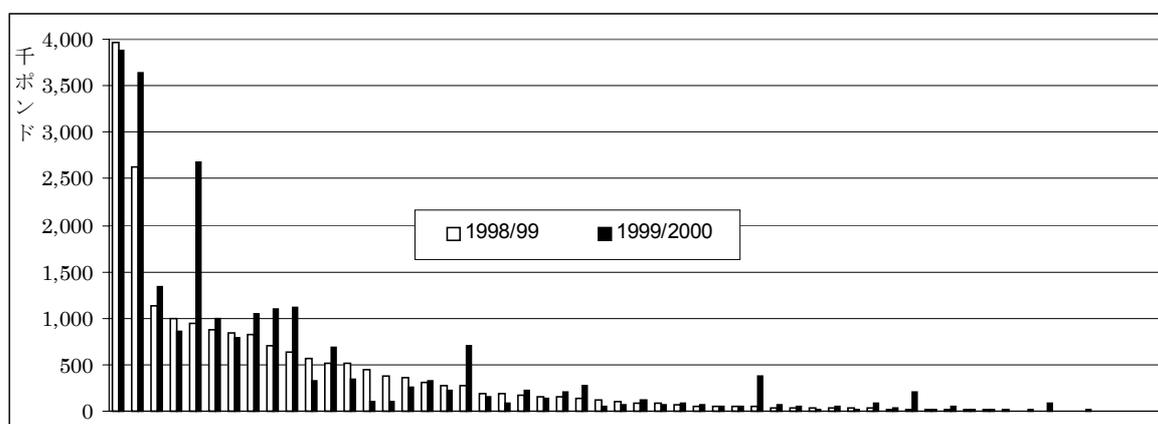
高等教育機関が、その所有する知的所有権を基に譲渡したライセンス件数

	1998-99年度		1999-2000年度	
	計	上位5機関の占める割合	計	上位5機関の占める割合
非ソフトウェアで英国企業にライセンス譲渡したもの	192	37.5%	238	36.6%
非ソフトウェアで他国の企業にライセンス譲渡したもの	73	53.4%	73	45.2%
ソフトウェアで英国企業にライセンス譲渡したもの	147	67.3%	144	56.3%
ソフトウェアで他国の企業にライセンス譲渡したもの	61	68.9%	126	80.9%

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

知的所有権から得た収入を高等教育機関別に見ると、少数の高等教育機関においては多額の収入をもたらしている。

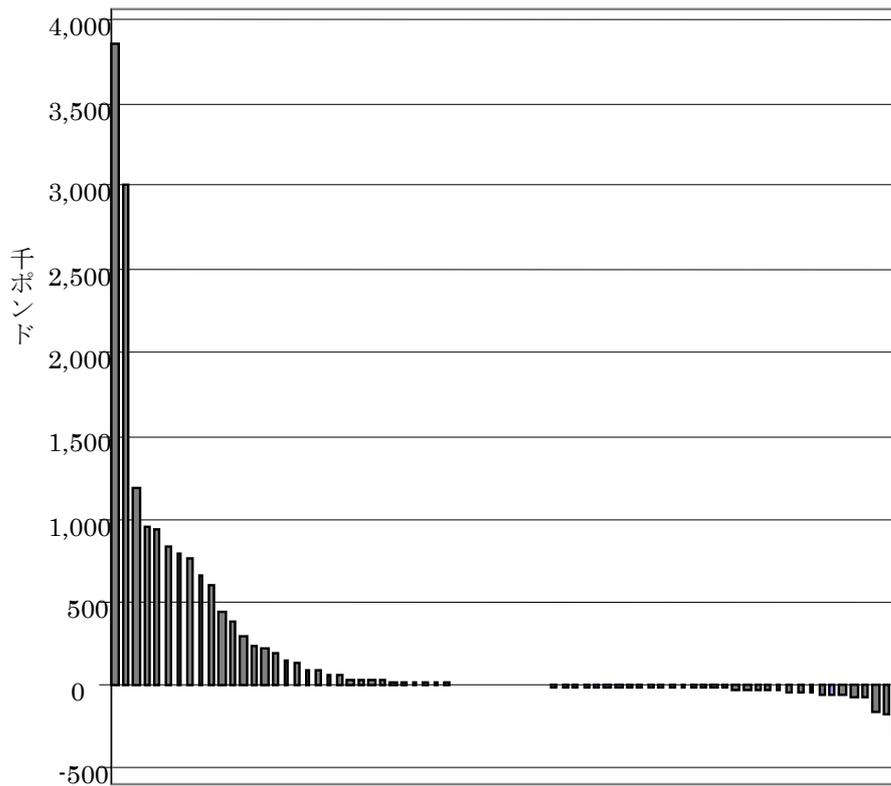
高等教育機関別の知的所有権による収入



HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

ただし、収入から経費を除いた利益に着目すると、知的所有権により実際に利益をあげているところは極めて限られており、利益が100万ポンドを超える高等教育機関は3つ、50万ポンドを超えるところは10にとどまっている。現在の知的所有権が今後、利益をあげるという可能性もあり得るが、現時点では半数の高等教育機関において収入よりも経費が上回っている。

高等教育機関別の知的所有権による利益（収入から経費を除いたもの）



HEFCE 01/68, “Higher education - business interaction survey”

なお、知的所有権に基づく収入の配分は、研究者にインセンティブを与える観点から各高等教育機関によって工夫されている。

知的所有権に基づく収入の配分例

ブリストル大学の場合

総収入	研究者	学部	大学
0-15,000ポンド	70%	15%	15%
15,000-75,000ポンド	50%	25%	25%
75,000ポンドを超える	1/3	1/3	1/3

ベルファースト・クイーンズ大学の場合

総収入	研究者	学部	大学
75,000ポンドを超える	33 1/3%	33 1/3%	33 1/3%

オックスフォード大学の場合（オックスフォードの技術移転会社であるIsisを介さなかった場合）

総収入	研究者	学部	大学
0-50,000ポンド	90%	0%	10%
50,000-500,000ポンド	45%	25%	30%
500,000ポンドを超える	22.5%	37.5%	40%

IV 高等教育の制度の概要

インペリアル・カレッジの場合

総収入	研究者	学部	大学
初めの50,000ポンド	75%	12.5%	12.5%
次の200,000ポンド	50%	25%	25%
250,000ポンドを超える	25%	37.5%	37.5%

ケンブリッジ大学の場合

総収入	研究者	学部	大学
初めの20,000ポンド	90%	5%	5%
次の40,000ポンド	70%	15%	15%
次の40,000ポンド	50%	25%	25%
100,000ポンドを超える	33.3%	33.3%	33.3%

オックスフォード大学の場合（オックスフォードの技術移転会社であるIsisを介した場合）

総収入	研究者	大学の基金	学部	Isis
72,000ポンドまで	63%	7%	0%	30%
72,000-720,000ポンド	31.5%	21%	17.5%	30%
720,000ポンドを超える	15.75%	28%	26.25%	30%

Patent Office, Managing Intellectual Property - A guide to strategic decision-making in universities

④ コンサルティング

民間に対する短期間のコンサルティングも各高等教育機関で見られるところである。コンサルティングを行った高等教育機関の数は1年間で微増しているが、その規模に着目すると25社以下の小規模なところと、100社以上の大規模なところに2極化している。多いところでは、3,185社を対象にコンサルティングを行っている高等教育機関もある。400～900社のコンサルティングを行っているところも複数存在する。

高等教育機関がコンサルティングを行った企業別の件数

コンサルティングを行った企業数	1998/99		1999/2000	
	高等教育機関数	割合	高等教育機関数	割合
0	10	12.7%	10	11.4%
1-25社	19	24.1%	19	21.6%
26-50社	8	10.1%	11	12.5%
51-100社	11	13.9%	10	11.4%
101-200社	18	22.8%	20	22.7%
201社以上	13	16.5%	18	20.5%
計	79	100%	88	100%

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

コンサルティング収入については、全体としては1998-99年度の5,180万ポンドから1999-2000年度の6,020万ポンドに微増している。種類別に見ると、とりわけ古い大学における収入額のばらつきが大きく、中には600万ポンド以上の収入を上げているところもある。新しい大学や高等教育カレッジでは規模は小さいものの一部の高等教育機関が大きな収入を上げていることでは同様である。こうした一部の高等教育機関のために、平均値が中央値を大きく上回っている。

高等教育機関におけるコンサルティング収入の合計（単位：ポンド）

	平均値	中央値	最大値	回答数	計
1998-99					
古い大学	1,345,128	619,414	6,116,000	27	36,318,464
新しい大学	596,419	496,470	2,100,000	22	13,121,239
高等教育カレッジ	85,768	22,357	380,000	28	2,402,516
1999-2000					
古い大学	1,432,274	716,000	6,062,000	27	38,671,416
新しい大学	566,496	397,714	1,700,000	22	17,968,102
高等教育カレッジ	125,949	37,500	503,000	28	3,583,416

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

⑤ スピンオフ、サイエンス・パーク

高等教育機関が研究活動の成果を商業化することを目的として設置するスピンオフ企業(spin-offs)の状況については1999-00年度で199社が設立されており、その以前の5年間の合計が338社（年平均70社弱）であるのと比較すると大きく向上している。199社のうち何らかの形で高等教育機関に所有されているのが183社（92%）である。183社の属する高等教育機関は比較的限定されており、2社以上のスピンオフ企業を持つ高等教育機関は24にとどまっており、その数を合計すると136社となる。

スピンオフ企業の設置に向けての支援体制の状況に着目すると、36%の高等教育機関が学内にインキュベーターを持っており、近隣で提供しているところがさらに13%ある。また、財政的には、高等教育機関又は関連団体が提供するシード・コーン投資を利用できるところが70%に達している。それと比べるとベンチャー・キャピタルの普及度はやや低い。

スピンオフ企業の設置のための支援体制

	高等教育機関が提供 (%)	関連団体が提供 (%)	なし (%)	回答数
学内にインキュベーターを持つ	36.1	9.8	58.2	122
近隣にインキュベーターを持つ	13.4	40.2	50.9	112
サイエンス・パークの施設を提供	18.6	22.9	59.3	118
起業化のための訓練の実施	64.8	13.6	32.0	125
シード・コーン投資の実施	36.6	35.0	39.8	123
ベンチャー・キャピタルの実施	10.1	46.2	49.6	119
ビジネス・アドバイスの提供	76.2	41.5	15.4	130

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

また、英国全体で約60のサイエンス・パーク(science parks)が高等教育機関のキャンパス内又は近隣に設けられている。これは、企業に高等教育機関との共同研究、専門的訓練、その他の知識移転の機会を与えることを目的に設けられている。ほとんどのサイエンス・パークは、企業設立のためのインキュベーター部

ウォーリック大学サイエンス・パーク



IV 高等教育の制度の概要

(incubator unit for start-up companies)を有している。現在、英国全体で1,300の企業がサイエンス・パーク内にある。

⑥ 企業訓練

企業のために特別なコースを設けている高等教育機関も多く見られる。もっとも多いのは単位と関わりのないコースであるが、学位につながるコースを設けているところも少なからず見られる。

特定企業のためにコースを設けている高等教育機関の割合

	古い大学(%)	新しい大学(%)	高等教育カレッジ(%)
学部レベルのモジュール	30.4	47.2	27.9
学部レベルの学位	25.0	50.0	16.3
修士の学位	64.3	66.7	18.6
ディプロマ	42.9	58.3	23.3
単位につながらないコース	67.2	89.2	44.2

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

企業のための訓練を提供する高等教育機関における提供方法の内訳

	古い大学(%)	新しい大学(%)	高等教育カレッジ(%)
ビジネスのための通信教育	55.0	78.4	34.9
職場を中心とした働きながらの訓練	45.0	75.7	26.2
学内における特別の短期コースの提供	83.3	94.6	69.8
企業内での特別の短期コースの提供	70.0	97.3	58.1

HEFCE 01/68, "Higher education - business interaction survey"

10 授業料と学生ローン

(1) 概括

従来、英国の授業料は無償であったが、高等教育の拡大に対応して1998年から学生が授業料を負担する制度が導入されている。その仕組みは、最高1,075ポンドの授業料（1998-99年度の1,000ポンドから始まって、毎年25ポンドずつ値上げされている。2002-03年度には1,100ポンドとなる）と、卒業後に返済するローンの組み合わせとなっている⁴⁵。実務は地方教育当局及び学生ローン・カンパニー(SLC, Student Loans Company Ltd.)が担っている。

SLCは商法上の有限責任会社であり、12人の理事と500人以上の職員からなる。ただし、教育技能大臣及びスコットランド担当大臣が株主であるNDPBでもある。通常のNDPBは法律に設置根拠を有しているが、SLCの場合は直接に法律に根拠を有しておらず「1990年教育（学生ローン）法(Education (Student Loans) Act 1990)」及び「1998年教員・高等教育法」に基づき授業料・ローン制度を実施するに当たって、教育技能大臣がSLCと合意書(memorandum)を結んで事業を実施しているものである。合意書に基づき、理事長及び理事は公募を経て選考された後、教育技能大臣に任命される。

(2) 授業料（フルタイムの学生）

学生が経済的に独立していない場合、保護者の年収（各種控除後の額）をもとに、学生の年間自己負担額（授業料と生活費）が算出される。算出は、学生の居住地の地方教育当局が行う。年収が20,000ポンドに満たない場合は、授業料が全額免除される。

⁴⁵ 授業料徴収については、伝統的に「高等教育は無償」という意識が強く残るとともに、この制度導入が低所得者層の高等教育へのアクセスを妨げているとの認識から、反対意見が根強い。とりわけスコットランドで授業料無償が復活したため、授業料徴収への疑問が高まっている。野党第3党の自由民主党は授業料の廃止を強く主張している。

政府は「授業料導入が、高等教育への進学動向に影響を与えたという証拠はない」と繰り返し述べてきた。しかし、2001年3月・4月の世論調査では、授業料制度の導入に関し「将来的には、大学進学者が減る：63%、増える：5%、大きな影響はない：24%、どちらでもない：1%、わからない：7%」という結果も出ており、ブレア首相も2001年10月の労働党大会において授業料・ローン制度の見直しの検討を表明しており、今後、制度の変更が予想される。

これとは反対の動きとして、授業料の上限を政府が定める現在の仕組みに反対し、各大学が授業料を上乗せして徴収できるようにすることにより、収入増を図りたいとする意向がラッセル・グループ（前述）に属する大学の間から高まっている。2001年の総選挙に当たって、ブランケット教育雇用大臣（当時）は、高等教育へのアクセスを保障する観点からこれに反対し「労働党が総選挙で勝利した場合は、次回議会において授業料上乗せは認めない」としていた。授業料上乗せ問題については今後も大きな焦点になることが予想されている。

IV 高等教育の制度の概要

年収に応じた授業料の減免(2001-02年度)

年収 (ポンド)	授業料の扱い
20,000未満	授業料が全額免除。授業料相当額は、SLCを経由して国が大学に支払う。
20,000-29,784	授業料が一部免除。免除された金額は、SLCを経由して国が大学に支払う。 -年収が20,000ポンドの場合、授業料は45ポンド -年収が20,000ポンドを超える場合は、超過額9.50ポンドごとに授業料が1ポンド追加。(例：20,950ポンドの年収だと、授業料は145ポンド) -ローンは、上限まで借入れ可能(後述)。
29,784を超える	授業料を全額(1,075ポンド)支払う。 ローンの借入れ限度額は、超過額9.50ポンドごとに1ポンド減少(後述)。

DfES, "Financial support for higher education students in 2001/2002, A Guide"

現在の授業料の減免を受けている者の状況は以下のとおり。ただし、2001年の新入生からは授業料が全額免除される基準収入額が2000-01年度の17,800ポンドから20,000ポンドに大きく引き上げられたため、教育技能省では授業料免除者が現在の45%から50%に増えると見込んでいる。

授業料減免の状況(1999/00年度)

	保護者に依存する学生		保護者に依存しない学生		計	
	学生数(千)	割合(%)	学生数(千)	割合(%)	学生数(千)	割合(%)
全額免除	149	37	66	87	215	45
一部免除	91	23	3	4	94	20
全額負担	161	40	7	9	168	35
計	401	100	76	100	478	100

DfEE, "Student Support: Statistics of Student Awards for Higher Education in England and Wales, 1999/2000"

(3) ローンの借り入れ(フルタイムの学生)

生活費のためのローン制度が設けられている。54歳までのフルタイムの学生が対象。過去に高等教育に在学したことのある者も応募可。50-54歳の場合は卒業後に働くことが前提。

学生の生活形態を3パターンに分けて、学生が年間に借り入れ可能なローンの上限が設定されている。学生は、保護者の年収に関わりなく借り入れ最大額の上限の3/4まで借りることが可能であり、残りの1/4については保護者の年収に応じて変動する。借入金は、SLCが本人宛てに3回に分けて送金する。

借り入れ可能なローンの上限(2001/02年度)

	借り入れ最大額	年収に関わりない75%	年収に依存する25%
通常学年レート			
保護者と別に以下の地域で学ぶ場合			
ロンドン在住	4,700ポンド	3,525ポンド	1,175ポンド
ロンドン以外の地域	3,815ポンド	2,860ポンド	955ポンド
保護者と同居する場合	3,020ポンド	2,265ポンド	755ポンド
最終学年レート(夏休みを換算しないため、ローンの上限が通常年より少ない)			
保護者と別に以下の地域で学ぶ場合			
ロンドン在住	4,075ポンド	3,055ポンド	1,020ポンド
ロンドン以外の地域	3,310ポンド	2,485ポンド	825ポンド
保護者と同居する場合	2,635ポンド	1,975ポンド	660ポンド

DfES, "Financial support for higher education students in 2001/2002, A Guide"

この他、大学に通う兄弟姉妹がいる場合、本人が保護者から独立している場合など様々なバリエーションがあるので、以下でそれらも含めて具体例を紹介する。

授業料及びローンの算定の事例

事例A

Aレベル受験の準備をしており、現在は両親と同居。2001-02年度に大学に在籍する家族は彼一人。大学には両親から離れて通う予定（ロンドン以外の地域）。両親の年収は合計35,000ポンド。

【地方教育当局の算定】両親は授業料を全額（1,075ポンド）を支払い、生活費については548ポンドを負担する。したがって、ローンは最大3,267ポンド(=3815-548)借入れ可能。

事例B

Aレベル受験の準備をしており、現在は両親と同居。2001-02年度に大学に在籍する家族は彼女一人。家族から離れてロンドンの大学に通う予定。両親の年収は合計20,000ポンド未満。

【地方教育当局の算定】保護者は授業料及び生活費とも負担しない。したがって授業料は全額免除され、ローンは最大4,700ポンド借入れ可能。

事例C

Aレベル受験の準備をしており、現在は両親と同居。2001-02年度に大学に在籍する家族は彼一人。大学には、ニューキャッスルの自宅から通う予定。両親の年収は合計23,000ポンド。

【地方教育当局の算定】授業料として両親が360ポンドを負担（残りはSLCが負担）し、生活費は負担しない。したがってローンは最大3,020ポンド借入れ可能。

事例D

上級GNVQ受験の準備をしており、現在は両親と同居。2001-02年度は兄も大学に在学。大学には両親から離れて通う予定（ロンドン以外の地域）。両親の年収合計は42,000ポンド。

【地方教育当局の算定】両親は授業料を全額（1,075ポンド）負担すると算定。兄の授業料についても、全額負担すると算定。両親の負担分の残り210ポンド(42,000-20,000×2=2,000。2,000ポンド超過により210ポンド負担)は、子ども二人で等分されるので、ローンは最大3,710ポンド(=3,815-210÷2)借入れ可能。

事例E

24歳であり、両親とは3年以上離れて暮らしている。その間、フルタイムで働いてきたが、2001-02年度からフルタイムで大学に入学することとした。在学中もアルバイトはする予定であり、両親とは離れて暮らす（ロンドン以外の地域）。

【地方教育当局の算定】3年以上自活してきたので、両親からの負担はない。本人も授業料は支払う必要はない。ローンは最大3,815ポンド借入れ可能。

DfES, "Financial support for higher education students in 2001/2002, A Guide"

ローン制度の利用状況は以下の通り。現行制度と旧制度が並存することに留意する必要がある。

ローン利用状況（2000-01年度）

	現行制度	旧制度	計
ローン利用数（千件）	665.5	93.5	759.0
ローン総額（百万ポンド）	2,063.8	135.3	2,199.0
ローン平均額（ポンド）	3,100	1,450	2,900
ローン適用可能者数（千人）	821.2	154.6	975.8
ローン利用率（%）	81	60	78

DfEE, "Student Support: Statistics of Student Loans for Higher Education in United Kingdom - Financial Year 2000-01 and Academic Year 2000/01"

IV 高等教育の制度の概要

(4) 手続き

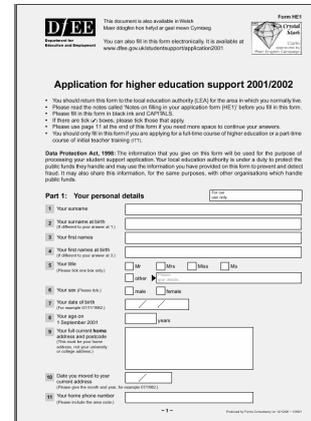
授業料及びローンの手続きは以下の通り⁴⁶。

応募の手続き

1月～ 高等教育への進学希望者は、自分の住む地域の地方教育当局（高等教育機関の所在地の地方教育当局ではない）から高等教育支援申請書(Application for higher education support)を入手。

高等教育支援申請書に、住所、年齢、保護者から独立しているかどうか、結婚しているかどうか、出身地、英国住民であるかどうか、保護者の氏名・住所、志望大学・学部、学歴・職歴、等の情報を記入して、地方教育当局に提出。

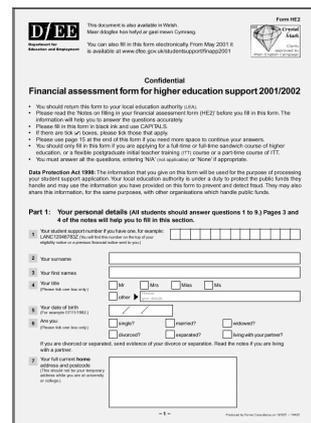
地方教育当局は、申請書をチェックし、授業料と生活費に関する支援があり得るかどうかを通知。支援ができると認められた場合は、財務申請書(Financial assessment form for higher education support)を送付。

The image shows the 'Application for higher education support 2001/2002' form. It includes instructions for completion, a data protection act notice, and 'Part 1: Your personal details' which contains fields for name, address, date of birth, sex, marital status, and current home address.

高等教育支援申請書

4月～ 財務申請書を受け取った者は、志望先の高等教育機関・学部、他の補助金の受給、本人の年収・控除額（見込み）、扶養家族補助の申請希望の有無、保護者の氏名・住所・年収・控除額（前年度）、等の情報を記入して、地方教育当局に提出。
（新学期開始の時点でローンを得るようにするためには、遅くとも6月18日までに提出）

地方教育当局は、財務申請書をチェックし、財務通知書(Financial Notice)を送付し、授業料として本人（又は保護者）が負担すべき額、ローンの借入れ上限額を通知。あわせてSLCへのローン申込書(Loan Request Form)を送付。

The image shows the 'Financial assessment form for higher education support 2001/2002' form. It includes instructions, a data protection act notice, and 'Part 1: Your personal details' which contains a student support number field, name, address, date of birth, sex, marital status, and current home address.

財務申請書

6月～ ローン申込書を受け取った者は、必要事項を記入して、SLCに送付。

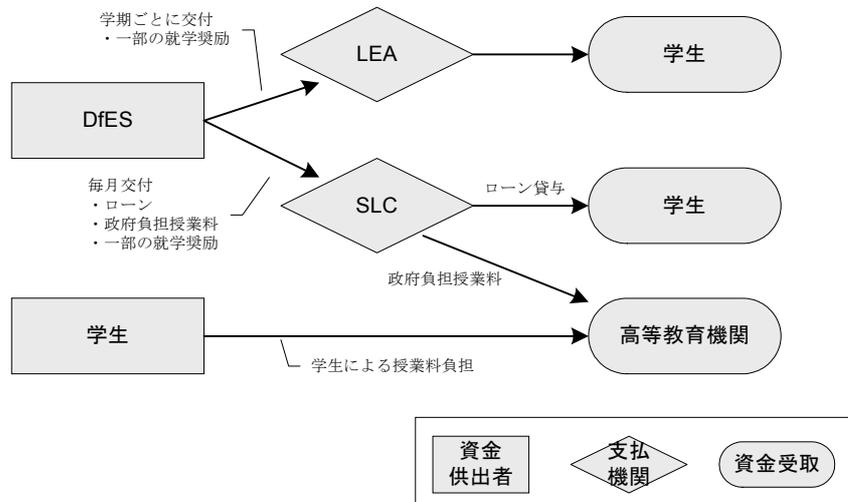
新学期開始 学生に対し、SCLより、第一回目のローン貸与。

DfES, "Financial support for higher education students in 2001/2002, A Guide"

⁴⁶ HEFCE担当者は「地方教育当局を制度に絡ませることで、制度が著しく複雑になっており、大学から見て手間も多い。大学もHEFCEから一括して交付された方が楽だろう」と述べている。教育技能省担当者は「歴史的経緯もあり、ノウハウを有する地方教育当局が担っている」と述べている。

授業料及びローンに関して、資金の流れは以下の通りとなる。

授業料・ローン制度における関係機関の役割



DfES提供

(5) ローンの返還方法の設定

卒業後、年収が10,000ポンドを超えた時点から、その10,000ポンドを超過した額の9%を毎月返済する（10,000ポンドの上限については、今後、平均年収の変動等により、適宜見直されることとなっている。なお、総返済額は、借入額にインフレ率上昇分を加える）。

返済は、SLCが内国歳入庁(Inland Revenue)に対し、対象者を通報することによってなされる。企業で働く場合は給与から差し引かれ、自営業の場合は確定申告の際に徴収される。内国歳入庁が徴収した返済金は、教育技能省を経由して財務省に納付される。

ローンの返済額の例

年収	月返済額	収入に占める割合
～10,000ポンド	0	—
11,000ポンド	7ポンド	0.8%
12,000ポンド	15ポンド	1.5%
15,000ポンド	37ポンド	3.0%
17,000ポンド	52ポンド	3.7%
20,000ポンド	75ポンド	4.5%

DfES, “Financial support for higher education students in 2001/2002, A Guide”

(6) パートタイム学生の場合

フルタイムと異なり授業料は高等教育機関ごとに異なる。54歳までのパートタイム学生（50-54歳の場合は卒業後に働くことが前提）の場合は、年収等が要件を満たすと年間最大500ポンドのローンの借入れが可能。

(7) 就学奨励

扶養家族がいる場合や障害を持つ場合等を対象に、別途、生活費補助等の就学奨励措置が設けられている。また、都市部の教育困難地域における教育水準の向上を目的として、DfESが実施している「エクセレンス・イン・シティ(Excellence in Cities)」の事業地域から大学進学進学を希望する場合は、2,000ポンドの奨学金に応募することができる(6,000人が対象)。

(8) 大学院の授業料

大学院の場合は、教員養成課程を除くと学部レベルのような授業料やローンを通じたサポートは存在しない。通常の授業料は年間2,805ポンドであるが、大学や学問分野により異なる。MBAの場合は4,200ポンドから19,000ポンドまで幅があるが、おおよそ8,000-12,000ポンドのところが多い。

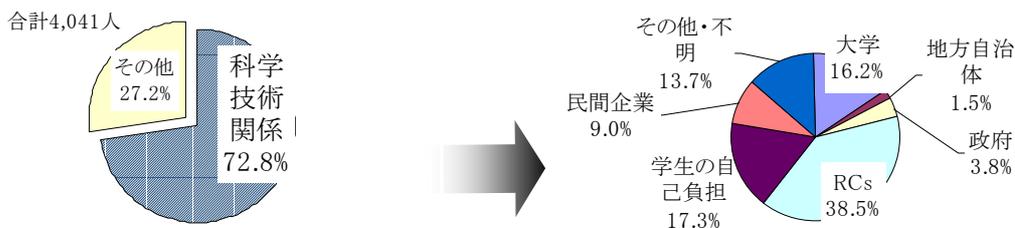
大学院では学部のような国による特別なローン制度は存在しないものの、リサーチ・カウンシルによる奨学金に応募することが多い。また、一般の奨学金に応募する、自分でローンを組む、パートタイム学生として働きながら学ぶ、などの方法を取っているようである。

科学技術関係(science, engineering and technology)の大学院生の授業料負担者(奨学金支給状況)の内訳については、科学技術庁により公表されており、その状況は以下のとおり。フルタイム・パートタイム別、博士課程、修士(研究)課程、修士(教育)課程に分けて整理した。フルタイム、とりわけ博士課程の場合については、リサーチ・カウンシルからの奨学金が大きなウェートを占めている。

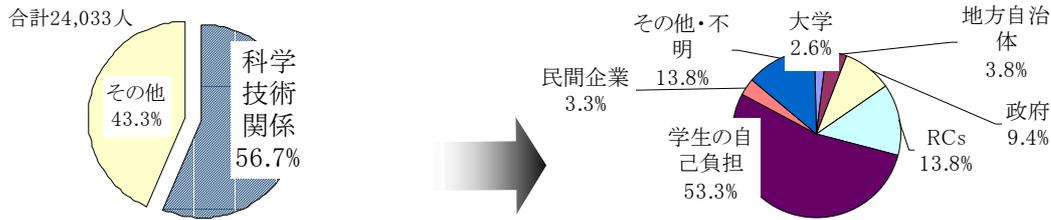
大学院の新規入学者のうち、科学技術関係の学生の割合と、それらの学生の授業料負担者の内訳 (フルタイム・博士課程) (1998/99年度)



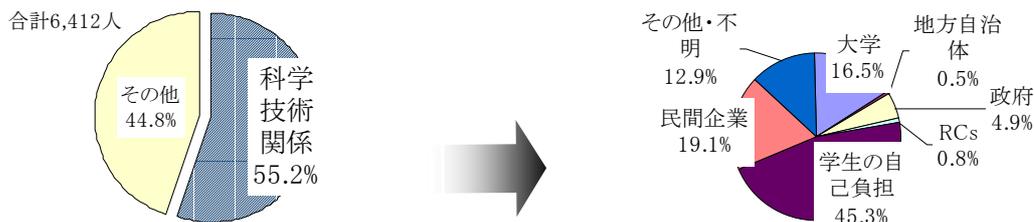
大学院の新規入学者のうち、科学技術関係の学生の割合と、それらの学生の授業料負担者の内訳 (フルタイム・修士(研究)課程) (1998/99年度)



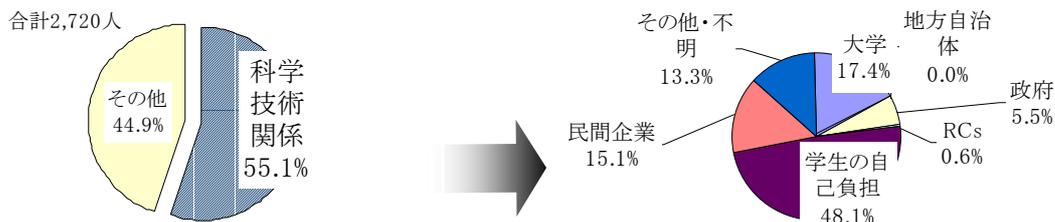
大学院の新規入学者のうち、科学技術関係の学生の割合と、それらの学生の授業料負担者の内訳
(フルタイム・修士(教育)課程)(1998/99年度)



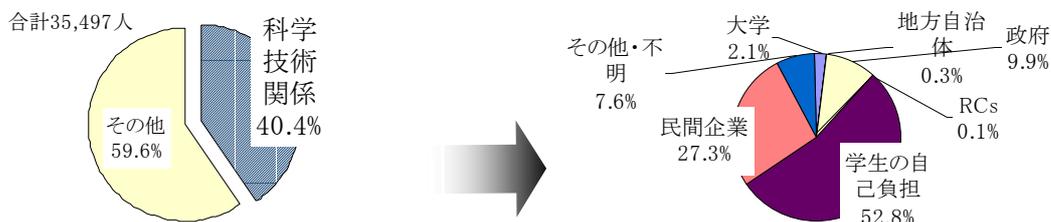
大学院の新規入学者のうち、科学技術関係の学生の割合と、それらの学生の授業料負担者の内訳
(パートタイム・博士課程)(1998/99年度)



大学院の新規入学者のうち、科学技術関係の学生の割合と、それらの学生の授業料負担者の内訳
(パートタイム・修士(研究)課程)(1998/99年度)



大学院の新規入学者のうち、科学技術関係の学生の割合と、それらの学生の授業料負担者の内訳
(パートタイム・修士(教育)課程)(1998/99年度)



OST, "SET Statistics 2001"

(9) 教員養成課程の授業料の特例

教員不足を反映して、教員養成課程に関する各種の特例が設けられている。

2000年からPGCE(前述)の課程の授業料は免除されるとともに、6,000ポンドの訓練給(training salary)(週当たり150ポンド)が給付されることとなった。さらに課程修了後、公立の中等学校の英語、数学、理科、現代外国語、デザイン・技術又

IV 高等教育の制度の概要

は情報教育の教員となると「ゴールデン・ハロー(Golden Hello)」という4,000ポンドのボーナスが支給されることとなった。

一方、学部レベルの場合は、学生は他の学部と同様に1,075ポンドまでの授業料を負担する。ただし、パートタイムの教員養成課程における授業料は、フルタイムと同様に1,075ポンドを上限とする授業料減免制度が設けられている。

なお、学部レベル及びPGCEにおいて、数学、理科、現代外国語、デザイン・技術、情報技術、地理、音楽及び宗教教育を専攻する場合は、最高5,000ポンド（25歳以上の場合は7,500ポンド）が支給される奨学金も用意されている（所得審査あり）。

(10) スコットランドの授業料の扱い

スコットランドは独自の議会を持つとともに教育制度も異なるが、2000年より授業料無償化が復活されており英国の授業料制度が2分化されている。本制度により、スコットランド在住の者がスコットランドの高等教育機関にフルタイムの学部学生として入学する場合は、授業料を要しないこととなった。これは英国外のEU各国からの入学者にも適用される。スコットランドの学生には家計の収入に応じた奨学金も支給される。ただし、イングランド、ウェールズ、北アイルランド在住の者がスコットランドの高等教育機関に入学する場合は授業料を支払う必要が生じる。スコットランド在住の学生がイングランド、ウェールズ、北アイルランドの大学に進学する場合は1,075ポンドまでの授業料を支払う必要が生じる。

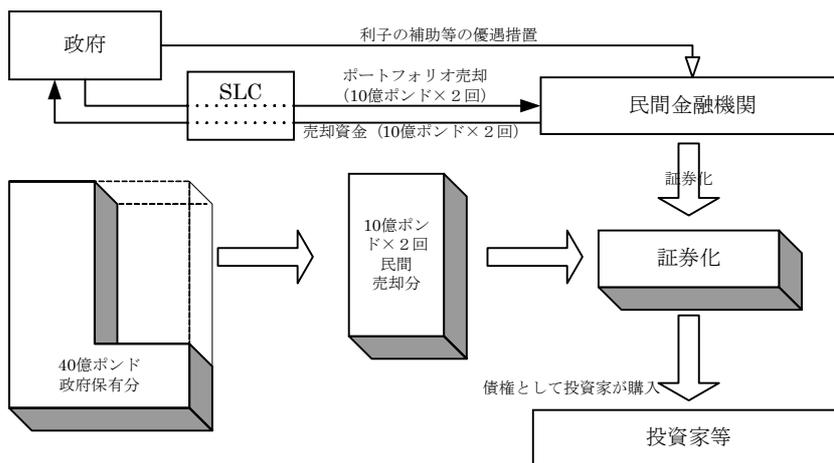
(11) 学生ローンの証券化

政府保有のローンの縮小（リスク移転）及び政府の財源確保を目的として「1998年教育（学生ローン法）（Education (Student Loans) Act 1998）」により学生ローン（旧制度）の一部が政府から民間に売却されている。

この制度により、全体で約60億ポンドあった学生ローンのポートフォリオのうち、1998年に1,020,002,397ポンド（485,376人のローン）、1999年に1,030,007,294ポンド（388,544人のローン）が売却対象となっており、購入した金融機関（1回目と2回目では異なる）が証券化している。売却されたローンについては金融機関がSLCに対して回収を委託しており、ローン返済者にとっては引き続きSLCが返済先であり、また返済条件等にも何ら変化は生じていない。

政府はポートフォリオを購入した金融機関に対し、①学生ローンの貸出金利に上乗せするために、利子の補助を行う、②高度障害や死亡等の理由でローン返済が免除された者が生じた場合にその免除分を政府が負担する、③貸し倒れとなったローンについて全体の4.75%を上限に政府が負担する、という形で優遇を行っている。

学生ローンの証券化の概略



Nikko Principal Investments Japan Ltd.の資料を基に筆者作成

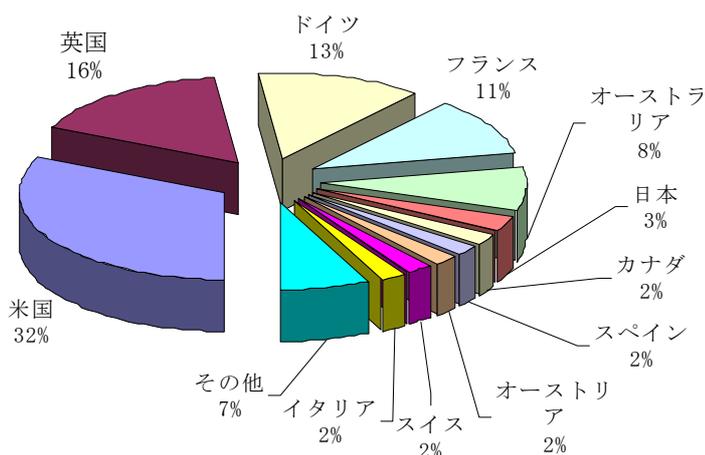
SLCの担当者の話では、現時点では非売却部分である40億ポンドについては当面売却する予定はないものの、最終的にはすべて売却される可能性も否定できないとのことである。

1.1 留学生の受入

(1) 留学生数

英国は米国に次いで世界第2の留学生受入国であり、留学生のあり方は高等教育制度の中で大きな位置付けを占めている。

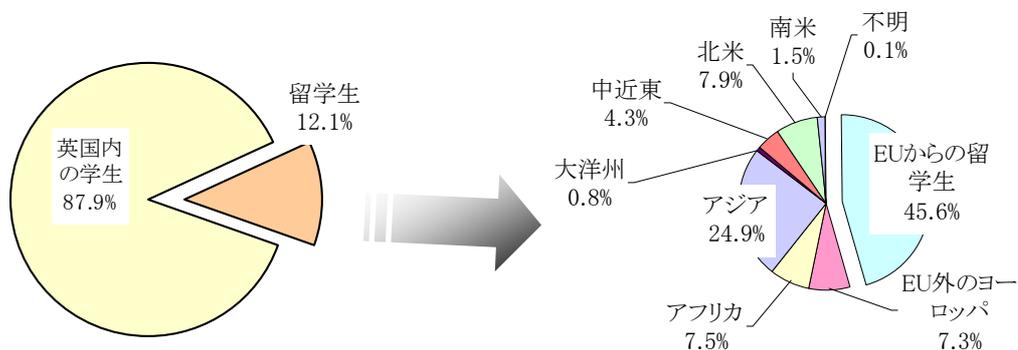
留学生の受入のさかんな国（1998年）



OECD, “Education at a Glance - Highlights”

英国の高等教育機関に通う学生のうち約12%（22万4,660人）は留学生（うち、英国外のEUから来ている者が10万2,510人、それ以外の者が12万2,150人）となっている。留学生の割合を出身地域別に見ると、英国外のEUからの留学生が全体の45.6%を占めており、その他の地域としては、アジア、北米、アフリカ、EU外のヨーロッパが多い。

英国の高等教育機関の学生に占める留学生の割合（1999-00年度）



HESA, “Higher Education Statistics for the United Kingdom 1999/2000”

さらに、このうち多くの留学生を送り出している国としては、ギリシア、アイルランド共和国、ドイツ、フランス、米国、マレーシアが挙げられ、いずれも1万人以上の留学生を送り出している。日本は第10位となっている。

英国への留学生の上位15カ国（1999-00年度）

	国名	計	大学院	第一学位	その他
1	ギリシア	29,580	11,180	17,580	820
2	アイルランド共和国	13,930	3,660	7,430	2,840
3	ドイツ	13,750	4,420	5,700	3,630
4	フランス	12,910	3,720	5,380	3,810
5	米国	11,470	4,510	1,600	5,360
6	マレーシア	10,140	3,190	6,650	300
7	香港	8,380	3,780	4,300	290
8	スペイン	7,780	2,010	3,200	2,570
9	中国	6,310	4,190	1,380	740
10	日本	6,150	2,840	2,050	1,260
11	イタリア	6,080	2,590	2,040	1,460
12	シンガポール	5,460	1,830	3,490	140
13	ノルウェー	4,060	850	2,930	270
14	スウェーデン	3,950	950	2,350	640
15	台湾	3,790	2,650	940	200

HESA, "STUDENTS in Higher Education Institutions 1999/2000"

留学生の出身国の推移を見てみると、ほとんどの国から安定した人数の留学生が来ているものの、中国からの留学生の急増（18位→13位→9位）、マレーシア及びシンガポールからの留学生数の減少（それぞれ2位→5位→6位、9位→9位12位）が見られる。

留学生出身国上位15カ国の順位の推移（括弧内はその年度における順位）

国名	1997-98	1998-99	1999-00
1 ギリシア	25,602 (1)	28,605 (1)	29,580 (1)
2 アイルランド共和国	15,894 (3)	15,144 (2)	13,930 (2)
3 ドイツ	13,037 (4)	13,568 (3)	13,750 (3)
4 フランス	12,844 (5)	13,254 (4)	12,910 (4)
5 米国	10,117 (6)	10,981 (6)	11,470 (5)
6 マレーシア	17,380 (2)	12,632 (5)	10,140 (6)
7 香港	7,977 (7)	8,289 (7)	8,380 (7)
8 スペイン	7,220 (8)	7,660 (8)	7,780 (8)
9 中国	2,883 (18)	4,017 (13)	6,310 (9)
10 日本	5,332 (10)	5,686 (11)	6,150 (10)
11 イタリア	5,254 (11)	5,748 (10)	6,080 (11)
12 シンガポール	6,081 (9)	6,016 (9)	5,460 (12)
13 ノルウェー	3,731 (12)	4,055 (12)	4,060 (13)
14 スウェーデン	3,341 (13)	3,698 (14)	3,950 (14)
15 台湾	3,233 (15)	3,570 (15)	3,790 (15)

HESA, "STUDENTS in Higher Education Institutions 1997/98", "1998/99", "1999/2000"

(2) 留学生の授業料

留学生については、EUからの留学生とそれ以外の学生とで授業料の取り扱いが異なっているため、それぞれに分けて考察する必要がある。

IV 高等教育の制度の概要

2つを分けるメルクマールは、高等教育への進学時点で3年以上英国又はEUに在住していたかどうかである。もっぱらフルタイムの学習を受けることを目的に英国又はEUに在住していた者は、通常、英国又はEU在住者として扱われないことに留意する必要がある。

EUからの留学生の授業料は、英国人学生と同じ最高1,075ポンドであり、保護者の収入に応じた減免措置がある。ただし、英国人学生のようなローン制度は適用されない。

EU以外からの留学生に対する授業料については、各高等教育機関が独自に設定することができる⁴⁷。

留学生を対象とする年間授業料（2001-02年度）

		講義中心	実験中心	臨床中心	MBA
学部					
平均	第1四分位数	6,500	6,939	17,512	
	中央値	6,900	8,375	17,700	
	第3四分位数	7,298	9,500	18,178	
分散	第5百分位数	5,867	6,353	16,804	
	第95百分位数	8,868	10,608	20,450	
大学院（教育）					
平均	第1四分位数	6,650	7,161	15,705	7,875
	中央値	7,100	8,755	17,534	9,000
	第3四分位数	7,350	9,500	18,003	11,488
分散	第5百分位数	6,000	6,498	11,259	6,888
	第95百分位数	8,700	10,333	20,450	18,350
大学院（研究）					
平均	第1四分位数	6,650	7,250	17,048	
	中央値	7,083	8,775	17,660	
	第3四分位数	7,350	9,500	18,100	
分散	第5百分位数	6,000	6,500	11,334	
	第95百分位数	8,249	9,995	20,450	

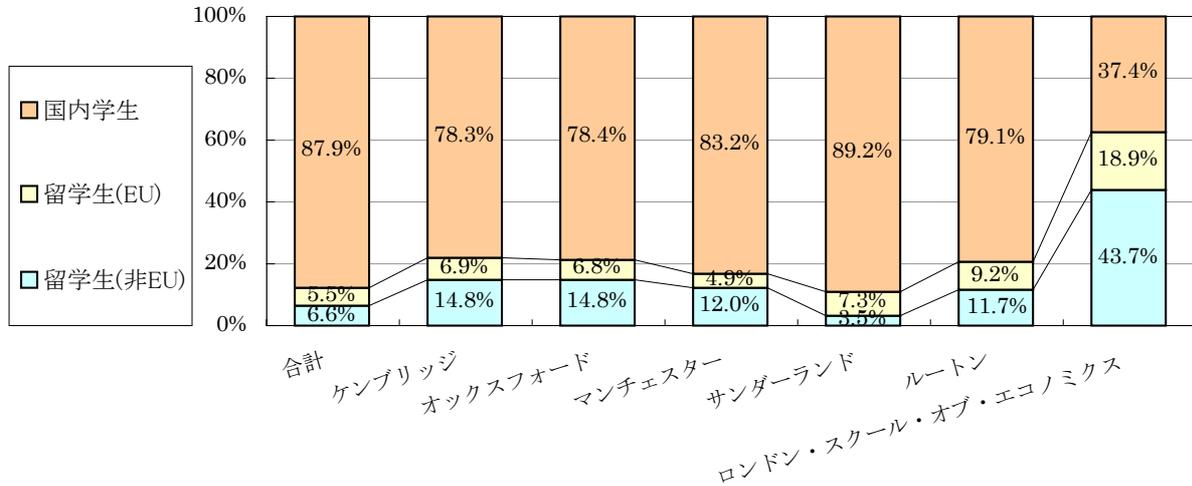
University UK, “Survey of tuition fees for international students 2001-2002”

47 各高等教育機関とも留学生の獲得には非常に熱心である。この背景には、高等教育の国際化を進めるためという理念的な問題とは別の、財政的事情の方が大きい。すなわち、①国内学生については、学生定員を遵守する必要がある（定員以上の学生を入学させると政府の交付金が削減される）一方で、留学生に関しては、高等教育機関の判断で受入者数を定めることができる、②政府が高等教育への支出を抑制する中で、留学生の授業料については高等教育機関が独自に決定することができるとともに、その全額が自らの収入となるからである。また、語学力や学力に不足のある留学生に対して英語学校や入学前基礎コース(foundation course)を提供することで、さらなる収入増につなげている。

ただし、高等教育機関によっては、留学生の獲得に熱心な結果、必要な学力水準に満たない留学生を入学させているという噂や、学生の半分が留学生となった結果、図書館をはじめとする施設設備の狭隘化や教育研究水準の低下が嘆かれているという問題が生じている。いわゆる有名大学の関係者は「大学の水準を下げても留学生を増やすことは、結局、大学の評価の下落につながり、かえって留学生数や産学連携の機会を減らすことになるため、能力の高い学生しか入学させていない」と述べるが、現場の教員からは著しい留学生数増に対する不満が聞かれる。

また、EU以外のからの留学生数は政府の制約を受けないため、学生のうち留学生の占める割合は高等教育機関により大きく異なる。留学生が全学生の半分を超えるところもある。

いくつかの高等教育機関の学生内訳 (1999-00年度)

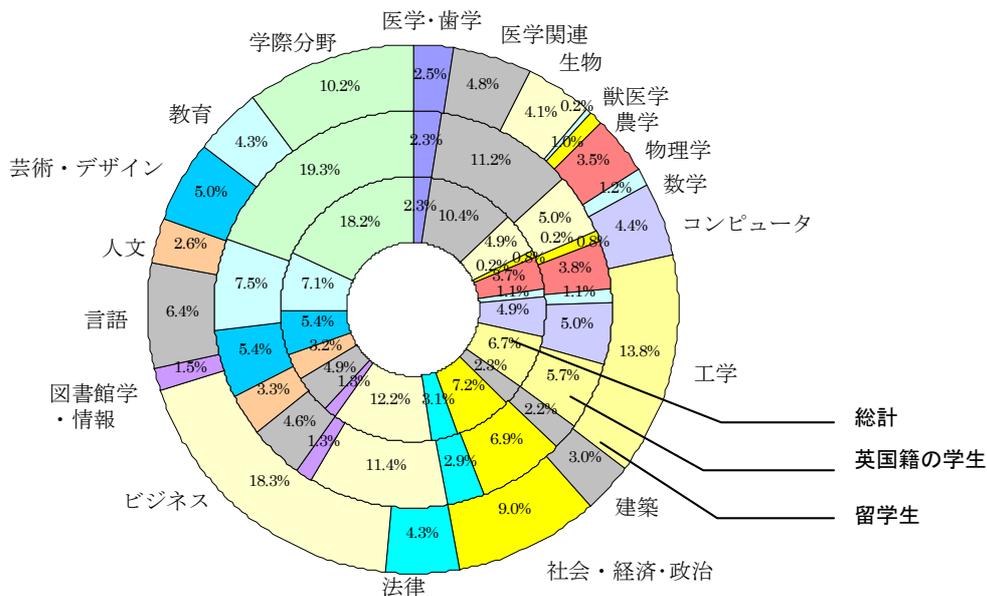


HESA, "Higher Education Statistics for the United Kingdom 1999/2000"

(3) 留学生の専攻分野

学生全体を通じた専攻別内訳を見ると、多いものとしては、学際分野、ビジネス、医学関連、社会・経済・政治、教育、工学が挙げられる。一方、留学生に限った専攻別内訳を見ると、ビジネス、工学、学際分野、社会・経済・政治が高い割合を占めている。また、留学生と英国籍学生の専攻分野を比べると、留学生の場合は、工学、社会・経済・政治、法律、ビジネスにおいて高い割合が見られ、逆に、医学関連、教育の割合が少ない。

学生の専攻分野別割合 (1999-00年度)



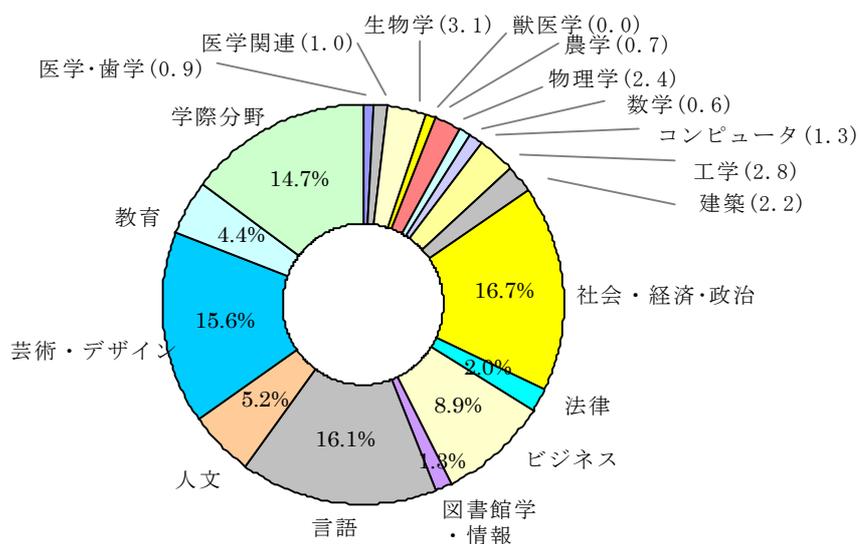
HESA, "STUDENTS in Higher Education Institutions 1999/2000"

IV 高等教育の制度の概要

日本から英国に留学する学生の専攻分野の上位について見ると、社会・経済・政治、言語、芸術・デザイン、学際分野、ビジネスとなっている。

これを留学生全体の傾向と比べると、例えば、工学、コンピュータ、生物学、物理学のように、いわゆる理科系の割合が少なく、一方、社会・経済・政治、言語、芸術・デザインの割合が高い。また、留学生全体としては高い割合を有するビジネスについては、日本ではその割合は比較的低い。

日本からの留学生の専攻分野別割合（1998-99年度）



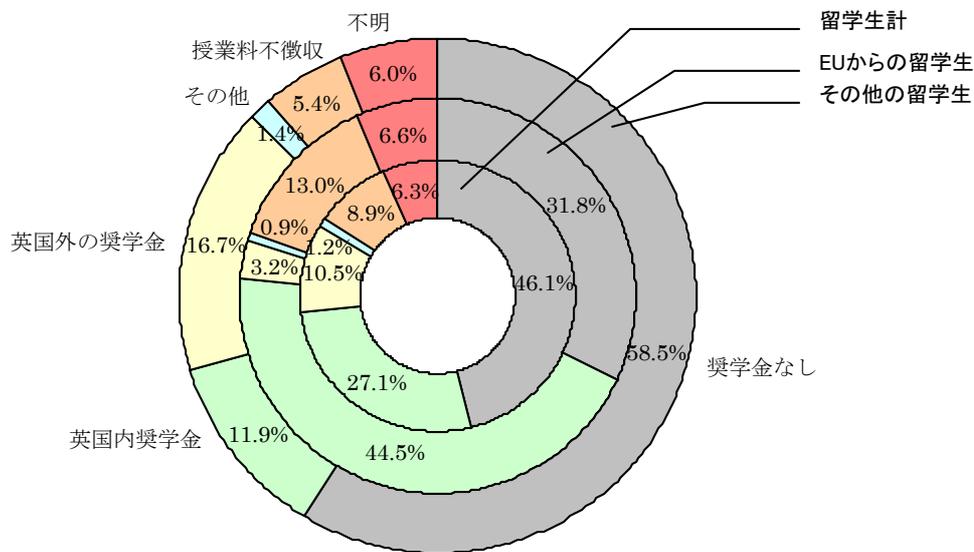
HESA提供

(4) 奨学金の有無

留学生全体では、46.1%の学生が特段の奨学金を得ていない一方、奨学金を得ている者は37.6%となっている。

また、EUからの留学生には、奨学金のない者が比較的少ない(31.8%)とともに、英国からの奨学金を得ている者が多い(44.5%)という傾向がある。EU以外からの留学生については、奨学金を得ていない者が半数を超える(58.5%)とともに、英国外からの奨学金を得ている者が多く(16.7%)、英国からの奨学金を得ている者が少ない(11.9%)。

留学生の奨学金の有無の内訳 (1998/99年度)



HESA提供

(5) 留学生の受入の拡大政策

政府は、英国への高等教育機関への留学生を、1999年時点の約20万人から、さらに5万人増やす計画を発表している。このため、

- ・学生ビザ発給の迅速化
- ・留学生がアルバイトをしやすくするようビザの見直し
- ・ブリティッシュ・カウンシルによる世界中への情報提供の拡大
- ・国費留学生制度の充実 (定員は2,000人に満たず、極めて一部の学生のみ)

の施策が発表されている。

なお、米国の大学をはじめとする海外の大学との競争に勝ち残り、海外からの学生獲得をさらに進めるため、インターネットを通じて教育を提供する電子大学(eUniversities)構想も、2000年2月にブランクett教育雇用大臣(当時)によって発表されている(前述)。

1 2 学生の卒業後の状況

(1) 卒業後の就職状況

第一学位取得者の卒業半年後の就職状況は以下の通りである。

英国全体における第一学位取得者の卒業半年後の就職状況（1999-00年度の卒業生）

	人数	割合
フルタイムの英国人学生で第一学位取得者	209,881	
特定調査のため除いた者の残り	207,234	
回答者数・回収率	168,756	81.4%
(内訳)		
就職	115,347	68.4% ①
未就職	9,244	5.5% ②
就学	32,336	19.2% ③
就職先を探しているが何らかの職業・勉強等を行っている	10,063	6.0%
調査対象外（旅行中・病気等）	1,610	1.0%

HEFCE 01/21, “Indicators of employment”

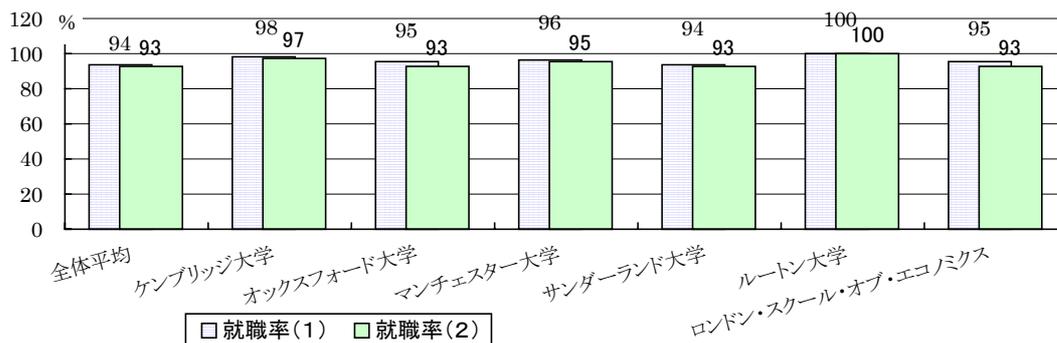
就職率の算定については、上記統計に基づいて以下の2種類の値が使用されている。

英国全体における第一学位取得者の就職率の算定式及び値（1999-00年度の卒業生）

$$\text{就職率 (1)} = \frac{100 \times (\text{①} + \text{②})}{\text{①} + \text{②} + \text{③}} = 94.1\% \quad \text{就職率 (2)} = \frac{100 \times \text{①}}{\text{①} + \text{②}} = 92.6\%$$

HEFCE 01/21, “Indicators of employment”

いくつかの高等教育機関の就職率（1999-00年度）



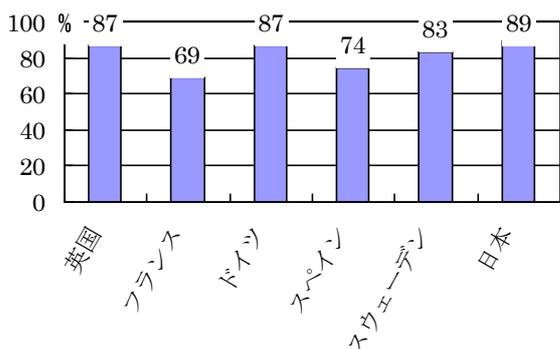
HEFCE 01/21, “Indicators of employment”

(2) 卒業生の意識等の調査

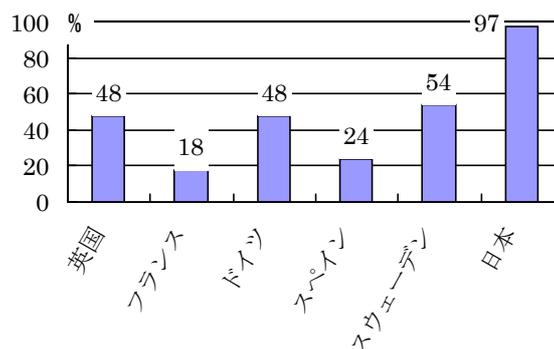
HEFCEが発表した「英国の卒業生の就職：ヨーロッパ及び日本との比較(The employment of UK graduates: comparisons with Europe and Japan)」は、ヨーロッパ及び日本の1994/95年度の卒業生の状況を1998年に調査している。以下抜粋する。

卒業生の意識等に関する各国比較の概要

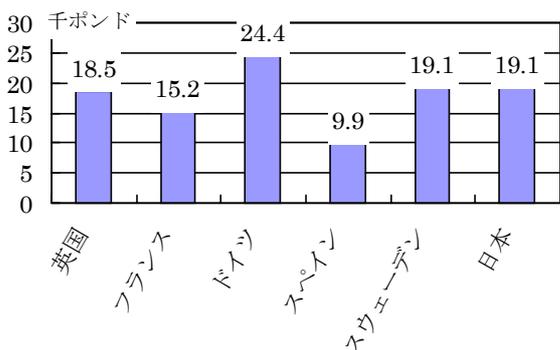
卒業後3年後の就職率



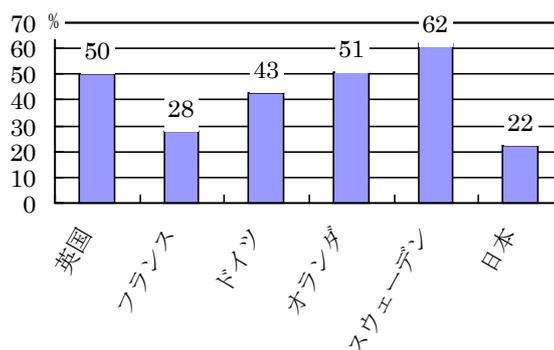
卒業前から就職活動を始めた者の割合



年収の中央値



大学で獲得した知識・技能の就職後の活用度



卒業時に有していたと学生が判断する能力の上位10項目

英国		ヨーロッパ		日本	
1	学習能力	1	学習能力	1	誠実さ
2	独力で仕事ができる	2	集中力	2	集中力
3	文書作成能力	3	独力で仕事ができる	3	適応性
4	チームワーク	4	文書作成能力	4	責任感
5	プレッシャー下で働く	5	誠実さ	5	学習能力
6	正確性	6	特定分野の知識	6	特定分野の知識
7	集中力	7	責任感	7	職場への適応
8	口頭処理能力	8	批判的思考	8	独創力
9	問題解決能力	9	適応性	9	忍耐力
10/11/12	独創力、適応性、忍耐力	10	忍耐力	10	チームワーク

HEFCE 01/38 “The employment of UK graduates: comparisons with Europe and Japan”

1.3 教員

(1) アカデミック・スタッフ数

フルタイムのアカデミック・スタッフの人数は以下の通り。

英国の高等教育機関の教員数(1999-00年度)

		給与の出所		計
		高等教育機関 が負担	外部収入に 依存	
教授(Professors)	男	9,460	860	10,310
	女	1,220	150	1,360
上級講師・研究者 (Senior lecturers and researchers)	男	14,990	1,530	16,530
	女	4,210	780	4,980
講師(Lecturers)	男	23,900	2,360	26,260
	女	13,460	1,940	15,410
研究者(Researchers)	男	3,700	15,390	19,090
	女	2,360	10,240	12,600
その他	男	3,040	1,340	4,380
	女	2,000	880	2,880
計		78,330	35,470	113,790

HESA, "Resources of Higher Education Institutions 1999/2000"

(2) 人材育成

高等教育機関におけるアカデミック・スタッフや一般職員に係る人材育成は、各高等教育機関に委ねられているが、「高等教育人材育成局(HESDA, Higher Education Staff Development Agency)」が各高等教育機関からの拠出金及び政府からの交付金を受けて、学長レベルから新任職員を対象とするものまで、研修の実施や人材育成に関する情報提供を行っている。HESDAはUniversity UK (CVCPが名称変更したもので、意識すると「英国大学長協会」)の下部機関のような位置付けを持つ有限責任会社(company limited by guarantee)。

(3) 給与

教員の雇用形態は各高等教育機関によって異なるが、大きく、1992年以前の古い大学(old universities)とそれ以降の新しい大学(new universities)に分けて整理できる。

University UKの下部機関である「大学・カレッジ雇用協会(UCEA, Universities and Colleges Employment Association)」が教員組合と交渉を行う。組合は、古い大学の職員と新しい大学の職員に分かれており、古い大学では「大学教員組合(AUT, Association of University Teachers)」が該当し、新しい大学では「全国高等教育・継続教育教員組合(NATHFE, National Association of Teachers in Higher and Further Education)」が該当する。交渉の主要事項は教員給与であり、毎年話し合いにおいて全国的な給与ガイドラインが定められている。給与体系は、古い大学と新しい大学とでは異なるものが作成されるが、ガイドラインは実際には目安として使用されるに過ぎず、もちろん使用しないことも可能である。また、組合に加入していない教員もいるため、その場合も適用されないことが想定される。なお、教授以上の給与については俸給表のようなものではなく、事実上、大学と本人との直接の交渉事項となっている。

古い大学の給与ガイドライン

Spinal point	Salary on 1-Sep-01	Academic		Admin/library/Computer		Other Related		Research					
4	£17,451			Grade 1		Grade 1		Grade IB	#				
5	£18,471					Bar			*				
6	£19,486	***											
7	£20,267	Lecturer A		Grade 2		Grade 2		Grade II	Grade IA				
8	£21,290												
9	£22,299												
10	£23,141												
11	£24,193												
12	£25,203	Lecturer B		Grade 3	Grade 3	Grade 3	Discretionary points	Grade II	Grade III				
13	£26,229												
14	£27,273									Discretionary points			
15	£28,319												
16	£29,414									Grade 4	Grade 4	Grade 4	Discretionary points
17	£30,514												
18	£32,215												
**20	£33,820	Discretionary points	Senior lecturer	Grade 5	Grade 5	Grade 5	Discretionary points	Grade III	Grade III				
21	£34,900												
22	£35,995												
23	£37,111												
24	£38,221												
25	£39,183		Discretionary points	Discretionary points	Discretionary points	Discretionary points	Discretionary points	Discretionary points	Discretionary points				
26	£40,176												
27	£41,319												
		Professorial Minimum		Grade 6 Minimum		Grade IV Minimum							
		1-Sep-01 £39,004		1-Sep-01 £39,004		1-Sep-01 £39,004							

Notes:

* Age 27 point

Minimum appointment level for staff with PhD (4)

** Point 19 was deleted with effect from 1.4.91

*** Point 6 was deleted from the bottom of the Lecturer A scale with effect from 01.04.01

AUT, "Pay and conditions"

IV 高等教育の制度の概要

新しい大学の給与ガイドライン

Grade	Scale point	1 September 2001 £ p.a.	Grade	Scale point	1 September 2001 £ p.a.	Grade	Scale point	1 September 2001 £ p.a.
Lecturer	6*		Principal Lecturer	0	30,519	Researcher B	1	16,574
	7	19,191		1	31,393		2	17,437
	8	20,052		2	32,265		3	18,315
	9	20,932		3	33,132		4	19,191
	10	21,800		4	34,009		5	20,052
	11	22,676		5	34,876		6	20,932
	12	23,546		6	35,747		7	21,800
	13	24,417		7	36,627		8	22,676
	14	25,287		8	37,502		9	23,546
15	26,163	9	38,373	10	24,417			
							11	25,287
Senior Lecturer)	24,417	Researcher A	1	11,335	HOD Minimum		26,304
	0	25,287		2	12,207	Part Time Hourly Rates	I/II/III	27.92
	1	26,163		3	13,082		IV	23.8
	2	27,036		4	13,957		V	17.42
	3	27,901		5	14,823			
	4	28,772		6	15,694			
	5	29,656						
	6	30,519						
	7	31,393						
8	32,265							

London Weighting London weighting rates will increase by 2.25% from 1 July 2001 and a further 2% from January 2002.

* The discontinuation of scale points 3, 4 & 5 for lecturing staff (effective 1 September 2000) was recommended to subscribers as part of the 2000/01 pay award. The deletion of a further point (sc. 6), with effect from 1 August 2001, was agreed as part of the 2001/02 settlement.

AUT, "Pay and conditions"

学長の年収及びスタッフの給与状況 (学長の年収の上位20大学及びケンブリッジ・オックスフォード)

順位	大学	学長	学長の年収 (ポンド) (2000/01)	昨年度からの上昇率	年収5万ポンド以上のスタッフ数 (人)	年収10万ポンド以上のスタッフ数 (人)
1	Open University	J. Daniel	309,000	102.0%	94	1
2	LBS	J. Quelch	308,000	15.8%	59	50
3	Bristol	J. Kingman	252,000	98.4%	153	14
4	Imperial	R. Sykes/R. Oxburgh	242,000	77.9%	293	49
5	University of East London	F. Gould	189,000	58.8%	26	0
6	London Institute	W. Stubbs	181,000	24.8%	38	3
7	Bath	D. VandeLinde	176,000	20.5%	55	3
8	Aston	M. Wright	171,000	6.2%	45	0
9	London Hygiene Tropical Med.	A. Haines	166,000	10.3%	47	2
10	Nottingham Trent	R. Cowell	165,000	16.2%	73	0
11	Birmingham	M. Irvine	163,000	9.4%	213	29
12	Edinburgh	S. Sutherland	161,000	3.2%	256	19
13	Cranfield	F. Hartley	160,000	5.3%	102	5
13	LSE	A. Giddens	160,000	10.3%	115	2
15	King's College London	A. Lucas	158,000	1.9%	340	78
15	UWE	A. Morris	158,000	10.5%	24	0
17	Sheffield	B. Boucher/G. Roberts	157,000	5.4%	159	15
17	Glasgow	G. Davies	157,000	6.1%	227	29
19	Leeds	A. Wilson	156,000	7.6%	231	19
19	UCL	C. Llewellyn Smith	156,000	4.0%	468	77
19	Uni. of Wales Coll. of Medicine	I. Cameron	156,000	12.2%	145	1
19	Dundee	A. Langlands	156,000	14.7%	114	12
51	Cambridge	A. Broers	129,000	2.4%	293	28
80	Oxford	C. Lucas	117,000	24.2%	238	31

THES

(4) 他の勤務条件

AUTとNATHFEでは、その他の勤務条件についても目安を作成している。古い大学の多くでは、雇用契約に勤務時間の定めはない（伝統的に教員は研究、教育、事務に充てる時間について裁量を有している）。一方、新しい大学については、総労働時間については定めないものの、教育時間が最大週18時間（又は年間550時間）となっているようである。

サバティカル休暇や研究休職の扱いについては、各高等教育機関の判断となっている。兼業の扱いについても各高等教育機関の判断事項である。

古い大学における勤務条件に関する例

	バーミンガム	ブラドフォード	ブリストル	シェフィールド	UCL
勤務時間	特定せず	特定せず。	特定せず。	特定せず。	特定せず。
教育に充てる時間	学科ごとに定める。新規職員は少なめ。	年間300時間。教授以上の者は、これより少ない。	学科ごとに定める。	慣習と経験による。	学科ごとに定める。新規職員は少なめ。
研究休職	必要に応じて。通常3年勤務後、1学期間。	フルタイムの者について、6年勤務後に1年間。	必要に応じて。	フルタイムの者について、4年勤務後に1学期間。	必要に応じて。通常7年勤務後に1学期間。
外部収入					
手続き	許可必要。通常年間30日まで。	許可必要。	許可必要。	許可必要。	許可必要。
コンサルタント業	大学が収入の一定割合を得る。	検討中。現在は個々の研究者がすべての収入を得る。	年間20日以内であれば許可を要しない。収入については規定なし。	大学が収入の30%を得る。	通常、週1日までに限られる。収入は個々の研究者はすべてを得る。
特許収入	大学が最大50%を得る。	検討中。勤務時間中になされたものについて、大学が一定割合を得る。	大学が最大66%を得る。	検討中。現在は個々の研究者がすべてを得る。	大学が最大55%を得る。
印税	個々の研究者がすべての収入を得る（ソフトウェアを除く）	許可を要しない。	個々の研究者がすべての収入を得る。	個々の研究者がすべての収入を得る。	個々の研究者がすべての収入を得る。

AUT

1 4 高等教育機関の評価手法

(1) RAEによる研究評価

① 概括

2001年12月14日、英国の高等教育機関を対象とする研究評価(RAE, Research Assessment Exercise)の結果が公表された。これは、英国の各地域の高等教育機関に資金配分を行う4つのファンディング団体(前述)が合同で実施するものであり、1986年に開始され、4～5年ごとに実施されている。今回は第5回目の評価であった(前回は1996年)。

RAEは、政府から高等教育機関への研究的経費の配分額を決定する重要な要素であるとともに、高等教育機関の外部評価として極めて高い関心を持たれているところ概要以下の通り。なお、データは、<http://www.rae.ac.uk/>で閲覧可能。RAEの結果に基づく資金配分の方法については前述。

② 研究分野の分類

評価に当たっては、以下の68の研究分野(UoA, Units of Assessment)ごとに実施する。

RAEの評価のための研究分野の分類

1 Clinical Laboratory Sciences	24 Statistics and Operational Research	47 Asian Studies
2 Community-based Clinical Subjects	25 Computer Science	48 European Studies
3 Hospital-based Clinical Subjects	26 General Engineering	49 Celtic Studies
4 Clinical Dentistry	27 Chemical Engineering	50 English Language and Literature
5 Pre-Clinical Studies	28 Civil Engineering	51 French
6 Anatomy	29 Electrical and Electronic Eng.	52 German, Dutch and Scandinavian
7 Physiology	30 Mechanical, Aeronautical and Manufacturing Engineering	53 Italian
8 Pharmacology	31 Mineral and Mining Engineering	54 Russian, Slavonic and East European Lang.
9 Pharmacy	32 Metallurgy and Materials	55 Iberian and Latin American Lang.
10 Nursing	33 Built Environment	56 Linguistics
11 Other Studies and Professions Allied to Medicine	34 Town and Country Planning	57 Classics, Ancient History, Byzantine and Modern Greek Studies
12 Biochemistry (RAE2001では欠番)	35 Geography	58 Archaeology
13 Psychology	36 Law	59 History
14 Biological Sciences	37 Anthropology	60 History of Art, Architecture and Des.
15 Agriculture	38 Economics and Econometrics	61 Library and Information Management
16 Food Science and Technology	39 Politics and International Studies	62 Philosophy
17 Veterinary Science	40 Social Policy and Administration	63 Theology, Divinity and Religious Studies
18 Chemistry	41 Social Work	64 Art and Design
19 Physics	42 Sociology	65 Communication, Cultural and Media
20 Earth Sciences	43 Business and Management Studies	66 Drama, Dance, and Performing Arts
21 Environmental Sciences	44 Accountancy	67 Music
22 Pure Mathematics	45 American Studies	68 Education
23 Applied Mathematics	46 Middle Eastern and African Studies	69 Sports-Related Subjects

RAE, "A Guide to the 2001 Research Assessment Exercise"

③ 評価委員会の設置

評価は、学問分野ごとの評価委員会(Assessment Panels) (各チーム9-18人、基本的には大学教員であり一部は産業界からも招聘) により検討されるピア・レビュー(peer review) (専門家による相互評価) の方式が採用されている (一つの評価委員会が複数の研究分野を担当するエリアもあるため、評価委員会の数は60となる。また、分野によっては分科会も設けられる (例: 「法律」における「スコットランド法」の分科会))。委員長(Chair)は、前回 (1996年) の評価委員会からの推薦を受けてファンディング団体が合同で任命する。委員の選考は、広く各界からの推薦を受けた後、委員長の助言を得ながらファンディング団体が行う。

RAEの評価委員会の構成員例 (化学)

委員長(Chair)		Prof Malcolm L H Green	University of Oxford
Prof Jim Feast	University of Durham	Prof Julia Higgins	Imperial College
幹事(Panel Secretary)		Prof Philip J Kocienski	University of Glasgow
Ms Lisa Brooks	Univ. of Central Lancashire	Dr Paul Leonard	Intellectual Property Institute
委員(Panel Members)		Prof Jeremy Sanders	University of Cambridge
Dr Simon F Campbell	Private Individual	Prof John P Simons	University of Oxford
Prof David C Clary	University College London	Prof A Townshend	University of Hull
Prof Peter Edwards	University of Birmingham		

RAE, "Membership of Assessment Panels"

また、すべての委員会において海外の研究者の助言を考慮することが義務づけられており、評価の国際的比較における信頼性・客観性を保証している。300人近くの海外の研究者が参加。

④ 各大学の提出物

各高等教育機関は、どの研究分野に応募するかを自ら決定する。今回は173の高等教育機関 (研究分野別の延べ数で見ると2,598) が参加し、2001年4月に各機関から研究状況に関する資料が提出された。

提出資料の概要

カテゴリー	詳細
職員に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> すべてのアカデミック職員に関する概要 研究職員の詳細 研究サポート職員、リサーチ・アシスタント
研究業績に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 各研究者からの業績資料を最大4点
記述資料	<ul style="list-style-type: none"> 研究環境、組織、方針についての情報 研究推進のための戦略
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> 研究資金の収入額 研究関連の学生数 研究関連の奨学金数 研究関連の学位数

RAE, "A Guide to the 2001 Research Assessment Exercise"

とりわけ重要なのが、評価対象とする研究者の業績資料 (書籍、論文、パフォーマンス等) のリストである (研究者ごとに最大4点提出することができ、全体で約48,000人の研究者が提出)。高等教育機関では、全研究者の業績資料を提出してもよ

IV 高等教育の制度の概要

いし、高い評価を得ると見込まれる研究者のみの業績資料を提出することも可能である。研究者のどの業績資料を提出するかも任意である。

⑤ 評価方法

評価委員会は、提出資料の情報を基に、どれだけの割合の研究者が業績資料を提出したかも踏まえながら判定を行う。この評価結果がファンディング団体からの研究的経費の配分に当たって重要な役割を果たす（前述）。

7段階の評価の概要

評価結果	評点
5*	提出された研究成果の半数を超えるものが世界的水準、残りも国内で優れた水準。
5	提出された研究成果の半数以下が世界的水準、残りも事実上すべてが国内で優れた水準。
4	提出された研究成果が、事実上すべて国内で優れた水準。世界的水準であることを示す証拠もいくつかある。
3a	提出された研究成果の2/3を超えるものが国内で優れた水準。世界的水準であることを示す証拠もいくつかあると思われる。
3b	提出された研究成果の半数を超えるものが国内で優れた水準。
2	提出された研究成果の半数以下が英国内で優れた水準。
1	提出された研究成果において国内で優れたものが皆無又は事実上皆無。

RAE, "A Guide to the 2001 Research Assessment Exercise"

⑥ 結果の公表例

評価結果は、まず、68の学問分野別に公表される。公表内容は、今回の評価結果、研究者の中で評価対象とした者の割合及びその人数となっている。

学問分野ごとの評価例（アジア研究の場合）

高等教育機関	2001年の結果	1996年の結果(参考)	評価対象とした研究者の割合(*)	評価対象とした研究者数(人)
University of Cambridge	5*	5	B	14.0
De Montfort University	4	3b	A	4.8
University of Durham	4	5	C	6.0
University of Hull	5	4	A	9.0
University of Leeds	5	4	C	13.4
Liverpool Hope	3b	n/a	C	2.0
University College Northampton	3a	n/a	A	1.0
School of Oriental and African Studies	5	4	B	32.0
University of Oxford	5*	5*	B	22.8
University of Sheffield	4	3a	D	12.5
University of Westminster	5	3a	E	2.0
University of Edinburgh	5	4	B	7.0
University of Stirling	3a	3a	C	3.0

(*)研究者の割合
 A: 95-100%
 B: 80-94.9%
 C: 60-79.9%
 D: 40-59.9%
 E: 20-39.9%
 F: 20%未満

RAE, "2001 Research Assessment Exercise: The Outcome"

学問分野ごとの評価例（歴史の場合）

高等教育機関	2001年の結果	1996年の結果(参考)	評価対象とした研究者の割合(*)	評価対象とした研究者数(人)
Anglia Polytechnic University	3a	3b	C	6.0
Bath Spa University College	3b	3a	A	8.0
Birkbeck College	5*	5	A	22.5
University of Birmingham	5	5/4	B	28.1
Bolton Institute of Higher Education	3b	2	D	3.0

IV 高等教育の制度の概要

高等教育機関	2001年の 結果	1996年の 結果 (参考)	評価対象とした 研究者の割合 (*)	評価対象とし た研究者数 (人)
University of Bristol	4	5	A	25.0
University of Cambridge	5*	5*	A	81.2
Canterbury C. C. University College	3a	3a	A	9.0
University of Central Lancashire	4	3a	A	16.3
Chester College of Higher Education	3b	2	C	5.6
University College Chichester	3a	3b	A	6.5
De Montfort University	4	3b	B	19.4
University of Durham	5*	5	A	26.0
University of East Anglia	5*	5	B	25.5
Edge Hill College of Higher Education	3b	3b	C	8.0
University of Essex	5	4	A	19.3
University of Exeter	5	4/3a	A	25.5
University of Gloucestershire	3a	2	C	6.0
Goldsmiths College	4	4	B	10.5
University of Greenwich	3a	n/a	A	5.5
University of Hertfordshire	5	2	B	6.0
University of Huddersfield	5	3a	A	12.0
University of Hull	5	5	A	23.6
Imperial College	5	5	A	8.0
Keele University	5	4	A	19.0
University of Kent at Canterbury	4	4	B	21.0
King Alfred's College, Winchester	4	3b	C	7.6
King's College London	5*	5*	A	19.0
Kingston University	4	3b	B	10.8
Lancaster University	4	4	A	24.5
University of Leeds	5	5	B	28.5
University of Leicester -History	5	4	A	17.0
University of Leicester -Economic and social history	4	5	B	17.0
University of Liverpool	5	4/3a	B	27.0
Liverpool Hope	3b	2	C	7.0
Liverpool John Moores University	4	3b	B	6.3
Institute of Commonwealth Studies	4	5	A	2.6
Institute of Historical Research	4	4	A	28.2
London School of Economics -Economic history	5	5*	A	17.4
London School of Economics -International history	5*	5	B	17.0
London Guildhall University	3a	4	B	11.0
University of Luton	4	2	C	5.5
University of Manchester	5	5	B	40.5
Manchester Metropolitan University	3a	3b	C	12.5
Middlesex University	3b	3b	C	6.5
University of Newcastle	4	4	A	19.0
University College Northampton	4	2	B	13.1
University of North London	3a	3a	B	7.0
University of Northumbria	3a	3a	C	11.8
University of Nottingham	4	4	A	21.0
Nottingham Trent University	3a	2	B	8.0
Open University	4	5	C	20.0
School of Oriental and African Studies	5*	5*	B	23.5
University of Oxford	5	5*	A	131.0
Oxford Brookes University	5*	4	A	12.0
University of Portsmouth	4	3b	C	12.5
Queen Mary, University of London	5	4	B	18.6

IV 高等教育の制度の概要

高等教育機関	2001年の 結果	1996年の 結果 (参考)	評価対象とした 研究者の割合 (*)	評価対象とし た研究者数 (人)
University of Reading	4	4	B	22.6
Royal Holloway, University of London	5	5	A	32.0
St Martin's College	3a	2	D	7.0
St Mary's College	3a	3a	C	8.5
University of Sheffield	5	5	B	23.0
Sheffield Hallam University	5	4	B	9.0
University of Southampton	5	4	A	27.0
Staffordshire University	3b	3b	C	5.0
University of Sunderland	4	3b	C	10.0
University of Surrey Roehampton	5	3a	B	7.8
University of Sussex	4	5	A	23.3
University of Teesside	5	3a	C	12.0
Thames Valley University	3b	2	A	1.0
Trinity & All Saints	4	3b	D	4.0
University College London	5	5*	A	32.0
University of Warwick	5	5*	A	37.6
University of West of England, Bristol	4	3a	B	17.8
University of Westminster	3a	3b	B	6.5
University of Wolverhampton	4	3a	B	12.0
University College Worcester	3a	2	C	6.5
University of York	5	4	A	38.0
York St John College	3a	2	D	3.5
University of Aberdeen	4	3a	B	21.0
University of Dundee	5	3a	B	13.0
University of Edinburgh	5	5/4	B	42.8
University of Glasgow	5	4/3a	B	40.8
Glasgow Caledonian University	4	2	C	4.0
University of St Andrews	5	5	B	34.0
University of Stirling	5	4	A	16.0
University of Strathclyde	4	5	B	16.0
University of Glamorgan	3a	2	C	8.0
University of Wales, Bangor	4	3a	B	13.0
University of Wales, Swansea	4	3a	A	20.0
University of Wales, Aberystwyth	4	4	A	21.3
Cardiff University	5	4	A	27.0
University of Wales, Lampeter	4	3b	A	6.0
The Queen's University of Belfast	5	4	B	24.0
University of Ulster	4	5	B	17.0

学問分野ごとの評価例（物理学の場合）

高等教育機関	2001年の 結果	1996年の 結果 (参考)	評価対象とした 研究者の割合 (*)	評価対象とし た研究者数 (人)
University of Bath	4	4	A	24.0
University of Birmingham	5	5	B	52.6
University of Brighton	3a	1	A	1.0
University of Bristol	5	5	A	47.0
University of Cambridge	5*	5*	A	138.9
University of Central Lancashire	4	3a	B	16.2
City University	4	N/a	A	2.0
University of Durham	5	5	A	55.0
University of Exeter	5	4	A	20.0
University of Hertfordshire	4	4	B	22.0
Imperial College	5*	5	A	99.8
Keele University	3a	3a	B	16.5

IV 高等教育の制度の概要

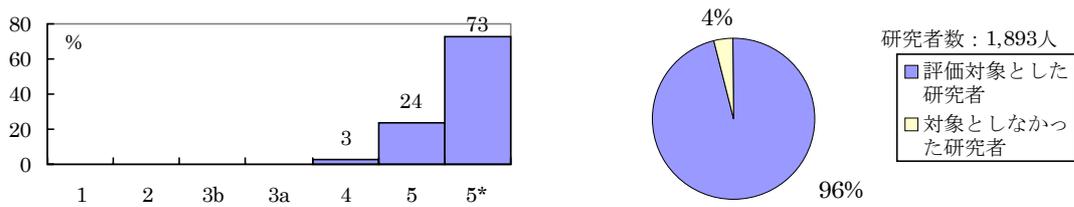
高等教育機関	2001年の 結果	1996年の 結果 (参考)	評価対象とした 研究者の割合 (*)	評価対象とし た研究者数 (人)
University of Kent at Canterbury	3a	3a	C	17.2
King's College London	4	4	B	16.5
Lancaster University	5*	3a	A	20.8
University of Leeds	5	5	A	39.6
University of Leicester	5	5	A	41.0
University of Liverpool	5	5	A	35.2
Liverpool John Moores University	4	4	A	16.0
Loughborough University	4	3a	C	7.0
University of Manchester	5	5	A	59.0
University of Manchester Institute of Science & Technology	4	4	A	31.3
University of Newcastle	4	4	B	14.5
University of Nottingham	5	4	A	31.8
Open University	3a	3b	C	20.0
University of Oxford	5*	5*	A	155.6
University of Plymouth	3a	n/a	C	3.0
Queen Mary, University of London	5	4	B	49.0
University of Reading	4	4	B	18.3
Royal Holloway, University of London	5	4	B	21.0
University of Sheffield -Physics and astronomy	5	4	B	24.0
University of Sheffield -Medical Physics and clinical eng	5	4	A	4.0
Sheffield Hallam University	3a	n/a	F	2.0
University of Southampton	5*	4	B	30.7
University of Surrey	5	4	A	28.0
University of Sussex	5	3a	A	21.7
University College London	5	5	B	84.4
University of Warwick	5	4	A	30.3
University of York	4	4	B	22.0
University of Edinburgh	5	5	B	64.8
University of Glasgow	5	4	B	40.7
Heriot-Watt University	4	4	A	31.3
University of Paisley	3a	1	B	7.0
University of St Andrews	5	4	B	27.0
University of Strathclyde	4	4	A	45.7
University of Wales, Swansea	5	4	A	11.6
University of Wales, Aberystwyth	4	4	A	15.3
Cardiff University	5	4	A	23.0
Armagh Observatory	4	4	A	8.0
The Queen's University of Belfast	5	5	A	55.0

RAE, "2001 Research Assessment Exercise: The Outcome"

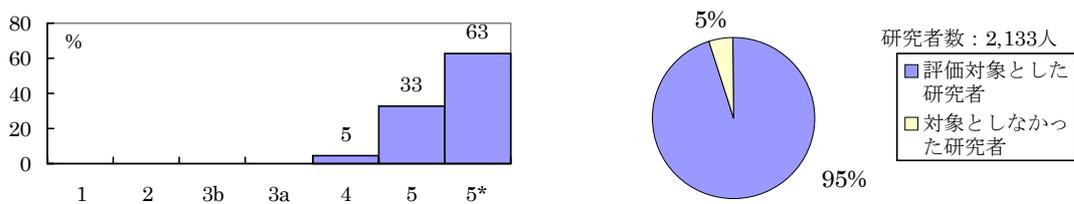
また、高等教育機関ごとの資料も示される。評価対象とした研究者が、どの評価結果を得た研究ユニットに属しているかを割合別に示した棒グラフ、研究者の総数、評価対象とした研究者の割合を示す円グラフが掲載されている。

IV 高等教育の制度の概要

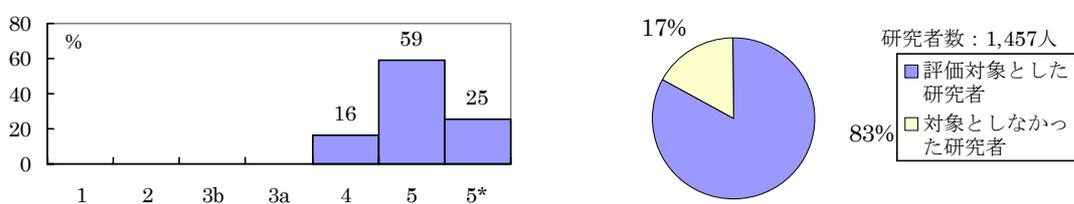
高等教育機関ごとの評価結果例（ケンブリッジ大学の場合）



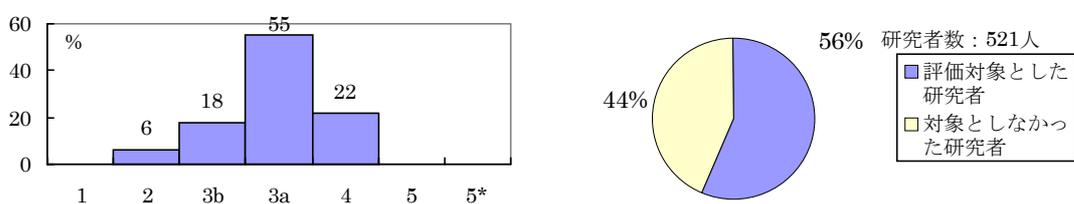
高等教育機関ごとの評価結果例（オックスフォード大学の場合）



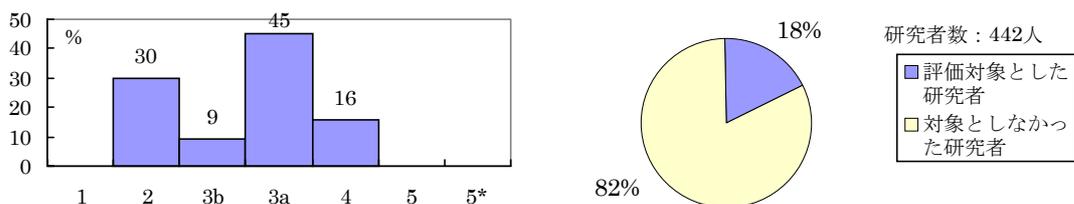
高等教育機関ごとの評価結果例（マンチェスター大学の場合）



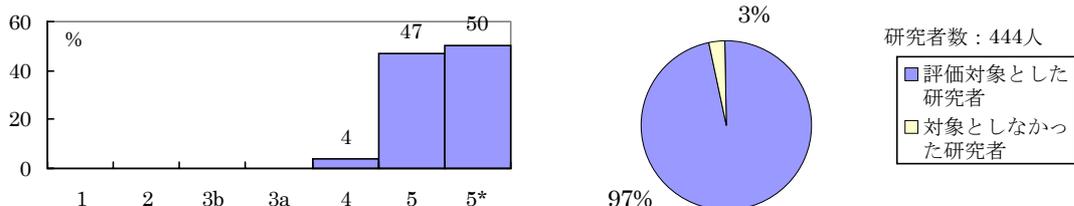
高等教育機関ごとの評価結果例（サンダーランド大学の場合）



高等教育機関ごとの評価結果例（ルートン大学の場合）



高等教育機関ごとの評価結果例（ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスの場合）



RAE, “2001 Research Assessment Exercise: The Outcome”

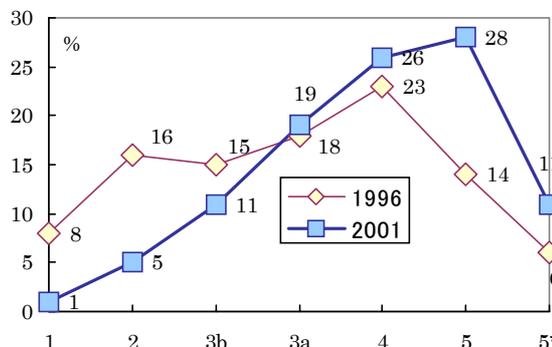
(注) 棒グラフについては、研究ユニットの評価が3であれば、そのユニットに属する研究者は全員3という評価を受けたものとして整理される（したがって、一分野しか申請していない高等教育機関のグラフは全員が同じ評価帯に位置付けられる）

⑦ 評価の全体的傾向

全体として研究水準の著しい向上が見られる。4以上の評価を得ているところは、1996年の43%から64%に上昇。反対に、評価が1又は2のところは1996年の24%から6%にまで減少している。

評価結果別の対象数

評価	1996年の結果		2001年の結果	
	評価対象数	%	評価対象数	%
1	236	8%	18	1%
2	464	16%	140	5%
3b	422	15%	278	11%
3a	528	18%	499	19%
4	671	23%	664	26%
5	403	14%	715	28%
5*	170	6%	284	11%
計	2,894	100%	2,598	100%

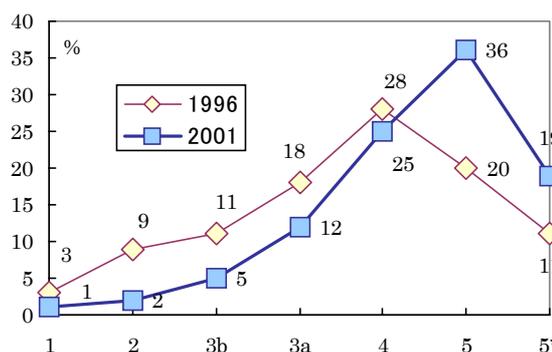


RAE, “2001 Research Assessment Exercise: The Outcome”

研究者の割合に着目すると、55%の研究者が5又は5*の評価を持つところに在籍していることとなり、これも1996年の31%と比較して大きく向上している。

評価結果別の研究者数

評価	1996年の結果		2001年の結果	
	研究者数	%	研究者数	%
1	1,620	3%	94	<1%
2	4,314	9%	1,144	2%
3b	5,234	11%	2,635	5%
3a	8,863	18%	5,981	12%
4	13,257	28%	11,932	25%
5	9,611	20%	17,260	36%
5*	5,175	11%	8,975	19%
計	48,072	100%	48,022	100%



RAE, “2001 Research Assessment Exercise: The Outcome”

61の高等教育機関が5*を1つ以上は獲得しており、5以上を獲得したところを含めると96に達する。

また、1992年以後にポリテクニクから昇格した「新しい大学」の結果も向上しており、3つの大学（オックスフォード・ブルックス、マンチェスター・メトロポリタン、リバプール・ジョン・モアズ）が5*を獲得している（前回は0）とともに、5を得た研究ユニットも43に達している（前回は10）。特にオックスフォード・ブルックス大学が「歴史」においてオックスフォード大学を上回ったことが話題となっている（オックスフォード・ブルックス：5*、オックスフォード：5）^{48,49}。

⁴⁸ ただし、オックスフォード・ブルックスの歴史学科は、オックスフォードと比較して規模も小さい上に、特定分野（特に「薬の歴史」）に特化しているところであるため、一概に比較することは困難。一般に伝統的な大学ほど各学問分野を満遍なくカバーしていることが多いが、その一方で1960年代以降の大学ほど、環境や情報など新しい学問分野を開拓しつつ、伝統的な学問分野については得意な分野に特化するという両面作戦を取ることで高い評価を得ようとしている。

⁴⁹ RAEに対しては「公的資金の重点的配分に資している」「研究の質を改善している」等の評価も

⑧ 関係団体・新聞報道

関係団体からのコメントの概要は以下の通り

- ・「前回のRAEからの躍進は、研究戦略を立てた各大学の直接の結果によるもの。評価のインフレという批判があるだろうが、そうではなく、大学側の適切な対応によるもの」(HEFCE)
- ・「高い研究水準のところが増えたのは、英国の大学が5年前と比べて優れた研究を行っていることを示す。知識経済における競争力は政府の方針である。政府に対して、今回の成功を認識し、発展させるための財政拠出を求める」(University UK)
- ・「大学教員は、財政難によりさらなる人員削減に直面するだろう。HEFCEが組合とともに政府に財政問題について働きかけることを求める」(Association of University Teachers)

RAEの公表日当日における新聞記事の概要は以下の通り。

- ・「英国の大学研究は評価開始以来最高の水準」「今回の結果は、大学の研究水準の向上を示したという点で勝利であるが、大学が現状のままで優れた業績を挙げられたことへの説明が生じたという点で失敗」「今後、大学への公財政支出が増えなければ、現在のような研究評価は最後となるだろう」(Times Higher Education Supplement)
- ・「ケンブリッジがオックスフォードを負かして研究評価でトップ。しかし、全国的な結果の向上は、2億ポンドの公財政不足という問題に圧倒」(Guardian)
- ・「今後5年間で政府の大学への研究費支出は10億ポンド足りないことになる。1,000近くの学科の研究が世界的水準にあるという結果が出たにもかかわらず、現在の仕組みでは2002-03年度で2億ポンドの不足が生じる」(Financial Times)
- ・「オックスフォードが、ケンブリッジだけでなくインペリアルにも遅れをとり、3位に転落」「今や資金獲得が、ほとんど全ての大学の主要業務になっており、

あり、高等教育機関の研究評価手法としてはほぼ定着しており、教育評価に対する信頼性が問題となっているのと対照的である。ただし、高等教育関係者からは以下のような指摘を聞くことも多い。

- ・実施にかかるコスト（高等教育機関側の準備に必要な事務量の他に、ファンディング団体における事務コストが4,000万ポンド）（ただし、事務量はそれほど負担ではないと指摘する関係者もあり、これは相対的な価値判断によるものか）。
- ・高等教育機関の現場では「事務やチュートリアル等の教育に力を入れる研究者の冷遇」「優れた教員の大学間での引き抜き合い」「将来有望な若手育成よりも次回のRAEですぐに成果を出せる研究者を採用する傾向」が見られている。また4-5年というRAEのサイクルに沿って論文作成を進めることを強られるため、長期的視野に立った研究が困難になりつつある。
- ・評価結果の一人歩き（研究資金の配分に活用するという目的から離れて、新聞のランキングに見られるように単独の大学評価に使用）。

前回（1996年）よりも高い評価を得た高等教育機関は当然に研究的資金の増額を期待したが、実際には5*に届かなかったところへの研究的資金の交付金額（2002-03年度）は軒並み減額となっており、現行の評価制度の見直しが必須となっている。2002年6月にはHEFCEが制度の見直しを行うことを公表している。

学科の責任者は、高い評価を得るためにどうしたらよいかを知っている。そのため評価のインフレが生じている。本当に半分が世界水準にあるのか。この解決には研究資金配分方法の見直しが必要」(Independent)

- ・「ケンブリッジが研究でトップ。LSEがオックスフォードを負かして2位」(Times)
- ・「ケンブリッジが研究水準でトップ。オックスフォードはインペリアルに次いで3位」(Daily Telegraph)

⑨ 新聞各紙によるランキング

RAEの結果については、高等教育関係者、マスコミの大きな関心を集めていることから、その結果を基に新聞各紙が独自に大学ランキングを作成している。各紙によって集計の方法が少しずつ違うため、ケンブリッジ大学が1位であることを除くと、それ以外のランキングは若干異なっている。

新聞各紙によるRAE上位10大学

Times Higher Education Supplement	Guardian
1 University of Cambridge	1 University of Cambridge
2 Imperial College	2 LSE
3 University of Oxford	3 University of Oxford
4 LSE	4 Imperial College
5 Institute of Cancer Research	5 University of Warwick
6 University of Warwick	6 University of York
7 University College London	7 University College London
8 Cardiff University	8 University of Southampton
9 University of Manchester	9 Lancaster University
10 University of Essex	10 London Sch of Hygiene & Tropical Med
Financial Times	Independent
1 University of Cambridge	1 University of Cambridge
2 LSE	2 Imperial College
3 University of Oxford	3 University of Oxford
4 Imperial College	4 LSE
5 University of Warwick	5 University of Warwick
6 University of York	6 University College London
7 University College London	7 Cardiff University
8 University of Bristol	8 University of Manchester
9 Royal Holloway	9 University of Essex
10 University of St Andrews	10 University of Southampton
Times	Daily Telegraph
1 University of Cambridge	1 University of Cambridge
2 LSE	2 Imperial College
3 University of Oxford	3 University of Oxford
4 Imperial College	4 LSE
5 University of Warwick	5 University of Warwick
6 University of York	6 University College London
7 University College London	7 University of Bristol
8 University of Southampton	8 University of Manchester
9 Lancaster University	9 Cardiff University
10 University of St Andrews	10 Royal Holloway

各紙報道

(2) QAAによる教育評価

HEFCEは「1992年継続・高等教育法」第70条により教育評価を行うこととされている。ただし、実際にはHEFCEは高等教育水準評価機構(QAA, Quality Assurance Agency for Higher Education)と契約を結んでおり、ここが教育評価を行っている。

QAAは各高等教育機関及びHEFCE等のファンディング団体からの収入により運営される有限保証会社であり、14人の理事及び約100人の職員からなる。名称に「エージェンシー」が付いているが、政府の行政サービスの効率化を目的に1980年代から導入されているエージェンシー(Executive Agency) (日本の独立行政法人に相当)とは異なる。

2003年からはQAAによる新しい教育評価が導入されることになっているが、以下では2001年まで行われた「教科評価」(subject review)と「高等教育機関評価」(institutional review)の2種類を述べる。

教科評価は、各高等教育機関の各学問分野の評価を行うものであり、5年に1回の目処で、以下の6種類に分類して評価を行う⁵⁰。

- ・カリキュラムのデザイン、内容、実施体制(Curriculum design, content and organisation)
- ・教育、学習、評価(Teaching, learning and assessment)
- ・学生の進歩と達成(Student progress and achievement)
- ・学生へのサポート、ガイダンス(Student support and guidance)
- ・学習環境(Learning resources)
- ・水準の評価、向上のための方策(Quality management and enhancement)

評価は、4日間にわたる高等教育機関への訪問の監査の結果を基に行われ詳細な報告書が作成されるが、その中でもっとも関心の的になるのが、各分類における1-4の4段階の評価である。これは各高等教育機関が定めた目標(aims)、具体的目

⁵⁰ 2002年4月のデイリー・テレグラフ紙が、多様な学生を大学に入学させることを奨励するのは大学の水準低下につながるのという観点から、QAAが発表したペイズリー大学(University of Paisley)の工学部に対する教育評価報告書について以下のような記事を掲載している。

「(1) 同学部には低所得者層の出身である学生が大変多い。(2) 中退率も非常に高く、コースによっては67%に達している。(3) これに対してQAAの報告書は「多様な学生を受け入れようとする大学の方針は、恵まれない学生に機会を与えるという観点から成功している」と述べているが、中退率が67%もあるのだから必要水準に達しない学生の受入をやめるべきと提言するのかもしれないと思いきや、違う見解を持っていた。「見直しが進められているコースプログラムでは、学生受入の方針を考慮しつつ、学生の能力に見合ったものとなるように精選すべき」と述べおり、レベルを下げてみんな入学させるというわけだ。QAAは教育水準を守るために存在すると思われていたが、実は反対であった。(4) QAAは「『見直しが進められているコースプログラムでは、学生受入の方針を考慮しつつ、学生の能力に見合ったものとなるように精選すべき』とは『学生の受入方針を調べて、必要とされる水準にある学生だけを入学させるようにすべき』という意味である」と説明しているが、プログラムの精選(refining)が「入学受入方針を調べる」という意味になるわけがない。コースを易しくすることで、本来は要件を満たしていない学生が落ちこぼれるのを減らすという意味としか解釈できない。教育水準の維持向上を使命とするQAAが、実際にはアカデミック・スタンダードよりも高等教育進学率を50%にするという政府の目標の方に比重を置いている。」

的(objectives)をどれだけ満たしているかという観点から評価する（したがって各高等教育機関の教育水準を相互比較する指標としては必ずしも適していない）。1の評価が一つでもあると再評価の対象となる。

教科評価の4段階

評価	説明
4	具体的目的の達成に完全に貢献している。目標も満たしている。
3	具体的目的の達成にかなり貢献しているが改善の余地もある。目標もかなり満たしている。
2	具体的目的の達成への貢献度が許容できる水準にあるが、大きな改善の余地がある。目標は大まかに満たしている。
1	目標・具体的目的とも満たしている。改善すべき重大な問題がある。

QAA, "Subject Review Handbook"

教科評価の例（ウエストミンスター大学工学部）

教育状況	評価
カリキュラムのデザイン、内容、実施体制	4
教育、学習、評価	3
学生の進捗と達成	3
学生へのサポート、ガイダンス	3
学習環境	3
水準の評価、向上のための方策	4
合計点	20

QAA Q147/98 "Quality Assessment Report for University of Westminster, Civil Engineering, March 1998"

高等教育機関評価は、高等教育機関のシステムが質の維持にどう役立っているかを評価するものであり、これは数値化された評価ではない。

QAAによる教育評価の結果は、研究評価と異なり、資金交付に直接的に反映されることはないが、評価結果が著しく悪い場合はHEFCEからの資金交付の削減対象となり得る。逆に高い評価を得た場合は、優れた事例(Good Practices)として優遇されることもあり得るし、学生の定員増に当たっての判断材料の一つともされ得る。

(3) HEFCEによる大学評価

HEFCEでは、1999年より、RAEとは別に、次のような高等教育機関の大学活動評価(performance indicators)を行っている。

HEFCEによる高等教育機関の活動評価の例

Table T1 a : Participation of under-represented groups in higher education

Institution	Young full-time first degree entrants 1999-2000			From state schools or colleges		
	Total entrants	Number of young entrants	Percent entrants who are young	Percent with known data	Percent from group	Benchmark
			%	%	%	%
England						
All English Institutions	229,261	178,201	78	85	84	
Anglia Polytechnic University	2,462	1,443	59	69	94	92
Aston University	1,168	1,067	91	91	84	84
University of Bristol	2,920	2,695	92	83	57	73
Brunel University	2,679	2,040	76	90	85	87
Buckinghamshire Chilterns University College	1,598	1,108	69	74	97	95
University of Cambridge	2,870	2,744	96	98	52	65

HEFCE 01/69, "Performance indicators in higher education in the UK 1998-99, 1999-2000"

評価事項は、以下の通りである。

○アクセス度

- ・学生のうち、公立学校出身者の割合
- ・学生のうち、熟練肉体労働者、半熟練労働者、不熟練労働層出身者の割合
- ・学生のうち、低進学地域の出身者の割合

(21歳未満の者の大学進学率が過去4年間とも全国平均の1/3を下回る地域)

○中退率

- ・大学進学後1年後の在学率
- ・学位の修得率

○効率性

(本来の学位修得期間と実際の在学期間の割合)

○学術研究

(投入量「アカデミック・スタッフのための経費」「ファンディング機関からの研究資金」及び算出量「PhDの取得者数」「研究資金及び契約の獲得量」の相関関係)

このうち、政府はアクセス度及び中退率について大きな関心を持っている。アクセスの問題については前述したが、中退率が高い高等教育機関の状況について、1999年にブラックストン高等教育担当閣外大臣(当時)が「潜在的な能力の無駄であるとともに、非効率的な税金の使い方である」と述べ、学内における学生のため

の学習サポートの必要性を述べた⁵¹。

(4) マスコミによる高等教育ランキング

前述のRAEに関する新聞による独自ランキングの他にも、政府資料等をもとに様々なランキングが発表されており、これも世間の大きな注目を受けている。

ガーディアン紙の教育評価及び研究評価に関するランキングは以下のとおり。

ガーディアン紙による教育評価のリーグ・テーブル(2001年)

	総合評価 (100点満点)	学問分野 ごとの評 平均 (100点 満点)	中退の少 なさ(8 点満点)	貧困層か らの進学 (8点満 点)	図書館・ コンピュ ータ投資 (4点満 点)	学生の住 宅事情	研究評価
1 ケンブリッジ	76.47	84.00	4.74	2.00	2.53	50.74	6.49
2 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス	76.16	82.19	4.74	1.67	4.00	87.48	6.28
3 インペリアル・カレッジ	74.71	83.30	3.85	1.67	2.55	N/A	6.09
4 オックスフォード	73.15	79.57	4.74	1.33	3.43	60.10	6.68
5 ウォーリック	69.89	77.25	4.44	1.67	1.98	46.94	5.51
6 ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン	69.85	77.55	4.74	1.00	2.07	42.75	5.84
7 ヨーク	69.30	76.14	5.04	2.00	1.35	48.20	5.47
8 ランカスター	68.98	75.87	4.44	2.67	1.18	43.79	5.50
9 ロイヤル・ホロウェー	68.86	77.44	4.44	1.33	1.14	N/A	5.20
10 ノッティンガム	68.82	75.96	4.15	2.00	1.91	N/A	4.96

<http://education.guardian.co.uk/>

ガーディアン紙による研究評価のリーグ・テーブル(2001年)

	総合評価 (7点満 点)	研究力 (研究者 数×RAE) (100点満 点)	REA参加 スタッフ 数	RAE参加 スタッフ 比(6点 満点)	博士号/ス タッフコ スト	獲得した 研究/スタ ッフコス ト
1 オックスフォード	6.7	100.0	1611	5	2.91	1.97
2 ケンブリッジ	6.5	94.3	1563	6	2.56	1.98
3 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス	6.3	21.3	365	6	1.69	2.37
4 インペリアル・カレッジ	6.1	48.3	853	5	1.08	1.46
5 ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン	5.8	84.5	1556	6	0.90	1.55
6 バース	5.6	19.8	384	5	1.40	1.58
7 マンチェスター科学技術	5.6	22.5	432	5	1.89	1.17
8 ウィンブルドン芸術スクール	5.6	2.0	39	5	0.00	0.42
9 ランカスター	5.5	23.7	464	6	2.12	1.91
10 ウォーリック	5.5	39.0	760	6	2.61	2.49

<http://education.guardian.co.uk/>

⁵¹ 英国では、一般論としては、中退者が多いのは学生の家庭や経済的理由によるものとされており、中退率が高いことは、高等教育機関での教育や学生への評価が厳しいことの反映というような考え方は少ない。

IV 高等教育の制度の概要

タイムズ紙のランキングは以下のとおり。

タイムズ紙によるリーグ・テーブル (2001年)

	教育評価	研究評価	A レベルの 入学時の 成績	学生 教員比	図書館・コンピ ュータ投資	施設投資	卒業時の成績	卒業生の就職状 況	教育の効率性	総合
比重	2.5	1.5	1	1	1	1	1	1	1	
1 ケンブリッジ	22.4	6.4	29.7	11.9	963	150	88.9	96.0	97.6	1000
2 オックスフォード	22.0	6.1	29.3	13.1	1350	104	82.7	96.3	97.0	984
3 インペリアル・カレッジ	22.0	5.4	27.8	8.6	843	379	67.9	96.1	90.9	973
4 ブリストル	21.4	4.6	26.7	12.6	538	385	76.1	95.6	93.5	899
5 ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン	21.7	5.3	25.3	9.4	788	205	70.1	94.2	91.0	886
6 ウォーリック	21.9	5.4	25.9	15.8	615	184	71.9	96.7	92.8	874
7 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス	21.6	6.1	27.9	17.4	903	129	69.9	94.9	93.4	868
8 エディンバラ	21.5	5.1	26.2	13.6	742	244	74.8	94.7	89.2	867
9 バース	20.8	5.0	25.3	15.2	879	358	68.3	95.4	91.9	864
10 セント・アンドリュース	22.0	4.6	23.3	12.1	593	216	73.3	94.5	89.2	859
11 ノッティンガム	21.5	4.4	26.2	14.2	671	207	73.9	95.9	91.8	855
12 ヨーク	22.2	5.0	25.4	14.2	487	164	63.4	93.4	95.0	844
13 ニューキャッスル	21.3	4.1	23.2	14.9	813	246	64.4	96.7	91.2	838
14 バーミンガム	21.3	4.4	24.6	14.3	494	212	67.7	95.4	92.5	813
15 ダーラム	21.4	4.6	25.1	15.4	537	269	65.9	90.5	94.4	807
16 マンチェスター	21.1	4.7	24.0	15.1	634	178	66.4	96.0	91.7	804
17 シェフィールド	21.6	4.4	25.8	18.0	399	165	64.5	96.0	93.5	795
18 キングス・カレッジ	21.0	4.4	24.7	12.1	477	125	62.7	95.4	100.2	794
19 アバディーン	21.3	3.9	21.6	15.4	609	276	62.7	94.1	87.9	788
20 グラスゴー	21.7	3.7	24.1	15.5	542	144	68.0	95.5	84.7	783

The Times, "Good University Guide 2002"

ファイナンシャル・タイムズ紙によるMBAランキングは以下の通り。

ファイナンシャル・タイムズ紙によるMBAリーグ・テーブル (2002年)

順位	全世界での順位	学校名
1	9	London Business School
2	22	University of Cambridge: Judge
3	28	University of Oxford: Said
4	36	Warwick Business School
5	44	Cranfield School of Management
6	48	Manchester Business School
7	77	Edinburgh University Management School
8	81	City University Business School
9	85	Imperial College Management School
10	89	Strathclyde Graduate School of Business
10	89	University of Durham Business School
10	89	University of Bath School of Management
13	97	Ashridge Management College

Financial Times Survey

V. 略語一覧

本文で複数個所に登場するものを中心に掲載する。

AHRB: Arts and Humanities Research Board	芸術・人文リサーチ委員会
API: Age Participation Index	高等教育進学率
AS level: Advanced Subsidiary level	ASレベル
AUT: Association of University Teachers	大学教員組合
BBSRC: Biotechnology and Biological Sciences Research Council	バイオテクノロジー・生物化学リサーチ・カウンシル
BECTA: British Educational Communications and Technology Agency	英国教育情報技術局
CCLRC: Council for the Central Laboratory of the Research Councils	中央研究リサーチ・カウンシル
CTC: Technology College Trust	テクノロジー・カレッジ・トラスト
CEP: Career Entry Profile	新任教員プロフィール
CNAAs: Council for National Academic Awards	全国学位授与委員会(1992年に廃止)
CTC: City Technology College	シティ・テクノロジー・カレッジ
DfEE: Department for Education and Employment	教育雇用省 (2001年6月にDfES(に再編)
DfES: Department for Education and Skills	教育技能省
DTI: Department for Trade and Industry	貿易産業省
EPSRC: Engineering and Physical Sciences Research Council	工学・物理学リサーチ・カウンシル
ESRC: Economic and Social Research Council	経済・社会学リサーチ・カウンシル
FEFC: Further Education Funding Council	継続教育財政カウンシル (2001年に学習技能カウンシル(LSC, Learning and Skills Council)に再編)
FTE: Full-Time Equivalent	フルタイム相当
GCE: General Certificate of Education	大学入学資格
GCSE: General Certificate of Secondary Education	中等学校修了一般資格
GNVQ: General National Vocational Qualification	全国一般職業資格
HEFCE: Higher Education Funding Council in England	イングランド高等教育財政カウンシル
HEIF: Higher Education Innovation Fund	高等教育イノベーション・ファンド
HESA: Higher Education Statistics Agency	高等教育統計局
HESES Survey: Higher Education Students Early Statistics Survey	高等教育学生数速報調査
HESDA: Higher Education Staff Development Agency	高等教育人材育成局
IEA: The International Association for the Evaluation of Education Achievement	国際教育到達度評価学会
ITT: Initial Teacher Training	教員養成課程
KS: Key Stages	キーステージ
LBS: London Business School	ロンドン大学ロンドン・ビジネス・スクール
LEA: Local Education Authority	地方教育当局
LSE: London School of Economics and Political Science	ロンドン大学ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス

MRC: Medical Research Council	医学リサーチ・カウンシル
NATHFE: National Association of Teachers in Higher and Further Education	全国高等教育・継続教育教員組合
NDPB: Non Departmental Public Body	省庁の監督下にある準政府機関
NERC: Natural Environment Research Council	自然環境リサーチ・カウンシル
NGfL: National Grid for Learning	全国学習情報ネットワーク
NMGD: Non Ministerial Government Department	大臣を置かず省庁から独立した政府機関
NQF: National Qualification Framework	全国資格制度
NQT: Newly Qualified Teachers	新任教員
NVQ: National Vocational Qualification	全国職業資格
OfSTED: Office for Standards in Education	教育水準局
OST: Office of Science and Technology	科学技術庁
PFI: Private Finance Initiative	民間活力導入政策
PGCE: Post-Graduate Certificate in Education	学部卒教員資格
PPARC: Particle Physics and Astronomy Research Council	素粒子物理・天文リサーチ・カウンシル
PPP: Public Private Partnership	官民協調政策
PRU: Pupils Referral Units	児童生徒受入施設
QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education	高等教育水準評価機構
QCA: Qualification and Curriculum Authority	資格カリキュラム機構
QTS: Qualified Teacher Status	教員資格
RAE: Research Assessment Exercise	研究評価
RCs: Research Councils	リサーチ・カウンシル
SEN: Special Education Need	特別な教育的ニーズ
SLC: Student Loans Company Ltd.	学生ローン・カンパニー
TCT: Technology College Trust	テクノロジー・カレッジ・トラスト
TTA: Teacher Training Agency	教員養成委員会
TES: Times Education Supplement	タイムズ教育新聞（毎週金曜に発売）
THES: Times Higher Education Supplement	タイムズ高等教育新聞（毎週金曜に発売）
UCAS: Universities and Colleges Admissions Service for the UK	大学・カレッジ入学サービス
UCL: University College London	ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン
UMIST: University of Manchester Institute of Science and Technology	マンチェスター科学技術大学
UWE: University of West England	西イングランド大学

VI. 参考文献

英国政府による法律、命令、通達、ガイドライン等は除いてある。

- AUT, *Pay and conditions*, 2001
BECTA, *Primary Schools - ICT and Standards*, 2002
Boehm, K. and Lees-Spalding, J., *Student Book 2002*, Trotman, 2001
Boehm, K. and Lees-Spalding, J., *2002 Guide to Independent Schools*, Trotman, 2001
Conservative Party, *Manifesto*, 2001
Cooper, D., *How to choose your A-levels*, 2000
CVCP, *Briefing Note: How UK universities are governed*, 1998
DfEE, *A strategic framework to 2002*, 1998
DfEE, *DfEE and OfSTED: Departmental Report 1997*, 1997
DfEE, *DfEE and OfSTED: Departmental Report 1998*, 1998
DfEE, *DfEE and OfSTED: Departmental Report 1999*, 1999
DfEE, *DfEE and OfSTED: Departmental Report 2000*, 2000
DfEE, *DfEE and OfSTED: Departmental Report 2001*, 2001
DfEE, *Excellence for all children: meeting special educational needs*, 1997
DfEE, *Excellence in schools*, 1997
DfEE, *Governing body decision planner*, 2000
DfEE, *Higher Education for the 21st Century*, 1997
DfEE, *Improving Literacy and Numeracy: A Fresh Start*, 1999
DfEE, *The Learning Age, Further Education for the New Millennium*, 1998
DfEE, *Learning to Succeed: a new framework for post-16 learning*, 1999
DfEE, *The National Literacy Strategy, Framework for teaching YR to Y6*, 1998
DfEE, *The National Numeracy Strategy, Framework for teaching mathematics from Reception to Year 6*, 1999
DfEE, *Schools: building on success*, 2001
DfEE, *Statistics of Education: National Curriculum Assessments of 7, 11 and 14 Years Olds in England -1998*, 1998
DfEE, *Statistics of Education: National Curriculum Assessments of 7, 11 and 14 Years Olds in England -1999*, 1999
DfEE, *Statistics of Education: National Curriculum Assessments of 7, 11 and 14 Years Olds in England -2000*, 2000
DfEE, *Student Support: Statistics of Student Awards for Higher Education and Wales, 1999/2000*, 2001
DfEE, *teachers: meeting the challenge of change*, 1998
DfEE, *DfEE and OfSTED: Departmental Report 2002*, 2002
DfES, *14-19: extending opportunities, raising standards*, 2002
DfES, *Class Sizes in Maintained Schools in England: January 2001*, 2001
DfES, *Class Sizes in Pupil-Teacher Ratios in Schools in England: January 2002*, 2002
DfES, *Education and Skills: Delivering Results - A Strategy to 2006*, 2001
DfES, *Financial support for higher education students in 2001/2002, A Guide*, 2000
DfES, *GCSE/GNVQ and GCE A/AS/VCE/Advanced GNVQ Results for Young People in England 2000/2001*, 2001
DfES, *Infant class size in England: September 2001*, 2001
DfES, *Permanent exclusions from maintained schools in England*, 2000
DfES, *Permanent exclusions from schools and exclusion appeals, England 2000/2001*, 2002
DfES, *Permanent exclusions from schools, England, 1999/2000*, 2001

DfES, *Provision for Children Under Five Years of Age in England -January 2002*, 2002

DfES, *Pupil absence and truancy from schools in England, 1999/2000*, 2001

DfES, *Research Report RR 278, Parents' Experiences of the Process of Choosing a Secondary School*, 2001

DfES, *Research Report RR 307, Patterns of Participation in Full-time Education after 16*, 2001

DfES, *Schools: Achieving success*, 2001

DfES, *Special Education Need in England, January 2001*, 2001

DfES, *Special Educational Needs in Schools in England, January 2002*, 2002

DfES, *Statistics of Education: National Curriculum Assessments of 7, 11 and 14 Years Olds in England -2001*, 2001

DfES, *Statistics of Education: Class Size and Pupil Teacher Ratios in England*, 2000

DfES, *Statistics of Education: Class Sizes and Pupil Teacher ratios in maintained school in England: January 2001*, 2001

DfES, *Statistics of Education: Education and Training Expenditure since 1991-92*, 2001

DfES, *Statistics of Education: Education and Training Statistics for the United Kingdom 2001*, 2001

DfES, *Statistics of Education: Public Examinations GCSE/GNVQ and GCE/AGNVQ in England 2000*, 2001

DfES, *Statistics of Education: Schools in England 2001*, 2001

DfES, *Statistics of Education: Survey of Information and Communications Technology in Schools 2001*, 2001

DfES, *Statistics of Education: Teachers in England (including teachers pay for England and Wales) 2001 edition*, 2002

DfES, *Student Support: Statistics of Student Loans for Higher Education in United Kingdom - Financial Year 2000-01 and Academic Year 2000/01*, 2001

DfES, *the School of the Future*, 2002

DfES, *Success for all-performing Further Education and Training, Discussion Document-June 2002*, 2002

DfES, *Transforming the way we learn, A vision for the future of ICT in schools*, 2002

DfES, *Youth Cohort Study, the activities and experience of 19 years olds: England and Wales 2000*, 2001

DfES, *Youth Cohort Study, the activities and experiences of 17 year olds: England and Wales 2000*, 2001

DTI, *The Forward Look 2001*, 2001

DTI, DfEE, *Opportunity for all in a world of change*, 2001

Farrington, D. J., *The Law of Higher Education*, Butterworths, 1998

FEFC, *Staff Statistics, 1998-99*, 2000

Gabbittas, *The Independent Schools Guide*, Gabbittas, 2002

Gibbons, S. and Machin, S., *Valuing Primary Schools*, Centre of the Economics of Education, LSE, 2001

HEFCE, *4/97 Funding Method for Research from 1997-98*, 1997

HEFCE, *99/66 Performance indicators in higher education*, 1999

HEFCE, *99/68 Profiles of higher education institutions*, 1999

HEFCE, *00/37 Review of research*, 2000

HEFCE, *01/14 Funding higher education in England*, 2001

HEFCE, *01/20 Guide for Members of Governing Bodies of Universities and Colleges in England, Wales and Northern Ireland*, 2001

HEFCE, *01/21 Indicators of employment*, 2001

HEFCE, *01/38 The employment of UK graduates: comparisons with Europe and Japan*, 2001

HEFCE, *01/45 Quality assurance in higher education: Proposals for consultation*, 2001

HEFCE, *01/52 HESE01*, 2001

HEFCE, *01/56 Higher education in the United Kingdom*, 2001

HEFCE, *01/56 Higher Education in the United Kingdom*, 2001

HEFCE, *01/57 Recurrent grants for 2001-02: final allocation*, 2001

HEFCE, *01/61 Research Activity Survey 2001*, 2001

HERCE, *01/66 Information on quality and standards of teaching and learning: Proposal for consultation*, 2001

HEFCE, *01/68 Higher education - business interaction survey*, 2001

HEFCE, *01/69 Performance indicators in higher education in the UK*, 2001

HEFCE, *02/04 Higher Education Innovation Fund*, 2002

HEFCE, *02/11 Recurrent grants for 2002-03*, 2002

HEFCE, *02/15 Information on quality and standards in higher education: Final report of the Task Group*, 2002

HEFCE, *2002/31 Teaching and learning infrastructure in higher education*, 2002

HEFCE, *02/17 About the HEFCE*, 2002

HEFCE, *02/18 Funding higher education in England*, 2002

HEFCE, *Annual report 2000-01*, 2001

HESA, *HE Financial Plus 1999-2000*, 2001

HESA, *Higher Education Management Statistics -Sector Level 1999/2000*, 2001

HESA, *Higher Education Statistics for the United Kingdom 1999/2000*, 2001

HESA, *Higher Education Statistics for the United Kingdom 1999/2000*, 2001

HESA, *Insight 2000*, 1999

HESA, *Resources of Higher Education Institutions 1999/2000*, 2001

HESA, *STUDENTS in Higher Education Institutions 1997/98*, 2001

HESA, *STUDENTS in Higher Education Institutions 1998/99*, 2001

HESA, *STUDENTS in Higher Education Institutions 1999/2000*, 2001

HM Treasury, *Spending Review 2000 - Prudent for a Purpose: Building Opportunity and Security for All*, 2000

HM Treasury, *Public Expenditure Statistical Analyses 2001-02*, 2001

HM Treasury, *Public Expenditure Statistical Analyses 2002-03*, 2002

HM Treasury, *SET for success, The supply with science, technology, engineering and mathematics skills (The report of Sir Gareth Roberts' Review)*, 2002

IEA, *TIMSS 1999, Benchmarking Achievement Reports, Highlights of Study*, 2000

Labour Party, *Manifesto*, 1997

Labour Party, *Manifesto*, 2001

LGA, *Local government structure*, 2001

Liberal Democrats, *Manifesto*, 2001

Liell, P. M., *Law of Education*, Butterworths, 2002

Lowe, C., *The School Governor's Legal Guide 2001/2002*, Croner, 2001

Mackinnon, D., and Statham, J., *Education in the UK: Facts and Figures*, The Open University, 1999

McEwan, V. G., *Education Law*, CLT, 1999

The National Committee of Inquiry into Higher Education, *Higher Education in the learning society (Dearing Report)*, 1997

National Audit Office, *Improving student achievement in English higher education*, 2002

National Audit Office, *Widening participation in higher education in England*, 2002

National Statistics, *International student assessment: Results for England 2000*, 2001

OECD, *Education at a Glance - Highlights*, 2000

OECD, *Knowledge and Skills for Life: First Results from PISA 2000*, 2001

OfSTED, *ICT in Schools, Effect of government initiatives*, 2002

OfSTED, *LEA Support for School Improvement*, 2001

OfSTED, *OfSTED Cooperate Plan 2001-02*, 2001

OfSTED, *The Annual Report of Her Majesty's' Chief Inspector of Schools - Standards and Quality in Education 2000/01*, 2002

O'Leary, J., *The Times Good University Guide 2002*, Times Books, 2001

OST, *Allocation of the science budget 1999-00 to 2001-02*, 1999

OST, *ScienceBudget 2001-02 to 2003-04*, 2000

Palfreyman, D. and Warner, D, *Higher Education and the Law: A Guide for Managers*, The Open University, 1998

Patent Office, *Managing Intellectual Property - A guide to strategic decision-making in universities*, 2002

QAA, *Annual Report and financial summary 2000/2001*, 2002

QAA, *Handbook for academic review*, 2000

QAA, *The framework for higher education qualifications in England, Wales and Northern Ireland*, 2001

QAA, *QAA external review process for higher education in England: Operational description*, 2002

QCA, *A Scheme of work* (各教科) , 1998

QAA, *Subject Review Handbook: September 2000 to December 2001*, 2000

QCA, *Arrangements for the statutory regulation of external qualifications in England, Wales and Northern Ireland*, 2000

QCA, *Assessment and reporting arrangements 2001, Foundation stage and key stage 1*, 2000

QCA, *Assessment and reporting arrangements 2001, Key stage 2*, 2000

QCA, *Assessment and reporting arrangements 2001, Key stage 3*, 2000

QCA, *Curriculum guidance for 2000: Implementing the changes to 16–19 qualifications*, 1999

QCA, *Curriculum Guidance for the Foundation Stage*, 2000

QCA, *Finding your way around*, 2000

QCA, *Key stage 4 curriculum in action*, 1998

QCA, *The National Curriculum, Key stages 1 and 2*, 1999

QCA, *The National Curriculum, Key stages 3 and 4*, 1999

QCA, *Target setting and assessment in the national Literacy Strategy*, 1999

QCA, *The National Numeracy Strategy, Standards in mathematics, exemplification of key learning objectives from reception to year 6*, 1999

RAE, *A Guide to the 2001 Research Assessment Exercise*, 2001

RAE, *RAE 3/99 Membership of Assessment Panels*, 1999

RAE, *RAE 4/2001 2001 Research Assessment Exercise: The Outcome*, 2001

TCT, *Value added and the benefits of specialism*, 2002

TTA, *Performance Profiles 2001: Initial Teacher Training in England*, 2001

UCAS, *How to Apply 2002 ENTRY*, Trotman, 2001

University UK, *Survey of tuition fees for international students 2001-2002*, 2001

Vincent, A., *How to choose your GCSEs*, Trotman, 2001

Wolchover, J., *The London Schools Guide*, Mitchell Beazley, 2002

Woodard, A. J., *The Head Legal Guide*, Croner, 2002

合田哲雄、篠原康正『諸外国の大学入学者決定制度に関する調査報告』 文部省出張報告 1996

後藤裕、他『学校教育の新たな展開を支えるための学校施設の整備に関する調査研究』 科研費調査 2001

高為重『英国における特別ニーズ教育の現状と課題』 国立特殊教育総合研究所出張報告 2000

文部省『諸外国の学校教育 (欧米編)』 1995

文部省『諸外国の教育財政制度』 2000

文部科学省『諸外国の初等中等教育』 2002

清水喬雄「英国のベンチャー・ビジネスの動向について」『JETRO技術情報』2001年4月号

清水喬雄「英国の産業技術開発政策の動向」『JETRO技術情報』2001年5月号

村田直樹『英国高等教育改革の諸側面』 文部省 1999

山田総一郎『研究評価の動向等について』 文部省出張報告 2000

山田総一郎『英国における最近の科学技術政策の状況について』 文部省出張報告 2000

山田総一郎『英国における人文社会科学の振興方策について』 文部省出張報告 2000

【新聞・雑誌】

Daily Telegraph
Financial Times

Guardian
Independent
Independent on Sunday
Observer
Sunday Telegraph
Sunday Times
Times
Times Education Supplement
Times Higher Education Supplement
The Economist
New Statesman
BBC News Education (<http://news.bbc.co.uk/hi/english/education/>)

著者略歴

榎本剛（えのもとつよし）

東京大学法学部卒

平成3年文部省入省後、高等教育局企画課等を経て、オーストラリア教育雇用訓練青少年省（平成9－10年）、文部省教育助成局地方課（10－11年）、在連合王国日本国大使館（11－14年）にて勤務し、現在、日本学術振興会国際事業部人物交流課長兼地域交流課長。

英国の教育

平成14年7月22日発行

発行 (財)自治体国際化協会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19F

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346
